

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 1 1 日) (月曜日)

| | |
|--|-----|
| 開 会 | 7 |
| 開 議 | 7 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名 | 7 |
| 日程第 2 会期の決定 | 7 |
| 日程第 3 諸般の報告 | 7 |
| 日程第 4 行政報告 | 7 |
| 宮路市長報告 | 7 |
| 日程第 5 報告第 2 号 平成 2 9 年度日置市継続費繰越計算書の報告について | 8 |
| 日程第 6 報告第 3 号 平成 2 9 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について | 8 |
| 日程第 7 報告第 4 号 平成 2 9 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について | 8 |
| 宮路市長提案理由説明 | 8 |
| 日程第 8 同意第 1 号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて | 9 |
| 日程第 9 同意第 2 号 日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて | 9 |
| 日程第 1 0 同意第 3 号 日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて | 9 |
| 日程第 1 1 同意第 4 号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて | 9 |
| 宮路市長提案理由説明 | 9 |
| 日程第 1 2 承認第 1 号 専決処分 (日置市税条例の一部改正) につき承認を求めることについて | 1 1 |
| 宮路市長提案理由説明 | 1 1 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 1 1 |
| 山口初美さん | 1 3 |
| 坂口洋之君 | 1 3 |
| 日程第 1 4 承認第 3 号 専決処分 (平成 2 9 年度日置市一般会計補正予算 (第 9 号)) につき承認を求めることについて | 1 4 |
| 宮路市長提案理由説明 | 1 4 |
| 日程第 1 5 議案第 4 1 号 市有財産の取得について | 1 5 |
| 宮路市長提案理由説明 | 1 5 |

| | |
|---|----|
| 川畑消防本部消防長 | 15 |
| 日程第16 議案第42号 日置市税条例等の一部改正について | 16 |
| 宮路市長提案理由説明 | 16 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 17 |
| 日程第17 議案第43号 日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について | 18 |
| 日程第18 議案第44号 日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 18 |
| 日程第19 議案第45号 日置市子ども医療費助成条例の一部改正について | 18 |
| 宮路市長提案理由説明 | 19 |
| 満留市民福祉部長兼市民生活課長 | 19 |
| 休憩 | 21 |
| 日程第20 議案第46号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 22 |
| 日程第21 議案第47号 日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について | 22 |
| 宮路市長提案理由説明 | 22 |
| 満留市民福祉部長兼市民生活課長 | 22 |
| 日程第22 議案第48号 日置市都市公園運動施設条例の一部改正について | 24 |
| 宮路市長提案理由説明 | 24 |
| 瀬川産業建設部長 | 24 |
| 黒田澄子さん | 25 |
| 梅北社会教育課長 | 25 |
| 黒田澄子さん | 25 |
| 梅北社会教育課長 | 25 |
| 日程第23 議案第49号 平成30年度日置市一般会計補正予算(第1号) | 26 |
| 日程第24 議案第50号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) | 26 |
| 日程第25 議案第51号 平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号) | 26 |
| 宮路市長提案理由説明 | 26 |
| 池満 渉君 | 27 |
| 宮路市長 | 28 |
| 田畑純二君 | 28 |
| 梅北社会教育課長 | 28 |

| | |
|---|----|
| 西園典子さん | 28 |
| 上財政管財課長 | 29 |
| 西園典子さん | 30 |
| 上財政管財課長 | 30 |
| 西園典子さん | 30 |
| 上財政管財課長 | 30 |
| 田畑純二君 | 31 |
| 宇都上下水道課長 | 31 |
| 日程第26 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持および教育予算拡充をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について | 31 |
| 日程第27 陳情第4号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について | 31 |
| 日程第28 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について | 31 |
| 散 会 | 33 |

第2号（6月21日）（木曜日）

| | |
|-----------|----|
| 開 議 | 38 |
| 日程第1 一般質問 | 38 |
| 山口初美さん | 38 |
| 宮路市長 | 39 |
| 奥教育長 | 40 |
| 山口初美さん | 40 |
| 宮路市長 | 40 |
| 山口初美さん | 40 |
| 宮路市長 | 40 |
| 山口初美さん | 41 |
| 宮路市長 | 41 |
| 奥教育長 | 41 |
| 山口初美さん | 41 |
| 宮路市長 | 42 |
| 奥教育長 | 42 |
| 山口初美さん | 42 |

| | |
|-----------|-----|
| 長倉健康保険課長 | 4 2 |
| 山口初美さん | 4 2 |
| 長倉健康保険課長 | 4 2 |
| 山口初美さん | 4 2 |
| 宮路市長 | 4 3 |
| 山口初美さん | 4 3 |
| 宮路市長 | 4 3 |
| 山口初美さん | 4 3 |
| 宮路市長 | 4 4 |
| 山口初美さん | 4 4 |
| 宮路市長 | 4 4 |
| 山口初美さん | 4 4 |
| 宮路市長 | 4 4 |
| 山口初美さん | 4 4 |
| 協商工観光課長 | 4 5 |
| 山口初美さん | 4 5 |
| 宮路市長 | 4 5 |
| 山口初美さん | 4 5 |
| 協商工観光課長 | 4 5 |
| 山口初美さん | 4 5 |
| 城ヶ崎農林水産課長 | 4 6 |
| 山口初美さん | 4 6 |
| 城ヶ崎農林水産課長 | 4 6 |
| 山口初美さん | 4 6 |
| 城ヶ崎農林水産課長 | 4 6 |
| 山口初美さん | 4 6 |
| 城ヶ崎農林水産課長 | 4 7 |
| 山口初美さん | 4 7 |
| 城ヶ崎農林水産課長 | 4 7 |
| 山口初美さん | 4 7 |
| 宮路市長 | 4 8 |
| 大園貴文君 | 4 8 |

| | | |
|---|--------|-----|
| | 宮路市長 | 4 8 |
| 休 | 憩 | 4 9 |
| | 大園貴文君 | 4 9 |
| | 宮路市長 | 4 9 |
| | 大園貴文君 | 4 9 |
| | 宮路市長 | 4 9 |
| | 大園貴文君 | 5 0 |
| | 宮路市長 | 5 0 |
| | 大園貴文君 | 5 0 |
| | 宮路市長 | 5 0 |
| | 大園貴文君 | 5 0 |
| | 宮路市長 | 5 1 |
| | 大園貴文君 | 5 1 |
| | 宮路市長 | 5 1 |
| | 大園貴文君 | 5 2 |
| | 宮下建設課長 | 5 2 |
| | 大園貴文君 | 5 2 |
| | 宮下建設課長 | 5 2 |
| | 大園貴文君 | 5 2 |
| | 宮路市長 | 5 2 |
| | 大園貴文君 | 5 2 |
| | 宮路市長 | 5 3 |
| | 大園貴文君 | 5 3 |
| | 宮路市長 | 5 3 |
| | 大園貴文君 | 5 3 |
| | 宮路市長 | 5 4 |
| | 大園貴文君 | 5 4 |
| | 宮路市長 | 5 4 |
| | 黒田澄子さん | 5 4 |
| | 宮路市長 | 5 6 |
| | 奥教育長 | 5 8 |
| | 黒田澄子さん | 5 8 |

| | | |
|---|-----------------------|-----|
| | 長倉健康保険課長 | 5 8 |
| | 黒田澄子さん | 5 8 |
| | 長倉健康保険課長 | 5 8 |
| | 黒田澄子さん | 5 8 |
| | 長倉健康保険課長 | 5 9 |
| | 黒田澄子さん | 5 9 |
| | 長倉健康保険課長 | 5 9 |
| | 黒田澄子さん | 5 9 |
| 休 | 憩 | 6 0 |
| | 黒田澄子さん | 6 0 |
| | 満留市民福祉部長兼市民生活課長 | 6 0 |
| | 黒田澄子さん | 6 0 |
| | 満留市民福祉部長兼市民生活課長 | 6 0 |
| | 黒田澄子さん | 6 0 |
| | 豊永学校教育課長 | 6 0 |
| | 黒田澄子さん | 6 1 |
| | 豊永学校教育課長 | 6 1 |
| | 黒田澄子さん | 6 1 |
| | 豊永学校教育課長 | 6 1 |
| | 黒田澄子さん | 6 1 |
| | 満留市民福祉部長兼市民生活課長 | 6 1 |
| | 黒田澄子さん | 6 1 |
| | 満留市民福祉部長兼市民生活課長 | 6 2 |
| | 黒田澄子さん | 6 2 |
| | 宮路市長 | 6 2 |
| | 黒田澄子さん | 6 2 |
| | 東農地整備課長 | 6 2 |
| | 黒田澄子さん | 6 3 |
| | 東農地整備課長 | 6 3 |
| | 黒田澄子さん | 6 3 |
| | 城ヶ崎農林水産課長 | 6 3 |
| | 黒田澄子さん | 6 3 |

| | |
|---------------|-----|
| 宮下建設課長 | 6 3 |
| 黒田澄子さん | 6 3 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 6 3 |
| 黒田澄子さん | 6 4 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 6 4 |
| 黒田澄子さん | 6 4 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 6 4 |
| 黒田澄子さん | 6 4 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 6 5 |
| 黒田澄子さん | 6 5 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 6 5 |
| 黒田澄子さん | 6 5 |
| 豊永学校教育課長 | 6 6 |
| 黒田澄子さん | 6 6 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 6 6 |
| 黒田澄子さん | 6 6 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 6 6 |
| 黒田澄子さん | 6 6 |
| 長倉健康保険課長 | 6 6 |
| 黒田澄子さん | 6 7 |
| 宮下建設課長 | 6 7 |
| 黒田澄子さん | 6 7 |
| 長倉健康保険課長 | 6 7 |
| 黒田澄子さん | 6 7 |
| 宮下建設課長 | 6 7 |
| 黒田澄子さん | 6 7 |
| 宮下建設課長 | 6 7 |
| 黒田澄子さん | 6 7 |
| 有村福祉課長 | 6 8 |
| 黒田澄子さん | 6 8 |
| 有村福祉課長 | 6 8 |
| 黒田澄子さん | 6 8 |

| | | |
|---|----------------|-----|
| | 長倉健康保険課長 | 6 8 |
| | 黒田澄子さん | 6 9 |
| | 宮路市長 | 6 9 |
| | 西菌典子さん | 6 9 |
| | 宮路市長 | 7 0 |
| | 奥教育長 | 7 1 |
| | 西菌典子さん | 7 1 |
| | 宮路市長 | 7 1 |
| | 西菌典子さん | 7 1 |
| | 長倉健康保険課長 | 7 1 |
| | 西菌典子さん | 7 1 |
| | 長倉健康保険課長 | 7 1 |
| | 西菌典子さん | 7 1 |
| | 長倉健康保険課長 | 7 2 |
| | 西菌典子さん | 7 2 |
| | 長倉健康保険課長 | 7 2 |
| | 西菌典子さん | 7 2 |
| 休 | 憩 | 7 3 |
| | 西菌典子さん | 7 3 |
| | 宮路市長 | 7 3 |
| | 西菌典子さん | 7 3 |
| | 宮路市長 | 7 4 |
| | 西菌典子さん | 7 4 |
| | 長倉健康保険課長 | 7 4 |
| | 西菌典子さん | 7 4 |
| | 長倉健康保険課長..... | 7 4 |
| | 西菌典子さん | 7 4 |
| | 宮路市長 | 7 5 |
| | 西菌典子さん | 7 5 |
| | 宮路市長 | 7 5 |
| | 西菌典子さん | 7 5 |

| | |
|---------------|-----|
| 宮路市長 | 7 5 |
| 西藺典子さん | 7 5 |
| 豊永学校教育課長 | 7 5 |
| 西藺典子さん | 7 5 |
| 奥教育長 | 7 5 |
| 西藺典子さん | 7 5 |
| 豊永学校教育課長 | 7 6 |
| 西藺典子さん | 7 6 |
| 豊永学校教育課長 | 7 7 |
| 西藺典子さん | 7 7 |
| 奥教育長 | 7 7 |
| 佐多申至君 | 7 8 |
| 宮路市長 | 7 8 |
| 佐多申至君 | 7 9 |
| 宮下建設課長 | 7 9 |
| 佐多申至君 | 7 9 |
| 宮下建設課長 | 7 9 |
| 佐多申至君 | 8 0 |
| 宮路市長 | 8 0 |
| 佐多申至君 | 8 0 |
| 宮下建設課長 | 8 0 |
| 佐多申至君 | 8 0 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 8 1 |
| 佐多申至君 | 8 1 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 8 1 |
| 佐多申至君 | 8 1 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 8 1 |
| 佐多申至君 | 8 1 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 8 1 |
| 佐多申至君 | 8 2 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 8 2 |
| 佐多申至君 | 8 2 |

| | |
|-----------|-----|
| 散 会 | 8 8 |
|-----------|-----|

第3号（6月22日）（金曜日）

| | |
|---------------------|-----|
| 開 議 | 9 2 |
| 日程第1 一般質問 | 9 2 |
| 留盛浩一郎君 | 9 2 |
| 宮路市長 | 9 2 |
| 奥教育長 | 9 3 |
| 留盛浩一郎君 | 9 4 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 9 4 |
| 留盛浩一郎君 | 9 4 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 9 4 |
| 留盛浩一郎君 | 9 4 |
| 宮路市長 | 9 4 |
| 留盛浩一郎君 | 9 5 |
| 宮路市長 | 9 5 |
| 留盛浩一郎君 | 9 5 |
| 橋口地域づくり課長 | 9 5 |
| 留盛浩一郎君 | 9 5 |
| 橋口地域づくり課長 | 9 5 |
| 留盛浩一郎君 | 9 5 |
| 橋口地域づくり課長 | 9 6 |
| 留盛浩一郎君 | 9 6 |
| 橋口地域づくり課長 | 9 6 |
| 留盛浩一郎君 | 9 6 |
| 橋口地域づくり課長 | 9 6 |
| 留盛浩一郎君 | 9 6 |
| 橋口地域づくり課長 | 9 6 |
| 留盛浩一郎君 | 9 7 |
| 橋口地域づくり課長 | 9 7 |
| 留盛浩一郎君 | 9 7 |
| 橋口地域づくり課長 | 9 7 |
| 留盛浩一郎君 | 9 7 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 9 7 |

| | |
|---------------|-------|
| 留盛浩一郎君 | 9 8 |
| 橋口地域づくり課長 | 9 8 |
| 留盛浩一郎君 | 9 8 |
| 橋口地域づくり課長 | 9 8 |
| 留盛浩一郎君 | 9 8 |
| 橋口地域づくり課長 | 9 9 |
| 留盛浩一郎君 | 9 9 |
| 川畑消防本部消防長 | 9 9 |
| 留盛浩一郎君 | 9 9 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 9 9 |
| 留盛浩一郎君 | 9 9 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 1 0 0 |
| 留盛浩一郎君 | 1 0 0 |
| 宮路市長 | 1 0 0 |
| 留盛浩一郎君 | 1 0 0 |
| 宮路市長 | 1 0 1 |
| 留盛浩一郎君 | 1 0 1 |
| 内山企画課長 | 1 0 1 |
| 留盛浩一郎君 | 1 0 1 |
| 宮路市長 | 1 0 2 |
| 留盛浩一郎君 | 1 0 2 |
| 宮路市長 | 1 0 2 |
| 留盛浩一郎君 | 1 0 2 |
| 長倉健康保険課長 | 1 0 2 |
| 留盛浩一郎君 | 1 0 3 |
| 長倉健康保険課長 | 1 0 3 |
| 留盛浩一郎君 | 1 0 3 |
| 長倉健康保険課長 | 1 0 3 |
| 留盛浩一郎君 | 1 0 3 |
| 宮路市長 | 1 0 3 |
| 休 憩 | 1 0 3 |
| 留盛浩一郎君 | 1 0 3 |

| | |
|-----------------|-------|
| 上財政管財課長 | 1 0 4 |
| 留盛浩一郎君 | 1 0 4 |
| 宮路市長 | 1 0 4 |
| 重留健朗君 | 1 0 4 |
| 宮路市長 | 1 0 5 |
| 重留健朗君 | 1 0 6 |
| 川畑消防本部消防長 | 1 0 6 |
| 重留健朗君 | 1 0 6 |
| 宮路市長 | 1 0 6 |
| 重留健朗君 | 1 0 7 |
| 川畑消防本部消防長 | 1 0 7 |
| 重留健朗君 | 1 0 7 |
| 川畑消防本部消防長 | 1 0 7 |
| 重留健朗君 | 1 0 8 |
| 川畑消防本部消防長 | 1 0 8 |
| 重留健朗君 | 1 0 8 |
| 川畑消防本部消防長 | 1 0 8 |
| 重留健朗君 | 1 0 8 |
| 川畑消防本部消防長 | 1 0 9 |
| 重留健朗君 | 1 0 9 |
| 川畑消防本部消防長 | 1 0 9 |
| 重留健朗君 | 1 0 9 |
| 川畑消防本部消防長 | 1 0 9 |
| 重留健朗君 | 1 0 9 |
| 川畑消防本部消防長 | 1 0 9 |
| 休 憩 | 1 1 0 |
| 重留健朗君 | 1 1 0 |
| 川畑消防本部消防長 | 1 1 0 |
| 重留健朗君 | 1 1 0 |
| 川畑消防本部消防長 | 1 1 0 |
| 重留健朗君 | 1 1 1 |
| 川畑消防本部消防長 | 1 1 1 |

| | |
|---------------|-------|
| 重留健朗君 | 1 1 1 |
| 宮路市長 | 1 1 2 |
| 重留健朗君 | 1 1 2 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 1 1 2 |
| 重留健朗君 | 1 1 2 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 1 1 2 |
| 重留健朗君 | 1 1 2 |
| 宮路市長 | 1 1 3 |
| 休 憩 | 1 1 3 |
| 是枝みゆきさん | 1 1 3 |
| 宮路市長 | 1 1 5 |
| 奥教育長 | 1 1 5 |
| 是枝みゆきさん | 1 1 6 |
| 宮下建設課長 | 1 1 6 |
| 是枝みゆきさん | 1 1 6 |
| 宮下建設課長 | 1 1 7 |
| 是枝みゆきさん | 1 1 7 |
| 宮下建設課長 | 1 1 7 |
| 是枝みゆきさん | 1 1 7 |
| 宮下建設課長 | 1 1 8 |
| 是枝みゆきさん | 1 1 8 |
| 宮路市長 | 1 1 8 |
| 是枝みゆきさん | 1 1 8 |
| 宮下建設課長 | 1 1 9 |
| 是枝みゆきさん | 1 1 9 |
| 宮下建設課長 | 1 1 9 |
| 是枝みゆきさん | 1 1 9 |
| 宮下建設課長 | 1 1 9 |
| 是枝みゆきさん | 1 1 9 |
| 宮下建設課長 | 1 1 9 |
| 是枝みゆきさん | 1 1 9 |
| 宮下建設課長 | 1 2 0 |

| | |
|----------|-------|
| 是枝みゆきさん | 1 2 0 |
| 宮下建設課長 | 1 2 0 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 0 |
| 宮下建設課長 | 1 2 0 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 0 |
| 宮路市長 | 1 2 1 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 1 |
| 豊永学校教育課長 | 1 2 1 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 1 |
| 豊永学校教育課長 | 1 2 1 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 1 |
| 豊永学校教育課長 | 1 2 2 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 2 |
| 豊永学校教育課長 | 1 2 2 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 2 |
| 豊永学校教育課長 | 1 2 2 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 2 |
| 奥教育長 | 1 2 2 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 3 |
| 豊永学校教育課長 | 1 2 3 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 3 |
| 豊永学校教育課長 | 1 2 3 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 3 |
| 豊永学校教育課長 | 1 2 3 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 3 |
| 豊永学校教育課長 | 1 2 3 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 3 |
| 奥教育長 | 1 2 4 |
| 是枝みゆきさん | 1 2 4 |
| 奥教育長 | 1 2 4 |
| 山口政夫 | 1 2 4 |
| 休 憩 | 1 2 5 |

| | |
|---------------|-------|
| 宮路市長 | 1 2 5 |
| 山口政夫 | 1 2 5 |
| 宮路市長 | 1 2 6 |
| 山口政夫 | 1 2 6 |
| 宮路市長 | 1 2 8 |
| 山口政夫 | 1 2 8 |
| 宮路市長 | 1 2 9 |
| 山口政夫 | 1 2 9 |
| 堂下総務企画部長兼総務課長 | 1 3 0 |
| 山口政夫 | 1 3 0 |
| 橋口地域づくり課長 | 1 3 0 |
| 山口政夫 | 1 3 0 |
| 宮路市長 | 1 3 1 |
| 山口政夫 | 1 3 1 |
| 散 会 | 1 3 1 |

第4号（6月25日）（月曜日）

| | |
|-----------|-------|
| 開 議 | 1 3 6 |
| 日程第1 一般質問 | 1 3 6 |
| 田畑純二 | 1 3 6 |
| 宮路市長 | 1 3 8 |
| 田畑純二 | 1 3 9 |
| 宮路市長 | 1 3 9 |
| 田畑純二 | 1 3 9 |
| 宮路市長 | 1 4 0 |
| 田畑純二 | 1 4 0 |
| 宮路市長 | 1 4 0 |
| 田畑純二 | 1 4 0 |
| 宮路市長 | 1 4 0 |
| 田畑純二 | 1 4 0 |
| 宮路市長 | 1 4 1 |
| 田畑純二 | 1 4 1 |

| | |
|--------|-------|
| 宮路市長 | 1 4 1 |
| 田畑純二 | 1 4 1 |
| 宮路市長 | 1 4 1 |
| 田畑純二 | 1 4 2 |
| 宮路市長 | 1 4 2 |
| 田畑純二 | 1 4 2 |
| 宮路市長 | 1 4 2 |
| 田畑純二 | 1 4 2 |
| 宮路市長 | 1 4 3 |
| 田畑純二 | 1 4 3 |
| 宮路市長 | 1 4 3 |
| 田畑純二 | 1 4 3 |
| 宮路市長 | 1 4 3 |
| 田畑純二 | 1 4 3 |
| 宮路市長 | 1 4 4 |
| 田畑純二 | 1 4 4 |
| 宮路市長 | 1 4 4 |
| 桃北勇一君 | 1 4 4 |
| 宮路市長 | 1 4 5 |
| 奥教育長 | 1 4 6 |
| 桃北勇一君 | 1 4 6 |
| 有村福祉課長 | 1 4 6 |
| 休 憩 | 1 4 7 |
| 桃北勇一君 | 1 4 7 |
| 有村福祉課長 | 1 4 7 |
| 桃北勇一君 | 1 4 7 |
| 宮下建設課長 | 1 4 7 |
| 桃北勇一君 | 1 4 7 |
| 有村福祉課長 | 1 4 8 |
| 桃北勇一君 | 1 4 8 |
| 有村福祉課長 | 1 4 8 |
| 桃北勇一君 | 1 4 9 |

| | |
|----------|-------|
| 豊永学校教育課長 | 1 4 9 |
| 桃北勇一君 | 1 4 9 |
| 有村福祉課長 | 1 4 9 |
| 桃北勇一君 | 1 5 0 |
| 宮路市長 | 1 5 0 |
| 桃北勇一君 | 1 5 0 |
| 豊永学校教育課長 | 1 5 1 |
| 桃北勇一君 | 1 5 1 |
| 宮路市長 | 1 5 2 |
| 桃北勇一君 | 1 5 2 |
| 宮路市長 | 1 5 2 |
| 桃北勇一君 | 1 5 2 |
| 宮路市長 | 1 5 2 |
| 桃北勇一君 | 1 5 2 |
| 宮路市長 | 1 5 2 |
| 桃北勇一君 | 1 5 3 |
| 宮路市長 | 1 5 3 |
| 桃北勇一君 | 1 5 3 |
| 宮下建設課長 | 1 5 3 |
| 桃北勇一君 | 1 5 3 |
| 宮路市長 | 1 5 4 |
| 中村尉司君 | 1 5 4 |
| 宮路市長 | 1 5 5 |
| 奥教育長 | 1 5 5 |
| 中村尉司君 | 1 5 6 |
| 協商工観光課長 | 1 5 6 |
| 中村尉司君 | 1 5 6 |
| 協商工観光課長 | 1 5 6 |
| 中村尉司君 | 1 5 6 |
| 宮路市長 | 1 5 7 |
| 休 憩 | 1 5 7 |
| 中村尉司君 | 1 5 7 |
| 協商工観光課長 | 1 5 7 |
| 中村尉司君 | 1 5 7 |

| | |
|---------|-------|
| 東農地整備課長 | 1 5 7 |
| 中村尉司君 | 1 5 7 |
| 東農地整備課長 | 1 5 8 |
| 中村尉司君 | 1 5 8 |
| 宮路市長 | 1 5 8 |
| 中村尉司君 | 1 5 8 |
| 協商工観光課長 | 1 5 8 |
| 奥教育長 | 1 5 9 |
| 中村尉司君 | 1 5 9 |
| 協商工観光課長 | 1 5 9 |
| 中村尉司君 | 1 5 9 |
| 協商工観光課長 | 1 6 0 |
| 中村尉司君 | 1 6 0 |
| 協商工観光課長 | 1 6 0 |
| 中村尉司君 | 1 6 0 |
| 協商工観光課長 | 1 6 1 |
| 中村尉司君 | 1 6 1 |
| 奥教育長 | 1 6 2 |
| 坂口洋之君 | 1 6 2 |
| 宮路市長 | 1 6 3 |
| 奥教育長 | 1 6 4 |
| 坂口洋之君 | 1 6 4 |
| 宮路市長 | 1 6 4 |
| 坂口洋之君 | 1 6 5 |
| 有村福祉課長 | 1 6 5 |
| 坂口洋之君 | 1 6 5 |
| 有村福祉課長 | 1 6 6 |
| 坂口洋之君 | 1 6 6 |
| 有村福祉課長 | 1 6 6 |
| 坂口洋之君 | 1 6 6 |
| 有村福祉課長 | 1 6 6 |
| 坂口洋之君 | 1 6 7 |

| | |
|---------------|-------|
| 有村福祉課長 | 1 6 7 |
| 坂口洋之君 | 1 6 7 |
| 有村福祉課長 | 1 6 8 |
| 坂口洋之君 | 1 6 8 |
| 宮路市長 | 1 6 8 |
| 坂口洋之君 | 1 6 8 |
| 有村福祉課長 | 1 6 8 |
| 坂口洋之君 | 1 6 9 |
| 有村福祉課長 | 1 6 9 |
| 坂口洋之君 | 1 6 9 |
| 有村福祉課長 | 1 6 9 |
| 休 憩 | 1 6 9 |
| 坂口洋之君 | 1 6 9 |
| 有村福祉課長 | 1 7 0 |
| 坂口洋之君 | 1 7 0 |
| 有村福祉課長 | 1 7 0 |
| 坂口洋之君 | 1 7 0 |
| 有村福祉課長 | 1 7 1 |
| 坂口洋之君 | 1 7 1 |
| 有村福祉課長 | 1 7 1 |
| 坂口洋之君 | 1 7 1 |
| 宮路市長 | 1 7 2 |
| 坂口洋之君 | 1 7 2 |
| 宮路市長 | 1 7 2 |
| 坂口洋之君 | 1 7 2 |
| 上財政管財課長 | 1 7 2 |
| 坂口洋之君 | 1 7 2 |
| 上財政管財課長 | 1 7 2 |
| 坂口洋之君 | 1 7 2 |
| 上財政管財課長 | 1 7 2 |
| 坂口洋之君 | 1 7 3 |
| 宮路市長 | 1 7 3 |

| | |
|----------|-------|
| 坂口洋之君 | 1 7 3 |
| 宮路市長 | 1 7 3 |
| 坂口洋之君 | 1 7 3 |
| 宮路市長 | 1 7 4 |
| 坂口洋之君 | 1 7 4 |
| 宮路市長 | 1 7 4 |
| 坂口洋之君 | 1 7 4 |
| 長倉健康保険課長 | 1 7 4 |
| 坂口洋之君 | 1 7 4 |
| 長倉健康保険課長 | 1 7 4 |
| 坂口洋之君 | 1 7 5 |
| 宮路市長 | 1 7 5 |
| 坂口洋之君 | 1 7 5 |
| 宮路市長 | 1 7 5 |
| 坂口洋之君 | 1 7 5 |
| 宮路市長 | 1 7 5 |
| 散 会 | 1 7 5 |

第5号（7月2日）（月曜日）

| | |
|---|-------|
| 開 議 | 1 8 0 |
| 日程第1 議案第48号 日置市都市公園運動施設条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告） | 1 8 0 |
| 留盛産業建設常任委員長報告 | 1 8 0 |
| 日程第2 議案第49号 平成30年度日置市一般会計補正予算（第1号）（各常任委員長報告） | 1 8 1 |
| 下御総務企画常任委員長報告 | 1 8 1 |
| 黒田文教厚生常任委員長報告 | 1 8 3 |
| 留盛産業建設常任委員長報告 | 1 8 5 |
| 山口初美さん | 1 8 7 |
| 黒田文教厚生常任委員長 | 1 8 7 |
| 山口初美さん | 1 8 8 |
| 樹 治美君 | 1 8 8 |

| | | |
|-------|--|-----|
| 日程第3 | 議案第50号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) | |
| | (産業建設常任委員長報告) | 189 |
| | 留盛産業建設常任委員長報告 | 189 |
| 日程第4 | 議案第51号 平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)(文教厚生常任委員長報告) | 189 |
| | 黒田文教厚生常任委員長報告 | 190 |
| 日程第5 | 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持および教育予算拡充をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について(文教厚生常任委員長報告) | 190 |
| | 黒田文教厚生常任委員長報告 | 191 |
| 休 憩 | | 192 |
| | 黒田文教厚生常任委員長 | 192 |
| | 池満 渉君 | 192 |
| | 黒田文教厚生常任委員長 | 193 |
| | 池満 渉君 | 193 |
| | 橋口正人君 | 195 |
| 日程第6 | 陳情第4号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について(総務企画常任委員長報告) | 195 |
| | 下御総務企画常任委員長報告 | 196 |
| 日程第7 | 意見書案第1号 学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書について | 197 |
| | 黒田文教厚生常任委員長提案理由説明 | 197 |
| | 池満 渉君 | 198 |
| 日程第8 | 発議第1号 日置市議会議員定数条例の一部改正について | 198 |
| | 富迫克彦君提案理由説明 | 198 |
| 休 憩 | | 199 |
| 日程第9 | 閉会中の継続審査申し出について | 199 |
| 日程第10 | 閉会中の継続調査申し出について | 199 |
| 日程第11 | 議員派遣の件について | 200 |
| 日程第12 | 所管事務調査結果報告について | 200 |
| 日程第13 | 行政視察結果報告について | 200 |
| 閉 会 | | 200 |

宮路市長 200



平成30年第2回（6月）日置市議会定例会

1. 会期日程

| 月 日 | 曜 | 会 議 別 | 摘 要 |
|-------|---|-------|---------------------------|
| 6月11日 | 月 | 本 会 議 | 議案等上程、質疑、表決、付託 |
| 6月12日 | 火 | 委 員 会 | 総務企画・文教厚生・産業建設（条例・補正予算関係） |
| 6月13日 | 水 | 委 員 会 | 総務企画・文教厚生・産業建設（条例・補正予算関係） |
| 6月14日 | 木 | 委 員 会 | 予備日 |
| 6月15日 | 金 | 休 会 | |
| 6月16日 | 土 | 休 会 | |
| 6月17日 | 日 | 休 会 | |
| 6月18日 | 月 | 休 会 | |
| 6月19日 | 火 | 休 会 | |
| 6月20日 | 水 | 休 会 | |
| 6月21日 | 木 | 本 会 議 | 一般質問 |
| 6月22日 | 金 | 本 会 議 | 一般質問 |
| 6月23日 | 土 | 休 会 | |
| 6月24日 | 日 | 休 会 | |
| 6月25日 | 月 | 本 会 議 | 一般質問 |
| 6月26日 | 火 | 休 会 | |
| 6月27日 | 水 | 休 会 | 議会運営委員会 |
| 6月28日 | 木 | 休 会 | |
| 6月29日 | 金 | 休 会 | |
| 6月30日 | 土 | 休 会 | |
| 7月 1日 | 日 | 休 会 | |
| 7月 2日 | 月 | 本 会 議 | 委員会審査結果報告、質疑、表決、追加議案上程 |

2. 付議事件

| 議案番号 | 事 件 名 |
|--------|----------------------------|
| 報告第 2号 | 平成29年度日置市継続費繰越計算書の報告について |
| 報告第 3号 | 平成29年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について |

- 報告第 4 号 平成 29 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 同意第 1 号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 2 号 日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 3 号 日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 4 号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 承認第 1 号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 2 号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 3 号 専決処分（平成 29 年度日置市一般会計補正予算（第 9 号））につき承認を求めることについて
- 議案第 4 1 号 市有財産の取得について
- 議案第 4 2 号 日置市税条例等の一部改正について
- 議案第 4 3 号 日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 議案第 4 4 号 日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 4 5 号 日置市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 議案第 4 6 号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 4 7 号 日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第 4 8 号 日置市都市公園運動施設条例の一部改正について
- 議案第 4 9 号 平成 30 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 0 号 平成 30 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 1 号 平成 30 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持および教育予算拡充をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 陳情第 4 号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について
- 意見書案第 1 号 学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書について
- 発議第 1 号 日置市議会議員定数条例の一部改正について

第 1 号 (6 月 1 1 日)

議事日程（第1号）

| 日 程 | 事 件 名 |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | 諸般の報告（議長・監査結果報告） |
| 日程第 4 | 行政報告（市長報告） |
| 日程第 5 | 報告第 2号 平成29年度日置市継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 平成29年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 7 | 報告第 4号 平成29年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第 8 | 同意第 1号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて |
| 日程第 9 | 同意第 2号 日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて |
| 日程第10 | 同意第 3号 日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて |
| 日程第11 | 同意第 4号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて |
| 日程第12 | 承認第 1号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて |
| 日程第13 | 承認第 2号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて |
| 日程第14 | 承認第 3号 専決処分（平成29年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについて |
| 日程第15 | 議案第41号 市有財産の取得について |
| 日程第16 | 議案第42号 日置市税条例等の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第43号 日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第44号 日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第45号 日置市子ども医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第46号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第47号 日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第48号 日置市都市公園運動施設条例の一部改正について |
| 日程第23 | 議案第49号 平成30年度日置市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第24 | 議案第50号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第25 | 議案第51号 平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号） |

- 日程第 26 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持および教育予算拡充をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第 27 陳情第 4 号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について
- 日程第 28 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本会議（6月11日）（月曜）

出席議員 22名

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 桃北勇一君 | 2番 | 佐多申至君 |
| 3番 | 是枝みゆきさん | 4番 | 富迫克彦君 |
| 5番 | 重留健朗君 | 6番 | 福元悟君 |
| 7番 | 山口政夫君 | 8番 | 樹治美君 |
| 9番 | 中村尉司君 | 10番 | 留盛浩一郎君 |
| 11番 | 橋口正人君 | 12番 | 黒田澄子さん |
| 13番 | 下御領昭博君 | 14番 | 山口初美さん |
| 15番 | 西菌典子さん | 16番 | 門松慶一君 |
| 17番 | 坂口洋之君 | 18番 | 大園貴文君 |
| 19番 | 漆島政人君 | 20番 | 田畑純二君 |
| 21番 | 池満渉君 | 22番 | 並松安文君 |

欠席議員 0名

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|--------|-----------|-------|
| 事務局長 | 丸山太美雄君 | 次長兼議事調査係長 | 山下和彦君 |
| 議事調査係 | 馬場口一幸君 | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|------------------|--------|-------------|--------|
| 市長 | 宮路高光君 | 副市長 | 小園義徳君 |
| 教育長 | 奥善一君 | 総務企画部長兼総務課長 | 堂下豪君 |
| 市民福祉部長兼市民生活課長 | 満留雅彦君 | 産業建設部長 | 瀬川利英君 |
| 教育委員会事務局長兼教育総務課長 | 松田龍次君 | 消防本部消防長 | 川畑優次君 |
| 東市来支所長 | 銚之原政実君 | 日吉支所長 | 丸田昭浩君 |
| 吹上支所長 | 秋葉久治君 | 財政管財課長 | 上秀人君 |
| 企画課長 | 内山良弘君 | 地域づくり課長 | 橋口健一郎君 |
| 税務課長 | 松元基浩君 | 商工観光課長 | 脇博文君 |
| 福祉課長 | 有村弘貴君 | 健康保険課長 | 長倉浩二君 |
| 介護保険課長 | 福山祥子さん | 農林水産課長 | 城ヶ崎正吾君 |
| 農地整備課長 | 東広幸君 | 建設課長 | 宮下章一君 |

上下水道課長 宇 都 健 一 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから平成30年第2回日置市議会議定例会を開会します。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、下御領昭博君、山口初美さんを指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（並松安文君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月2日までの22日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月2日までの22日間といたします。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。議会の報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。次に、監査結果の報告であります。平成30年1月分から平成30年4月分までの例月現金出納検査の監査結果について報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2月4日から、主な行政執行についてご報告を申し上げます。

3月9日に、平成30年日置市自衛隊入隊予定者の壮行式を開催し、6人の入隊予定者の門出をお祝いいたしました。

次に、3月15日に、日置市26地区公民館が組織設置から10周年を迎えたことを記念し、日置市地区公民館10周年記念式典を開催いたしました。

次に、3月29日に、日置らしい魅力ある産品を残し、育て、支えていくため、初めての日置ブランド23品目の認定を行いました。

次に、4月6日に、平成30年春の全国交通安全運動出発式を開催し、子どもと高齢者の安全な通行の確保と、高齢者運転の交通事故防止運動を主な推進項目に掲げ、交通安全キャンペーンを行い、期間中の交通安全を呼びかけました。

次に、4月6日に、日吉地域の新たな学び舎である日吉小学校の開校式を開催しました。

次に、5月13日に、消防技術と士気の高揚を図るため、日置市消防操法大会を開催いたしました。

次に、5月18日に、文化交流友好協力関係協定を締結している韓国の南原市長の表敬訪問を行い、第88回春香祭に出席いたしました。

このほか主要な行政執行につきましては、報告書に掲載してありますので、ご確認をお

願いたします。

○議長（並松安文君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第2号平成29年度日置市継続費繰越計算書の報告について

△日程第6 報告第3号平成29年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について

△日程第7 報告第4号平成29年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（並松安文君）

日程第5、報告第2号平成29年度日置市継続費繰越計算書の報告についてから、日程第7、報告第4号平成29年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第2号は、平成29年度日置市継続費繰越計算書の報告についてであります。

平成29年度日置市継続費繰越計算書を地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

平成29年度において、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて通次繰越により歳出予算の経費を平成30年度へ繰り越しました。

一般会計の総務管理費で、吹上支所庁舎整備事業1,096万6,000円、教育費の小学校費で、伊集院北小学校校舎改築工事822万8,000円を繰り越したものであります。

次に、報告第3号は、平成29年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成29年度日置市繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

平成29年度において、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、繰越明許費により歳出予算の経費を平成30年度へ繰り越すものであります。

その概要については、平成29年度国の補正予算に伴う事業や道整備交付金事業、土地区画整理事業などについて主要な手続を行いました。

一般会計の衛生費の保健衛生費で、浄化槽整備事業費3,908万3,000円、農林水産業費の農業費で、経営体育成支援事業費447万6,000円、畜産クラスター事業費650万円、住環境整備事業費6,579万1,000円、農業基盤整備促進事業費782万1,000円、農地耕作条件改善事業費2,992万4,000円、基盤整備促進事業費1,830万2,000円、水産業費で水産業活性化推進事業費283万8,000円、商工費の商工費で観光振興費474万7,000円、土木費の道路橋梁費で道整備交付金事業8,578万7,000円、活力創出基盤整備事業費7,071万8,000円、通学路交通安全事業費1,414万4,000円、橋梁修繕事業費1,574万4,000円、防災安全交付金事業費3,400万2,000円、河川費で急傾斜地崩壊対策事業費701万2,000円、河川等災害関連事業費6,067万3,000円、都市計画費で土地区画整理事業の湯之元第一地区交付金事業等3億8,852万3,000円、活力創出基盤整備事業費5,332万1,000円、住宅費で公営住宅建設事業費2,043万9,000円、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で現年補助農地農業用施設災害復旧費4,055万円、公共土木施設災害復旧費で現年補助公共土木施設災害復旧費で1,382万2,000円、

過年補助公共土木施設災害復旧費で2,390万3,000円をそれぞれ平成30年度へ繰り越したものであります。

国民宿舎事業特別会計では、経営費の管理費で総務管理費521万7,000円を平成30年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第4号は、平成29年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

平成29年度日置市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

その概要については、工事の工期延長等によりそれぞれ平成30年度へ繰り越したものであります。

資本的支出の建設改良費で皆田水源地場内整備事業費508万6,000円、皆田水源地電気滅菌室築造工事936万7,000円、鶴丸団地配水管布設替工事(29の1工区)846万6,000円、鶴丸団地配水管布設替工事(29の2工区)911万8,000円、下養母水源地導水管布設工事(29の1工区)634万6,000円、下養母水源地導水管布設工事(29の2工区)796万1,000円、下養母水源地導水管布設工事(29の3工区)364万3,000円、下養母水源地電気設備工事705万8,000円、市道吉利南線配水管布設工事663万8,000円、小野地区配水管布設替工事425万7,000円、亀原地区水道施設改修工事1,478万円、つつじヶ丘3区配水池施設工事費1,117万3,000円、徳光平団地配水管布設替工事1,103万6,000円、皆田配水池実施設計業務委託1,450万円をそれぞれ平成30年度へ繰り越したものであります。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(並松安文君)

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(並松安文君)

質疑なしと認めます。

これで、報告第2号から報告第4号までの3件の報告を終わります。

△日程第8 同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

△日程第9 同意第2号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

△日程第10 同意第3号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

△日程第11 同意第4号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長(並松安文君)

日程第8、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから日程第11、同意第4号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての4件を一括議題とします。

4件について、市長の提案理由を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長(宮路高光君)

同意第1号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

前委員が、平成30年6月10日をもって任期満了となるため、新たに後任委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

胸元直美氏の経歴については、別紙資料の

とおりでございます。

次に、同意第2号は、日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

現評価員の辞任に伴い、後任の評価員として選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

松元基浩氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、同意第3号は、日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

前委員が平成30年6月10日をもって退職したため、新たに後任委員として選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

櫻井健一氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、同意第4号は、日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

平成30年7月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

東幸也氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上4件、ご審議をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから4件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第1号から同意第4号の4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号から同意第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意1号から同意第4号までの4件について一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第2号を採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第3号を採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

これから同意第4号を採決します。お諮り

します。本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、同意第4号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

△日程第12 承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）
につき承認を求めること
について

△日程第13 承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認
を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第12、承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて及び日程第13、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第1号は、専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の一部が平成30年4月1日に施行されたことに伴い、緊急を要したため、日置市税条例の一部を改正したものであります。

次に、承認第2号は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）について承認を求めることについてであります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部が平成30年4月1日に施行されたこと

に伴い、緊急を要したため、日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

以上2件の内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

それでは、承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて別紙により補足説明を申し上げます。

別紙をごらんください。

別紙の1ページ目の冒頭から全体にかけて、多くの部分は、地方税法の改正に伴いまして条例を改正するに当たり、必要な条項の番号や条文の整備でございます。

下から4行目、同条第1項、これは、第48条第1項でございますけれども、次の2項を加えるとあります。

第48条は、法人の市民税の申告納付を規定したもので、租税特別措置法に規定する国外の子会社等に係る所得の課税特例を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することを規定したものでございます。

次のページ8行目から、さらに次のページ中段にかけては、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について規定した第52条に4項を加えたものでございます。

内容につきましては、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、さらに増額更正があった場合、申告納期限前に納付がされていた期間を控除して計算することについて規定しています。

3ページ目の下段から次のページにかけては、地方税法附則第15条の固定資産税等の課税標準の特例で、市町村の定める割合を規定してございますけれども、地方税法附則で規定する範囲内で規定しているところでございます。

特に4ページにかけては、附則第10条

の2に加わった内容は、地域の中小企業による設備投資の促進に向け、生産性向上特別措置法の規定によりまして、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能にする3年間の特例措置でございますけれども、ゼロとする自治体が多い状況等を踏まえまして、本市でもゼロと規定するところでございます。

次のページ、5枚目になりますけれども、中段以降に附則第10条の3に加わるものとして、第12項があります。これは、高齢者や障がい者に対応して、バリアフリー対策を行い、基準を満たした劇場や音楽堂など、実演芸術公演施設に対し、固定資産税を軽減する特例措置に係るもので、その適用を受けるための申告、手続等について規定しております。

次のページ、6枚目をごらんください。

附則の第1条としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するもので、ただし、中小企業の一定の設備投資に対する固定資産税の軽減措置は、生産性向上特別措置法の施行の日から施行するものと規定していません。

第2条では、市民税に関する経過措置、第3条では、固定資産税に関する経過措置を規定しています。

続きまして、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、別紙により補足説明を申し上げます。

別紙をごらんください。

条例第2条第2項の改正は、基礎課税分の限度額を54万円から58万円に引き上げるものでございます。

条例第23条は、所得額区分に応じた国民健康保険税の減額を規定してありますけれども、今回の改正で、5割軽減、2割軽減の対

象となる所得判定基準の基準額算出に用いる被保険者数に乗すべき金額を5割軽減で27万円から27万5,000円に、2割軽減で49万円から50万円にそれぞれ引き上げ、低所得者に対する軽減措置の拡充を図るものでございます。

第24条の2の改正は、マイナンバーの情報連携により把握できるものであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることによる改正でございます。

附則第1条としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行する。第2条で、改正後の規定は、平成30年度以後の年度分に適用し、平成29年度分までについては、従前の例によるとしております。

なお、軽減の状況でございますけれども、29年度実績では、国保世帯数7,465世帯のうち約63%が軽減を受けておりまして、内訳は7割軽減が2,592世帯、5割軽減が1,210世帯、2割軽減が940世帯の合計4,742世帯となっております。

今回の改正で、5割軽減が21世帯、2割軽減が12世帯程度増加すると見込んでいるところでございます。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第1号及び承認第2号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第

1号及び承認第2号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

次に、承認2号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて反対討論を行います。

これまで私は、一貫して国保税が高過ぎるので、引き下げが必要だと主張し、引き下げを求めてまいりました。

しかし、この条例は、国保税の最高限度額54万円を58万円に4万円一気に引き上げるもので、この点について私は認めることができません。さらに住民の負担がふやされることを認めることはできませんので、反対をいたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可します。

○17番（坂口洋之君）

承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）について賛成の立場で討論

いたします。

国民健康保険は、自営業や75歳以下の高齢者、無職の方々が加入する公的医療制度であります。

少子高齢化・人口減少社会の中で、持続可能な医療制度をどうつくるか、現在、本市においては被保険者数が7,278世帯、1万3,452人、滞納世帯も多く、被保険者の所得も低く、市民負担と医療給付は大きな課題であります。

今回の負担増は、なるべく避けたいと考えますが、制度を維持、存続させるのが、私たち議員の役割であると考えます。

本市の毎月の医療費負担が4億円弱、国保財政基金残高が、現在、2億7,613万円、安定した国保財政を考えれば、本来、月額医療費総額の3カ月分の基金積立が望ましいと言われておりますが、現状は1カ月分の積立額もなく、依然として厳しい本市の国保財政であります。

本市の危機的な国保財政の状況も、議員として市民に対して知らせるとともに、議員の役割であると考えております。

本市においては、国保財政が破たんすれば、市民が安心して医療を受けにくくなる可能性もあります。平成30年度においても、高齢化の進展等による医療費の増加も見込まれる中、今回、保険料の見直しがなされております。

議会の中でも、これまで低所得者への負担軽減を国に要請しております。景気の低迷が長引き、負担増が市民生活に大きく直結する心配はありますが、安心して医療を受けられる持続可能な国民健康保険制度を維持することが重要であり、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）について賛成といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について承認することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第14 承認第3号専決処分（平成29年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについて

○議長（並松安文君）

日程第14、承認第3号専決処分（平成29年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第3号は、専決処分（平成29年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについてであります。

平成29年度一般会計歳入歳出予算の地方消費税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金及び市債の確定並びに総務費、民生費、農林水産業費及び消防費の執行について緊急を要したため、予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,535万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259億

3,508万1,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、地方消費税交付金で、交付決定に伴い5,486万円を増額計上いたしました。

地方交付税では、特別交付税の交付決定に伴い、3億378万5,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、畜産クラスター事業費県補助金の交付決定に伴う増額等により、219万6,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、一般寄附金及び指定寄附金の増額により、3,359万3,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金で、歳入歳出予算の調整に伴う減額等により、3億2,199万9,000円を減額計上いたしました。

市債では、事業費の確定に伴い610万円を減額計上いたしました。

歳出では、総務費の総務管理費で、まちづくり応援基金への積立金の増額により、3,360万4,000円を増額計上いたしました。

民生費の児童福祉費で、保育所運営費の扶助費の増額により、3,010万7,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費の農業費で、畜産クラスター事業費の補助金の増額により、135万9,000円を増額計上いたしました。

消防費では、費用弁償の増額により、28万4,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしく願います。

○議長（並松安文君）

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号専決処分（平成29年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第15 議案第41号市有財産の取得について

○議長（並松安文君）

日程第15、議案第41号市有財産の取得についてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第41号は、市有財産の取得についてであります。

日置消防署の高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材・緊急用資器材を更新するため、物品売買仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案する

ものであります。

内容につきましては、消防本部消防長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（川畑優次君）

議案第41号につきまして、補足説明を申し上げます。

取得する財産は、平成20年11月20日に購入し、ことしの11月で10年を経過する高規格救急自動車の更新に伴う車両及び高度救命処置用資器材並びに救急用資器材の更新に伴う取得ということになります。

更新する車両の現在の走行距離は21万4,503kmであります。配備先は消防署本署になります。

議案書により説明申し上げます。

議案第41号市有財産の取得について。

市有財産を次のとおり取得する。取得物件が、高規格救急自動車及び高度救命処置用資器材・救命用資器材になります。

取得価格は3,180万6,000円、相手方が鹿児島市西千石町7番5号、鹿児島日産自動車株式会社代表取締役岩島達郎であります。

あけていただきまして、次のページは資料といたしまして、入札結果になります。

去る5月10日、午前11時から指名委員会で決定しました記載の3社による指名競争入札を執行し、3社から応札があり、鹿児島日産自動車株式会社が落札をしました。

次のページは、高規格救急自動車の外観四面図になります。

上の左側の図は、救急車を正面から見た図、右側の図は、車両を後方から見た図になり、車両の高さは2,490mm、車両の幅は1,880mmになります。

その下の図は、車両室内を上から見た図、さらにその下の図は、車両の左側面図になり、車両の長さは5,440mmになります。

次に、２、高度救命処置用資器材・救命用資器材について。

まず、（１）の気道確保用資器材一式は、気道確保用の器具である気管送管チューブのほか、手動式人工呼吸器、酸素マスク、吸引器等、小児用、成人用とサイズが異なるため、５７品目になります。

（２）のビデオ喉頭鏡は、気道を確保するための器具で、ビデオで確認しながら送管を行うものになります。

（３）の自動体外式除細動器は、心電図の波形を表示でき、除細動を与える器具になります。

（４）の輸液用資器材一式は、点滴のときに使用する針、輸液セットを含め８品目になります。

（５）の血中酸素飽和度測定器は、患者の指を測定器で挟み、心拍数と血液中の酸素飽和度を測定する器具になります。

（６）の心電計は、患者の心電図波形、心拍数、血圧等を測定する器具になります。

（７）のその他高度救命処置用資器材については、上記のビデオ喉頭鏡、自動体外式除細動器、心電計の附属品等２７品目であり、救急用資器材一式については、骨折のときに使用する固定用資器材、三角巾、滅菌ガーゼ、分娩用資器材、血圧計、訓練用資器材等、８６品目を購入するものであります。

品目が多いのは、各器材について、患者の体型に合わせたサイズが、特大、大、中、小、あるいは新生児用、小児用、成人用と種類が多岐にわたるためであります。

なお、仮契約日は５月１４日であり、納入期限は平成３１年２月２０日としています。

以上、補足説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第４１号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第４１号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第４１号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第４１号を採決します。お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第４１号市有財産の取得については、可決されました。

△日程第１６ 議案第４２号日置市税条例等の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第１６、議案第４２号日置市税条例等の一部改正についてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第４２号は、日置市税条例等の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明

させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

それでは、議案第42号日置市税条例等の一部改正につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年10月1日から平成34年10月1日までの5カ年でそれぞれ改正するものでございます。

施行日につきましては、それぞれ附則で規定してありますが、各条項で施行日が違いますので、条文とあわせてご説明いたします。

それでは、別紙をごらんください。

まず、第1条の改正内容でございます。

第23条第1項の改正は、法改正に伴う規定の整備及び人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととするもので、施行は平成32年4月1日からでございます。

第24条第1項の改正は、障がい者、未成年、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の諸要件で、前年の所得額125万円を135万円に引き上げるもので、平成33年1月1日から施行となります。

同条第2項は、均等割のみを課する規定ですが、まず、控除対象配偶者を同一生計配偶者に変更するものです。これまでの控除対象配偶者は、居住者と生計を一にする合計所得金額38万円以下の配偶者と定義されていましたが、今後は、これに該当する配偶者を同一生計配偶者とし、控除対象配偶者は、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者と定義変更されます。

この改正は、平成31年1月1日からの改正です。

また、均等割非課税限度額が10万円加算と、引き上げになりますが、この改正は、平成33年1月1日から施行となります。

第34条の2の改正は、前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合の基礎控除額に所得要件を創設する改正、また、第34条の6の改正は、その所得層の場合の調整控除額に諸要件を創設する改正で、施行は平成33年1月1日からでございます。

第36条の2の改正は、年金所得に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しによるもので、施行は平成31年1月1日からでございます。

第48条の改正は、所要の規定の整備と法人の申告書の電子情報処理組織による提出義務について、第10項から第12項の3項を加えており、施行は平成32年4月1日からでございます。

次のページ、2枚目、第92条の改正は、製造たばこの区分として、加熱式たばこを新たに創設したもので、第93条の2の改正は、加熱式たばこを製造たばこをみなす場合の法規定の新設にあわせて、条の新設でございます。

これらの施行日は、平成30年10月1日となります。

次のページ、3枚目から、さらに次のページ、4枚目にかけて、第94条の改正になりますが、これは、たばこ税の課税標準で、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式の規定で、平成30年10月1日から平成34年10月1日までの5年間で、段階的に移行するものでございます。

開いていただきまして、5ページ目をごらんください。

第95条の改正は、たばこ税の税率を平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3年で、国と地方合わせて1本当たり1円ずつ計3円、段階的に引き上げるものでございます。

次の附則第5条の改正は、所得割非課税限度額を10万円引き上げるもので、施行は平成33年1月1日からでございます。

5ページ目の中段、税条例等の一部を改正する条例の第2条から第5条までは、たばこ税の各年度の税率及び加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、各年度の換算率を規定しております。

次のページ、6枚目、第6条は、旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用とし、また、手持品課税する場合の税率等の改正で、施行日は平成30年10月1日でございます。

以上の改正内容となりますが、附則第1条では、改正条文とあわせて説明してきました施行期日を第1号から第9号まで規定しております。

また、第2条では市民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置、第4条から第10条は、今回、たばこ税を3段階で引き上げるため、市たばこ税に関する経過措置及び手持品課税に係る市たばこ税を規定するものでございます。

以上、複雑な改正になりますけれども、今回の改正は働き方の多様化を踏まえまして働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様に給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しを図りながら、一部を基礎控除に振りかえるなどの個人所得課税の見直し及びたばこ税の税率の段階的な引き上げや加熱式たばこの課税方針の見直しなどたばこ税の見直しのこの2点が大きな柱となるものでございます。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから本件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第42号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号日置市税条例等の一部改正については、可決されました。

△日程第17 議案第43号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について

△日程第18 議案第44号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第19 議案第45号日置市子ども医療費助成条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第17、議案第43号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正についてから、日程第19、議案第45号日置市子ども

医療費助成条例の一部改正についての3件を一括議題とします。

3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第43号は、日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正についてであります。

所得税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第44号は、日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するもので所得税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第45号は、日置市子ども医療費助成条例の一部改正についてであります。

市町村民税非課税世帯に属する小学校就学前の子どもを対象に、病院等の窓口における一部負担金の支払いをなくす制度を導入するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上3件、内容につきましては市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

それでは、議案第43号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、法律の所得税法が改正されたことによるものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一

部を改正する条例。日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中、控除対象配偶者を、同一生計配偶者に改めるものでございます。第3条第4項の規定につきましては、対象者を規定する項目で、震災、風水害、火災等の災害により自己または控除対象配偶者並びに扶養親族の所有する住宅、家財等に被害を受け、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたものがある場合において、当該損害を受けた月から翌年の7月31日までの医療費の給付については、当該損害を受けた者に係る当該損害を受けた年の前年の所得に関しては適用しないものとするという内容になっております。

また、該当する部分の法律改正内容としまして、これまで生計者の所得額にかかわらず全てにおいて控除対象配偶者と位置づけられておりましたけれども、今回、所得税法の改正によりまして、生計者の所得が1,000万円以下に限り同一生計配偶者の位置づけに改正されるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、平成30年1月1日から適用するものでございます。

なお、平成29年度におきましてこの規定を適用する案件は生じておりません。

次に、議案第44号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、省令に準じて改正するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

初めに、当該条例の改正箇所第10条につきましては、放課後児童健全育成事業を実施するに当たり、放課後児童支援員を配置しなければならないこと。また、放課後児童支援員の配置人数及び資格等を規定しているものでございます。

第10条第3項第4号を次のように改める。第4号教育職員免許法第4条に規定する免許状を有するもの。

内容としましては、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、更新の有無にかかわらず、有効な教員免許を取得したものを対象とする規定に改正するものでございます。

次に、同条第3項第5号中、卒業した者の次に、当該学科または当該課程をおさめて同法の規定による専門職大学の全期課程を終了した者を含むを加える。

この内容につきましては、近年の専門職大学の創設に対応していくように、また加えまして、対象範囲を拡大するために改正するものであります。

次に、同項の次に1号を加える。第10号、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者。内容としましては、高等学校を卒業していない方であっても、一定の実務経験があり、かつ市長が適当と認めた場合は、放課後児童支援員の基礎資格等の対象者になるもので、こちらも対象範囲を拡大するために改定するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第45号日置市子ども医療費助成条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、提案理由にありましたように、市町村民税非課税世帯に属する小学校就学前の子どもを対象に、病院等の窓口における一部負担金の支払いをなくす制度を導入することを目的に改正するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例。日置市子ども医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中、子どもの次に、市町村民非課税世帯に属するもので、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除くを加え、としております。

この内容につきましては、15歳以下の子どもに係る医療費の助成については、まず、当該条例を適用する以前に、生活保護法による保護世帯、次に、重度心身障害者医療費助成条例、ひとり親家庭等医療費助成条例の適用を受ける世帯はそれぞれの条例が優先されることになっております。しかし、このたび病院等の窓口における一部負担金の支払いをなくする制度を導入するに当たって、前に述べました2つの条例の適用世帯であっても市町村民税非課税世帯の世帯に属するものであれば、当該条例の適用を受けることができる旨の規定を加えるものでございます。

次に、同条に次の1項を加えるものとしまして、第2条第6項としまして、この条例において新たに市町村民税非課税世帯の定義を規定するものであります。

次に、第4条第2項及び第3項中の字句の修正と条文整備を行った上で、それぞれ2項ずつ繰り下げ、第4項、第5項としまして、新たに第2項、第3項の2項を加えるものであります。

第2項としまして、市長は、市町村民税非

課税世帯に属する助成対象児が保険給付を受けたときは、当該保険給付に係る一部負担金について助成対象者にかわり病院等に支払うことができる旨の規定を新たに設けるものがあります。

次に、第3項としまして、前項の規定による支払いがあったときは、助成対象者に対し助成金を支払ったものとみなす旨の規定を新たに設けるものであります。

次に、第7条第2項の改正につきましては、社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部が新たに対象業務を開始することによりまして改正するものでございます。

第8条の改正内容につきましては、病院等に助成金に相当する額を支払う旨の規定を改めるものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成30年10月1日以降の診療分から適用するものでございます。

次に、附則第2項としまして、日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正を、附則3項としまして、日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部の改正をあわせて行うものであります。

この2つの条例とも、それぞれ対象者の定義を規定している条項の改定となりまして、子ども医療費助成条例の定めるところにより医療費の助成を受けるものはそれぞれ2つの条例に係る対象者とし、ない旨の規定を今回新たに加えるものであります。

以上で、3件につきまして補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから3件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第43号から議案第45号の3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号から議案第45号の3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号日置市子ども医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第46号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第21 議案第47号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第20、議案第46号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第21、議案第47号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第46号は、日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第47号は、日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件、内容につきましては市民福祉部長に説明させますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

それでは、議案第46号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、省令に準じて改正するものであります。

それでは、別紙をお開きください。

日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第5条第1号中、定める者の次に、介護保険法施行規則第22条の2第3項に規定する介護職員初任者研修課程を終了した者に限

るを加える。

内容としましては、指定定期巡回、随時対応型訪問介護・看護サービスの提供に当たる者は、厚生省令に定める研修を終了した者でなければならないことを明記したものであります。

次に、第46号第1項の改定につきましては、前述の第5条の改正内容と同様に、本条では、指定夜間対応型訪問介護のサービスの提供に当たる者は厚生省令に定める研修を終了した者でなければならないことを明記したものであります。そのほかの改正につきましては、国の基準の改正に準じ条文整備を行うものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第47号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴い主任介護支援専門員の更新研修に係るその資格の期限を明確に位置づけを行うため設けられている経過措置を省令に準じて改正するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項を次のように改めるものとしております。

内容につきましては、平成28年4月に施行された国の省令によりまして、主任介護支援専門員は5年ごとに更新研修を受講しなければならないとされております。ただし、経

過措置としまして、平成26年以前の研修終了者は、平成31年3月31日までに更新研修を受講することを前提に、5年を経過してもその期限とみなし、またその中でも平成24年度から26年度までの研修終了者に限り、平成32年3月31日までに更新研修を受講することを前提にその期限とみなすことで規定されております。

しかし、期限までに更新研修を受講できなかった場合はみなしの規定が適用されないこととなり、無資格の状況となります。みなしの期間中の業務実態に疑義を生ずることとなることから、今回の改正により更新研修の受講の有無にかかわらずみなしの期限までの資格を確定させる改正内容となるものでございます。

次に、附則第2条第2項の改正規定につきましては、計画措置期間中の更新研修の位置づけを規定したものでありますが、改正前は第1項に規定していたものを今回の改正で第2項に移動して規定するものでありまして、内容につきましては変更ございません。

今回の改正によりまして、市民に対するサービス等の状況が変わることはありません。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、2件につきまして補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これから2件について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第46号及び議案第47号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号及び議案第47号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号日置市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第22 議案第48号日置市都市公園運動施設条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第22、議案第48号日置市都市公園運動施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第48号は、日置市都市公園運動施設条例の一部改正についてであります。

吹上浜公園体育館の施設設備に伴う冷暖房の使用料を規定し及び使用区分の整備を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

議案第48号日置市都市公園運動施設条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、吹上浜公園体育館の冷暖房空調設備設置に伴い、使用料改正を行うものであります。

それでは、別紙をお開きください。

別表第3の2、体育館の項の吹上浜公園体育館に冷暖房料を追加し、全部使用、1階2,160円、2階1,080円。2分の1使用、1階1,080円、2階540円を加えるものです。

なお、冷暖房空調設備の料金設定については、受益と負担の公平性の確保を念頭に、使用電力料、基本料金をもとに、利用者の利便性を考慮し、全部使用と2分の1使用で料金を設定し、体育館の1階部分及び2階部分での最大使用料かつ予想使用時間で積算いたしました。

あわせて、使用区分の整理を図るため、同体育館における利用者の実態に即し、ゲート

ボールを使用区分から削除しております。

附則として、この条例は平成30年8月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（黒田澄子さん）

済みません。通告をちょっとしていなかったので申しわけないんですけども、やはり気になるのでお尋ねしたいと思います。

この吹上公園の体育館は、国体に向けての冷暖房の整備がなされるということで、最新の管によるものが配置される。また、金額的にも利用者のほうが、近隣市では通常のエアコンタイプなので非常に1万円、2万円という利用料がかかる中で、本市が設置するものは最新のものですばらしいものだという説明も受けておりました。

2階部分についてちょっとお尋ねしたいと思います。この2階部分はどのようなエアコンがどれくらい設置されるものなのか。そして、例えば天井設置だとかスタンド式のものとかいろいろあると思うんですけど、どのような形態のものが設置されるのか。

それと、管型のエアコンが設置されることにおいて、卓球だとかバドミントンなど風を嫌う競技であっても本市の体育館は使えますよという説明を受けていたのですが、2階部分が例えば管型ではないと思いますけれども、そういった場合、影響とかはないのか、その3点だけお尋ねしたいと思います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

ただいまのご質問ですが、2階の空調につきましては縦型のタワー方式のものが、観客席が2列、南面と北側にありますが、7基ずつ設置する予定でございます。

この国体あるいは合宿等によって空調を設

置しますが、当初の説明で、風を起こすといけないという説明をしておりましたが、通常の体育館ですとダクト方式で大きな風が体育館をまわって空調するというのですが、1階部分が輻射方式ということで風を受けない冷暖房と、2階部分について、確かにタワー型の空調であります。そこに観覧している方々に直接風を当てるような冷暖房方式でありまして、直接アリーナ内に風を起こすような大きな空気の流れは出ないものということで設置しております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

一番気になるのは、風を起こすといけないということを非常に強調されて説明を受けたものなんですけれども、2階に14基ある中で、実際ほんとに全く影響がなく、例えば、それを設置されているところも、例えば卓球やバドミントンなど風を嫌う競技のものも利用されている現状があるのか、その点だけお尋ねして、終わります。

○社会教育課長（梅北浩一君）

この空調設備が県内ではただいま現在、指宿総合体育館と鹿児島市桜島総合体育館のほうで設置をしておりますが、特に、指宿総合体育館のほうでは、バドミントンという競技が国体で実施予定でございます。その中で、やはり1階部分はこの輻射方式、2階部分にはタワー方式の冷暖房を設置というようなことで聞いております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第23 議案第49号平成30年度日置市一般会計補正予算（第1号）

△日程第24 議案第50号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第25 議案第51号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第23、議案第49号平成30年度日置市一般会計補正予算（第1号）から日程第25、議案第51号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）の3件を一括議題とします。

3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第49号平成30年度日置市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28億2,467万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278億8,567万2,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事異動等に伴う人件費の補正、農林水産業等の産業基盤の整備、市道等の社会基盤の整備など投資的経費を中心とした予算措置のほか、日置市土地開発公社の借入金に対する債務保証の債務負担行為の追加など所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものといたしまして、分担金及び負担金では、農林水産業費分担金などの増額により463万7,000円を増額計上いたしました。国庫支出金では、国庫補助金の土木費国庫補助金で道整備交付金や社会資本整備総合交付金等の増額などにより10億

2,448万9,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、県負担金の土木費県負担金、公共施設管理者県負担金の増額、県補助金の農林水産業費県補助金の農地耕作条件改善事業費県補助金の増額、教育費の県補助金では、地域振興推進事業費県補助金の増額などにより2億9,024万2,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、西酒造（株）からの寄附金の増額により520万円の増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算の調整による財政調整基金繰入金の増額などにより3億8,058万7,000円を増額計上いたしました。

諸収入では、雑入でコミュニティー助成事業の採択に伴う増額などにより501万7,000円を増額計上いたしました。

市債では、農林水産業債で住環境整備事業債等の増額、土木債では市道整備事業債や公園整備事業債等の増額などにより11億1,450万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で人事異動等に伴う人件費の増額などにより939万7,000円を増額計上いたしました。

総務費では、地区公民館における花火打ち上げ委託料の増額、コミュニティー助成事業採択に伴う助成金の増、人事異動等に伴う人件費の減額などによる7,644万5,000円を減額計上いたしました。

民生費では、人事異動等に伴う人件費の減額、健康づくり複合施設ゆすいんの非常用発電修繕に係る工事請負費の増額などにより9万8,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、人事異動等に伴う人件費の増額により3,758万8,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、活動火山周辺地域防災
営農対策事業費の補助金等の増額、県営事業
費負担金の増額などにより4億1,685万
9,000円を増額計上いたしました。

土木費では、道整備交付金事業費、社会資
本整備総合交付金事業費の工事請負費等の増
額などにより21億3,131万4,000円
を増額計上いたしました。

消防費では、人事異動等に伴う人件費の減
額などにより529万4,000円を減額計
上いたしました。

教育費では、吹上公園サッカー場整備事業
費の工事請負費の増額などにより3億
1,294万8,000円を増額計上いたしま
した。

次に、議案第50号平成30年度日置市公
共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を
歳入歳出それぞれ5億4,885万2,000円
とするものであります。

歳入では、国庫支出金で国庫補助金の増額
と事業債の増額を計上いたしました。歳出で
は、事業費で工事請負の増額を計上いたしま
した。

次に、議案第51号平成30年度日置市介
護保険特別会計補正予算（第1号）につい
てであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
337万5,000円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,299万
2,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で国庫補助金の増額、
繰入金では一般会計繰入金の増額を計上いた
しました。歳出では、システム改修に係る委
託料増額を計上いたしました。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたし
ます。

○議長（並松安文君）

これから質疑を行います。

まず、議案第49号について、発言通告が
ありますので、池満渉君の発言を許可します。

○21番（池満 渉君）

ただいま市長から説明がありましたけれど
も、補正額およそ28億円余りでございます。
大変大きな額が補正の額となりましたが、こ
の中で、歳入の中で、国庫支出金、いわゆる
国の補助金10億2,400万円ほど、県の
支出金がおおよそ3億円、2億9,000万円
ぐらいとなっております。これら合わせた
13億円ぐらいは、本市が国や県に要望・希
望をする。こんな事業をやりたい、こんな補
助事業を下さいと、協力してくださいと言っ
てお願いをしている、したというか、その希
望額と申しますか、の中のどれぐらいが認め
られた金額なのかという気がしますが、どう
でしょうか。13億円というのは国・県合わ
せて何割ぐらいになるのか。

それから、今回認めていただいたこの国と
県の補助の平均的な補助率というんでしょう
か、道整備交付金については何割とかなん
とかそれぞれありますけれども、いろんなもの
の平均でどれぐらいでしょうか。

そして、今回の補正を通して、全体として
は、補助金もいただきながら事業をするけれ
ども、なかなか自己資金がない中で、どうし
ても繰入金も、あるいは起債を起こして事業
をしていくと。起債については交付税措置が
返済分についてはあるというけれども、やっ
ぱり借金は借金でございますが、こういった
ことを考えると、本年度の現在のところでは、
起債の見込みが38億円ということになって
おります。繰入金の額も大変ふえてきておる
ような気がいたしますが、現時点で市長が、
これからの財政運営ということなどについて
どのようにお考えになるのか。人口の減少、
それから交付税のこれから減額が見込まれる

わけでありますので、そういったことを含めて、現補正予算の時点でこれからの財政運営について市長の展望をお伺いしたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

今回の補正予算に関しましては、国・県補助金の要求額の割合ということでございますけど、大体私どもが要求した6割程度が今回認められたというふうに思っております。その中におきまして、特に土木部門で申し上げますと、五、六十%、いろいろ事業によって低いところもあったり、また高いところもあったりしておりますけど、五、六十%の部分であったのかなというふうに思っております。

今回の補正については、特に国・県の事業等を確定したものについて上げております。それに伴いまして、若干起債というのもそれに伴いますので、今回、起債等も入れておまして、今回約270億円、80億円ぐらいになったということでございますけど、基本的に私ども類似団体におきましては、約今250億円程度ですけど、特に大型物件というのがこの一、二年ありました関係の中で、若干、この一、二年が一番投資的な額が多くなってきているというふうに考えております。

○議長（並松安文君）

次に、田畑純二君の発言を許可します。

○20番（田畑純二君）

私は、私の所属する総務企画常任委員会に属する以外の件について、1点ほど質疑させていただきます。答弁する担当課長はできるだけ細かく、具体的にわかりやすく、誠意をもって答弁してください。

まず、説明資料の70ページでございます。体育施設費、工事請負費補助事業、吹上浜公園サッカー場整備事業費。それで補正として、基礎・造成及びトイレ、駐車場整備工事に伴う補正2億8,176万円とありますけれど

も、この整備工事の着工、完成予定時期と工事の具体的内容、それから金額の算出根拠をお伺いいたします。

○社会教育課長（梅北浩一君）

今回、補正予算に計上しております2億8,176万円につきましては、サッカー場の整備事業ということで、平成30年度31年度の2カ年に工区を分けて施行する予定でございます。平成30年度の具体的内容につきましては、サッカーグラウンドの基礎工、造成と、人工芝を敷設するまでの工事ということになります。それと、グラウンド内のトイレ、手洗い・足洗い場の整備、それと駐車場の整備を計画しております。着工につきましては、さまざまな申請等がございますが、10月か12月ごろを着工したいと考えており、完成につきましては平成31年3月をめどに考えております。

また、算出根拠につきましては、平成29年度で基本設計を実施しておりますが、基本設計による算出額でございます。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、西園典子さんの発言を許可します。

○15番（西園典子さん）

先ほどの同僚議員の質疑でも幾らか理解できたところでもございますけれども、49号の補正予算につきまして再度質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、今回の補正予算278億8,567万円という年度当初というのに考えてみましても、合併以降最大規模の予算というふうに思われます。

本市は、規模的には先ほどの市長のご答弁でもありましたように、250ぐらいを目指したいと。それ以前は200と言われた時期もありました。地方交付税の算定がえ終了、それも間近であります。

今回、このような大きな予算を組まれた根

拠と財源をまず伺いたいと思います。

2番、日置市の標準財政規模というものをどのくらいと見込んでおられますでしょうか。大体がいつも似たような状況ですが、以前と、年度によって変わるようでございますので、見込みがわかりましたらお伝えいただきたいと思います。

3番、平成28年度決算におきまして本市の標準、先ほどの2番の標準財政規模に対します地方債現在高は、普通会計決算総括表と決算資料でいただきましたけれども、それで見ましたら、標準財政規模に対する割合は205%というふうに、2倍ぐらいに当たるというふうで、県内の19市の中でも6番目の高さでありました。平均が186.1%という中で、やはり高い状況であります。

こういうような状況を考えまして、このことをどういうふうに見られますか。また、考えておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

4番目でございます。臨時財政対策債のことでございます。

臨時財政対策債は、平成13年に、国と地方の痛み分けという形で、将来的には元利償還など全てが交付税として算入して返されるというふうで始まったものだと思っておりますけれども、現在、102億円、それから101億円というふうな形で補正の資料のほうに載っておりますが、本年度発行できる限度額というのをどのくらいと見込んでいらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

また、資料の中におきましては、当該年度中の起債見込み額の5億8,000万円というのが載っておりますが、それは、限度額であるのかどうか。

それから、当該年度中、元金償還見込み額7億4,571万6,000円というのが書いてありますけれども、それは、この借金返済として償還されるものなのか、また、交付税

の中に入ってくるものなのかどうか、そこ辺がわかりましたらお尋ねしたいと思います。

5番でございます。先日の新聞などでもございましたけれども、国の借金が、2017年度末、1,087兆8,130億円となって、過去最高を更新しております。このような赤字国債を頼っての地方財政という現状でありますけれども、現在、金融政策なども、日銀がゼロ金利政策ということなどで進めている関係で、国とか地方におきましても、返済という面におきましては、有利な部分もあるかとも思っておりますけれども、こういうような金利政策もいつまで続くかわからないという不明な状況であることは、皆さん、思っておりますのではないかと思います。市の健全財政ということを考えて維持するために、このような国や地方の状況に関しまして、どのような視点というのを持って財政運営を進めていくかということは課題ではなかろうかと思っておりますが、そこら辺について伺います。

以上です。

○財政管財課長（上 秀人君）

ただいま、ご質問をいただきました1番目の、今回の補正が278億円ということでございましたけれども、今年度につきましては、継続費を設定をいたしまして、吹上支所の庁舎の整備、あるいは伊集院北小学校の校舎の改築、あと、鹿児島国体に向けまして、体育館の整備事業とか、大規模な事業が重なっているというところでございます。

その中で、今回の予算規模につきましては、財政計画の中でも見込みました金額になっているような状況で、財源につきましても、合併特例債などの有利な地方債の活用、それと国・県補助金、いろいろ特定財源を活用しているというところでございます。

あと、次の2点目の日置市の標準財政規模につきましてはでございます。

標準財政規模につきましては、先ほど、歳出入予算規模というのは250億円程度ということで、市長のほうからもございましたけれども、標準的な一般財源の規模ということで、143億円程度を見込んでいるところでございます。

3点目でございますけれども、3点目につきましては、今後におきましても、安定的な財政を維持するというのがやっぱり最大の目標ではないかと考えます。市民の福祉の向上、あるいは地域の活性化等を図っていきながら、財政計画に基づいた財政運営を行ってまいりたいと考えております。

それから次に、4点目の臨時財政対策債の件でございました。

今年度の発行額につきましては、5億8,000万円を見込んでいるというような状況でございます。

また、臨時財政対策債の交付税措置の関係でございましたけれども、臨時財政対策債の元利償還金の実額、これが7億5,200万円ほど、実際お返しする額でございますけれども、交付税につきましては、実額ではなくて理論値で算入されるということで、7億8,200万円交付税では算入されておまして、約3,000万円ぐらい多い形で基準財政需要額に算入をされているというような状況でございます。

それから、最後の金融政策の件もございましたけれども、今、低金利の状態に移している中で、地方債の現在残高というのを300億円程度になっているところでございますけれども、やっぱり今後、財政計画に基づいた財政運営、それと経済の情勢、あと、国や県の動向も注視しながら財政運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

今、丁寧な説明をいただきました。日置市

の財政計画が、昨年のおおりに出されております。そのことも今、ご説明の中でございますけれども、その中におきまして、経常収支比率の部分が載っております。

平成28年度決算では90.2%ということでしたが、29年度は94.1%、平成30年度は94.5%、31年度は95.5%、32年度は97.5%というふうに推計されたのが財政計画に載っております。非常に、そこ辺のことに關してのその予測ということに關して、どうお考えになっていらっしゃるのかお聞きします。

○財政管財課長（上 秀人君）

経常収支比率の關係でございましてけれども、義務的な経常経費、いわゆる人件費、扶助費、公債費にどれだけ一般財源収入、地方税とかが充当されているかということでございましてけれども、先ほどございましたように、ここ数年は高い位置で財政計画に載っておりますように、90%以上の段階で、高い位置で推移していると。妥当な位置というのは75%というふうに言われておりますけれども、公債費、やはり社会保障関連費の扶助費、ここあたりの占める割合が大きくなりますので、そういう推移が今後見られるというような状況でございます。

○15番（西園典子さん）

経常収支比率というのは、またわかりました。行財政改革大綱というのが、平成28年3月に、28年度から32年度までのことをうたっているようでございますが、それには平成30年度ぐらいは300億円ぐらいの市債残高ということを指定しておりますけれども、本年度は313億円というふうに変わっておりますが、その辺の兼ね合い、また、どのようなふう整合性を考えていかれるつもりなのかお尋ねします。

○財政管財課長（上 秀人君）

地方債の残高についてでございますけれども

も、これにつきましては、平成30年度、今年度、先ほども申し上げましたように、大規模事業が続いております。そういった関係で、今後、30年度以降、310億円から318億円程度の地方債残高で推移するというふうに見込んでいるところでございます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第50号及び議案第51号の2件について質疑を行います。

議案第50号について発言通告がありますので、田畑純二君の発言を許可します。

○20番（田畑純二君）

補足説明資料の73ページ、下水道整備費工事請負費補助事業、下水道整備費、社会资本整備総合交付金内示に伴う補正となっておりますが、これがわかりにくいものですから、この工事請負費の増額の具体的内容をお伺いします。

○上下水道課長（宇都健一君）

社会资本整備総合交付金の内示により、工事請負額の増額するものです。

工事場所は、妙円寺団地内で下水道管渠更生工事、口径の250mm、延長約75mを予定しております。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第50号は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第26 請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持および教育予算拡充をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（並松安文君）

日程第26、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持および教育予算拡充をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

ただいま議題となっております請願第1号は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第27 陳情第4号生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について

○議長（並松安文君）

日程第27 陳情第4号生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置についてを議題とします。

ただいま議題となっております陳情第4号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第28 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（並松安文君）

日程第28、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員の中から、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分

4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在、広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議会議員について3人の欠員を生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える4人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の告知は行いません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告について、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することといたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（並松安文君）

ただいま出席議員数は22名です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（並松安文君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（並松安文君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて順次記載台で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

点呼をいたします。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（並松安文君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（並松安文君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、桃北勇一君、佐多申至君を指名します。

立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（並松安文君）

選挙結果を報告いたします。投票総数22票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票22票です。有効投票中、新屋敷幸隆さん17票、伊瀬知正人さん1票、たてやま清隆さん4票、西江園明さんゼロです。

以上のおりであります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、6月21日は午前10時から本会議

を開きます。

本日はこれで散会します。

午後 0 時 09 分散会

第 2 号 (6 月 2 1 日)

議事日程（第2号）

| 日 程 | 事 件 名 |
|-----|-------|
|-----|-------|

| | |
|-------|--------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問（14番、18番、12番、15番、2番） |
|-------|--------------------------|

本会議（6月21日）（木曜）

出席議員 21名

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 桃北勇一君 | 2番 | 佐多申至君 |
| 3番 | 是枝みゆきさん | 4番 | 富迫克彦君 |
| 5番 | 重留健朗君 | 6番 | 福元悟君 |
| 7番 | 山口政夫君 | 8番 | 樹治美君 |
| 10番 | 留盛浩一郎君 | 11番 | 橋口正人君 |
| 12番 | 黒田澄子さん | 13番 | 下御領昭博君 |
| 14番 | 山口初美さん | 15番 | 西蘭典子さん |
| 16番 | 門松慶一君 | 17番 | 坂口洋之君 |
| 18番 | 大園貴文君 | 19番 | 漆島政人君 |
| 20番 | 田畑純二君 | 21番 | 池満渉君 |
| 22番 | 並松安文君 | | |

欠席議員 1名

9番 中村尉司君

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|--------|-----------|-------|
| 事務局長 | 丸山太美雄君 | 次長兼議事調査係長 | 山下和彦君 |
| 議事調査係 | 馬場口一幸君 | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|------------------|--------|-------------|--------|
| 市長 | 宮路高光君 | 副市長 | 小園義徳君 |
| 教育長 | 奥善一君 | 総務企画部長兼総務課長 | 堂下豪君 |
| 市民福祉部長兼市民生活課長 | 満留雅彦君 | 産業建設部長 | 瀬川利英君 |
| 教育委員会事務局長兼教育総務課長 | 松田龍次君 | 消防本部消防長 | 川畑優次君 |
| 東市来支所長 | 銚之原政実君 | 日吉支所長 | 丸田昭浩君 |
| 吹上支所長 | 秋葉久治君 | 財政管財課長 | 上秀人君 |
| 企画課長 | 内山良弘君 | 地域づくり課長 | 橋口健一郎君 |
| 税務課長 | 松元基浩君 | 商工観光課長 | 脇博文君 |
| 福祉課長 | 有村弘貴君 | 健康保険課長 | 長倉浩二君 |
| 介護保険課長 | 福山祥子さん | 農林水産課長 | 城ヶ崎正吾君 |

| | | | |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 農地整備課長 | 東 広 幸 君 | 建設課長 | 宮 下 章 一 君 |
| 上下水道課長 | 宇 都 健 一 君 | 学校教育課長 | 豊 永 藤 浩 君 |
| 社会教育課長 | 梅 北 浩 一 君 | 会計管理者兼会計課長 | 地頭所 浩 君 |
| 監査委員事務局長 | 丸 山 太美雄 君 | 農業委員会事務局長 | 恒 吉 和 正 君 |

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、14番、山口初美さんの質問を許可します。

〔14番山口初美さん登壇〕

○14番（山口初美さん）

おはようございます。私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

さて、昨日の雨も大変でしたが、大阪府北部を中心とする地震により、5人の方が亡くなられたことに対し、心からお悔やみを申し上げます。

阪神大震災や東日本大震災、また、熊本地震、福岡西方沖地震などなど、全ての被災者の皆様の復興を願いながら質問に立たせていただきます。

学校プールの塀が崩れて小学校4年生の女の子が犠牲となりました。塀の倒壊は、福岡西方沖地震でも熊本でも何度も見てきました。通学路の安全も確保できていない政治や教育の現実です。これだけ科学が発達しても、地震や火山爆発の予知は難しいということも再認識いたしました。

私は、新聞の写真やテレビの画面に手を合わせ、防災・減災を抜本的に進めなければならぬと改めて心に誓いました。

それでは、通告しました4点について質問いたします。

まず脱原発についてです。

九州電力川内原発の敷地内の旧保安林の伐採が進んでいます。この伐採地には、3号機の建設予定地も含まれておりまして、増設に

向けた準備ではないかと不安に思う市民もあるようです。市長の見解を伺います。

また、九州電力からは、何かこのことについて説明はありましたでしょうか。

3号機の計画は、あの2011年の東京電力福島第一原発事故を機に、事実上凍結されておりますが、改めて3号機の増設についての市長の見解を伺います。

2問目の受動喫煙対策について、市長と教育長に伺います。

まず、学校や行政機関等での敷地内禁煙は、守られているのでしょうか。また、それらの喫煙所の設置場所は適切かどうか、伺います。

そして、さらに、祭りやイベントなどでの受動喫煙対策は、特に子どもを守る立場から十分できているのでしょうか。

また、たばこの健康被害の啓発活動や教育の強化が必要ではないでしょうか。

個人のモラル任せにしては、本人とその周りの人の健康と命は守れないのではないのでしょうか。その対策について伺います。

3問目の店舗リニューアル助成制度について伺います。

これまでも何回か提案させていただいておりました。この店舗リニューアル助成制度は、全国で107自治体に広がり、ここ2年ほどで倍増し、地元中小業者の仕事をづくり、まちの活性化にもつながっています。本市でも実現できないか伺います。

4問目は、本市農業の目指すべき姿と方向性について伺います。

私たちの住む国、日本は、食料自給率が4割を切り、輸入に頼っていますが、本市の食料自給率はどうでしょうか。また、大規模な気象災害や自然災害、あるいは紛争や戦争が起これば、世界的に食料危機が起こる可能性があります。食料主権をしっかり守っていくためにも、自給率を高め、所得補償や価格保障などで経営環境の整備に力を入れて取り

組む必要があるのではないかと考えますが、
見解と具体策を伺います。

誠意あるご答弁を期待し、以上1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の脱原発について、その1でございます。

九州電力からは、迂回道路建設工事及び川内原子力発電所の工事で発生する土砂を、薩摩川内市が計画する事業区域内へ搬出することと、川内原子力発電所の工事にて発生する土砂の搬出のため運搬道路を整備することについての説明を受けております。

2番目でございます。原子力発電所については、省エネルギーや再生エネルギーの導入により段階的に減らしていくことが望ましいと考えており、市民の安全を第一に考えますと、増設は考えられないと思っております。

2番目の受動喫煙対策について、その1でございます。

学校以外の公共施設につきましては、建物内禁煙となっており、建物外に喫煙所を設置するなど、分煙あるいは禁煙を徹底しております。

2番目でございます。建物の外に設置してあります喫煙所について、多くは受動喫煙を防止するため、人の集まる場所を避けて設置しておりますが、建物の構造や風向きなどにより、周囲の方へ煙が流れてくる状況もございます。

3番目でございます。イベント等の主催者の措置によるところが大きいところでございますが、健康増進法第25条の規定では、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では配慮が必要とされていることから、引き続き所管課と連携しながら受動喫煙の防止について必要な措置を講ずるよう啓発していく必要があると考えております。

4番目でございます。たばこの健康被害については、これまでも元気まつりや健康教育など、機会を捉えて普及啓発してまいりました。今後も関係機関と連携を図りながら、このような場や広報誌等を活用して喫煙や受動喫煙による健康被害について普及啓発を行ってまいります。

3番目の店舗リニューアル助成制度についてということでございます。

本市におきましては、市単独事業として借入金に対しまして利子補給及び保証料の一部を補助する事業を実施しております。

この事業は、店舗改修を初めとする設備投資に係る借入金も対象となっており、店舗リニューアル等を行う場合も対象事業となるため、新たな助成制度の創設は考えておりません。

店舗等の改修等については、商工会が窓口となり、全国商工会連合会が実施する小規模事業者持続化補助金の助成制度も活用できるよう連携を図ってまいります。

4番目の本市の農業の目指すべき姿と方向性について、その1でございます。

農林水産省の試算によりますと平成27年度の概算値では、本県の食料自給率は82%で九州管内では佐賀県の92%に続き2番目となっております。

本市の自給率につきましては、農畜産物や水産物の生産構成と人口を考慮しますと、県平均と同様の80%程度であると認識しております。

2番目でございます。各作物ごとの既存の補償制度やそのほかの各種支援事業を積極的に活用して、経営の安定化を図ることが必要であると思っております。また、国の新たな施策で農業共済組合が主体となり、品目別ではなく農業経営全体の収入減少をサポートする収入保険制度が導入されます。本市でも現在、各関係機関と連携して、この新制度の普

及・啓発に努めているところでございます。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

2番目の受動喫煙対策について、教育委員会の関係についてお答えをいたします。

まず、その1でございます。市内各学校においては、全て敷地外での喫煙となっており、守られている状況でございます。

また、喫煙所の設置についてでございます。敷地外において子どもから見えない場所や人が近づかないような場所で喫煙をしており、受動喫煙の影響はないものと考えております。

それから、祭りやイベント等での対策ということでございますけれども、各学校では、学校行事等を開催するに当たりまして、来校者に対して案内等の文書で敷地内禁煙を事前に広報したり、敷地外に喫煙所を設置したりするなど、子どもたちの受動喫煙対策をしております。

また、市や各地域におけるさまざまなイベントにおいても、喫煙場所を会場外に設置するなど配慮をしております。

それから、4番目でございます。各学校におきましては、薬物乱用防止教育の一環として、たばこの健康に及ぼす害や望ましい健康な生活のあり方について計画的に指導をしております。このような指導を積み重ねることを通して、みずから健康づくりに取り組む子どもを育てていきたいと考えております。

以上でございます。

○14番（山口初美さん）

ご答弁いただきましたので、また1点ずつ伺ってまいります。川内原発の3号機の増設については、以前と変わらない市長のきっぱりとした見解を聞かせていただきました。再確認をさせていただきました。

そこで、30km圏内の首長の会の中でもこの点についてぜひ意思一致をしていただいて、

九州電力のほうにも改めて伝えていただけたらと思うんですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今のところ、この30km圏内の首長会はございませんので、またあったときは今言ったように3号機等新しいものについては設置しない方向でという認識を私のほうからも述べていきたいというふうには思っております。

○14番（山口初美さん）

私を含めて市民もこの3号機の増設について大変不安に思っておりますのは、国のエネルギー政策がまだこれからも原発に依存し、原発頼みの政策になっているからなんです。

福島原発事故によって、原発は人の手には負えない危険なエネルギーだということが国民にははっきりわかりました。だから、早く原発はなくしてほしい。もちろん私たちは、ふるさともなくしたくありませんし、本当にこの自然なエネルギーや安全なエネルギーを活用した電気で安心して暮らしたいと、これがみんなの願いとなっております。

国のエネルギー基本計画の中に原発が位置づけられている以上、3号機の増設計画がまたいつ息をを吹き返して出てくるかわかりません。そういう危機感を市長にもいつも持っていていただきたいと思いますが、このことを最後に原発の問題では伺っておきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この原発とは別に、再生エネルギーをいかにして私どもは構築していくのか。先般も永吉の小水力も設置をさせていただきました。そのようにして、やはり自給電力におきます再生エネルギーのウエートの高さといえますか、それを日置としては持っていきたいと、そのように考えておきまして、特に今後への計画の中でもこの庁舎とゆすいん付近におきましても、やはりそのような発電所

的なものも構築しながらやっていきたいと、
そういうふうに考えております。

○14番（山口初美さん）

それでは、次の受動喫煙対策のほうに移りますが、いろいろご説明いただきましたように、敷地内禁煙は大体守られてきていると私も理解をしておりますが、しかし、とても完全にはできていないと考えます。

行政機関等では敷地内に喫煙所が実際設置されておりますので、完全に密閉できていない以上、受動喫煙を防ぐことはできていないわけです。

けさ産業建設課のほうにも伺ったんですけども、産業建設課の喫煙所ですね。ドアがきょうあけっ放しになっておりまして、あけっ放しだと、やっぱり煙が中に入ってくるぐらいのところに灰皿が設置されているわけです。これも出入りされるときにも、また、体について煙も入ってきます。こういう状態がいいのかなというふうに考えました。

学校の敷地内では完全に禁煙になっていて、敷地外に喫煙所がありますけれども、やっぱりどうしても隣接したところにありますので、それぞれの学校で判断されて、一番いい場所に設置されているとは思いますが、児童や生徒、また一般の市民などから見て、先生方がたばこを吸う姿がどのように映るのかちょっと心配になったりします。

できるだけ目にとまらないようなところに設置されているとは思いますが、やはり子どもも生徒たちも先生に用事があって、あの先生はあそこにいるなと思うと、やっぱりそこにいろいろ聞きに行ったりすることもあるわけです。

この点、教育上の視点から問題はないかどうか、教育長のご意見、それから、先ほどのその喫煙場所の設置、改善できる場所があれば、ぜひ改善していただきたいと思いますが、この点について市長と教育長、お願いい

たします。

○市長（宮路高光君）

今、公共施設内におきます喫煙所の場所、また、それぞれ担当課のほうに徹底させて、そこあたりの現場をきちっとやっていきたいというふうに思っております。

○教育長（奥 善一君）

現在、学校の敷地外で各学校で決めた場所で喫煙をしているわけでございますけれども、おっしゃるように、その場所が適切かどうかというのは、また、私どもも再度確認をいたしまして、不適切なところがあれば、また、改善をしていきたいと思っております。

それから、子どもたちとの接触ということでございますけれども、それは、そのような状況がないようにしたいとは思っております。子どもたちの先生に用事がある時間帯というものは避けて喫煙するように勧めてみたいと思っております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

わかりました。それぞれまた改善できるところは改善していただきたいと思います。

さて、まち全体が祭りやイベント会場になる大がかりな催し物もたくさん本市でも1年中行われております。しかも、焼酎などアルコールも入り、長い時間、大人も子どもも一緒に行動します。無意識に火をつけて、周りのことは余りにせずに吸っておられる、そういう大人の姿を見たりするんですが、このようなときの受動喫煙対策が課題だなというふうに私は感じております。

特に、子どもの近くでは絶対にたばこを吸わないように、事前からのかねてからの学習、実行委員会などでの申し合わせ、それから、会場での呼びかけなどが必要と考えます。市長と教育長にそれぞれこの対策について再度伺います。

○市長（宮路高光君）

特に、イベント等においては、実行委員会が設置されまして、その実行委員会におきまして、それぞれ啓発、これはその場所を含めてみんなで検討しておるといふふうに思っておりますので、また、今からあるいろんなイベントがございますので、このことについて再通知をしながら実行委員会できちっとそういう場所の確保ということをしていくよう努めていきたいというふうに思っております。

○教育長（奥 善一君）

学校が行事として、学校行事として行うものについては、徹底をされていると思います。ただ、地域で行う行事ですね。社会教育関係、社会体育関係も含めて、そういう行事については、ただいま市長の答弁にもございましたように、やはり計画の段階でその辺まで配慮できるようにしていけたらと思っております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

そのようにぜひ対応していただきたいと思います。

さて、国や県の統計などで人口は女性が多いのに、男性50代、60代ですね、特に。男性の死亡率が高くなっているということで、たばこの影響もあるのかもしれないなと私は大変心配をしているわけです。

本市の50代、60代男性の死亡率について、どのような状況か伺いたいと思います。

○健康保険課長（長倉浩二君）

お答えいたします。

本市の死亡原因につきましては、年代別はちょっと資料はございませんが、1位が悪性新生物、2位が呼吸器系疾患、3位が心疾患となっております。

ちなみに国のほうに見ますと、1位が悪性新生物、2位が40代では自殺、50代では心疾患、3位が40代で心疾患、50代では脳血管疾患というふうになっております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

私は、その死亡率を教えていただいたかかったんですけど、そこは調べていただいでいでしょうか。同じ年代での男性と女性の比較のようなものですね。

○健康保険課長（長倉浩二君）

日置市の主要な死因別につきましては、1位が悪性新生物と申しましたが、これが26.9%、2位が呼吸器系疾患が22.5%、3位の心疾患が17.3%というふうになっております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

ちょっと、50代、60代の男性と比べると、女性の死亡率とすると男性のほうが倍近くになっているというような統計が出ているようです。また、あともって調べていただけたらと思いますが、このように男性の死亡率が高いというのは、やっぱりたばこが全く関係ないとは言い切れないような気がしております。

喫煙後、どれくらいの時間周囲に影響が出るかと言いますと、喫煙後30分は呼吸するたびに肺に残っている有害物質が排出されます。髪や服についた有害成分が蒸発して周りに拡散します。

日本では、年間1万5,000人が受動喫煙で死亡しています。交通死亡事故の4倍です。これは、国立がん研究センターが発表している数字です。たばこを吸わない人が受動喫煙すると、肺がんや脳卒中、心筋梗塞、呼吸器系疾患、ぜんそくなどさまざまな病気のリスクを高めます。認知症になる危険も倍増します。

乳幼児突然死症候群のリスクは4.7倍にもなります。なぜそれほど危険なのかといいますと、たばこには、70種類以上もの発がん性物質が含まれているからです。さらに、

心臓に負担をかけるニコチン、血液中の酸素の運搬を妨げて、心臓や脳に負担をかける一酸化炭素など4,000種類の有害物質が大量に含まれています。

子どもを守るためにも、市民の健康のためにも、医療費を減らすためにも、認知症を予防するためにも、たばこの被害をなくしていくことは大変有効と考えますが、市長の考えはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、このたばこの害というのは、今までもいろんな中で知らされているのも事実でございます。吸う方、吸わない方、さまざまでございますけど、やはりマナーといえますか、やはり吸う方においてきちっとしたマナーを学んでいただいて、吸うことはとめることはできませんので、そこあたりのやはり吸う方のマナーをきちっとするような啓発ということはしていくべきだろうというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

5月31日は、世界禁煙デーでした。各地でさまざまな行事が行われ、日本医師会や日本禁煙学会などは、東京都内文京区で記念イベントを開いています。

たばこは、人権問題であると力説したのは、公益財団法人、日本対がん協会参事の望月友美子さんで、講演では人権の観点から言いますと、たばこ問題は人権侵害そのものだと言わなければなりません。大事なことは、たばこの使用で人が死ぬということです。ばたばたと死んでいくわけではありませんが、その死が人々の目に見えにくいというのもたばこ問題の本質の一つであります。

日本では、喫煙によって毎年13万人が亡くなっています。他人が吸うたばこの煙を吸い込む受動喫煙によって推計年間1万5,000人が死亡しています。たばこから国民の健康と命を守る運動に、これから

も取り組んでいきたいと考えます。

と、このような講演をされました。

ぜひこの方を日置市にもお呼びして講演していただけたらなと私は思うのですが、市長、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

いろいろと講演される方はいらっしゃいますけど、今おっしゃいました望月さんですか、ちょっと私も認識しておりませんので、またいろいろな講演会ときは、いろんな方々に相談して決定していきたいというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

さて、19日、国会衆議院本会議では、利用者の多い施設を原則禁煙とするなど、受動喫煙対策を見直した健康増進法改定案が可決をしました。

しかし、日本共産党、立憲民主党、自由党、社民党、日本維新の会、希望の党は、対策が不十分だと反対をしました。

日本は、たばこ規制枠組み条約を批准しながら、屋内完全禁煙を義務づける法律もなく、毎年1万5,000人も受動喫煙による死者が出ています。国際的にも、2020年の東京オリンピックは、タバコフリーが求められています。努力義務だった受動喫煙防止に罰則をつけたのは一歩前進と評価をいたしますが、みずから掲げた喫煙室なしの屋内完全禁煙との目標からはほど遠く、国際的な責務を果たしたとは言えません。本気で受動喫煙禁止を言うなら、一日も早く完全禁煙に踏み出すべきです。

喫煙は、深刻な健康被害、破壊になるだけでなく、身近な家族や誰かを苦しめます。喫煙者の中には、幸福追及権だと主張する人もいますが、他人を不幸にしての幸福追及権など絶対あり得ないと思います。

完全禁煙でない居酒屋や喫茶店などでは、環境省が定めた吸うと危険な数値の5倍から

10倍のPM2.5が発生をします。中国北京の大気汚染と同じ程度です。心臓や肺の悪い人や高齢者の症状が著しく重くなり、健康な人でも重い呼吸器症状が出るおそれがあります。

このようなことをご存じでしたでしょうか、市長。どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

そこまで私も詳しくことは存じ上げておりません。

○14番（山口初美さん）

家族の受動喫煙を心配して、換気扇や空気清浄機の近くで吸ったり、ベランダで吸う人もいますが、換気扇を回しても室内にたばこの有害成分が拡散します。ベランダで吸っても、窓のすき間などから煙が入り込みます。近隣の住民にも大きく影響しますし、苦情などトラブルになる例もあるようです。

受動喫煙の健康への影響は、ここまでなら安心・安全というレベルはありません。前回は取り上げましたが、東京都は子どもを受動喫煙から守る条例が4月から施行されました。新宿区内は、全域が路上喫煙が禁止となり、路上喫煙禁止を注意喚起する看板があちこちに立てられています。

このような具体的な、また、目に見えるような対策を本市では考えないか、市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

まだ、本市では、そこまで東京の新宿とか千代田区とかしておるのも事実でございますけど、本市でそこまで今のところ考えておりません。

○14番（山口初美さん）

たばこの害を減らし、受動喫煙をなくしていくためには、何といたってもたばこを吸う人を減らしていくことが一番だと思います。

たばこを吸わないといらいらす、仕事の効率が落ちるとい人もいますが、これは、

ニコチンに依存させられている離脱症状です。禁煙しようと思っても、自分の意思だけでは難しいのが現実のようです。

そこで提案したいのですが、健診のときに問診表の中にたばこを吸う、吸わないを書くところがあると思います。そこにもう一言、「たばこをやめたいと思いますか」、あるいは「たばこをやめたいと思ったことがありますか」という設問をつくっていただきたいのです。

そういう方たちには、ピックアップして、もう一歩進んだ質問をしていただいて、「やめたい」と答えた人には、禁煙外来を勧める。そうすれば、3カ月でニコチンから開放されるということを教えてあげていただきたいのです。

「やめたいと思わない」「やめたいと思ったことはない」というふうに答えた人には、その理由を聞いていただいて、そして、具体的な健康被害などをお伝えして、周りの人へ迷惑をかけないように、また、子どもに害が及ばないように注意を促すなど、対策をとっていただきたいと思います。

たばこを吸うということは、自分だけでなく、周囲の人の健康を害する問題だということをしつかりと市民と共有し、共通認識できるようにしていただきたいと思います。この点について受動喫煙対策の質問は終わらせていただきますが、市長、この点についてはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、このたばこの問題について、やはり本人が一番自覚していかなきゃならないことだと思っております。

特に、この受動喫煙におきまして、他人に迷惑はかけない。ここが一番でございますので、そこあたりはそれぞれの方々が大人でございまして、きちっとしたモラルを守りな

がらお吸いになっていただくようお願いのかなというふうには思っております。

○14番（山口初美さん）

それでは、3問目の店舗リニューアル助成制度について伺います。

鹿児島県内では、薩摩川内市、曾於市、いちき串木野市、志布志市、奄美市、この5つのまちで今のところ活用されているようです。大体その工事費にかかった費用の半分の助成で最高が上限が50万円の程度になっているようです。

今回の地震で、震度6を記録した大阪府の茨木市では、この事業を16年前から始めているそうです。小売店舗改装改築事業として小売飲食店などの改装にかかった工事経費の2分の1、上限50万円を補助しています。

住民のアンケートなので、地元商店街を利用しないのは魅力的な店舗が少ないからというような意見が出たのがきっかけの一つだったということですが、事業主を元気にし、魅力的な店舗をふやすことが住民の利便性や活性化につながると考えて担当課長は創設したんだというふうに話しておられました。

これまでで累計で113件の利用があり、この制度を活用した事業所は廃業率も低いと担当課長は話しておられました。

また、この申請のときには、市が委嘱する中小企業診断士と相談をして、事業計画をつくり、経営を見直す機会になるように位置づけられているそうです。

そこで本市の中小企業、商店など最近の廃業率、閉店率はどのような状況になっているのでしょうか、伺います。

○商工観光課長（脇 博文君）

お答えします。

廃業率につきましては、平成29年度で2.51%となっております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

この数字が多いのか少ないのか、そこはちょっといろんな研究が必要だと思うんですけども、このリニューアルしたお店は、本当に見た目にもきれいになるわけですね。そして、気分も新しくなって意欲的に商売に取り組める。そして、市のこの制度としてやるわけですから、まちがやっぱり自分たちを応援してくれているんだというようなことで、事業主の方も本当に元気に取り組めるというか、本当にきれいになれば、お客さんにも喜んでいただけるというようなことで、いろいろな制度が本市もあって、商工会などもいろいろ取り組んでおります。このことについて、ぜひ商工会などの意見も聞いていただけたらと思うんですが、どうでしょうか。聞いてみていただけませんか。

○市長（宮路高光君）

今、商工会のほうから、このこと、リニューアルのこのことの助成ということは、まだ私もはお伺いしておりません。今後、やはり商工会とも十分このことについては、協議もしていきたいというふうには思っております。

○14番（山口初美さん）

いろいろ本市においては、市の単独事業としては借入金に対して利子補給、保証料の一部を助成する事業というような説明がありましたが、具体的にこういう事業を実施されているわけですが、どの程度の利用になっているのか、伺います。

○商工観光課長（脇 博文君）

利子補給につきましては、平成29年度で100件の利用がありまして、683万4,000円の利子補給をいたしております。それから、保証料につきましては19件で120万9,000円の補助をいたしております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

わかりました。それでは、何回かこのことを提案させていただきまして、全国でも利用がふえているということは、何かやっぱりこういう制度というのが広がっているというのは、やっぱり活性化に役立っているというような評価もあつてのことだろうと思います。

また、今回は、本市では実施していただけないということでしたけれども、今後、薩摩川内市やいちき串木野市、曾於市、奄美市、もう一つどこかありましたけれども、そういうところを実際実施しているところの、やっぱり成果といいますか、その状況などもまた研究してみただけいたらと思います。

それでは、最後の農業問題のほうに移りたいと思います。

今、日置市の農業は、圧倒的に小規模で家族でやっているような、そういう農業が多い状況だろうと思いますが、それがやっぱり高齢化で新規就農が少ない状態や、後継ぎがなかなかないような状態が続いていけば、10年後、20年後、日置市でとれた農作物がほとんど食べられなくなるかもしれない、そんな日がいつか来るのではないかということも心配をしますが、国会でも安倍首相も家族農業をしっかり支援しますとは言っておられるんですね。具体的に、その農業によって今、本市でその農業で食べていけている人、減少傾向にあるとは思いますが、農業だけで食べていっている人たちが専業農家というのですかね。専業農家が、どれくらいいらっしゃるのか、伺います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えいたします。

日置市の専業農家の戸数でございます。平成27年の農林業センサスで524戸になっておりまして、10年前の平成17年から761戸でございますので、10年間で237戸の減少、率で30%の減少というような状況でございます。

以上です。

○14番（山口初美さん）

激減といいますかね、本当に30%、10年間で減っているということは、本当に深刻な状況だと思います。

高齢化と言いますけれども、今、農業をやっているらっしゃる、今、専業農家の方たちの平均年齢というのは、幾つなのでしょう。どのような状況にあるのか、また伺いたいと思います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えいたします。

日置市の専業農家の平均年齢は66歳となっております。ただ、担い手農家でございます認定農業者の平均年齢につきまして58歳という状況でございます。

○14番（山口初美さん）

農業の担い手というのは、もちろん専業の方もいらっしゃいますが、兼業の方が圧倒的に多いわけですね。農業だけでなく、農業以外の経済活動を行っている場合が多いわけです。また、小規模で家族農業といいますと、半数以上は女性が経営をしていると思いますが、世界的に見てもそうですし、日本でも日置市でも半数は女性だと思いますが、日置市の農業の担い手の特徴、どのように見ておられるか、伺います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

日置市につきましては、鹿児島市に近いということで、都市近郊型の農業、かつ少量多品目の産地であるというふうに認識しております。ただ、その中で市内に約11店舗ほどございます。有人の直売所等に、やはり高齢兼業の方々が非常に積極的に農業生産をして出荷をしているというのが特徴的な産地ではないかなというふうに認識しております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

農業というのが、本当に多様な役割と可能

性を持っていながら、多くの困難にも直面しているという現状があると思います。中でも一番の困難というのは、やっぱり若い人が農業を仕事として続けることができないというようなこと、それはやっぱり所得が低いということが一番の原因だと思います。

新規就農支援、一昔前に比べると確実に充実してきていると思いますが、今、飼料代にしても燃料代にしても資材価格が高い。それに対して農産物価格が余りにも低いし、元が取れない、そういう状況だと思うんですが、この新規就農支援を受けて農業を始められた方たちはうまくいっていらっしゃるのかどうか。そこら辺をちょっと伺いたいと思います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

平成29年度の新規就農後継者の方々でございますけれども、新規就農という形で認定をいたしましたのが3組の5名、それから、農業後継者ということで認定いたしました支援をいたしましたのが6組の9名で、合計9組の14名ということでございます。

現在、親元で就農されたり、農業公社等での研修会されたりということで、現在のところ順調であるというふうに認識しております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

大方順調にしているということで安心はしましたけれども、農業とか漁業の後継ぎに就業交付金を昨年4月から始めた町があります。この町は、北海道なんですけれども、この交付金制度は月5万円の支給で期間は最大36カ月。本市の実施しております、この新規就農支援の事業と比べてどうなのでしょう。その辺を伺ってみたいと思います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今現在、旧事業名で青年就農給付金という国の年間150万円というのもございますが、日置市が単独で実施しておりますのは、新規就農者と、漁業も含めまして新規就業者と後

継者と二本立てでございます。新規の方々につきましては、夫婦世帯でありますと、月額15万円の2年間ということになりますし、単身者の場合では、10万円で月額で2年間ということになります。

ただ、後継者の場合は、1年間になりますけれども、単身者が10万円、同じく夫婦世帯で15万円ということで1年間でございますけれども、1年間交付終了後に祝い金の50万円というようなことございますので、他市町村に比べても遜色のない支援施策だというふうに認識しております。

○14番（山口初美さん）

今の説明でわかりましたけれども、本当にこの本市は手厚い支援というか、思い切った応援をしていて、しっかり取り組んでいているんだなというふうに思います。

農業の分野でもう一つ大切だと思うのが、農業による雇用の創出だと思います。本市でも本当にここが期待される場所だと思いますが、日置市でとれた農作物を加工して付加価値をつけて、そして販売をする6次産業化ですね、本市では大分盛んにこの6次産業化が進められていると考えます。そして、農産物、水産物などの物産館ですね、直売所が大人気で、大変順調に大きな大切な役割を果たしていると思います。つくるほうも意欲を持ってつくっていただいているというふうに思っています。

地産地消を推進し、交流人口の呼び込み、それから特産品も大人気ですね。駐車場が足りなくなるなど大盛況を得ています。農業による雇用の創出と6次産業化が今後、日置市においても期待されると思うのですが、この点について今後の見通し、また課題などについて、これから先の本市の農業に対する取り組みなどについて、市長の考えを総括的に伺いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

本市は、本当に中山間地域という中で、小面積、また傾斜地のある地形でございます。そういう中におきまして、やはり都市近郊という一つの中におきまして、やはり少数多品目、野菜を含めて、そういうものをつくって所得を少しでも上げていただきたいというふうに考えておきまして、特に農協を中心とした形の中で、今後においてもやはり営農指導をし、また特に私ども18店舗もの直売所を持っております。直売所におきましても、本当に大盛況であるというのも事実でございますので、ここをうまく使いながらそれぞれ中山間地域にあった農業ということを今後とも振興していきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

次に、18番、大園貴文君の質問を許します。

〔18番大園貴文君登壇〕

○18番（大園貴文君）

私は、さきに通告してあります質問事項について、市長に質問いたします。

今日のニュースに取り上げられる過疎化、少子化によりまちの中心部から離れた地域においては、その影響を大きく受けている現状が報道をされています。このままでいくと、本市も重大な局面を迎えるのではないかと、私は危惧いたしております。そうなる前に、打開のために、本市の資源を再度見直し、希望の持てる地域づくりにマクロな視点から時代を読み、政策に生かしていくべきと考えております。

そこで、質問事項の1番目は、学校の統廃合により廃校になった跡地活用についてであります。質問の要旨として、今後どのように廃校になった学校施設の利用促進を図る計画かをお聞きいたします。

2番目、その中で、利用不可能な施設は、

今後どのようにする計画か。

3問目として、行政関係者だけではなく、民間事業者も参入した利用促進プロジェクトチームを検討すべきと考えますが、市長の見解をお聞きいたします。

質問事項の2問目は、伊作峠トンネル建設についてであります。

県都60万人の鹿児島市と広域連携協定を結んだ鹿児島連携中枢都市ビジョンに関しては、農業、漁業、就労、就学、観光、地域資源、交通産業の振興を図る上で鹿児島市に一番身近な存在であり、また本市の将来に夢を持てる協定であり、素晴らしい市長の政治判断だと考えます。

そこで、私は、この本協定に沿って、鹿児島市と共生協働して社会基盤づくりを進め、さらには桜島の噴火や地震、原子力事故に備えた災害避難道路として利便性の向上につなげるため、鹿児島市と一体となり、県との協議を進めるべきと考えますが、市長の見解をお聞きします。

質問の要旨として、鹿児島市と連携協定を結び、本市の南の玄関口として安全で安心して利用できる道整備を図り、過疎対策、観光、地域の活性化につなげるため、県との協議を進めるべきと考えますが、市長の見解をお聞きし、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の廃校となった跡地活用策について、まずその1でございます。現在、利用可能な学校施設は11施設ございますが、基本的には地区公民館機能を持たせていきたいと考えております。地区公民館において、利用する予定のない教室の範囲が定まった時点で、地域の意向等を踏まえながら利用促進について協議をしてまいりたいと思っております。

2番目でございます。廃校となった校舎はほとんどが耐震等利用可能な施設であり、物

理的に利用不可能な施設はないと考えております。

3番目でございます。他の自治体においても、学校跡地の利活用に関して、民間業者から公募するなど活用策を検討した事例がありますので、これらの参考にしながら今後地域とも十分話をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の、伊作峠トンネル建設についてということでございます。

伊作峠のトンネル化には莫大な予算が必要と思われまます。トンネルの必要性や目的の整理、メリットや費用対効果の精査も必要と考えております。これらを整理した上で、鹿児島市とも調整をしながら、連携した要望活動や協議を進めていかなければならないと考えております。

以上で終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時55分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（大園貴文君）

今、1回目の質問で、市長のほうから、廃校になった校舎の状況について答弁がありました。その中で、耐震等利用可能な施設があり、物理的利用不可能な施設はありませんというふうに答弁をいただきました。その中で、先般の、先ほども同僚議員から話がありましたように、大阪北部地震で学校のブロック塀が倒れて、子どもさんが亡くなられたわけなんですけれども、やはり、地区公民館としての位置づけとしては、校舎の建物だけではなくて、やはりその周囲のブロック塀だとかまた体育館、そのようなもの等もしっかりと調

査をされて、そして、地区公民館が避難所となっているところもあるわけなんですけど、そういった調査等、国からの調査も依頼が来ているかと思えます。その辺もあわせて説明をお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、耐震的なのは異常ないかもしれませんが、まだいろんな附属している施設もいっぱいございます。もう一回再検査をしながら、今、特に日吉地域におきましては、特に設計等に入っておりますので、その部分のところも含めて、今後におきます利活用、またどうしても撤去といえますか、解体しなければならぬのも出てくるのかなと思っておりますので、そこあたりもきちんと調査をしていきたいというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

やはり、そういった安全で安心できる学校の跡地という大きな利点があるわけですね。そういったところを、やはりしっかりと再調査して、そういったものの使い方、地区公民館として使うのであれば、そのようなやり方。また、検査も実施して行って、やはり早い段階でしていかないと、いつ何が起こるかわからない、この地震とかそういったもの等に風水害については放っておけない状態ではないかなと考えております。

それから、地区公民館以外に、例えば、藤元の中学校の跡地、体育館等も大分老朽化しています。そして、野首小学校のギャラリーが入っている校舎、あの辺も屋根がずれたりとかしております。その辺の改修やいろんな進め方について、行政のほうでは検討会を進めているんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今のところ、今使っている部分についてはございます。今ちょうど日吉地域のところの点検をやっております。トータル的に吹上地

域におきましては廃校したところもいっぱいございますので、そういう解体しなければならぬのも、基本的に今できないのは、解体費用というのも大変莫大なお金に上がって、解体もできないというのが実情でありまして、そこあたりもきちんとしながら、しなければ、使用不可能という部分もまたきちんと整理していかなければならないというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

やはり、ただ閉校したから置いているのではなくて、今後どのようにしていくのか、今現行残っている学校にしても今後どうしていくのかといったこともひっくるめて、早い段階から計画をしていく必要があるかと思っております。合併してからもうあれこれ13、14年になる中で、今言ったところ等はそのままの状態でも補修ぐらいのことです。やはり、そういった場所に、例えば、過疎地域には住宅団地をつくっていかうかとか、そういったこと等も安全にできる場所として、選ぶ場所として選定する方策でもあるかと思っております。そうすると、地域も元気が出てくるのではないかと思います、そういったことも考えていく必要があるかと思っております。

また、鹿児島県の行財政プロジェクトチームは優良施設利用促進を掲げ、知事の指揮のもと、時代に合わなくなったものはなくし、ポテンシャルのあるものは生かすという考えで、稼ぐ発想に立った取り組みで、公共施設の利用や、利用をふやす対策や観光分野への文化財活用を支援し、自主財源の確保に乗り出したとの記事や、国の文部科学省が未来につなぐをみんなの廃校プロジェクトを支援していることから、本市の積極的な取り組みを提案するものですが、市長の考え方はどうでしょうか。このようなものに取り組む考えがあるのかないのか、お願いいたします。

○市長（宮路高光君）

おっしゃるとおりでございます。いろいろと早く取り組まなければならないことがもういっぱいあるのも事実でございます。その中で、土地、いろいろとその有効、地域がどう活性化していけるのか、地域のためになるのかどうか、そこあたりも、基本的に遊休地があれば売買もやむを得ない部分も出てきます。そのように自主財源等もきちんと稼ぎをしながら、そういうプロジェクトチームというのをつくりながら、今後、していかなければ、ますます人口減少をしていく中におきまして、利用者ともた費用対効果の問題も出てまいりますので、いろいろご指摘がございましたものについては、早く手を打っていききたいというふうに考えております。

○18番（大園貴文君）

それでは、今、市長の答弁のほうでは、今後はプロジェクトチームをつくっていくという考え方の認識でよろしいでしょうか。そしてまた、その組織の中には民間事業者も入れながら、新しい発想を考えていくべきだと考えますがいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、話のとおり、専門的な方も入れていかなければ、地域だけにまかせていけば大変難しい、地域を入れていかなければならないというのはわかっておりますけど、やはり、今後そういう公共施設についての利用というのは、専門的な方々を入れていく必要があるというふうに考えております。

○18番（大園貴文君）

それでは、今、廃校になっている学校等については、日吉もひっくるめて吹上にもあります。耐震の問題、いろいろな課題を解決するために、そしてまた活用策を考えるために、専門家を入れたプロジェクトチームをつくるという認識で確認がされました。

ここで一部、先進的な事例も紹介させていただきたいと思っております。マスコミでも報道さ

れる南さつま市の学校跡地活用で、鹿児島水産センターによるアワビの陸上養殖生産販売についても、ご存じのとおりだと思いますが、全く想定外の発想は吹上浜のこの海の資源を生かした学校での養殖、非常にいいことではないかなと考えています。そして、そこでは、子どもの養殖体験や、そしてアワビの夜空カフェとか、そういったもの等も計画され、近隣の食堂を使って食育体験も行われていく計画であるようでございます。

また、私が先般、政務調査で奄美大島に行きました。2012年に廃校した奄美市名瀬の県立大島工業高校は市街地から離れた山裾野にありました。3階建ての校舎は、今IT産業の拠点となっており、奄美情報通信協同組合、19事業所、約70人が働いております。施設は県所有で校舎は市が無償で借り、組合に貸しているものでございます。

そのオーナーの方に話を聞くことができました。東京でIT関連の仕事をしていましたが、島に帰省してこの施設のことを聞き、これまでの経験を生かし、ふるさとでIT企業を立ち上げたそうです。この場所を選んだ理由については、耐震基準を満たす施設にある教室に光通信が整っており、広い運動場や体育館、ゆったりとした駐車場と利便性が高く、さらに休憩時間は運動場で好きなスポーツをしたり、雨の日は体育館でレクリエーションをしたり、また休みの日は海や自然を満喫できる環境と絶賛されておりました。

今では仕事も全国から受注があり、県外から就労のために移住してくる人もふえ、市が取り組む空き家バンク情報も活用したりして、物件探しに組合と行政がうまくかかわっていました。

このような事例は、新しい時代を見据えた公共施設の資源を生かした活用策ではないでしょうか。市長はどのように考えられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

跡地につきましては、どこの市町村も大変頭を悩ませているのも事実でございます。今、ご説明ございました事例等は大変優秀な跡地の事例であったというふうには認識しております。

私ども日置市におきましても、今さっきも答弁を申し上げましたとおり、たくさん学校の空き地があるのも事実でございます。このような中におきまして、いろいろと工夫して、今でも吹上の学校跡地については本当に私は活用しているほうだというふうに思っております。

今後ともその活用方法というのを、新しいのを見出しながら進めていかなければならないというふうに認識しています。

○18番（大園貴文君）

やはり、このような事例は新しい時代を見据えた公共施設の資源の生かし方だと考えております。利用促進について、行政だけではなく、民間の発想を積極的に取り入れられるプロジェクトチームが、日置市プロジェクトチームがこれから新しい視点で検討していくことが大事かなと思います。

また、先ほど市長のほうから答弁がありました。解体するには金がかかる。金がかかる以上に利益を稼げる事業をどうやって持ってくるか、この辺も新しい発想ではないかと思えます。市長のそのような解体費だけのことでなくて、そこに何を持ってくればいいのかといったようなこと等も、プロジェクトチームでぜひ検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に民活、民間の活用というものの中で、解体も含めて、また部分的には売却という部分も考えなければならぬと、そこまで大胆にやっていかなければ、小手先じゃ恐らく今後の公共施設の跡地利用というのは難しいと

いうふうに思っておりますので、費用と対価も十分考慮しながら、専門プロジェクトのほうに答申をいただくよう、勉強会をやりたいというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

市長のこれからの進め方をお聞きしました。やはり、廃校となっている学校というのは過疎地域に集中しているようでございます。そういった点からも地域が元気になるようなプロジェクトチームを、プロの集団が集まって検討していくことがスピーディーに進んでいくことを望んでおります。

次に、2問目に入っていきたいと思います。伊作峠の現在の交通量、そして事故の状況、積雪等による通行止めなどの現状についてお聞きします。

○建設課長（宮下章一君）

県道谷山伊作線の交通量でございますが、平成27年の交通センサスの数字によりますと、日、5,936台になっております。それから、交通事故の発生件数でございます。平成29年度30件の交通事故が発生しております。うち物損事故が22件、人身事故が8件でございます。それから交通規制の件数でございます。積雪、凍結などによりまして、昨年度は2件のチェーン規制を行っている状況でございます。

以上です。

○18番（大園貴文君）

伊作峠の交通量5,936台ということがあります。それでは、伊集院駅の1日の利用状況は大体どのぐらいあるのでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

1日の乗降客数でございますが、約5,000人程度でございます。

○18番（大園貴文君）

今の数字を比べてみても、伊作峠の利用というものは、伊集院駅を超える利用者、利用があるということでございます。その中で、

30件余りの事故があるということは、非常に利用度は高いものの危険である。そういったことについて、やはりそういった改善というのは、伊集院駅も整備をしましたがけれども、そういった路線も県道ですが、市としては改善の要望を積極的に進めるべきだと考えますが、市長の考えをお聞きします。

○市長（宮路高光君）

数量的にも今課長が答弁したとおりでございます。これは県道でございます。県道でございますので、県の主管課にあるわけでございますけど、私どもは、やはり市といたしましても、やはりこの改良を含めて、今ご指摘ございましたトンネル、このことについても、一市だけでできることではございませんので、鹿児島市とも十分話をしていくし、また特にこの問題については、商工会とか観光協会、いろんなあらゆる団体の皆様方が一緒にこういう期成運動といいますか、私はしていくべきだというふうに思っております。

今後、県のほうにもご要望しながら、このことについて真剣に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○18番（大園貴文君）

やはり、期成運動を市長のほうから進めていく。隣の薩摩半島のほうですけれども、今皆様方にも資料をお配りしてあります。枕崎市、そして指宿市、南さつま市、南九州市、この4市が一体になって、南薩循環道、知事もその中に入りながら、国会議員も、そして、市議員も入って南薩循環道の整備ができました。今回、縦貫の中に横断道路という横の枠組みの線を決起大会行っております。これは、やはり平成20年から立ち上げたこの組織というものは、時代を読み、そしてどんなふうにして我が町を一体化して鹿児島市とつないでいく、そしていろんな産業と組み合わせていこうという考えではないでしょうか。

市長が今言われる、期成を上げながら、自

分たちのまちは鹿児島市と協定を結んでいる、その中で、何とかその中に入り込んでいながら、我が町のあり方も進めていかないとはいけないかと考えます。市長の考え方をお聞きします。

○市長（宮路高光君）

こういうトンネルと大きな横断道路にいたしましても1市でできるわけではございません。関係する市町村とも十分話をしながら、また関係する、また県議、また国会議員、そういう方とも連携を十分にとりながら、そのことを進めていく必要があるというふうに思っております。

○18番（大園貴文君）

事業的に私もそのように思っております。何とかその辺を進めていくためにも、いろんな考え方を、また手法を選んでいかないとはいけないのかなというふうに考えております。

この薩摩半島の横断道路については、地域高規格道路として、どういった補助予算の中にあるのかわかりませんが計画をしているようでございます。その地域高規格道路がいいのかどうかわかりませんが、県道としての位置づけだけが正しいのか、それとも国道225と270のバイパスとして考える考え方もあるのではないかと考えます。やはり、そのバイパス路線ができることによって、この連携中枢都市宣言の中に書いてありますように、地域経済を力強く牽引し、人口減少問題を克服し、圏域全体の活性化を図っていくとしております。

また、鹿児島市は地域が持つ特性を生かしながら、産業界や大学、金融機関など多様な主体と互いに協力して、雇用の場の創出、地域や企業のニーズにあった人材育成、交流人口の拡大などを推進し、圏域の経済の活性化や公共サービスの向上を図り、連携中枢都市としての役割を果たしていくことを宣言いたしますとなっております。

これは、ぜひ市長のほうにも期成を上げていただいて、どの団体で、組織であればいいのか、南さつまのほうは商工会等がなっております。日置市としてはどういうふうにしていけばいいのか、そこを十分検討すべきだと思います。そのチームを早急につくって検討の段階に入っていきべきだと考えますが、市長の考えをお聞きします。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、行政だけでできるわけではございません。特に、今回、民間の皆様方のお力も十分結束しながら、交通体系でございますので、災害道路という部分も大事であろうかと思っておりますけど、基本的には、観光、また商工業の発展、そういうものも含めた中において、幅広い形の中で、今回期成会をつくっていかねばならないのかなというふうに考えておりますので、またいろんな団体の皆様方ともこのことについては十分打ち合わせをさせていただきたいというふうに考えております。

○18番（大園貴文君）

やはり、市民の代表としての市長が期成会を、組織を、組織のグループと一体となって立ち上げていくという確認がとれました。その中で、やはりこれからはその薩摩半島の道路にしてもそうですが、西回り、東回り、道路等の整備がどんどん進んでいっております。この本市においても、伊集院駅の整備はできました。また、美山インターの川内の乗り入り口に検討も今されていることと考えます。

やはり、JRがあり、そしてバスがあり、条件の整ったこの地域においては、発展的な成長を遂げているかと思えます。ただ、日吉、吹上については、なかなか手がついていない現状ではないでしょうか。やはり、そういったことから考えていくと、日置市全体の一体的な成長というものは、やはり新しいもの一歩取り入れていかないとはいけないかと考えて

おります。

そしてまた、日置市の中だけではなくて、鹿児島県やそして九州、そういったものと広く見ながら、日置市の資源を生かしていく方向性に進めるべきだと考えます。

市長の考えはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

日置市は地理的に大変南北に長い地形でございます。そのような中におきまして、要するに横断的な鹿児島市としても連携する中において、国道があり、国道3号線があり、県道もございます。ですけど、やはり南北に長い、特に吹上地域の部分と谷山地域、ここをきちんと結んでいくことが、やはり北部は北部、南部は南部、そういうものをきちんとしていくことが、日置市全体が今後相乗効果が出てくるというふうに思っておりますので、そこあたりも十分配慮した中で期成会をつくるのが先決であるというふうに考えています。

○18番（大園貴文君）

市長のほうから災害道路としての機能も持たせながらということでございます。期成会の深い計画の中にそのチームが、そして結成ができていくことを望んでおります。

この本路線は、熊本方面に向かう大型トラックや空港へのバイパス路線やバス路線や鹿児島市に通勤する車など、多く曲がりくねった路線で、事故が頻発している現状です。また、鹿児島市の人口が谷山地区に集中してきている中で、昨今の想定外の大阪北部地震や南海トラフの災害予測を見ても、霧島連山の噴火や桜島の爆発による災害は、鹿児島市にとっても脅威ではないでしょうか。そんなときどこへ避難経路として選択できる体制ができていくのでしょうか。

私は、指宿線や竜ヶ水線に面しては、海に面していることから危険が大きく、災害時は利用できないのではないかと、残りは3号線、そして松元日置線、伊作峠の3路線で60万

人の避難は分散しなければ火災停電により交通マヒをすると考えております。また、本市にとっても津波や川内原発の事故発生に関連した避難対策は十分ではないと考えております。

一日も早く、私は、鹿児島市と一体になって、県との協議会を国会議員の先生や県会議員の先生たちと一緒に、我々市議会議員も市長を先頭にこの問題については取り組んでいくべきだと考えています。そのような認識ですが、市長の考え方を再度お聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘いただきましたとおり、いろんな方々を巻き込んだ中でしていく、いかなきゃならない。恐らくこのことはもう10年、20年、30年昔から吹上地域のほうではこの声が上がっているのも事実でございました。でしたけど、やはりそういう現実的な手法はなく今までまいりました。そういうことを踏まえましても、今いろいろと知恵を絞りながら、みんなで団結をしながら、このトンネルの早期着工といいますか、そこまで持つていくよう努めていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

次に、12番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

○12番（黒田澄子さん）

皆さん、こんにちは。公明党の黒田澄子でございます。大阪北部地震でお亡くなりになられた方々、また被災された皆様に衷心よりご冥福をお祈りし、お見舞いを申し上げます。

最近あり得ないスポーツ指導者の姿、親による児童虐待、新幹線での悲しい事件等、心が痛むニュースを目にして、私も大人の責任、政治の責任を痛切に感じております。そんな中、城西高校出身の大迫選手の活躍でワール

ドカップの初戦突破のニュースも飛び込み、一時明るい話題で元気をもたらしております。

さて、公明党では、ただいま100万人訪問調査運動を全国展開し、子育て、介護、防災、中小企業の4点でアンケート調査を行っております。今回はその中の子育てと防災についても質問に盛り込ませていただきました。

それでは、通告に従い4点について一般質問させていただきます。

初めに、子どもの命を守る政策として、ロタウイルスワクチンについてお尋ねします。

ロタウイルスは5歳までの子どもがほぼ全員かかると言われて、強烈な嘔吐、下痢が特徴と言われるようです。日本小児科学会が国に提出した要望書によると、ロタウイルス胃腸炎による総医療費が年間220億円の上るとされています。また、医療費以外の支出と親が仕事を休むための労働損失を含めると、この2倍プラス100億円の540億円になると推定されています。

そこで始めに、ロタウイルスの概要と予防策及び本市の現状をお尋ねいたします。

次に、子育て支援、医療費の削減、またみんながワクチン接種することでアレルギー等でワクチンを受けられない子どもたちを守る公衆衛生の観点から、本市でもロタウイルスワクチン予防接種の助成を提案しますがいかがでしょうか。

2番目に、飼い主のいない猫等の対策についてお尋ねします。

初めに、環境省が進める、人と動物が幸せに暮らす社会実現プロジェクトについて、本市ではどのような取り組みをされているのかお尋ねします。

次に、動物愛護教育の充実と啓発活動の現状及び強化策をお尋ねします。

3点目に、国も進めている地域猫活動の本市における推進状況をお尋ねします。

4点目に、そもそも人間が違法に捨てたこ

とによって発生している野良猫と呼ばれる猫たちがいます。また、本市でも飼養の理解が薄く、避妊、去勢に至らず、猫をふやしてしまっている市民の現状もあります。全国的には、国が犬猫の殺処分を減らすことを計画し、進めている中、県や市町村も連携し、この問題に取り組み、避妊、去勢への助成を行っており効果が出ている現状がありますが、本市でも助成を考えられないのか、お尋ねをいたします。

3番目に、日置市の防災、減災についてお尋ねをします。

初めに、台風、豪雨災害の発生時に心配される農地の災害傾向と復旧費用、またこれらの予防策はないものかお尋ねします。

次に、市内には市道のほかその他の管理による道路があり、その付近ののり面が近年においても崩落する事案が発生しています。そこで、崩落防止のための点検の状況をお尋ねします。

3点目に、自主防災組織の活動の現状と課題についてお尋ねします。

4点目に、防災士や地域防災推進委員の今後の活用について市はどのようにお考えかお尋ねします。

5点目に、避難訓練の実施強化への市の見解をお尋ねします。

6点目に、災害発災時の速やかな情報発信に市のフェイスブックを活用すべきですがいかがでしょうか。

4番目に、健康で人にやさしい、住んでよしのまちづくりについてお尋ねします。

初めに、本市の健康づくり推進条例施行後の成果と今後強化すべき点は何かお尋ねします。

次に、市道や公立施設内における点字ブロックの設置状況、設置箇所、設置計画をお尋ねします。

3点目に、共生協働社会の実現に向けて、

視覚障がい者のサポートをどのように考えておられるのかお尋ねします。

4点目に、市民が健康になるまちづくりに歩くことの強化を考えないかお尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の子どもの命を守る政策について、その1でございます。

ロタウイルスは冬場に乳幼児に多く起こる感染性胃腸炎の原因となるウイルスの一つです。感染すると2日から4日の潜伏期間を経て発症します。症状といたしましては、嘔吐、水のような下痢を繰り返し、まれに急性脳症など重症化する恐れがあります。ロタウイルスの胃腸炎になると、このウイルスに対する薬剤がないため、対症療法しかないのが現状でございます。

現段階では、ロタウイルスワクチン接種は任意接種であることから、日置市では個人の判断で全額個人の負担で接種をしていただいているのが現状でございます。

2番目でございます。

現在、公費で負担する定期接種は、B型肝炎ワクチンなど11種類があり、希望者が費用を負担する任意接種がロタウイルスワクチンなど5種類があります。乳幼児の健康保持の観点から、ロタウイルスワクチンだけでなく、ほかの予防接種についても公費助成について検討しているところであります。

2番目の買い主のいない猫等の対策について、その1でございます。

プロジェクトは、現在、環境省と都道府県との間で、犬猫の引き取り及び殺処分と密接な関係にある所有者責任のあり方について、現状分析や課題の整理が行われており、本市として具体的な取り組み、活動は行っておりません。

2番目でございます。

現在、2月に猫の適正飼養について自治会回覧を、また自治会公民館に提示していただくように、動物の遺棄、虐待についてのポスターの配付準備を行っているところですが、今後とも伊集院保健所と連携をとりながら、市民に対する広報啓発を行ってまいります。

3番目でございます。

市内に犬猫の愛護団体として県に登録している団体があることは存じております。市といたしましても、伊集院保健所と連携しながら、協力できることは行っていきたいと考えております。

4番目でございます。

猫の避妊、去勢に対する助成については、今のところ考えておりません。しかし、現在、県内で実施している鹿児島市と奄美市の現状や日置市の実態について、今後、伊集院保健所の指導を受けながら、調査、研究を職員に行わせたいと考えております。

3番目の日置市の防災、減災について、その1でございます。

過去3年間の補助農地災害発生件数は、平成27年度は42件、28年度が47件、29年度が29件となっており、農地ののり面崩壊が多数を占めております。農地の復旧費用は40万円以上の工事は国の補助を受け、復旧工事を実施します。なお、個人負担も補助残の1割となっております。また、工事費の40万円未満は平成29年度から工事費が10万円以上あれば市の農地災害復旧補助を受けて受益者が工事を実施し、個人の負担は3分の1です。予防策は農地の水管理やのり面、水路等適切な維持管理が必要だと考えております。

2番目でございます。

市道のり面の点検状況は、平成29年度に市街地や通学路など第三者の被害が大きいと予想される箇所や、防災点検結果において、経過観察の必要な箇所など180カ所を抽出

して点検を実施しております。また、県管理道路では、市内17カ所の未対策箇所を危険度ランクにより2年から4年ごとに点検を実施しております。国道3号については、国道事務所により、市内13カ所を年1回点検するなど、安全性の確認や監視を行っているところでございます。

3番目でございます。

自主防災組織については、平成30年4月1日現在、178自治会のうち148が組織され、組織率は87.9%となっております。平成29年度の主な活動実績といたしましては、77の組織が防災訓練99回、研修・講話36回、危険箇所点検40回、合計延べ175回の活動を行っております。

市の支援といたしまして、結成時や資機材整備活動事業の交付金として435万3,000円を交付しました。今後は、組織率のさらなる向上を加え、主体的な活動を実施する組織が増加するよう防災意識の向上とリーダーの育成などが課題であると考えております。

4番目でございます。市内に在住の防災士や県の地域防災推進員の方々については、地域防災に主導的役割を担っていただきたいと考えますので、地域の防災活動や自主防災組織などで活躍いただけるような協力体制を充実させていきたいと考えております。

5番目でございます。避難訓練は、災害発生時に落ち着いて安全な場所へ避難できるように命を守るための重要な訓練だと考えております。市の総合防災訓練でも毎回、自主防災組織と連携して避難訓練を行っており、各自主防災組織でも避難訓練を実施している状況でございます。

今後も自主防災組織への訓練等の促進や内容の充実について連携していきたいと考えております。

6番目でございます。災害発生時の情報発

信については、現在、市ホームページでの緊急情報に避難所開設等の情報を掲載するのにあわせて、フェイスブックも同様の内容を掲載しております。今後、SNSの災害時における情報収集、発信手段としての有効性を踏まえ、内容が充実するように取り組んでまいりたいと考えております。

4番目でございます。健康で人にやさしい住んでよしのまちづくりについて、その1でございます。

平成24年10月に施行しました健康づくり推進条例であります。その成果については、平成24年度から特定健診受診率向上プロジェクト終了後も本市の特定健診受診率は高い数値を維持していること、さらに自治公民館や地区公民館等、市民の方々により身近な場所について健康づくり活動が活発に、しかも継続できていることが成果と考えております。

そして、今後強化することは、健康無関心層への働きかけと、健康寿命の延伸だと認識しております。

2番目でございます。市道で点字ブロックを設置している箇所は、伊集院駅自由通路線113m、伊集院駅北口広場164m、南口広場189mの計466mで、駅周辺のみを設置となっております。

市の施設では、本庁、東市来支所、日吉支所、吹上支所、吹上図書館、伊作田地区公民館6カ所となっております。

今後の計画といたしましても、視覚障がい者や高齢者等が安全で円滑な移動ができるように県と連携をとりながら、駅、官公庁施設、医療施設周辺等を重点的に、連続性のある整備を進めていく必要があると考えております。

3番目でございます。視覚に障がいをお持ちの方へ支援といたしまして、点訳や音訳による行政情報の提供を行い、それらに従事する奉仕員の育成に取り組んでいます。

社会参加の促進策といたしまして、移動援護や食事介護の同行援護を行っています。地域共生社会づくりに向けて、ご本人の困りごとが届く環境を整えていく必要があると認識しております。

4番目でございます。歩くことの重要性は十分に認識しております。現在でも各地でウォーキング教室や山登りなど実施しております。本市でも歩くイベント等も多数あることから、今後もほかの課とも連携を深めて、より多くの市民の方々に歩くことの楽しさ、大切さを普及啓発してまいります。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、お尋ねの教育委員会に関する部分をお答えをいたします。

まず、質問2の動物愛護教育の充実と啓発活動の現状及び強化策ということでございますけれども、動物愛護教育に関しましては、例えば、小学校におきましては、生活科の中で小動物と触れ合う学習を行ったり、あるいは小中学校の道徳の中で生命の尊さや自然愛護について学習したりしています。

また、各小学校には、飼育舎があり、児童会活動として児童が小動物の世話をするなど、さまざまな活動を通して動物を愛護する心を育てています。

続きまして、避難訓練実施強化へのことでございます。

各学校におきましては、地震・火災等の災害に応じた避難計画を立て、年間を通して訓練を実施しています。訓練終了後は、反省で出された課題の解決に向けて改善を図るなど取り組んでおり、教育委員会としましても適宜支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（黒田澄子さん）

市長、教育長にご答弁いただきましたので、

また、1問ずつ再質問をさせていただきます。

ロタウイルスに関しては、そのほかの任意接種のものとあわせて今後検討していくというような大変前向きな答弁をいただきました。これは、大体いつごろからこの検討に入られる予定なのか。

また、県内7市町村で既に全額補助のところもあったり半額助成のところもあったりと、助成額もまちまちでございますが、その辺はどのような助成を検討されていかれるお考えなのか。今の現状でおわかりの部分がございましたらお伺いしたいと思います。

○健康保険課長（長倉浩二君）

現在、任意接種のワクチンにつきましては、現在もう既に検討に入っております。助成額につきましては、他市の状況も勘案しながらいきたいと思いますが、全額はちょっとできないと思っておりますが、半額を基本にできないかというふうに検討していく予定でございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

時期的には、いつごろということもお尋ねしたんですけれども、来年度とか再来年度とか、例えば5種類の任意接種が一斉に始まるのか、まずは1個ずつでも始めていくのか、どのような検討に入っているのか、再度お尋ねをいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

今、協議のテーブルに上がっているのは、このロタウイルス、それから、おたふく、それから、インフルエンザを中心に協議をしているところでございまして、来年度からできればというふうに考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

子育て中の保護者の皆様にとっては大変な朗報だと思います。

今回、ロタウイルスのことを提案をいたし

ました。これは、ほとんど5歳ぐらいまでに子どもたちが感染すると言われていて、また、調べてみますと、ゼロ歳児までに定期接種でするものもございまして、それも1回ではなくて3回とか4回の接種ということで、ロタも32週からいよいよ始まるわけで、もう本当にこのスケジュールが非常に厳しいなという点と、まだ、子育てを始めたばかりの出産後のお母さんたちが、すぐにそういう予防接種に入っていくわけなんですけれども、なかなか接種の期限とか、予防接種の内容が情報としていただけていない方もおられるように伺っております。その辺は市としてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

赤ちゃんが生まれますと、助産師が新生児訪問を行っております。その際、定期予防接種予診票という冊子になったものをお届けしております。その中に予防接種のスケジュール表も一緒に印刷されておりますので、それに基づいて予診票のほうで説明をしています。

また、希望者だけではありますが、子育て応援ナビという携帯、スマホで予防接種のスケジュールを確認できたり、予防接種期日が近づくとお知らせメールが届く、いわゆるモバイルサービスも行っているところでございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

この、ひおき子育て応援ナビ、私は、子どもを生んでいないんですけど、昨日、生んだことにしまして、黒田何々ちゃんという名前を入れてみました。すると、きのう6月20日に出産したことになりますので、8月20日には、もう既に4種類、5種類の予防接種ができますよというのが飛んできて、ずっとスケジュールが入っています。

もう大変この日置市のお母さんたちは、この応援ナビのアプリをとりさえすれば、予防接種のこのスケジュールが私たちが受けていたころは、本当に少なかったんですけど、今はもうゼロ歳児でこんなにたくさんあって、それを一度に4回とか、間は何日あけなさいとか、非常に大変な予防接種スケジュールになっているんだなというのを実感する中で、黒田何とかちゃんを入れたところ、非常によかったです。

こういったものは、今、妊婦さんが母子手帳とかもらいに来られるときに、目に触れるところにあると思うんですけども、こういったもの妊婦さんのときからお渡ししてもらっておくと、すごく情報としてまたいいのかなと思います。その点、今現状はいかがでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

今、お尋ねのチラシのほうは、窓口にあります。したがって、誰でも窓口まで来ていただければ簡単に手に入る情報だと思っております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

今回、来年度ぐらいから半額助成に向けて日置市は頑張っていく子育て支援、本当に最先端で頑張っていくということをお伺いして、保護者の皆様も、また若い世代の皆様も大変な喜びをされるんじゃないかな。これも2万円、3万円かかる高額なワクチンでございますので、そのように喜ばしいことだと思っています。

先ほど言いました医療費だけではなくて、働くお母さんたちがお休みをしないといけない。そういうことを考えると、出産後に仕事を始めた人たちが、この病気をすることでどれだけつらい思いをしながら、会社に「子どもが病気です、休ませてください」と言うのは、本当に切ない思い。それが予防接種によ

ってやらなくていいようになることもすごい効果があると思います。

私は、日本の小児科学会から出ている積算を計算しますと、約2,077万265円、これが医療費とお母さんたちが仕事を休んだりする積算でございます。

子どももウイン、保護者もウイン、医療費削減もウイン、もう三方にわたってウイン・ウイン・ウインのこの予防接種、しっかりと来年度から進めていただきたいと申し上げておきます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時からとします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（黒田澄子さん）

午前中に引き続き再質問をさせていただきます。

飼い主のいない猫等の対策についてお尋ねをいたします。

これまで犬、猫に関する苦情は市に届いておりませんか。あれば、どのような内容なのでしょう。また、それに対して市はどう対応してこられたのか。また、動物虐待は犯罪である等のポスター掲示については、今、ポスターの配付準備を自治公民館に行っているというふうな答弁でございましたけれども、自治会以外はどこに掲示予定なのか。また、この遺棄や虐待が犯罪というものだけではなく、飼い方として、犬、猫の適切な飼養に関する、そういったポスターもございますが、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

市役所に寄せられる苦情等につきましては、年に数件程度でございます。主な内容としまし

て、犬のふんの道路敷等に放置してあると。また、隣の猫が空き家になっていまして実家において子猫を出産しているなどの苦情が寄せられております。

市としましては、伊集院保健所のほうに連絡しまして、市として必要な場合は現地の調査を確認を行っている状況でございますが、主に伊集院保健所のほうで現地の確認を行い、飼い主を指導したり、相談を受けていただいたりしており、また、その結果に、必要に応じて市のほうに報告をいただいているような状況でございます。

それから、虐待等のポスターにつきましてでございますが、現在、今、お答えありましたように、自治会の自治公民館のほうに張っていただきますように、今、配付の準備をしておりますが、そのほか、いろいろな掲示板がございましたら考えていこうと思っておりますが、これも伊集院保健所のほうとちょっと打ち合わせながら検討していきたいというふうに思っています。

○12番（黒田澄子さん）

犬、猫の適切な飼養に関するポスターのことについて、ちょっと答弁漏れがあるんですけども、そういったものも今後掲示する考えはないのか、お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

今後、そのようなポスターにつきましても配付の場所等検討しながら、伊集院保健所のやっぱり指導を受けながらちょっと検討していくと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

同じ質問ですけども、学校あたりにも、こういったものが1枚ぐらいはあってもいいのかな。猫はどのようにして飼うのかとかいう、易しいものもございますが、そういったのは校内に1カ所ぐらい掲示できるということはないのかをちょっとお尋ねします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

今の市民福祉部長のほうから答弁がありましたように、連携をしながらポスター等がもしいただけるのであれば、各学校のほうに啓発していきたいと思えます。

○12番（黒田澄子さん）

動物の愛護及び管理に関する法律第1章第3条に、「国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり相互の連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない」とあります。

今、動物愛護や適正な飼養について、教育活動の中で、どのような普及啓発をされているのか、お尋ねします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

1回目の教育長の答弁もありましたように、小学校の生活科では、学校で飼っている小動物とのふれあい活動を行ったり、児童会活動で小動物を飼育したりするなどの活動を行っています。この活動につきましては、例えば、学級だより等で保護者に紹介するなどして啓発を行っています。

○12番（黒田澄子さん）

学級だよりだと保護者の目にも入るということで非常にいいことかなと思えます。県の動物愛護管理計画と連携した愛護教育の機会は持っているのでしょうか。

また、県は依頼があれば、学校での子どもたちに対する研修機会も設けているので、ぜひ要請をされれば伺いますよという調査の結果もいただいています。

現在、本市でそのようなことを利用されているのか。されていなければ、今後、そういった専門家による教育を考えられないのか、お尋ねします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

県では、動物愛護教室等、延べ参加人数1,000人を平成35年度の数値目標とし

て掲げておりますが、現在、学校におきましては、鹿児島水族館飼育員やウミガメパトロール隊員の話、獣医師の職業講話など、動物愛護に関する学習を行っている学校が3校ほどあります。

遠足や校外学習等の機会を利用した学習も今後広げられたらなというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

環境省が、平成22年2月に作成した住宅密集地における犬、猫の適正飼養ガイドラインには、猫は室内で飼うことが基本であること、地域猫の定義や活動の推進、また、行政は、地域猫活動の普及啓発を図りますと詳細な掲載が行われています。

地域猫に対しては、まず、市民に認識していただくことが大事であると思えますが、市の見解をお尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

お答えは同じになるかと思えますが、この件につきましても、伊集院保健所と協議しながら、また、指導助言を受けながら、市として状況を把握し、必要と認めるときは、市民に対し普及啓発を進めていきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

私も今回、しっかり学んだ結果、猫は室内で飼うんだということを十分理解しました。しかし、市民の中には、猫は室内で飼わないものだ。そもそも外で生活するものだという認識の方のほうが多いのではないかというのを非常に感じています。

外に出ると、交通事故に遭って死んでしまったり、また、飼い猫であっても野良猫と接することで傷を負ったり、いろいろなことで猫の病気をいただいて野良猫は3年から5年しか生きられない。家の中の猫はそうではないにもかかわらず、病気がうつったりする。そういったこともあって、やっぱりこのガイ

ドライブに沿った育て方、飼い方というものをもっともっと市民に伝えていかななくてはいけないという思いで今回、この点も質問をさせました。

あと地域猫活動というの、なかなか皆さん耳なれないのかなと思いますが、地域猫活動も進めることが大事ですけれども、観光地で野良猫などが出るということで、県内でも城山あたりがそうだったということで鹿児島市などは助成制度を地域猫に設けています。

そういったことは本市では、観光地では猫のことで困っているなどというお話はないのでしょうか、お尋ねします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

本市におきましては、吹上浜等の観光地における野良猫の苦情、相談等は参っていない状況でございます。また、そのような状況を把握しておりませんことから、現状としましては、特に問題になっていないという認識をしております。

○12番（黒田澄子さん）

今回、高齢者の方々が寂しいので動物を飼っている。その中に飼いやすい猫がいます。どうかするとお一人のうちで10匹以上の猫を育てておられたりする人が、高齢のために突然介護のサービスの受けなくてはならない、入院をしなければならない、入所しなければならない。そうなったとき、この10匹の猫をどうやって保護したらいいのだろうという現場のお困りごともありました。

その点で、今回避妊や去勢の助成のことも申しあげましたし、適切なこの飼い方、一つの動物を一生ちゃんと終生飼っていくんですよ。自分が病気になったときには、子どもが見てくれるの、お隣の人が3匹は見てくれるの。そういうことを考えると、自分が飼える頭数というのは限られてくるんですよ、実際のところ。しかし、そうでない現状がたくさんあって、その子たちが野良猫と言われる

猫になってしまったり、殺処分されてしまったり、そういったことを国はやめましょうとあって愛護法をつくっているわけです。

日置市ももっとこの地域猫に対するお考え方を市民に啓発していただきたいということと、飼い方をもっともっと丁寧に自治会長さんや民生委員、子どもたちにも、どれだけを自分は一生飼えるものなのか。また、もし自分に何かがあったとき、どなたがこの猫を私にかわって飼ってくれるのか。そういうことまでもがしっかりとない中で安易にペットを飼うことが、やはり問題があるのだろうなと思っています。

そういった意味で今回、去勢手術などへの、避妊手術などへの助成制度、鹿児島市は1万円と5,000円ですけれども、本当に1,000円、2,000円でも助成制度があると、我が家の猫をちゃんと去勢しないといけない。来年は、この子をしよう、ことしはこの子をしようという流れにもつながると思いますので、金額はさほど私は思っていないのですけれども、再度、助成制度をお考えにならないのか、市長に見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今のところは考えておりません。

○12番（黒田澄子さん）

わかりました。

次に、防災・減災についてお尋ねをします。

近年、農地災害も多く発生している現状です。市は農業者に対して減災の指導をどのように行っておられるのか、お尋ねします。

○農地整備課長（東 広幸君）

お答えします。

水土里サークル活動におきまして、施設や農地周りの点検、維持管理を行うことになっております。

また、市内約20カ所で開催される水田営農説明会の中で水管理や適切な維持管理につ

きまして説明を行っている状況でございます。

○12番（黒田澄子さん）

今、水田等には丁寧な指導等があるように伺いました。畑の災害防止に向けた取り組みについては、本課や、また民間事業所などと連携しながら減災についての学びの場を提供できないものか、お尋ねいたします。

○農地整備課長（東 広幸君）

おっしゃいますとおり、現在のところ、畑につきましても、特別な指導はしていませんけど、今後、農林水産課やJAとも連携しまして農家へ指導していきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

そのようにぜひ努力をしていただいて、防げるものは減災という形で予防策を張っていただきたいと思っていますところでは。

また、今、オリーブ政策に取り組んでいる日置市において、オリーブ農場等は作物の切りかえをされていると思います。政策として、このオリーブの政策取り扱っているわけですが、昨年までのこの農地の被害状況は、どうだったのか、お尋ねします。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えいたします。

平成27年8月の台風15号によりまして、オリーブの木そのものへの強風による倒木の被害はありましたけれども、オリーブを栽培いたしております圃場での農地の災害ということにつきましては、現在のところ発生いたしておりません。

○12番（黒田澄子さん）

オリーブを植える際に、しっかりと見て回られてやっておられるので、その辺は安心をいたしました。

次に、市内を走る国道、県道、そういったものにも、のり面にあわせてこう通っているところがありますが、木が倒れそうで、通るときに心配だという市民の声も聞いておりま

す。民有地で倒木していない場合、でも倒れそうだという場合、今はいいけど、昨日のような大雨が降ると心配だということも市民から声が出ておりますけれども、そういった場合、倒れてはいないが危ないというふうに感じるときの手だてというのは何かあるのでしょうか、お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

民有地の木についてでございますが、所有者が道路へ支障のないように管理すべきではございますが、所有者が管理せず通行に支障のある場合は、道路管理者で処理している状況でございます。

倒木しそうで危険な場合も同様に、まず所有者にお願いすることになりますが、所有者が処理できない場合、危険度合いによりましては、道路管理者のほうでしている状況でございます。

県道、国道につきましても、危険箇所がありましたら、自治会長さん等から連絡をいただければ、県、国へつないでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

よくわかりました。市民は、何か困ったことがあって、恐ろしいなと思ったら、自治会長へ連絡を速やかにするというところをもっと丁寧に啓発しないといけないなと思うところがございます。その点、ぜひ啓発をしていただきたいと思っております。

自主防災組織についてお尋ねします。

今、組織化がどんどん進んでおりますが、ほかに市はどのようなことをこの自主防災組織に求めておられるのか、お尋ねします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

組織化がスタートございまして、自発的に取り組む防災活動を通して、地域防災力を高めていくということが一番大切になってくるかと思っています。

住民みずからが防災対策の主体であるということを認識していただきまして、自主的に災害に備えるとともに、防災訓練や防災知識の普及、あるいは災害危険箇所の把握などを通して、いざというときの避難行動や初期対応などを地域で連帯意識をもって対応できるかどうかというのが一番重要になってきますので、そこらあたりを啓発していきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

自主防災組織も着々と進んでいて、きょうの答弁で、市長の答弁では77の組織が防災訓練99回行っているということで、本当に少しずつ市民も頑張っていて取り組んでいるのだなという様子が伺えました。

先日、ちょっと行った勉強会で大雨災害時に住民より市の指定避難所は遠いので、自治会の公民館への避難要請があった場合、自治会長さんはとても困っておられました。自治会長は、これを許可すべきなのかな、どうなのかな。前の人が許可しているので、やらなきゃいけないのかなと悩んでおられます。

また、耐震診断もしていない公民館があったり、そこがイエローゾーンに入っていたり、浸水想定区域内などに入る場合がもしあった場合、公民館が被災したときに、自治会長や自治会が損害賠償を求められはしないかと非常に心配をいたします。

このような場合、市はどのように自治会長に指導をされるのか、お尋ねします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

市としましては、安全な避難先を確保するという観点から指定避難所への避難ということ呼びかけることとなります。しかし、状況次第では、災害から身を守るために指定避難所以外の施設等に緊急的に避難する場合があります、そこが必ずしも安全な適切ではない場所、場合も想定されるところでございます。

しかし、自主防災組織の中での基本という

のは、みずからの身の安全はみずから守る自助と、あと地域の安全は地域住民が互いに助け合って確保するという共助が基本的な考え方になってきますので、自主防災組織で避難所を確保していただく場合は、避難所を利用される方の責任という中で共通認識していただくことになるかと思っております。

市としましては、緊急事態をそうやって避けられれば、指定避難所へ移動することを要請することになるということになるかと思っております。

○12番（黒田澄子さん）

そのようなことはわかるんですけども、例えば文書で書面を交わしておかないと、被災をして何かがあったとき、家族が裁判を起こすとか、過去に東日本のときにそういうことが山ほどあるので、とても心配だな。よかれと思って親切心でどうぞと言ったことが、あだになっては自治会長さん、かわいそうだなという思いで今回は質問をしておりますが、緊急な場合、その避難することがあった場合、住民の方としっかりきちんと話し合いの結果だということはあるんですけど、文言でしょうか、文章でしょうか。きちんと取り交わさないと、何かがあったときは、お困りになるのはよかれと思ってやられた方のほうになるのでは余りにかわいそうだと思いますが、その辺、どのように指導されておられるか、お尋ねします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今までそこまで言及して議論してきたことというのはないと考えておりますので、そこらあたりも含めまして、また、自主防災組織と共通認識ができるように話し合いをしていきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

ぜひそのように進めていただきたいと思います。

私は、今回、避難訓練が非常に大事だとい

うことを勉強会の中で何度も何度も学んだために、今回、避難訓練を頑張ってやったほうがいいということで大きく提案をしております。

昨年この北部九州、7月5日の北部九州の豪雨災害のときに、福岡県で一番大きな被害を受けた福岡県で一番小さな村の東峰村の村長が、「村民の約半分が避難訓練に参加していたことが実際に避難していただけたのだと思う」といった話をされたと伺いました。

実際には、3人の命が失われていますけれども、お昼の1時から8時間で700mmを超える雨量を記録して気象庁観測史上例のない規模の大雨で激甚災害ともなっている事例でございます。

逃げる、避難訓練をやっていない人は、なかなか逃げられないということが、このことで証明されているなどと思い、もっともっと自主防災組織では、いろいろな活動やいろいろな道具をそろえるということも大事ですが、せめて年に1回は避難訓練をされるように指導、助言されるべきかなと思います。今回、約半分はやっているということですので、あとの半分、何とかそういうふうに指導できないものか、お尋ねをします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今、お話がありましたように、いざというときの避難行動が適切にとれるかどうかというのが、非常に命の上では大切になってきますので、市の防災訓練にあわせたり、あるいは防災週間等を通して自主防災組織の年1回以上の避難訓練の実施に向けまして、その重要性を啓発していきながら、理解、ご協力をいただくように取り組んでいきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

あと阪神・淡路の震災のときに、発災時は火災がほとんどなかったのに、あっという間に火災が発生した原因が、ブレーカーを落し

ていなかった、いわゆる通電火災だというふうに伺いました。

本市でもそういったマニュアルがあると思いますが、家を出る前に、ブレーカーを落していくということが、家を守ったり、人を守ることであるということで、啓発すべきですけども、実際マニュアルに入っているのか。なければ、そういったことの啓発をお考えにならないか、お尋ねします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今ありましたお話は、地域防災計画の災害対応マニュアル編の中に、電力施設の応急対策として、「出火を防止するために、外へ避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること」という記述が確かにございます。落ち着いて考えれば、納得できる話なんですけれども、かねてから頭の中にはない、なかなかその行動はとれるものではないと思っておりますので、これまで注目して周知してきた防災対策ではございませんけれども、大きな地震で家屋がダメージを受けた場合等には、重要な対策になるものと思いますので、これに限らず災害対応マニュアルのポイントを整理した上で、効果的に周知していくことを考えていきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

それでは、学校の子どもたちについてお尋ねをします。

まず、教職員の方が新しく来られた場合、この避難のマニュアルはどのように、どの時期に設定されているのか。あと子どもたちが学校で発災したときには退避させるといいますが、保護者への引き渡しの際、例えば学内に兄弟が3人いるとか、そういった場合、やっぱり一人一人の担任に行くのか。車も混雑します。伊集院小学校を考えると900名ほどの子どもたちを一斉に来ると、もうあの地域は全部とまってしまう。そんな中で一人ずつなのか。また、連携できる土橋

やら上市来、伊集院も小中学校意外と近いんですけれども、もうお兄ちゃんが小学校に来るとか、何かそういうことは連携できないものか。現在、そういうふうになっているのかどうか、お尋ねします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

教職員のマニュアルについてですが、各学校では異動した年度初めの段階で、読み合わせをして確認しております。

それから、保護者の引き渡し訓練の際には、事前に保護者から引き渡しカードを提出していただいておりますので、確実に担任が迎えに来た人が間違いないかどうか確認しております。

それから、ご指摘の兄弟の避難のことについてでございますが、学校規模によっては、例えば、自治会ごとの集合が可能な場合もありますが、一律行うということはおかえって混乱を起こすことが想定されます。

また、本年度は3中学校区で小中合同の引き渡し訓練を実施しております。校区の実態にあわせて各学校で計画を考えることが大切であると考えます。

○12番（黒田澄子さん）

しっかりその辺また混乱を招かない、そもそも招きますけれども、もっと速やかにできるように、また対応していただきたいと思えます。

あとフェイスブックについてお尋ねをします。

市のフェイスブックが、災害時などぜひどんどん使っていただきたいと思っていましたら、昨日、フェイスブックに、市道湯之元今木場線の通行どめがアップされておりました。フェイスブックの投稿は、どこがこれを選定してやっているのか、何を基準にやっているのか、お尋ねします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

これまでも災害関係の情報をアップしてこ

とがございますけれども、建設課とか、関係各課からいただいた情報を、もらった情報を広報担当者がアップするという形になっております。

○12番（黒田澄子さん）

市の職員は公務員さんで、皆正しいことをされている人たちですので、もっと各支所なり、かなり連携をされて迅速な情報がアップされることを希望いたしますけれども、その辺、今後検討されませんか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

災害対応におきますSNS対応、情報の活用につきましては、国も推進しているところでございますので、市のフェイスブックを活用した災害時の緊急情報発信に向けまして、運用方針というものを整理しまして、防災担当だったり、消防関係、あるいは産業建設部の職員など、信頼できる報告者というのを確保して情報発信できるように準備していきたいと考えております。

○12番（黒田澄子さん）

公務員さん、皆さん、信用できる人だと思っておりますので、もっと多くの方を信用していただいて、情報があればアップできるような体制をつくっていただきたいと申し添えます。

最後に、健康で人にやさしいまちづくりの中で、私たち文教厚生委員会で新潟県見附市を視察してまいりました。市長も一緒になって入っておられるスマートウェルネスシティのそういったまちづくりです。非常に感銘を受けました。

その中で無関心層と言われる市民への手だてを頑張っておられますが、本市ではどのようにお考えでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

これからも丁寧かつわかりやすい健康情報を提供していくことはもちろんのことですが、無関心層への一番有効と考えるのは、地域の

力だと思えます。引き続き地域で活躍していただいている健康づくり推進委員と協力しながら市全体で取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

見附市さんでは、公園に大人が運動できる、運動したくなる遊具の設置がありました。例えば、ウォーキングの前にストレッチとして2種類の遊具、背伸びができるものとか、ふくらはぎを伸ばすような、そういった遊具が設置してあります。本市には、まずこのような大人が使える遊具があるのでしょうか。また、今後こういったことも検討しながら、公園に行くとそういう軽い運動ができるまちづくりに取り組むお考えはないのか、お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

日置市内の都市公園が今59公園ございます。そのうち健康遊具を設置している公園が伊集院地域に1カ所ございまして、遊具が2基ございます。その遊具の種類は、腹筋運動の遊具と足踏みの遊具となっております。

今後の整備計画でございますが、現在、老朽化した遊具の更新を行っておりますが、この健康遊具の新設も考慮してまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

見附市さんも短いので余り言えないんですけど、本当に歩きたくなるということで、いろんなところにベンチなども置いてあったんです。ちょっと歩くと高齢者でも座って休める。また、公園などはたくさんベンチがございました。こういったベンチの設置なども今後検討されないのか、お尋ねします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

歩道につきましては、元来ベンチを置くという想定をしておりますので、スペースの

問題とか、管理の問題、いろいろあると思いますが、今後、関係課と検討してまいりたいと思えます。

○12番（黒田澄子さん）

バリアフリーの観点で点字ブロックは、欠かせないということで、今回、視覚障がい者の方々が非常に困っているということで市へも要望書を出しておられるようでしたので、あえて質問をさせていただきました。

今のところ伊集院駅周辺だけにあるということではございますが、今回、予算で予算化されている部分は、基本的にどこからどこまでをどれくらいのメートルでされるのか、お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

本年度補正予算で計上させていただいておりますのが、向江町の、市道の向江町線になります。AZホテル前から県道の徳重横井鹿兒島線間の約150m程度を考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

そこは伊集院駅から行くと1回渡らないといけないんですけども、その視覚障がい者、ぐるっと回ってこう来ないといけないことになるんですけど、そこは適当なのでしょうか。再度お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

向江町線には、歩道が左右ついておりますが、地域と協議いたしまして、右側がいいのか、左側がいいのか、そこ辺は地元と協議をして決めてまいりたいというふうに考えております。

○12番（黒田澄子さん）

バリアフリー法による、やっぱり駅とか重点地区を中心にやるということで、県道のほうで伊集院駅からずっとあるんですけど、そこから下に下るところにないので、私はどう見ても反対側がいいのかなと思えますが、今後、ぜひそこは視覚障がい者の方のお声も聞

いて、ぜひお願いしたいと思います。

また、こういう審査会にその障がい者本人が入っているような策定にかかわる、参画するということが書いてございますけれども、障がい者のこの福祉法の中に。視覚障がい者の方は、参画されているのかの点についてだけお尋ねをします。

○福祉課長（有村弘貴君）

障がい者等の計画づくりに関しましては、本市におきましては、視覚とか聴覚とかいったような障がい部位ごとの団体というものが設定されておりませんので、身体障害者団体を代表いたしまして日置市の身体障害者協会の代表の方を加えて審議に参画をしていただいているところでございます。

○12番（黒田澄子さん）

やはり、ほかの障がいの方に比べて視覚障がいの方は全く見えない、全盲の方もおられますので、そういった人たちのお困りをもうちょっと参画させるところで引き出すというお考えはないのかお尋ねをいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

身体障害者手帳をお持ちの方の中で、3,000名弱手帳をお持ちなんですけど、その中で1割を切るぐらいの方が視覚障がいの手帳を、複合の方もいらっしゃるのので、実数ではないと思いますけども、そのような形になっておりますので、ちょっと身体障害者協会、それから県の視覚障がい者の協会がありますので、そちらと協議をしてどのような声が聞けるのか今後検討をしていきたいと思っております。

○12番（黒田澄子さん）

私は、見附市で歩いて暮らせるまちづくりというものに大変感銘いたしましたけど、非常に高齢者の外出を促すエビデンスを2年間高齢者追跡調査をされておられた結果が出ておまして、1日1歩当たりの医療費抑制効果が0.0065円から0.0072円で、結局

1,500歩、歩くことで、年間3万5,000円の医療費抑制相当、こういったデータが出ております。また、毎日外出する高齢者に対し、ほとんど外出しない高齢者は歩行が不自由になるリスクが4倍、認知機能障がいのリスクが3.5倍、死亡率も日常生活に支障がない場合で2倍、障がいがあって外出できない場合は4倍に上がっているデータが出ておりました。

歩くことがこれほどデータとしてわかる資料はないなと思っています。本市もこのような歩きたくなるまちづくり、自分の家からでも歩きたくなるような、そういうまちづくりに取り組んだり目指したりしてみられないでしょうか。

また、元気度アップ事業は高齢者対象ですが、先ほどの無関心層というのは30代、40代あたり、働き世代からあるわけです。こういったことも30歳以上のいろんな事業なども取り組んでいられないのか、その点をお尋ねいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

高齢者に対しましては、いきいきふれあいサロン、筋ちゃん広場、地区公民館等でのスポーツ大会を初めとする各種行事等に、また観光事業でも歩く事業など多くの担当課がそれぞれ取り組んでいるところであります。それらへの参加のきっかけづくりとして、健康教育等にしっかり取り組み、多くの市民の方が歩く活気あるまちにしていきたいと考えております。

また、元気度アップ事業のほうですが、今のところ30歳以上の方へのポイント制度については考えておりませんが、このメニューには多くのメニューがありますが、年齢を制限しているのは3つでございますので、30歳以上の方も参加できるメニューはございますので、参加していただければと思います。

以上です。

○議長（並松安文君）

黒田委員、あと1分です。

○12番（黒田澄子さん）

最後に、このような見附市の事例を我が委員会は視察をして、大変に先進的な事例であり、素晴らしいまちづくりだと感じて帰ってまいりました。ぜひ市長、この市の職員を見附市のほうにも研修に行っていていただいて、我がまちの人たちが長生きでき、また医療費削減イコール健康であるという視点からもいい制度頑張っておられるなど思っております。

今後ぜひこういったところにも研修に出していただきたいと思いますが、その点いかがでしょうかとお尋ねいたしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

見附の市長とは大変親しくさしている一人として、そういう仲間の勉強会にも入っておりますので、今後、職員のほうも派遣していきたいと思っております。

○議長（並松安文君）

次に、15番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔15番西菌典子さん登壇〕

○15番（西菌典子さん）

本日、4番目の質問をさせていただきます。今、超高齢、人口減少の厳しい時代を前にして、生き残るまちをつくるか、衰退の道をたどるのか、全国の自治会がその岐路に立ち、生き残り策を探しております。

先日、5月17日、先ほどの12番議員と同じく、文教厚生常任委員会で新潟県見附市のスマートウエルネスシティみつけの行政視察をいたしました。住んでいるだけで健康で幸せになるスマートウエルネスシティみつけの考えのもと、健康増進をもとに中心市街地や地域のたまり場づくり、公共交通の充実、住宅施設や教育など、数々の事業に市民を巻

き込み、自分たちのまちに合った仕組みで持続可能な自治体を目指して、総合行政として取り組んでおりました。

先ほども市長自らおっしゃいましたように、見附市長は市長と大変仲良しであるとお聞きしました。スマートウエルネスシティ首長研究会を立ち上げて、私たちとともに歩いておられるというふうに解釈いたします。

本市も県下に先がけて、健康づくり推進条例をつくるなど、健康増進に向けて懸命な努力がなされ、多くの成果も挙げております。しかし、高齢化率も上がり、医療費の増大、引きこもり、無関心層や参加者の限界など、課題も浮き彫りです。その解決を求めて、日置市版スマートウエルネスシティ構想をぜひ考えてみて、この難局の改善につながればという思いで質問をいたします。

1番、本市は首長研究会のメンバーであります。加入の意図、きっかけ、目的などを伺います。

2番、本市は、県下に先がけて健康づくり推進条例をつくりましたが、その目的、成果及び課題を伺います。

3番、2番の成果と問題解決に向けて、全市的な取り組みでスマートウエルネスシティの社会的技術や理念を含めて、持続可能な日置市を目指していくべきではないか、伺います。

4番、日置市独自の海、山の資源や温泉の活用、地場産業との連携、JRやバスやコミュニティバスを含めた交流の移動手段の連携など検討すべきではないかと伺います。

2番でございます。男女混合名簿についてでございます。

1億総活躍などと言われる一方で、セクハラ、パワハラなど、人権の理解が十分でない社会情勢を実感する中で、候補者男女均等法が成立いたしました。これからはいかに男女を問わず、人材を育てられるかという時代が

来ております。また、男女共同参画社会基本法でも男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっているとあります。

しかし、教育というもっとも重要な人育ての現場で、男が前、女が後ろという名簿が以前として残っております。また、そのような男女に分けた名簿での学校生活で性同一障害など性的少数派の子どもたちが自分に対して苦しんでいるというのも現実であります。

私たちは、自分で自分の性別を選んで生まれてきたわけではありません。たまたま生まれてきたのが自分の性であったというだけで、優劣をつけられたりそれにつながる社会的区別などを追いながら生きてきております。

徐々に改善に向かってきている状況ではあると思いながらも、第2次日置市男女共同参画基本計画を見てみましたら、平成30年3月発行の表紙に、副題の大きな文字で、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画とあります。これは、家庭という社会の一番の基礎であり、生活や子育ての最も基本となる場所で、最も信頼し合うべき伴侶から最たる人権問題の基礎とも言われる暴力が我が市でも潜在しており、改善せねばならない状況であるという証拠でもあると解釈いたします。

人はみんなその人なりに懸命に生きる権利があります。どんな人の人権もそれぞれに大切にされ、幸せを求めていく権利を大切にしていっていきましょう。そして、男女共同参画社会の形成を促進するよう、また阻害することにつながるような要因を減らすよう努めるべきであります。

教育行政の責任として、男女混合名簿の導入を図るべきではないでしょうか。見解を伺いたいと思います。誠意あるお答えを期待して、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市版スマートウェルネスシティの構築についてというご質問でございます。

その1でございます。スマートウェルネスシティ首長研究会は、平成21年11月22日に立ち上げられ、日置市は会長である見附市市長の推薦もあり、平成26年3月6日に加入しております。全国の多くの自治体が直面している少子高齢化、人口減社会によって生じるさまざまな社会問題を克服するため、また全国各地の自治体と連携することで、先進的な情報を得ることができるのではと思い、入会をいたしました。

2番目でございます。条例制定の目的は、全ての市民が健やかに安心して生活することができる社会の実現を目指すこととあります。これまでさまざまな取り組みを実施し、特定健診受診率向上プロジェクト終了後も高い受診率を維持していること、自治公民館や地区公民館等、市民の方々により身近な場所で健康づくり活動が活発に、しかも継続できていることも成果だと考えております。課題といたしましては、健康無関心層への働きかけと健康寿命の延伸だと認識しております。

3番目でございます。スマートウェルネスシティの健康に対する望ましい生活を啓発する教育の充実という理念の一つにも通じる元気まつりを長年開催し、さらに昨年度は体験型健康教室、りんご教室を各地域で市民を対象に開催していますが、本年度は市民のほかにも事業所にも拡大していき、多くの市民の方々が健康情報の獲得、選択、理解する能力を得られるようにしていきます。今後は、健康食メニューを提示し、提供できる飲食店を地域に導入するなど、健康サービスの見える化を図り、健康づくりの意識サイクルを回すことにより、健康寿命を延ばして持続可能な日置市を目指していきたいと思っております。

4番目でございます。日置市が健康であり続けるためには、そこに住む市民、事業所、地域が元気なことが条件でございます。日置市健康づくり推進条例にあるように、市の責務を果たしつつ、さらに市民、事業者、地域団体等にいま一度それぞれの役割を普及啓発し、これまで以上に健康づくりの観点から活動や事業展開をしていただき、「健幸」の見える化を進めていただくよう働きかけていきます。

以上でございます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、2番目の男女混合名簿についてのお尋ねでございますけれども、各学校では、出席簿、健康観察簿、このような公簿のほか、学級で使用する名簿、それから入学者、卒業者の名簿など、各種名簿を作成しております。どのような形式にするかは、各学校や児童生徒の実態等に応じて、校長が判断すべきものと考えております。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

順に追って、またときにはちょっとまぜてしまう部分もあるかもしれませんが、お尋ねしていきたいと思っております。

スマートウェルネスシティ、健幸という文字でございますが、健幸というのは健康で幸せという意味でございますので、そういう意味で皆様お考えいただきたいと思っております。

今、スマートウェルネスシティ、また首長会の説明などをいただきました。これに関しまして、もっと突っ込んで、日置市はこういうのもっともってしていきたいという気持ちでいらっしゃる部分がありましたら、参加している思いをお伝えいただけたらと思っております。

○市長（宮路高光君）

基本的には、日置市健康条例もきちんとつ

くっておりますので、市民の皆様方がいかにして健康で、健康寿命が延びていく、これが一番大きな狙いでございますので、そういう部分も含めて、今それぞれの団体等にもお願いしております。

○15番（西園典子さん）

12番議員の先ほどの質問とも幾分重複するところもありますけれども、歩くことの大変なメリットということを12番議員はおっしゃいましたが、私も実際、見附市をいろいろ知ってみて、またあそこの発表などを見て感じたところでございます。

日置市は健康推進条例をつくっておりますが、その中で、本当にどれだけの市民の方々が参加していらっしゃるのか、参加者の率というのが大概でよろしいですが、わかりましたらご説明いただけたらと思っております。

○健康保険課長（長倉浩二君）

初期のアンケートによりますと、1日運動しているかしていないかという質問に対しては、約半数の方々が何らかの運動をしているということがあります。さらにその運動の中身を問う質問では、ウォーキングは約3割という数字が出ていますので、アンケートからは15%の方々が歩いているというふうになっております。

○15番（西園典子さん）

アンケートでは15%の方が歩いていると、そして参加していらっしゃる方々が何%でしたか、もう一回お願いいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

15%の方がウォーキングをやっているという調査結果が出ております。

○15番（西園典子さん）

見附市の先ほどの話の中でもございましたけれども、運動に関心がある人、ない人、また全くない人というような数字の研究がなされておりました。その中で、いろいろな市は運動推進に関しまして活動をしているわけで

すが、それに参加している人は大体35%であって、65%は呼びかけてもなかなか参加しない、全く参加しないという人が45%であったという数字もあります。日置市の場合、これは全体的な数字でもあるのではないかと、このように考えたときに、先ほどもありましたように、1日1,500歩ずつこうして歩けば、1人当たり3万5,000円、年間の医療費が安くなるということ考えた場合、65%の人が、先ほど15%の人が歩いているとおっしゃいましたが、残りの85%の人たちが歩いたりしたり、そういう運動に心がけたら、日置市の財政は豊かになるという発想で、この見附市の、歩きましよう、歩きやすいまちづくりというのをつくられたと、それがきっかけであるというふうにも思っております。

そういうときに、いかにいろいろな事業をしていってほしいですが、先ほど無関心層に対してどう働きかけていくかというのが問題であるというご答弁もありました。その辺に関しまして、何か工夫とかしておいでなんでしょうか、お尋ねいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

先ほども答弁にありましたとおり、特定健診受診率向上プロジェクトというのを平成23年から行ってございまして、当時23年度を受診率が29%、翌年度24年度を受診率が61%というふうに、人数で言いますと2,800名ぐらいの方々が受診行動をどったということは、この2,800人の無関心層に何らかの影響を与えたというふうに考えております。そういう事例がございまして。

以上です。

○15番（西園典子さん）

そのように向上があったというのは、一つ働きかければそういうふうに効果があるということと、非常に全く働きかけてもなかなかという人も中にはおります。でも、

そういう人たちがやはり将来的に不幸な状態になっていっていいのかというのが市の抱えている問題にもつながるのではないかと、思っております。そこを解決したいというのが自然にそこに住んでいるだけで健康づくりができるというふうな形にしていきたいというのが、スマートウェルネスシティの考えではなかろうかというふうに、先日、研修に行ったときに感じたわけでありまして。

そのためにはまちづくりとか歩道の整備、それから歩きやすい、また夜でも、夏場は昼間は暑いからナイトウォーキングというのもございました。それから、景観をきれいにする、ベンチもございましたけれども、いろんな意味でそういうようなことも心がけるといっても出てございまして、非常に参考になったところでもあります。

そういうことをどういうふうに進めていってほしいかということについて、見解を伺いたいと思います。

○健康保険課長（長倉浩二君）

見附市のスマートウェルネスシティ構想というのはいわゆるハード事業を絡めた総合行政だというふうには思っておりますが、とりあえず、今できることといたしましては、市民の方々、とにかく歩くことに興味を持っていただくと、歩き出すように仕向けるということが大事だというふうに思っております。

そういう意味では、我々は市民の方々の背中を押してあげることができるといえるのかなというふうに思っています。

以上です。

○15番（西園典子さん）

健康保険課としては、やはり一人一人の方々が、また市民の方々がいろんな健康事業に参加して、そしてまた健康づくりに進んでいっていただくということを、こうして具体的に進めていかれるのが健康保険課の役割でございましてけれども、先ほどおっしゃったように、

歩きやすい歩道とか、またベンチを置きたいとか、そして引きこもりをなくすために、あちこちたまり場というか、人が集まりやすい施設があったらとか、見附市がいろんな健康と何とかの駅とか、いろんなことをしている。そこは市長はご存じかと思いますが、そういうことを健康保険課だけでは難しいのではないかと、そこ辺を私はもっと総合的に、総合行政で考えていくべき問題ではないかと思っており、また見附市のほうも企画調整、そういうところで取り組んでおるようでございますが、そこは市長はいかがお考えになりますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

見附の場合、桑田さんという筑波大の先生にも委託してそれぞれの運動量、それをデータ的に一応つくって、それを市民の皆様方にどう効果があったか、そういうこともお示しをしております。

今言いましたように、健幸という、これは健幸の「こう」は「幸」なんですけど、いろんなまちといいますか、まちの駅とかいろんなたまり場、そういうものをつくってそれぞれやっております。

見附の市長はそのまちの駅の会長も全国をしております、いろいろ組み合わせをしておりますので、これがいい、これが悪いというふうではなく、トータルの中で全市的にいろんな健康に対します考え方の中でやっているのが実情である。私どもも少しでもそういうことを勉強しながら進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（西園典子さん）

今、市長がお答えいただきましたことをこうしてお聞きしましたところ、トータル的に進めてあちらですね、いらっしゃる。それを勉強していきたいというふうにおっしゃいました。ぜひ見附市とは仲間であるというふうに仰っていらっしゃいますので、あちらのいいところ、またこちらのいいところもあるかと思いますが、やはり、あちらで、見附市のほうに学ぶ、日置市として学びたいことというのがもしおありでしたら、お答えいただけたらと思います。どういうところを学びたいか。

○市長（宮路高光君）

基本的に一番指針としているのが、健康をいかにして市民と一緒に活動するのか、それが市長の信念でございますので、私もやはり市民の皆様方がいかに健康であられるのか、そのことをそれぞれ探求していかなければならない。一つのルールではそのことは解決できないというふうに思っておりますので、総合的な形の中で、やはり学びをしながら、一つずつ実践もやっていかなければならないというふうに思っています。

○15番（西園典子さん）

総合的にやはりいろんなことを含めてやっていかなければ、市民の健康と幸福ということを求めていくのは難しいと、そのために頑張っていかなければいけないというふうに考えると、やはり総合的な連携、調整というものが必要であるかと思えます。健康保険課だけにとどまらず、やはりそういうまちづくり、また土木と建設、やはりいろんなところで産業、そういうことも含めてしなければならぬということもありますので、ぜひそういうふうな企画調整ということも含めた上で、このことに取り組むことへの検討を進めていただけたらと思いますが、再度お答えください。

○市長（宮路高光君）

基本的にバリアフリーといいますか、やはり障がい者の方々にとってもやさしいまち、道路にしてもいろんな面にそういう気配りが受けるまちづくりというのが大事なことであるというふうに思っておりますので、そういうことをきちっと学びながら、本市としても勉強すべきことは勉強しながらやっていきたいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

それでは、先ほども出ましたけれども、一番、今すぐ誰でもできる健康づくりといたら歩くこと。先ほども数字でも出ましたけれども、それがやはり税金にもつながってくる、またそれぞれの健康にもつながってくるといったときに、歩くということが上げられております。

見附市に行ったときちょうどナイトウォーキング、先ほども出ましたけれども、そういうのがありました。暗い道ではなくて、できたら安心して歩けるまち、また本当に歩きたくなるまち、道路、そういうことが求められてくると思いますが、例えばそういうようなことを地域でしようと、みんなでしましよと、参加したい人だけではなくて、参加したくないよねという人もちょっと一緒に行ってみようというような雰囲気づくりというような形で、ウォーキングを地域で頑張りましようというようなのを、全市的に取り組んでみたりとか、そういうことはいかがでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

現在では自治会であるとか地区の公民館を主催として歩く行事というのは各地で行われております。夜間につきましては、市街地のほうであれば、十分な照明もあるんでしょうけれども、そういうふうでないところは夜歩くというのは非常に危険を伴うのかなと思っておりますが、昼間であれば逆に農道であれ

ば見晴らしもよいし、見通しもよいし、安全なところかなというふうに思っておりますので、地区公民館なりのほうに今後の健康づくりの事業の一つとして提案はしていきたいと思っております。

以上です。

○15番（西園典子さん）

市民を巻き込むため、今歩くということが一つの例であちこちで頑張っているわけですが、そのほかにもやっぱり健康というのをみんな自分のためだけではなくて、それがやはり日置市の未来づくりもだし、自分が健康になることによって日置市にも貢献しているんだよというような気持ちになる、考えればいろんなプラスになるところもあるんじゃないかと思えます。市民も市がこうしていろんな事業を、健康づくりの事業をしますけれども、それだけでなく、いろんなアイデアも持っているかもしれません。こんな健康づくりもあるよと。そして、こんなのをしたらおもしろいんじゃないかなと、こういうふうだったらたくさんの方がもっと参加するんじゃないかなという、例えば、健康づくりのアイデア募集とか、というふうにしたら、また市民自体もそれに健康づくりねというふうで、気持ちが考えてみようというので自分はどうかなというふうで、また参加したり意識が高まるということもあるんじゃないかなと思えますが、例えば、そういうようないろんな市民を巻き込むということで、そういうような検討なども、例えばの例でございますけれども、したらいかがでしょうか。お答えいただけたらと思います。

○健康保険課長（長倉浩二君）

健康づくり施策の一つとして、そういうアイデア募集というのは参考にさせていただきます。

○15番（西園典子さん）

先ほど、スマートウエルネスシティの会が

年に2回ありますね。ちょうど私たちが行きました、見附に行きました5月17日、指宿であったようでございます。そこには日置市からは行ったんだろうかなと思ったりしていますが、いかがだったのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私のほうも行こうと思って出席にしておいたんですけども、ちょっとほかの仕事と重なって、ちょっと私のほうは指宿のほうには行くことができませんでした。

○15番（西園典子さん）

市長が行けないときには、職員とかかわりとか行けないのでしょうか、いかがなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

これ私宛に来ておった首長会議でしたので、代理というのは効かないということでしたので、ほかの方はやっておりません。

○15番（西園典子さん）

先ほども出ましたように、やはりこういう一つの、大変市長がその気になって一生懸命に取り組んでいらっしゃる研究会、職員の皆様方もぜひ勉強して、この市長の思いを形にできるように、交流などまた視察などもしていただいたりすることをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

職員が勉強することはやぶさかではございませんので、どんどん勉強していけばいいというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

それでは、それを期待いたしまして、2問目のほうに行きたいと思えます。

先ほどのご答弁によりますと、学校長の判断に任せるということではございました。日置市及び県といいますか、わかっている範囲で混合名簿の実施率というのがわかりましたら教えてください。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

市内22校中8校が男女混合名簿を使用しております。

○15番（西園典子さん）

22校中8校ということで、わりかしたくさんのところがしているということでございます。それを聞いて、もっと少ないかなと思ったり、本当は実際の、いろんな集計がありまして、小学校では100%とかしているとか、7割ぐらいが中学校ではしているとか、いろんなのがありましたが、22校中8校というのは高いのか低いのかちょっと判断しかねますけれども、隠れたカリキュラムという言葉はご存じなのかどうなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育長（奥善一君）

ただいま隠れたカリキュラムというお言葉がございました。よく存じ上げているわけではないんですけど、恐らくその言葉からして、教育計画にはないけれども、例えば、名簿が男女別であることで子どもたちの中に潜在的に男女を差別したりそういった意識が育つ、そういう意味で使っている言葉ではないかと思えます。

○15番（西園典子さん）

そのとおりでございます。小学校6年、中学校まであわせて9年、そして高校までもしそれが続いたら12年間、ずっと男子が前、女性は後ろというふうでずっとそういうふうに住生活したら、男が前で女は後ろというのが頭の中に刷り込んでしまうんじゃないかというのが、隠れたカリキュラムというふうに言われております。

皆様方がこうしていろんなところで、私もいろんな会合に行きますけれども、男性の方々はさっさと前のほうに座られます、進んで行って座られます。また、発言もなさいます。でも女性は、多くというか、全てとは言いませんけれども、最初行ったときから後ろのほうに、入り口のほうに席を陣取ってし

まっちゃうというところ、そして前のほうに私どもが行こうかとしたら、何かちょっと遠慮しがちにこうして前に行かなければいけないという思いもしたりします。

やっぱり男性が前で女性は一步退いてというのが、こうしてすり込んで行ってしまっている現実というのを私たちは見て、それで今からの時代はみんなが一人一人がちゃんと生かされていかなければ乗り越えられない、こういう厳しい時代にそれでいいのだろうかという思いで、この混合名簿のことをお尋ねしているところであります。

男女共同参画基本計画、これは市がつくっております。これは、先ほどもちょっと壇上のときに申し上げましたけれども、皆さんお持ちであると思えますけれども、これの表紙のところに、配偶者からの暴力の防止、及び被害者支援計画、また家庭の中でもこういう状況であると。それこそ一番の人権の最たるものである暴力というのが、家庭の一番の基礎であり、子育ての原点であるところにも、こういうものがあると、存在している、それを救わなければいけないというのを信じたいが、計画の一番最初にうたっている、そういう現実であるというのが日置市の現状ではないかと、潜んでいるのではないかとということでもあります。

そこをやはり12年間、また9年間と毎日のいろんなところで男が前、女が後ろということで、いろんなことが、女性はちょっと黙っとけというように、響くような、そういうことにつながっていく、そういうことをしてはならないというふうに、これはうたって、この中でもうたっております。男女共同参画を促進するように、また阻害するような施策の実施に当たって配慮しなければいけないと、そういうふうにもうたっております。

ということを考えますときに、常にそういう男は前、女は後ろというふうに着てられて

いく、小さいときからずっとそれが続いていくということは、いかなる影響を子どもたちに与えるのかということを考えれば、できるだけ避けていく、みんなが、一人一人が大切に、それぞれの能力を生かされるように一人一人が大切にされていく、それが教育の目指すべき姿ではないかと思っております。それを校長先生の判断に任せるという教育委員会のお考えは、非常に無責任に私には響きましたが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

学校における人権教育におきましては、例えば、男女が互いに人権を尊重しつつ、そして責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮するというようなこと等も含めて、子どもたちに指導しているところでございます。

ですから、この先ほどの1回目の答弁にもありましたように、名簿にはさまざまな名簿がございます。例えば、成績処理をするときに、特にこれは中学校なんです、高校入試の関係でどうしても男女別に名簿でデータを出すということが必要になってくる場合がございます。それからあと、災害避難時のときに男女の、児童生徒の数を掌握する上では男女別で把握したほうが早いという学校等もございました。

また、身体検査をするときに、やはり男女別の名簿があると非常にその集約ができる。統計上のことと言えることも当然考えられます。

ですから、そういったものも含めまして、名簿の形式等については、要するに学校長が判断をして使うということでございますので、教育そのものにつきましては、人権教育の視点に立って行われているところでご理解をいただければありがたいです。

○15番（西園典子さん）

人権教育でやはり男女はお互いに平等であ

るというふうにしなから、一方ではそういうものもあるという矛盾というのも感じられません。

それと一つには、やはりそれぞれ名簿は用途に応じて分けないといけないのがあります。そして、どちらでもいいよというのがあります。ですから、必要に応じて、やはり健康診断と色々なものを、災害とかというときは分けたほうがいいのは当然のことであって、当然のことを私は尋ねているわけではございません。そうでなくて、公式にですね、例えばの話でございますけれども、よく例で出てくるのが、入学式、卒業式、公式の場でちゃんとしたその子どもの成長の一番の大切なときに男子は男子、その後に女子と分かれて出てくるのは、本当に大切な場でやっぱり男性は男性なんだ、最初は男性なんだなど、公式の場ではやっぱり女性は後ろなんだなどというのを植えつけられる、そここのところが心配なのです。

そういうところを見たときには、やはりどちらかといえば、公式なそういう卒業式、入学式、そういうときには男女別で、男子が前、女子が後ろというのが多いかと思っておりますけれども、そこ辺に関してはどうお考えでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

学校には、学校行事を含め、いろいろなさまざまな教育活動がございます。そのときに応じまして、男女が一緒に活動することもあれば、例えば男女別に活動すること等もございますので、そういったのも含めまして学校長が判断して行っているところでございます。

○15番（西園典子さん）

私は、中学校のときに、私の時代は、やっぱりそういう時代でありました。給食時間に男子が先に入って鍵を締めて、女子は後から御飯食べろと言って入らせませんでした。私は、一人、おかしいと思って入りましたら、

後から呼び出されて、男子からたたかれて耳が聞こえなくなったときがありました。やっぱり、そういう時代はもう、あの時代だということではなくて、やっぱり男は前なんだ、女は後ろだ、それから男と女は別なんだと、そういうような考えであったんだというふうに、私は今でもそういう時代から、もうはっきりと、こうして、ちゃんとしていきたいなと思っております。でも、女性の参政権がある、その時代に、その前に参政権を得たわけですが、いまだかつて女性の議員の数はそんなにふえておりません。やっぱり、それだけ男性が前、女性が後ろという観念というのは抜け切れないというのが現状ではないかと、社会の現状ではないかというふうに思っております。

今から、女性の議員もふやさないといけないと、また、男女で、みんなで力を合わせないといけない世の中が参ります。男性が男性、女性が女性じゃなくて、みんなで力を合わせないといけない時代になります。そのときに、やっぱりみんなが力を合わせられるように、一人一人がちゃんと力を出せるように、こういうこともあると、大切であると、判断に任せますが、こういうことも考えていただきたいという教育委員会の考えも出していただけたらと思っておりますが、この見解を伺って終わりにしたいと思います。

○教育長（奥善一君）

先ほど来、お伺いしておりますように、学校教育においては、男女共同参画社会の実現に向けて、その基本となることをメインに据えて教育をしております。お互いに男女がその人権を尊重しながら、責任も分かち合って、そして性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のために、それをメインに据えて学校は行っております。名簿がどういう形態であれ、それは同じでございます。したがって、便宜上、学校では、教育

上活用するために名簿をつくっておりますので、それは学校長の判断に委ねます。

しかしながら、やはり、男女がお互いの特性を踏まえて、お互いを尊重して、協力し合っていくという、そういう部分もとても大切ですので、その両面から学校教育は進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

○2番（佐多申至君）

本日の最後の一般質問となりました。今回は、市民の安全で安心して生活できる快適なまちづくりとは何かを本題といたしまして質問させていただきます。

市民の命にかかわる大事なことではないかと考えております。ゆっくりと、しっかりと質問してまいります。どうか市民に向け誠意ある適切な回答をお願いいたします。

それでは、通告いたしましたとおり質問していきたいと思っております。

安全で安心して生活できる快適なまちづくりについて。

1、長松川にかかる猪鹿倉橋近くの造成団地周辺で、5月2日の朝起きた住宅道路冠水の原因と検証できたことは何か。

2、想定外のゲリラ豪雨、いわゆる局地的豪雨の対応について、各地域の雨量を情報収集できる雨量計は、どこに何カ所あるのか。

3、緊急を要する情報を市民へすぐに伝達する方法は、どのような体制で行われているのか。

4、長松川及び神之川河川の整備が急がれると考えるが、河川整備について、日置市は県とどの程度、また、どのような内容で協議をし、要望しているのか。

5、日置市の都市計画マスタープランの策

定はいつになるのか。

最後に、6、都市地域・農業地域・森林地域などを含む土地利用対策要綱に、周辺地域への水害や土砂災害等を考慮した防災及び減災視点の協議事項を具体的に入れるべきと考えるが、どうか。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目で、安全で安心して生活できる快適なまちづくりについて、その1でございます。

猪鹿倉橋周辺には、近年の開発で、水田が宅地化されるなど、急速な土地利用の変化が進んでいる地区でもあります。5月の冠水は、これまで、道路側溝があふれた場合、くぼ地である水田に流入していた排水が、宅地造成で埋め立てられたため、道路が冠水するようになったと思われれます。

今後、猪鹿倉橋の改修を予定しており、この改修とあわせて排水路の改修を行い、抜本的な対策を行いたいと考えております。

2番目でございます。日置市内の雨量計については、市が3カ所、県が5カ所、国道事務所が2カ所、气象台が1カ所設置し、合計11カ所あります。地域別には、東市来地域に3カ所、伊集院地域に4カ所、日吉地域に1カ所、吹上地域に3カ所となっております。

国道の雨量については、九州地方整備局の道路情報提供システムで、県及び气象台で観測した雨量については、鹿児島県河川砂防情報システムで公表されています。

3番目でございます。緊急時の情報伝達については、複数の手段の活用と関係機関の連携により、より早く正確に情報を伝える体制で行っています。

具体的には、防災行政無線やホームページ、メールやフェイスブックなどの手段を活用して住民への周知を図るとともに、避難などの行動が必要となった地域には、自治会長に直

接連絡を行い、必要に応じて消防署や消防団との連携による車両広報や戸別訪問など住民へ呼びかけを行っていきます。

4番目でございます。神之川の改修につきましては、3区間で整備を行っており、現在の工事は神之川の河口部から中流域の大田地区の整備に移っております。

また、並行して伊集院市街地の用地取得も進めているところでございます。県に対しましては、機会を捉え、早期完成に向けた事業推進を要望しており、予算確保に努めていただいておりますが、今後も引き続き要望を行っていきたくと考えております。

5番目でございます。日置市都市計画マスタープランの策定は、平成31年3月を予定しております。

6番目でございます。日置市土地利用対策要綱では、都市計画区域内の1,000m²以上の開発、都市計画区域外の3,000m²以上の土地開発が協議の対象となっており、開発者には、防災の観点から、本要綱の技術基準に「集水区域全体の流量を勘案の上整備する」とのことが定めてあり、これに基づき、排水施設等の計画を行うよう指導、協議を行っております。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

それでは、一つずつ、ご質問をしていきたいと思っております。

まず、本日は、お手元に、冠水したときの現場写真と場所を資料として添えてあります。ご参考してください。また、添付した写真は、当現場がここ数年、これまでたびたび冠水した中で最も皆様にわかりやすい写真を資料にしております。その写真は、平成28年6月25日、もう既に1年半、2年前になりますが、そのときの写真でございます。写した方の承諾を得て、今回、資料提供をさせていただいております。どうか皆さん、見ながらお

話を聞いていただければと思います。

いただいた回答に、市道改良とあわせた排水路の改修により、排水能力の向上を図ることは必要と考えているとありましたが、市民が安全で安心して生活をするために、早急に進めなければならないと、私も思います。

その改修計画を現段階ではどのように考えているのか、お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

現在、仮設によりまして排水路の増設を行っております。本年度は、橋梁を含めました道路改良の詳細設計を行いまして、平成31年度以降、工事に着手したいというふうに考えております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

当時、5月2日ですね、日置市庁舎雨量計の時間雨量では、8時が24mm、9時が35mm、10時が22mm、10時時点で24時間雨量が119mm、これでも、この写真を撮られた方は冠水したとおっしゃっていました。これが、もし通学時間だったらと、もし、もう少し雨量が多かったらと考えると不安でたまらないとおっしゃってございました。

当周辺団地は、県の開発許可による造成団地です。行政区である日置市として、県が許可する開発行為に関してどのような協議が行われたのでしょうか。また、県が許可する開発行為現場の確認調査は、市がどのようにかわり、行われたのでしょうか、お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

協議につきましては、排水能力や関係流域からの流出量につきまして協議を行っております。

県との協議のかかわりでございますが、県許可が必要な開発許可申請には、市に意見書の提出を求められます。県と一緒に現場調査はしておりませんが、県、市それぞれの立場

で現地調査、協議を行っているところがございます。

○2番（佐多申至君）

ここに住まわれた市民の方は、一生の財産としてマイホームを求め、そこに定住または移住してこられたことでしょうか。今回の冠水について、新興団地にはあってはならないと私は考えます。

今、課長のほうから回答がございましたが、県が調査や審議を行い、開発許可された造成団地ですが、そこに住まう住民は市民でございます。第2次日置市総合計画ですね、この雑誌でございますが、この第2節にある、豊かな自然と調和し、市民が安全で安心して生活できる快適なまちづくりに、私は疑問を投げかけます。

また、今回のような冠水における改修工事、いわゆる言葉が少し適切ではないかもしれませんが、私の思いを言葉にすると、尻拭いのようなことを市が行うことに憤りを感じます。この点に関して、市長はどのように考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

尻拭いという言葉が適当なのかわかりませんが、やはり、私どもは土地開発要綱という中におきまして、区域内におきましては1,000m²以上のときは、市のほうにきちっと協議をさせていただきます。許可的には県がしたり、市の中で終わる分もございません。今回のこのところについても、一番問題は排水問題だということはわかっておりました、土地利用をするときも。特に、平成5年の8.6水害のときに、この地域は冠水してどうしようもなかった地域でございます。

その中において、ニシムタができ、また、それぞれ左右に宅地化されました。そのときは水田でした。でしたけど、今のこれぐらいの水でも冠水してしまう。これはもう、最初からわかっておったことだったと思っており

ます。ですけど、容量的には、数量的には適合しておりましたから、対策要綱に基づきまして合格はしたというふうに思っております。

ですけど、基本的にこの場所は、さっきも言いましたように、猪鹿倉橋のかけかえをしなければ、抜本的には済まないことですので、なるべくそのことに集中して、今、課長が説明したとおり、早く予備設計をし、早く着工していくことが解決の道だと思っております。

○2番（佐多申至君）

この県の開発許可のことにつきましては、さまざまな各自治体で議論がなされているようです。市民を守る立場として、地方自治の点から当開発行為に対して、開発業者や、または販売業者に対して、市長、警告すべきと考えますが、市長はどうお考えですか。

○建設課長（宮下章一君）

今回の開発地でございますが、これは、先ほど市長からもありましたとおり、市・県と開発基準に基づき協議をしまして許可が出、完成した地区でございますので、警告とかそういうのは考えておりません。

○2番（佐多申至君）

先ほど、市長も平成5年のそういったいろんな事例を知っていたとおっしゃっていただきました。そういった事例を、市はわかっているながらも、こういった開発業者等に警告できないということは残念なことだと思います。

ここは、もともと農業振興地域で、田畑であった場所で、橋より低く、井底状でございます。大雨が降ると、高い朝日ヶ丘団地から雨水が流れ込み、雨水の調整池役を担っていた場所であると、私が初めて行って、私でも想定できます。そういった周辺状況を把握し、県が開発許可の際、開発業者に助言や指導したかどうかは、ここでは問えません。

私は、今回のこの冠水問題については、今後も引き続き調査して、改めて県のほうにも追及していきたいと考えております。どうか、

そのときには、当市民を守るべき行政区である日置市の担当課のほうにもぜひご協力をいただきたいと思っております。

次の2番の想定外のゲリラ豪雨について質問をさせていただきます。

今の雨量計の設置状況で、市内全域の局地的豪雨を察知できるのでしょうか、お尋ねします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

お答えいたします。

雨雲の状況等につきましては、気象庁や県の情報を随時確認しまして、大雨による河川の氾濫等について随時チェックしている状況でございますけれども、一定の場所に局地的に降る傾向がある、こういった豪雨による冠水等を即時に察知できる状況ではないというのが現状かと思っております。

○2番（佐多申至君）

地区公民館単位に雨量計を設置推進して、集中豪雨に対する地区の危機管理体制に取り組む考えはないでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

雨量計を、また地区公民館ごとに設置するという考え方もございますけれども、雨量計は、雨の状況を把握する上では必要なものでございますけれども、観測して情報収集、発信していく仕組みをどうつくっていくかというのが重要になってくるかと思っております。

気象庁の大雨等の危険度分布メッシュ情報というものが、今、ホームページ等でも掲載されるようになりまして、災害発生の危険度を予測できるようになってきていますので、このような情報もうまく活用しながら、こういった局地的な豪雨に対する体制というのを整えていきたいと、そういう考えでございます。

○2番（佐多申至君）

3番の質問に移るわけですが、緊急を要する情報を市民へすぐに伝達する方法はどの

ような体制で行われているかという質問に対して、先ほど1問目の回答をいただきました。市民がいち早く局地的豪雨を知る方法、この、今、具体的にはということでありましたけれども、市民がいち早く、一番早く局地的豪雨を知る方法としてどのようなものがあるか、改めて担当課のほうから示してください。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

いち早く情報を伝達する方法としましては、先ほども申しあげましたけれども、防災行政無線やエリアメール、そして、聴覚障がいのある方にはファクス等で同じ情報を発信する伝達方法というのをとっております。

また、先ほどもちょっと触れましたけれども、スマートフォンなどで利用できます、気象庁が情報を提供する危険度分布の発信や、あと、6月補正予算で計上しておりますけれども、緊急時の情報をメールで配信する民間業者のシステムを導入する予定でございますけれども、いずれも市民誰もが利用できるものになっているところではございます。

○2番（佐多申至君）

私のほうにも、そういった防災アプリの用紙を手元にあるんですけども、この防災アプリを今、ご回答いただきましたが、今後、具体的にどのような普及方法があればお示してください。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

広報紙を利用しまして、この気象庁の運用している危険度分布図の情報の内容やQRコードなどを掲載して周知を図っていきたいと思っております。あと、市のホームページから気象庁へのリンクもできるように、今後、早急にしていきたいと考えているところでございます。

また、先ほど言いました、市が導入を予定しております民間業者システムを利用しました自治体安心メールというものも、補正予算成立後速やかに取り組んで、会員登録方法など

を周知していきたいと考えているところがございます。

○2番（佐多申至君）

それでは、今、ここに、私も手元にQRコードがついた、こういった気象庁が出しているパンフレットがありますが、確かに、最近スマートフォンがはやっております。私も最近にしてガラ携からスマートフォンにかえて、そのありがたみを知っているところがございますが、高齢者または障がいの方々に対応する緊急な対応はどのようにされますか、お答えください。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

高齢者や障がい者、あるいはスマートフォンなどの操作が難しい方への対応につきましては、防災行政無線やエリアメールという形をとっていくしかないのかなと思っております。また、ファクスも含めて情報提供を的確に行い、早目の行動、避難準備等をしていただくように呼びかけていきたいと考えております。

○2番（佐多申至君）

回答の中に、防災戸別受信機の話もございましたが、この戸別受信機の普及率というのは100%ではないと私は記憶がございます。実際、この戸別受信機が各戸別で一番の情報の伝達の主人公になるわけですけど、転入時の設置の必要であるか必要でないかは、どのような確認をされていらっしゃるのでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

市民生活課や支所の市民課の窓口におきまして、転入者へは戸別受信機の説明と設置への案内を行っているところがございます。転入手続の際に、戸別受信機を直接貸与するという形で対応しているところがございます。

○2番（佐多申至君）

そういった戸別受信機の、転入時のときに、例えば集合住宅やオートロックマンション等

の設置状況については、どのようなふうに行われているのでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

マンションだったり集合住宅の普及につきましては、まずは、住んでおられる市民に戸別受信機の設置を理解していただくということが、まず必要でございますけれども、マンション等のオーナーや管理者が設置を渋る場合も多々あるようございます。マンション等のオーナーには、設置の重要性を理解していただくということが一番大切になってきますので、今後も普及に向けましては、オーナー等への交渉を継続して行うしかないのかなと考えているところがございます。

○2番（佐多申至君）

私も議員になる前は不動産のお仕事もしておりましたが、そのマンションのオーナーだったり、アパートのオーナーがそこに住む市民を、市民に対して、そういった戸別受信機を渋るとか、ちょっと回答を濁すとか、そういうことは、市民を守る考え方からいくとあり得ないと考えております。どうか、その辺は、当然、いろんな開発、建築許可だったり、いろんな申請が出てくる段階で、そのオーナーもしくは、そういった開発される方々に、理解というよりも常識的な範囲で、あなたは市民のマンションの中に、結局、建物の中に入居させるわけですから、オーナーとしての責任をぜひ説いていただいて、ぜひ、その辺は100%を目指して設置の努力を凶っていただきたいと思っております。

河川監視カメラは、県の管理だと思います。こういった河川の氾濫危険な状況等を、河川カメラの情報は市民へどのように伝達されるのでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

河川砂防情報システムでの情報によりまして、鹿児島地域振興局や消防署、消防団と連携しまして、河川の状況を確認、把握してい

るところでございます。

氾濫の危険がある場合には、防災行政無線による情報発信、また、避難対象となる地域には消防団、消防署の広報活動等で避難していただくよう呼びかけていくということになります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を3時10分とします。

午後3時00分休憩

午後3時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（佐多申至君）

先ほど、休憩前に、河川監視カメラの話をしていただきましたが、先ほど回答の中に、鹿児島県河川砂防情報システムが公表されていますと回答もいただきました。

実は、私、先だって、県の、19日に鹿児島県の地域振興局に直接行っていろいろお話を聞いてきたところですけど、実は、この河川監視カメラは、スマホを持っている方は全て見れるようになっております。この、いわゆる、今、鹿児島県河川砂防情報システム、画面が出てくると、左の隅のほうに、河川カメラ雨量土砂災害情報、いろんな項目があって、その河川カメラというところを押すと、全ての河川カメラがスマホの中に出てきました。こういった情報を私も知らなかったといやあれですけども、これを、やっぱり市民の方々にもぜひということで、私もいろいろ情報の発信をしていかなきゃいけないかなと思っているところですので、ぜひ行政の方々も皆さん確認していただいて、これを市民向けに情報発信を進めるようにしていただきたいと思っております。

4項目めの長松川はもちろん、神之川河川の整備について質問いたします。

いただいた回答で、伊集院市街地の用地取得も進めているとありました。先だって、荒瀬橋周辺の方々とちょっと話をすることがございまして、御門前橋周辺の6件程度の用地買収がもう終わったと、10月にはもう引越す予定だということを知ってまいりました。この用地買収は、それと関連しますか、お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

議員の言われるとおり、神之川の河川改修の市街地部分の改修のための用地買収でございます。

○2番（佐多申至君）

では、神之川の整備について、市にそういった用地買収の話があるということは、市に何らかの形で示された上での用地買収なんでしょうか、お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

全体的な河川改修の線形につきましては把握しております。

ただ、用地買収が、県が行っておりますので、県からは市道の御門前橋から県道の荒瀬橋間の左岸側の用地買収を現在行っているということで、お話はお聞きしております。

○2番（佐多申至君）

先ほども申し上げましたが、先日19日に、鹿児島県地域振興局建設部河川港湾課のほう、私は直接訪ねました。神之川のことについて丁寧に説明していただきました。実は、そのときにいただいた河川工事の予定表の平面図でございます。これを、先私のほうに提示していただき、説明を受けました。

市民の声をもっと、直接足を運び、市民の思いを県へ伝えるべきだと私は思います。城山公園の下のがけが崩れると伊集院の町は湖と化します。先ほど、先日行った県の話によると、数々の河川工事を抱えておるということでしたが、私は、この城山公園の話をして、日置市は危機的状況でありますということを知

伝えましたが、市長、この現在の神之川の状況についてどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

この河川につきましても、それぞれに陳情が始まったのは8.6水害の、もう二十数年前のことです。そのときから始まっておりまして、私のほうも、それぞれの要望を今まで県にもしてまいりました。その県の中で神之川改修ということで、3工区に分けてやるんだということになりまして、もう二十数年の間、今の状況でございます。いろいろと県下あちこちの改修も大きなものもあるということは存じ上げておりますけど、今が一番お金がかかるのが、この中心地域の御門前橋から徳重橋、この間の区間が大変大きなお金を食うというのも十分わかっております。

そういう中で、今、大田のほうをやっておりますので、最終的に、ここがよくなると10年以上はかかるのかなとも思っておりますけど、そこあたりも実態を県とも十分打ち合わせをしながら詰めていかなきゃならないというふうに思っております。

日置市の場合は、この神之川だけでなく大里川、今、湯之元の区画整理、このところもやっておりますので、両方での中におきまして、県の予算のつきがどうなってくるのか、やはり、これは市の全体的なこともございますので、強い要望を県議の方々と一緒にやっていきたいと思っております。

○2番（佐多申至君）

市長のおっしゃることはよくわかります。県のほうの話を聞くと、基本的には、下流のほうからすることが基本だと、上流を先にしてしまうと、下流のほうでどうしてもあふれてしまって、かえって災害を引き起こすということもおっしゃいました。

今現在、大田のほう、並行しながら御門前橋周辺、荒瀬橋周辺のほうも少しずつ用地買収を進めて、できるだけ早く日置市民の方々

に安心と安全を提供したいということもおっしゃっていただきました。

ただ、その前に、先日のような局地的豪雨が長時間続くと、いつ崩れるのか、これまで崩れたことはないでしょうけど、自然災害というのは想定外のものが多いです。城山公園の山が崩れると、もう日置市の行政中心拠点は全て湖となってしまいます。どうか、今後も県のほうに、市長を中心として、どうか日置市の市民の思いをどんどん伝えていただきたいと思っております。

この長松川、神之川を含めて、今からお話しするのは長松川の話になるんですが、当地域は、平成29年3月17日に、県の洪水浸水想定区域0.5mから3m未満と、一部3mから5m未満に指定されています。同じく、当地域は、平成24年3月に作成された日置市防災ハザードマップでは、浸水想定区域基準地点、荒瀬橋1時間雨量56mmにおいて2mから5mとして表示されています。

今、お手元にある資料の下のほうの日置市ハザードマップの図面でございます。青い印が、青く塗りつぶしているところが浸水想定区域でございます。これが、いわゆる基準点、荒瀬橋1時間雨量56mmが降った場合の浸水地域でございます。このような浸水想定地域に開発行為が行われているわけです。市は、このことについてどうお考えですか、お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

浸水想定区域は、伊集院地域だけでも猪鹿倉橋付近を含めまして広い範囲が取り込まれております。開発行為や建築の可否とは別物と考えております。

○2番（佐多申至君）

浸水想定区域の開発行為に対して規制がないのは、市民の安全で安心して生活できるまちづくりに疑問を感じます。ハザードマップは防災的観点の市の策定図で、総務課防災係

管轄でございます。氾濫しないことを祈るばかりですが、ご存じのとおり、自然災害は想定外ばかりです。市民の安全安心のため、開発行為での規制化、または河川整備化、市として策を何か考えるべきと考えますがどうでしょうか、お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

開発行為につきましては、現制度の中では、開発の規制は非常に難しいと思います。河川整備促進のため、県と一緒にやりまして、河川整備の促進を予算確保を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

頑張っていたきたいと思います。手だてがないというわけではなく、そういった今やるべきことをぜひ、力を入れて市民のために頑張ってもらいたいです。

時間もございませんので、5番、日置市の都市計画マスタープランについてご質問します。

マスタープラン策定のスケジュールは、今後どうなっているのでしょうか、お答えをお願いします。

○建設課長（宮下章一君）

日置市都市計画マスタープランのスケジュールでございますが、現在、全体構想案の策定中でございます。8月に住民説明会を開催予定でございます。

それから、9月に地域別の構想の策定、11月に構想実現ための施策の検討、それから、12月から2月にかけて計画書の策定、それから、3月に市の都市計画審議会を開催いたしまして計画の決定というようなスケジュールを立てております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

先ほど言いました第2次日置市総合計画の中で、平成37年、いわゆる2025年まで

に、伊集院地域では施策の方向性として、第1に都市計画の見直しによる市街化の整備を上げております。用途地域の適正な配置を行い、魅力ある商業及び居住空間の整備を図るとしてあります。当然、マスタープランの策定内容には盛り込まれるはずと考えますが、どうでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

都市計画マスタープランは、まちづくりの将来像を示すとともに、土地利用のあり方や公共施設の整備に関する基本方針を定める計画でございます。

今回のマスタープランで調査・策定した土地利用の状況や将来像を、今後行います用途地域の見直しに反映させていきたいというふうに考えています。

以上です。

○2番（佐多申至君）

私は、6月6日に、鹿屋市都市政策課を訪ねて、鹿屋市が都市計画マスタープランを平成26年7月から協議を開始し、平成28年7月に策定しておりました。都市部商店街を中心にドーナツ現象的に住宅街が構成されていくことに、都市計画区域の無指定内の開発行為等を考慮し、用途地域の見直しも必要であるとおっしゃっておられました。

日置市の場合は、都市部集中型と違う現象でありましたが、日置市も都市計画区域内の無指定地域等に目を向けて、用途地域の見直しが必要と考えるが、計画があれば、今後の見直しをお伺いします。

○建設課長（宮下章一君）

現在の用途地域の最終変更でございますが、用途地域は伊集院地域と東市来地域が設定しているわけでございます。伊集院地域の最終変更が平成16年、東市来地域では平成8年に決定したものでございます。十数年から20年以上が経過しておりまして、その間、社会情勢や土地利用も大きく変わっているこ

とから、それらに即した用途地域の見直しが必要であるというふうに考えております。

用途地域見直しの予定でございますが、平成30年度から平成32年度までの3カ年間をかけまして用途地域の見直しをやるというふうに計画しております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

ぜひとも早急に進めていただきたいと思っております。

6番の質問に入りたいと思います。先ほど6番について回答をいただきましたが、確かに雨水排水施設については、日置市土地利用対策要綱第13条において、開発区域を含む集水区域全体の流量を勘案の上、河川等の管理者と協議を行い、技術基準に基づき整備しなければならないと、確かにあります。

日置市土地利用対策要綱、言葉で要綱は、市において行える開発行為を重要事項を定めたものでございますが、開発業者に対して意見や協力要請で法的効力は全くないと考えますが、どうでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

議員の言われるとおり、法的拘束力はございません。

以上です。

○2番（佐多申至君）

これについては、また、拘束力がないということではありますが、これからの、ちょっと質問に対して連動性がございますので、まず質問を先に進めたいと思います。

日置市において、土地利用について、年間何回協議が行われているのか。また、うち太陽光パネルの設置の協議回数は何回でしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

平成29年度の場合でございますが、土地利用の協議回数が全体で15件ございまして、うち太陽光パネルが5件となっております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

森林地域での大規模な太陽光パネル設置工事では、これまでの自然水の浸透や流れを変えることや、道路沿いの電柱の配線量に近く住民は不安を感じております。こういった土地利用に関してのどのような協議を行っているのか、お尋ねします。

○建設課長（宮下章一君）

土地利用の協議につきましては、太陽光パネルにつきましては、過去3年間で17件あるわけでございます。そのほとんどが、地盤は土や砂利等の透水性のもので整備されております。住宅地の流出量から考えますと、その流出量は少ないものと考えております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

先ほどから申します、鹿屋市都市政策課では、平成28年1月に土地利用対策要綱を新たに施行いたしました。札元地区の住宅街の冠水問題がきっかけだったということでしたが、開発行為の許可を必要としない都市計画法、森林法、県土地利用対策の網にかからない造成等にも目を向けた要綱になっているようです。

施行までには、市民代表、地区長、不動産関係者、建築士会、建設業界、そして土木業組合、測量設計士会等、協議を重ねたそうです。

曖昧な審査や協議で被害を受けるのは市民です。市長、防災については、自治体が市とならなければなりません。先ほどの冠水した話に戻りますが、日置市にマイホームをと定住移住されてきた市民の幸せに、住んでよしを実感できるはずだったのではないのでしょうか。日置市の土地利用について、市民の安全安心、また市民を守る観点から、開発行為に指導や助言ができる法的効力ある確固たる条例等を検討すべきと私は考えますが、市長の

見解をお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

さっきも拘束力はないわけでございますけど、土地要綱というのは、やはり約束、決まり事です。それがないと、私どものほうは開発を認めません。そういう中において、やはりきちっとしたこの要綱があって、それぞれの土地の規制もされておりますので、この要綱もなければ大変なことが、特に昭和50年代、特につつじヶ丘については、要綱がないときに開発を行われて、その後、それぞれ要綱を設立し、それぞれの供託金もいただいたり、また、市道の認定においても3分の2以上の居住をしなきゃならないと、それでないと引き取らないと、そういうものとしておりますので、拘束力はないということでございますけど、相対の中で協議をする中において、この要綱を持っていかなければ全然先には進まない、県との協議もできないとうことでございますので、基本的に、私は法的に拘束はないんだけど、この要綱がある中において、真摯に市と向き合えて業者の方々にも指導ができるということでございますので、今のところ、この要綱の中で十分であるのかなというふうには思っております。

○2番（佐多申至君）

いよいよ最後になります、市長の今、お答えになった言葉を私は信じたいと思います。

土地利用対策要綱の中にさまざまな条件がありますけれども、その中以外に市長が認めたものについては、市長の判断で協議ができるという言葉がございます。市長、どうか今後の開発行為に対して全て目を通し、市長の判断で言うところは言う、警戒すべきことはちゃんと警告をする、そういったことを今後ぜひ続けてというか、ぜひ、今後、市長のほうから市長の言葉で開発業者のほうに伝えていただきたいと思います。

都市地域や森林地域での大規模な宅地造成

やソーラー施設開発、農業域での舗装整備など、想定外の水害、土砂災害には人工的要因が大きく影響しているの言うまでもありません。

近年、広島のと砂災害や土地開発による崩落事故等、改めて開発行為が問題視されています。6月8日の新聞にも南海トラフ巨大地震の被害想定の記事もありました。そして、先日、大阪での地震もありました。都市計画法、森林法、県土地利用対策要綱以外の網のかからない、許可を必要としない小規模住宅団地造成や、田畑や沼地等の軟弱地盤での開発行為が今後も予定されているようです。

先ほど、市長がおっしゃいますように、市長の言葉で、ぜひ今後の開発行為には助言をしていただきたいと思います。さまざまな開発行為に対して、防災減災の視点の都市計画の実施を行うべきと考えます。本市の土地利用対策要綱の審査基準の見直し、さらには具体化して、さきに述べた市民の安全で安心して生活できる快適なまちづくりのため、また、市民を守るための法的効力のある市長の行動を期待いたします。

最後に、都市計画の方向性を示すべき時期だと思えます。改めて、最後に市長のお考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

それぞれの市町村によって、この土地対策要綱というのは変わっております。ですけど、やはり、ある程度の開発ということも考えていかなければ、住宅を宅造していかなければ、人が集まってこないというもの一つございます。その中において、やはりきちっとした規制もかけていかなきゃいけない。

今、おっしゃいましたとおり、何が問題かと、私、この排水だと思っております。排水路がどこの地域も袋地になったりして、うまく最後までできていない。こういうことですので、きちっと、その総量のその団地をきた

ときに、総量がどれだけの側溝を変えなきゃならない、今の現状じゃできないというのもわかっておりますので、こういうところに大変大きな規制をしながら、また、都市開発業者にとっても大変大きな負担をしていかなきゃならない。そういうこともきちっとした中で、今後とも厳しい要綱を決めながら、後になって大きな瑕疵がないような形の中で、今後とも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、明日22日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時34分散会

第 3 号 (6 月 22 日)

本会議（6月22日）（金曜）

出席議員 22名

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 桃北勇一君 | 2番 | 佐多申至君 |
| 3番 | 是枝みゆきさん | 4番 | 富迫克彦君 |
| 5番 | 重留健朗君 | 6番 | 福元悟君 |
| 7番 | 山口政夫君 | 8番 | 樹治美君 |
| 9番 | 中村尉司君 | 10番 | 留盛浩一郎君 |
| 11番 | 橋口正人君 | 12番 | 黒田澄子さん |
| 13番 | 下御領昭博君 | 14番 | 山口初美さん |
| 15番 | 西菌典子さん | 16番 | 門松慶一君 |
| 17番 | 坂口洋之君 | 18番 | 大園貴文君 |
| 19番 | 漆島政人君 | 20番 | 田畑純二君 |
| 21番 | 池満渉君 | 22番 | 並松安文君 |

欠席議員 0名

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|--------|-----------|-------|
| 事務局長 | 丸山太美雄君 | 次長兼議事調査係長 | 山下和彦君 |
| 議事調査係 | 馬場口一幸君 | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|------------------|--------|-------------|--------|
| 市長 | 宮路高光君 | 副市長 | 小園義徳君 |
| 教育長 | 奥善一君 | 総務企画部長兼総務課長 | 堂下豪君 |
| 市民福祉部長兼市民生活課長 | 満留雅彦君 | 産業建設部長 | 瀬川利英君 |
| 教育委員会事務局長兼教育総務課長 | 松田龍次君 | 消防本部消防長 | 川畑優次君 |
| 東市来支所長 | 銚之原政実君 | 日吉支所長 | 丸田昭浩君 |
| 吹上支所長 | 秋葉久治君 | 財政管財課長 | 上秀人君 |
| 企画課長 | 内山良弘君 | 地域づくり課長 | 橋口健一郎君 |
| 税務課長 | 松元基浩君 | 商工観光課長 | 脇博文君 |
| 福祉課長 | 有村弘貴君 | 健康保険課長 | 長倉浩二君 |
| 介護保険課長 | 福山祥子さん | 農林水産課長 | 城ヶ崎正吾君 |
| 農地整備課長 | 東広幸君 | 建設課長 | 宮下章一君 |

上下水道課長 宇 都 健 一 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、10番、留盛浩一郎君の質問を許可します。

〔10番留盛浩一郎君登壇〕

○10番（留盛浩一郎君）

皆さん、おはようございます。本日最初の質問になります。私は、さきに通告してありました3項目について質問をいたします。

1項目め、空き家等対策についてであります。

1つ目、これまでの空き家の増減状況はどうか、またその原因をどのように分析しているか、伺います。

2つ目、平成24年度から移住促進対策事業を始めているが、その成果はどうか、お伺いをいたします。

3つ目、平成28年度から空き家等改修事業を開始していますが、その成果はどうか、お伺いをいたします。

4つ目、空き家等対策計画策定に向けたスケジュールはどうか、策定の予定がないのであれば、その理由は何かをお伺いいたします。

5つ目、空き家バンク制度の利用状況はどうか、お伺いをいたします。

6つ目、本市では空き家等解体補助事業の計画はないか、また解体後の固定資産税を減免する考えはないか、お伺いをいたします。

質問項目の2でございます。少子化対策と日置ベビカムサポート事業について。

1つ目、本市の出生数の状況はどうか、また本市の合計特殊出生率はどうか、お伺いを

いたします。

2つ目、助成回数の上限を撤廃できないか、また鍼灸治療を認めた助成はできないかをお伺いいたします。

3項目めでございます。PCB廃棄物処理について。

1つ目、本市が管理している建物等でPCBについて調査しているか、その結果はどうだったのかをお伺いいたします。

2つ目、高濃度PCB、また低濃度PCBがあるか、あればどのように保管されているのかをお伺いいたします。

3つ目、PCB廃棄物をどのようなスケジュールで処分していくか、予定をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたしまして、誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の空き家等対策について、その1でございます。

空き家状況調査については、平成18年、平成23年度、平成29年度に実施しており、日置市全体の空き家数で見ますと、平成18年7月現在1,756棟だった空き家が、平成23年11月現在2,453棟、30年3月現在2,956棟となっております。

要因といたしまして、住宅が消費財化してきたことと、特に持ち家世帯の多い伊集院地域以外の3地域での世帯減少が影響していると考えております。

2番目でございます。

本事業は、日置市への移住・定住を促進するため、これまで6年間実施しており、延べ147世帯、469名が移住し、支出総額は1億360万円となっております。

本制度の利用者の傾向といたしまして、県内からの移住世帯が117世帯で、鹿児島市から63世帯、いちき串木野市から20世帯、

薩摩川内市から11世帯の移住があり、県外からは30世帯が移住しております。

家屋の種別については、新築が105件、中古物件購入が42件となっております。

3番目でございます。

本事業は、平成28年、29年度の2カ年で14件の利用があり、当該空き家に入居した人数は35名で、うち移住者14名となっております。

近年、空き家活用に関する問い合わせが多く、本制度のさらなる周知に努めます。

4番目でございます。

空き家等の対策については、関係課による協議を進め、市の計画案を今年度中に作成する予定でございます。

5番目でございます。

空き家バンク制度は、鹿児島県宅建協会と協定を締結し、平成29年4月からスタートしました。これまで67件の登録があり、売却が40件、賃貸が27件、そのうち成約が23件となっており、14件の移住者の受け入れにつながっております。

6番目です。

空き家解体の補助については、計画策定にあわせて、ほかの自治体の事例も参考に検討してまいりたいと考えております。

また、固定資産税の住宅用地に対する固定資産税の課税標準特例は、人の居住の用に供する家屋、土地に対し税負担の軽減を目的としていますので、この規定以外の減免については考えておりません。

2番目の少子化対策と日置ベビカムサポート事業についてでございます。

その1でございます。

平成29年度の出生数は338人となっており、経年的に見ますと緩やかに減少している状況でございます。合計特殊出生率につきましては、平成28年度の統計によりますと、1.62であり、県の1.68と比較いたしま

すと若干低い値ですが、国の1.44と比較すると高い数値になっております。

2番目でございます。

特定不妊助成回数については、通算5回までの上限を設けておりますが、県や他市との状況を参考にして設定しておりますので、現在のところ上限を撤廃することは想定しておりません。

また、治療内容についても、県や他市の状況を参考にして決定しておりますので、治療内容に追加することは今のところ考えておりません。

3番目のPCB廃棄物処理について、その1でございます。

PCBについては、施設の改築時や電気事業法による自家用工作物保守点検時に確認及び適正な処理を行っております。

2番目でございます。

高濃度PCBは、本市の施設にはありません。低濃度PCBについては、伊集院衛生処理場に2個、東市来支所に4個あり、いずれも変圧器で、現在使用しておりません。保管については、立入禁止とした上で施錠し、保管しております。

3番目でございます。

本年度中に処理業者に委託して処分をする予定でございます。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、3番目のPCB廃棄物処理について、教育委員会の関係の分についてお答えをいたします。

まず、1番目でございますけれども、PCBについては、自家用電気工作物保安管理業務委託において調査済みであります。点検結果において、電灯変圧器などに低濃度PCBが微量混入されている疑いのあるものが5つの学校と2つの学校給食センターにあると報

告をされています。

2番目です。

高濃度PCBは、昭和28年から昭和47年に国内で製造された変圧器やコンデンサーに含まれており、現在、日置市内の小中学校では確認されておられません。

また、その1でお答えいたしましたとおり、低濃度のもは微量の混入の疑いがあるものという調査結果でありまして、現在もその電気器具は使われている状況にあります。

3番目です。

混入の有無を確認するために、調査時に絶縁油を抜き取ることから、抜き取った機器はその都度取りかえが必要になりますので、年次計画によって廃棄処分年限以内に完了するよう実施をしております。

以上でございます。

○10番（留盛浩一郎君）

ただいま質問事項について市長、教育長に答弁を伺いました。

これより再度質問をいたしたいと思っております。

本市のこれまでの空き家数の増減状況をお聞きしたところではありますけれども、年々ふえている傾向でございます。空き家数は、本年度、30年の5月の世帯数からいいますと、世帯数が2万2,712世帯、日置市にはございます。それからしますと、空き家率は約13%ということになっておりますが。

ここで確認ですけれども、今度できましたこの特措法について、空き家とはどういう定義をされているのか、お聞きをいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

特別措置法におきます空き家の定義でございますけれども、一般的に住宅のほかその他の建築物、工作物も含まれるということになっております。

○10番（留盛浩一郎君）

定義で今説明がございましたけれども、その他の工作物もですが、括弧書きで、施設内

にある立木あるいはその他の工作物、ブロック塀とかも入るかと思いますが、そういうものも含めて空き家等の定義ということで特別法はなっておるところでございます。

その特別法が平成27年5月に完全に施行されましたけれども、3年が過ぎたところでもあります。この増減状況をお聞きしましたところですが、平成26年4月時点で、本市65歳以上の世帯が4,739世帯、そのうち80歳以上が2,716世帯と認識しているところでもありますけれども、これを踏まえて、人口減少など人口動態も踏まえながら、将来的に発生するおそれのある空き家の増加数をどのように推計されておられるのかをお伺いをいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

平成18年からこれまでの空き家数の増加を見てみますと、年間で大体、平均しますと100件程度ふえている状況でございます。

今の現状から見まして、独居高齢者世帯の数や今後の人口減少等から判断しますと、これまでよりさらに速いペースで空き家がふえていくのではないかと想定しているところでございます。

○10番（留盛浩一郎君）

まだまだ国も市町村も苦慮しているところではございます。

本市としまして、この空き家対策について十分対応していらっしゃるかとお考えか、市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

十分という言葉がどこまでなのか、私もわからないわけでございますけど。基本的に、今、推移から見ますと、今後もふえ続けるということでございます。

一つ大きな課題として、空き家の場合は、やはりこれは個人財産という部分でございます。個人財産におきます行政がタッチできる権限というのが大変狭まられているのも事実

でございます。やはり、基本的に空き家につきましても個人の財産でございますので、個人でいろいろと維持管理をしていかなきゃならない、これが大きな主でございますので、行政がこの個人財産に入れるということの限度があるということもございまして、空き家はふえていきますけど、そこあたりの対応というのは大変今後とも難しい問題であるというふうに認識しております。

○10番（留盛浩一郎君）

確かに、固有財産ですので、その所有者が管理するのは当然かと私も理解をしているところでございます。

2つ目の質問であります、24年度から移住促進対策事業が始められ、その成果が見てとれるところではあります。

先ほどの答弁の中で、平成28年、29年度までに147世帯、469名の方が移住をされておるようでございます。この数字に市長は満足というか、どうでしょう、市長の率直な意見をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

移住対策ということで、こういう人口減少に対応しようということで、規模的にも約1億円程度使っているのも事実でございます。

ですけど、この現象というのがどうしてもとまらない。1億円投入してみても、それぞれの、私どもの人口規模からいたしまして、減少は、まだ毎年多くなってしまう。こういうことにおいて満足はしませんけど、またこれをしていなければ、またこれ以上に減少はするということもございまして、今後とも何らかの対策はやっていかなきゃならないというふうに認識しております。

○10番（留盛浩一郎君）

第2次総合計画では、空き家等をふやさないうことや既存住宅の長寿命化、地域活性化や雇用の安定のために、住宅リフォーム支援事業をこの計画では32年度で終了の予定の計

画ということで書いてありますけれども、市のホームページでは本年度で終了するというふうに載っております。この変更された理由は何かあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

この事業につきましては、リフォームの補助事業でございますが、平成25年度から経済対策の一環として、本市は6年間取り組んでまいりました。近年における県下の取り組み状況を見ましても、以前は大分取り組みがございましたけども、本事業につきまして実施を取りやめる自治体も多く、初期の目的は達成されたものと感じております。

ただし、3世代同居の課題というものは多く残っておりますので、そういう観点からは、3世代のリフォームについてはこれまでどおり取り組んでいくという形で事業を展開していきたいと考えております。

○10番（留盛浩一郎君）

大分進んだということで理解をしているところですが、経済効果は約10億円、日置市内であったかというふうに私は理解しているところですが。

この3世代について継続されるということは、これからも3世代の家族が今までの計画された方からしてふえる予想でこの3世代を残されて、まだされるということでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

3世代につきましては、一般住宅のリフォームよりも大分少ない現状がございまして。どうしても核家族化が進む中で、地元に戻ってきて親を見るというふうな形でUターンをされる若者も多く見受けられますので、そういった方々を受け入れるためにも、この3世代についてのリフォームは残して、継続で実施していくという考えでございまして。

○10番（留盛浩一郎君）

理解をいたしました。

また、移住促進対策事業を平成29年度で終了しまして、新しく平成30年4月からは移住促進対策補助金として2年間延長することになっております。その内容の変更等がありましたら、具体的にどういうふうに変更されたのかをお伺いしたいと思います。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

そのきっかけにつきましては、空き家バンク制度の運用でございます。空き家を購入し、自身でリフォームを行い、店舗兼住宅として活用したいと考える単身の若者の方からの問い合わせが複数件寄せられたところでございます。

今後、本市で生産活動や結婚、子育てを行う可能性のある若者にこそ支援が必要であると判断し、本市への誘因を図りたいと考え、55歳以下であれば単身世帯も対象とすることにいたしております。

また、市外に居住する本市出身者の実家が空き家となっている場合でも、改修してUターンしてくるケースもあわせて対象としております。

なお、限られた財政を活用する観点から、56歳以上65歳未満の方は、規定の半額の助成を行う内容となっております。

○10番（留盛浩一郎君）

少しでも若い人の移住者がふえることを望むところでございます。これは、後の総合人口比率にも関係してくるかと思しますので、ぜひぜひ進めていただきたいというふうに思うところであります。

また、補助対象者のこの項目の中に、自治会に加入するという項目がありますけれども、この自治会の加入率というのはどういうふうに把握されていらっしゃるのでしょうか。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

今月でございますけれども、各地域で開催された自治会長活動会において、研修会において、自治会長さん方に、本補助金利用者に

おける自治会加入の調査の協力を依頼を行ったところでございます。

内容につきましては、自治会長さんに当該自治会に住む補助制度利用者のリストをお渡しし、加入、未加入のチェックをお願いしていただくものとなります。

以前は、助成を受けた方々が直接自治会長さんのところに証明書をいただきに行っておりましたが、非常に煩雑であるという自治会長さんからの要望もございまして、今回は取りまとめ、自治会長さんに加入、未加入のチェックをしていただいて、地域づくり課のほうへ提出していただく方法に改めたところでございます。

○10番（留盛浩一郎君）

傍聴者の中にも自治会長さん等おられるかと思いますが、自治会長さんも今まで本当大変だったかというふうに理解するところでもあります。新しい方法になって、少しでも負担が軽減できればというふうに思うところでもあります。それに、自治会に加入されて、その自治会がまた活性化されることを望むところでございます。

3つ目の、平成28年度から空き家等改修事業を開始して、その成果を伺ったところでもあります。28年、29年度で14件の実績ということでございました。これについて、どのような理由でどのような方が改修をされて入居されているのか、把握しておられれば、お伺いをいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

空き家改修につきましては、それぞれのケースがございまして、持ち主の方が改修をされるケースもございまして、その空き家を活用してその家に住みたいという方の改修もございまして、それぞれの改修の度合いによって改修が行われる。

ただ、基本的に、賃貸の場合はやはり貸し主さんのほうが改修を行って貸すと。そして、

売却の場合には、ほとんどが、後から購入された方がリフォームを行うという実態でございます。

○10番（留盛浩一郎君）

平成30年度の施政方針及び予算説明の中で、市長は、空き家改修事業制度について、空き家を個人が購入または借りた場合の改修に加え、対象者を企業の社宅用としても拡大し、補助金を交付していくというふうに述べられております。これに至った経緯というのがどういうものだったのかをお伺いをいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

このことにつきましても、空き家バンク制度が大きくかかわっております。

昨年度、市内の企業より空き家バンクの登録物件を購入または借り受けて改修を行い社宅として活用したいという相談が複数件ございました。昨年度は、補助対象が個人と限定をされていたため利用できなかったのですが、一般住宅を社宅として改修し活用することにより、本市への転入促進につながるとして、今年度より対象に加えたところでございます。

○10番（留盛浩一郎君）

拡大されたことは大変よいことだと私も評価するところであります。

この項目の中に、借家住宅、共同住宅あるいは寮についても書かれておりますけど、これについては改修の補助金の対象にはならないのでしょうか、お伺いいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

本制度の対象としている空き家は、元来、個人の居住用の物件が大前提となっております。このようなことで、民間のビジネス、営利を目的として建築された借家住宅、賃貸用の戸建て物件、共同アパート、それから会社の寮や社宅は対象外とさせていただいております。

なお、先ほど申しました社宅を対象とする

内容といたしましては、個人の居住用物件が空き家になっており、その物件を社宅として活用するための改修については対象とするということでございますので、もともと利益を求めらるるためにつくられた共同住宅等については対象外という表現でございます。

○10番（留盛浩一郎君）

私もいろいろな企業の方から相談を受けておりまして、企業の方が社宅用として補助をもらえるということは本当によいことだというふうに理解をするところであります。ますますこの空き家を利活用されて、企業の方の雇用が生まれることを期待するものであります。

4つ目の空き家等対策計画のスケジュールについてであります。

市長の答弁の中で、この計画を今年度中に作成する予定、そういうことをお伺いをいたしました。平成30年1月現在で、鹿児島県内の19市の中で、この空き家対策計画、これを策定されている市が13市あるようであります。また、計画を策定しますと、国は財政的な支援としまして、概算要求で、空き家対策総合支援事業、これを平成28年度予算で41億円、平成29年度予算では、前年度比5割アップの60億円を計上しているようであります。

空き家対策に力を入れておりますが、自治体としてもこうした予算や国の制度も活用しながら、空き家の除去を含む対策を積極的に行っていく必要があると思っておりますけれども、なぜ今まで早急にこの空き家対策計画の策定をされなかったのか、また平成30年度の国の予算がどれぐらい計上されたのかをお伺いをいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

お答えいたします。

本来であれば、計画を策定しまして、空き家の活用策や特定空き家等に対する措置等を

計画の中に位置づけた上で取り組みを進めるべきでしたけれども、空き家の活用策だけは優先して取り組んでいったという形になりました。

今年度中に計画素案というのを取りまとめた上で、これは庁内会議で素案を取りまとめた上で、来年度、早いうちに有識者や市民で構成される協議会等を設置しまして、委員からの意見などを踏まえまして策定していく予定にしております。

計画に基づきまして実施していく空き家対策で国の補助対象となる事業については、今後検討していきたいと考えております。

空き家対策総合支援事業の国の予算についてでございますけれども、30年度は54億円と事業費ベースでなっており、前年より1.17倍ほどふえているところでございます。

○10番（留盛浩一郎君）

国の予算は概算要求でしたので、実際にはなかなか予定どおりに組まれていないようでありますけれども、年々ふえてはいるようでございます。答弁の中で予定されているということをお聞きしたので、早期に策定をされまして、国の支援も有効に活用することを願うものであります。

それでは、5つ目の空き家バンク制度の利用状況であります。

平成28年12月に日置市と鹿児島県の宅建協会とで協定を結ばれ、さらにこの制度を推進するために、市内業者や団体と空き家バンク制度推進にかかわる連携協定も同時に締結をされておられます。相続や家財道具の処分などの問題に対しまして、協力を得て解決をしていくとのことでございます。大変よい取り組みだと評価するところでございます。

この利用状況が、先ほどの答弁で67件の登録、売却が40件、賃貸が27件、そのうち成約したのが23件というふうな報告でござ

いました。これを踏まえまして、それぞれの締結、協定を結ばれたところとの情報交換あるいは状況等を市として把握されているのかをお伺いをいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

鹿児島県宅建協会は、日置市空き家バンク制度を利用した空き家等の媒介に関する協定を市と締結し、空き家バンク登録物件の媒介業務を担っていただいております。そのほかに、3団体ほど協定を結ばせていただいております。また、空き家バンク制度推進にかかわる連携協定を締結しております。

中でも、空き家の利活用方法及び相続などの相談対応については、昨年度18件の実績がございます。そして、遺品整理、家財道具処分に関する相談の対応については3件の実績がございます。また、空き家の家財道具の処分については16件の実績という結果でございます。

○10番（留盛浩一郎君）

横の連携もしっかりとれているようでございます。

ここで、これまでこの空き家バンクを利用されまして、クレームあるいはトラブル等の相談はなかったのかをお伺いをいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

空き家バンクの登録物件の賃貸利用で成約し入居された方が、自治会に入らないというトラブルはございました。しかし、入居者に本制度を利用した方については自治会加入が原則ですということの説明を再度いたしまして、自治会加入を行っていただいたという結果がございます。

○10番（留盛浩一郎君）

自治会にも入ることが原則ですので、また縦の連携、横の連携もしっかりとられて、この補助事業を使われ方はそういうふうにご自治会に入ってくださいという周知していただきたいと思っております。

この空き家財道具処分の事業費補助についてですが、市のホームページでは、補助金の額や内容等が掲載をされ、またこの市の広報パンフレットにも書かれてあります。これが、1年以上経過したところでありますけれども、現在、空き家バンクの登録者や協定を結ばれたところから、この処分に関する経費について何か問題等や話はなかったのかをお伺いをいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

当初この事業を立ち上げる際に、宅建協会それから関係事業者等とも協議を行いまして、要綱の整備を行ったところでございます。

当初の考えからしますと、やはり事業者のほうも積極的に協力をしたいというふうなことで、金額等の設定につきましては、大分安価な形でご提示をいただいたということで。

しかし、実際のところ、この事業を動かしてみたときに、利用者等との家財道具処分に関する費用が大分かさんでくるというふうな現状もございましたので、このことにつきましては、今現在、関係事業者等とも協議を重ねておりまして、しかるべきタイミングで要綱改正、金額等の見直し、それから制度のやり方についても検討していきたいというふうに考えているところです。

○10番（留盛浩一郎君）

この処分費の金額等あるいは内容等については、検討する余地が十分にあるかと思いますので、業者と十分打ち合わせをされたいというふうに申し添えておきます。

それでは、3つ目の空き家等解体補助事業についてであります。

この計画は、最初の答弁の中で、計画策定にあわせて他の自治体の事例を参考にして検討をしてみたいという答弁でございました。

鹿児島県の市町村でのこの解体補助事業でございますけれども、その前に、空き家等に

対しましてここ数年の火災発生件数を把握されていらっしゃいましたら、お伺いしたいと思います。

○消防本部消防長（川畑優次君）

ことしを含め3カ年の状況になりますけれども、平成28年中は30件の火災が発生し、空き家火災は発生をしております。29年中は33件の火災が発生し、空き家火災が1件あり、ことしになっては、本日現在24件の火災が発生しておりますけれども、空き家火災1件というふうになっております。3カ年で2件の空き家火災が発生しております。

以上です。

○10番（留盛浩一郎君）

原因等はそれぞれあるかと思っておりますけれども、やはり空き家に対してもゼロではありません。火災等発生しているようでございます。

鹿児島県の市町村でのこの解体補助事業されている市町村を把握されておられるでしょうか、お伺いをいたします。

済いません、また、本市で解体された件数を、同じく把握されていらっしゃいましたらお伺いをいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

平成30年4月1日現在で、県内の43市町村のうち26の市町村が危険家屋の除去に助成を行っているところでございます。

市内で解体された件数につきましては、固定資産税に係ります家屋解体の件数が、平成29年度中に302件ほど上がっておりますけれども、うち空き家に該当するものがどの程度あったかということはわかっていないところでございます。

○10番（留盛浩一郎君）

それと、苦情のあった空き家に対しまして、市のほうで、適正管理について、平成28年度、13件の文書通知を出されていたということでありまして、平成29年度はど

うだったのか。また、その文書の通知を出された後どういうふうになっているのか。また、これまで市民の方々からこの空き家解体補助助成についての問い合わせ等はなかったのかをお伺いをいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

適切に管理がされていない空き家等に対します市民からの苦情でございますけれども、平成29年度は11件ございました。この11件のうち、所有者等に連絡ができたのが9件でございます。うち改善されたのが3件ほどございました。

ただし、ほとんどは空き家の家屋というよりは空き家等に付随します庭木だったり垣根等が荒れていることからの相談がほとんどでございました。純粋に空き家等に係る苦情というのは、平成29年度は1件ということで把握しているところでございます。

空き家の解体助成に対します相談件数ですけれども、ここ二、三年は年間10件前後であると把握しているところでございます。

○10番（留盛浩一郎君）

多いのか少ないのか、理解を、なかなか個人があるかと思えますけれども。

市長も既に他の市町村の動向を把握をされているかとは思いますが、あえて二、三、例を挙げてみたいと思います。

私が調べた範囲ですけれども、ほとんどの市町村で、平成26年度からこの解体補助事業に取り組んでいるようでございます。薩摩川内市では、平成26年度から平成29年度まで159件、隣のいちき串木野市では、平成26年度から平成29年度まで177件、平成29年度より、この危険家屋でないものも上限20万円の補助金を出しまして成果を上げているようでございます。危険家屋と1年以上の空き家の解体数、これを平成30年5月までの件数を合わせますと、いちき串木野市では194件の実績がありまして、

5月まで既に17件の申請があるようでございます。

また、ほとんどの市町村では、解体後、3年間の解体した土地の売買の禁止あるいは新築建設の禁止をしておりますけれども、このいちき串木野市ではこれを撤廃しまして、解体後すぐに売買あるいは新築の建設ができるように要綱を改めているようであります。

解体費用につきましては、坪単価が3万円から5万円と幅がありますけれども、かなり高額な解体費用になるかと理解するところでもあります。

市からの補助があることによって、少しでも解体が進むように期待するのでありますけれども、このことについて、市長はどのように理解され、今後本市として展開されていけるのか、見解をお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれ解体に対しまして費用が要るのも十分わかっております。少しでも限度を決めながら、このことについて実施をしていきたいというふうに考えております。

○10番（留盛浩一郎君）

先ほどの説明の中で、解体費用がなくても本市では相当数の解体が進んでいるようでありますけれども、実際、立木等も敷地内であれば解体の対象、塀ブロックも、そういうふうになっておりますので、一刻も早く補助を出して、1件でも多く解体されることを望むものであります。

次に、解体後の固定資産税の減免についてであります。

これは、なかなか難しい問題だと私も理解をしているところでありますけれども、全国の自治体では、この減免をしている自治体もあるようでございます。

これも、二、三、例を挙げて見ますと、先般、文教厚生委員会が行政視察を行いました新潟県の見附市、ここでは、平成24年10月

より老朽危険空き家の除去後の土地に対する固定資産税を2年間減免をする要綱を設けております。また、福岡県豊前市でも、老朽危険家屋等の除去後の土地に対する固定資産税の減免に対する条例、これを制定しまして、平成26年6月より施行されております。こゝは、段階的に10年間減免期間を設けてあるようでございます。

さらに、鹿児島県ですと、さつま町では、解体撤去補助事業を平成24年度から実施し、毎年30件の解体を実施しまして、今まで180件の解体をされておられます。また、皆さんに特定空き家の危険家屋の自覚を持ってもらい、危険家屋の解体をより多く進めるために、除去後の2年間の固定資産税の減免をさつま町でも行っているようでございます。担当の方がおっしゃるには、解体補助事業と除去後の固定資産税の減免、この両方で市民に理解をしてもらい、なおかつ来年度には10月以降消費税を10%に上がる予定でありますので、これを踏まえますと、その前に空き家の解体を進めるということを見込んであるということのお話でございました。

こうした全国的な流れの事例から、空き家解体補助事業と解体後の固定資産税の減免について、いま一度、市長のお考えをお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの課税の問題、どこも容易に進んでいない。条例で定めておる部分があるというのは認識しておりますけど、このことは、今回、国の中におきまして、特定空き家等に対する措置法、これで私はしていただければ市としてもできることだったと思っております。ですけど、国がそのような形をとっていない以上、私ども市の中でやっていくことは、税法上、大変不平等な感じが出てきますので、このことは、大変、固定資産税におきます解体後の半減といいますか、これは居住するた

めに固定資産税の半減がありますので、このことについてはまだほかの市町村とも十分研究していかなくやならない。即座に、来年からこのことにしていくということは大変難しい状況であるというふうに認識しております。

○10番（留盛浩一郎君）

1件でも多くこの廃屋が解体されて、市民の皆さんが安全で安心な住めるまちになるように願うものでございます。

それでは、2項目めの少子化対策と日置ベビカムサポート事業についてお伺いをいたします。

出生数と合計特殊出生率の回答をいただいたところでもあります。これについて、人口減少対策について、人口目標を定めておられるのか、また出生率の目標、あるいは合計特殊出生率を定めておられるのかをお伺いをいたします。

○企画課長（内山良弘君）

お答えいたします。

平成27年10月に策定をいたしました日置市人口ビジョンにおきまして、長期的な目標ということで、45年後ということで、平成72年までの人口規模の目標として約4万人を維持することとしており、出生率の目標は定めてはおりませんが、合計特殊出生率につきましては、平成72年、同じく、人口を長期的に一定に保てる水準という2.1まで引き上げることを目標としているところでございます。

以上です。

○10番（留盛浩一郎君）

これ、言うまでもなく、少子化対策、ひいては人口減少対策は、合計特殊出生率の向上や子育て支援などの自然減対策、これと定住・移住の促進などの社会減対策を推し進めることが重要だというふうに思っております。

そこで、定住・移住促進については先ほど答弁いただきました。いろいろな政策を本市

でも講じているところがございます。

そこで、本市も若い方の意見を情報収集をされておられるかと思えますけれども、東京都豊島区では、自然減対策としまして、子育て世代の中核であります若者、若年女性層の意見をじっくり聞いて、潜在的なニーズを発掘し、政策に反映できるように、月1回のペースを会合を開催しております。子育て支援策などを盛り込んだこの報告書をまとめて、区長に提出をしまして、その内容を来年度予算案に反映する方針をとっておられるようでございます。

本市でも、少子化対策、人口減少対策としまして、このように子育て世代の若い方の意見を聞く機会を多く設けて、女性が暮らしやすいまちづくりを目指してはいかがでしょうか、市長のお考えをお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

子育て、人口減少をとめていくには、やはり基本的には子育て、出生をふやしていく、この方法しかないというふうに思っております。

そのような中、特に本年度からしております保育料の軽減また幼稚園の軽減、こういうものをしながら、子育てに優しいまちづくりという標語の中で進めていかなきゃならないというふうに思っております。

特に、日置市におきます女性センターや子育て支援センター、こういうものも活用しながら、意見交換をしながら、やはり若い方々が住みやすい環境というのをつくっていくべきだというふうに認識しております。

○10番（留盛浩一郎君）

若い方も十分施策を日置市でもやっつけたいと思っておりますけれども、なお一層、若い方にも住みやすいまちづくりに努力していただきたいというふうに思うところであります。

突然ですけれども、市長は、不妊治療についてどのように認識されておられるのかをお

伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

不妊治療につきましても、それぞれ市としても助成をやっております。この不妊治療については、大変時間もかかります、また精神的な苦痛というのも、大変ご夫婦に対してもあるのかなというふうに認識しております。

やはり、個々におきまして我慢強く、長期的なビジョンを持ちながら、この不妊治療という中におきます、私どもも助成していきまはすけど、ご夫婦によってもやはり励ましながら頑張っていたきたいというそういう気持ちを持っております。

○10番（留盛浩一郎君）

加齢に伴いまして、妊娠、出産に至る可能性が下がるとしまして、国は、平成28年度から初回の助成額を倍増すると同時に、年齢制限を設け、助成回数を最大10回から6回までに、また治療開始時に40歳から42歳までなら3回に減らしたところがございます。

日置市においては、所得制限や年齢制限がなく、また助成金を上乘せするなど手厚い不妊治療事業があるようであります。

群馬県高崎市では、体外受精などの特定不妊治療への助成回数を、これまで国の制度に合わせて6回までとしておりましたけれども、この回数の上限を撤廃することを決めたそうであります。子どもを持つことを希望し治療すれば妊娠のチャンスが生まれる人を最大限支援したいと、高崎市の富岡市長は話されておられます。

本市でも手厚い助成事業とは思いますが、不妊治療は精神的にも金銭面においても負担が大きいのではないのでしょうか。これについて、本市でも取り入れるお考えはないか、いま一度、市長のお考えをお伺いをいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

ただいまの質問は、不妊治療に鍼灸治療を

取り入れるということによろしかったでしょうか。

今のところ、ほかのほとんどの自治体で認められておりませんので、今後、産婦人科医師等の意見も聞きながら、ちょっと情報の収集に努めてまいりたいというふうに思っております。

○10番（留盛浩一郎君）

鍼灸治療はその後ですけれども、この回数について、上限は撤廃できないかということでございます。

○健康保険課長（長倉浩二君）

回数の撤廃につきましては、基本的に5回ということになっておりますが、その5回中に妊娠された場合、またその妊娠して次の妊娠も望むということであれば、さらに5回の治療を増加させるというふうになっておりますので、よろしくお願ひします。

○10番（留盛浩一郎君）

次の回数もふえたということで、手厚い日置市は助成回数を設けてあるかというふうに思います。できましたら、チャンスをふやして、上限を撤廃していただきたいというふうに思うところであります。

また、鍼灸治療についてでありますけれども、これまで市民の方から不妊治療の一環として鍼灸治療費の助成について問い合わせはなかったのか、お伺いをいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

今のところ、市民の方からの問い合わせはございません。

○10番（留盛浩一郎君）

本市では、70歳以上の方に鍼灸等の施術費の助成事業を行っております。利用者も大変喜んでおられる声を聞くところであります。私も、体調不良のときには、この鍼灸治療に行く機会があるのですが、その中で、この不妊治療の方にも鍼灸治療が有効だということで、治療に来られる方もいらっしゃるという

ことのお話を伺ったところでございます。

全国の事例を調べましたら、市長もご存じかと思ひますけれども、奇跡の村と呼ばれました長野県下伊那郡下條村、平成26年度には合計特殊出生率を2.03を達成されたところでもございます。また、同じく、長野県下伊那郡阿智村でも鍼灸治療を認めた不妊治療費の助成を行っているようでございます。

これには、主治医により不妊治療としての鍼灸治療を認める紹介状、同意書、指示書などが必要となってくるところではありますけれども、本市としても産婦人科医の協力を得まして、この不妊治療に鍼灸治療を取り入れるお考えはないのでしょうか。また、不妊治療における治療費は治療が進むにつれて高額になってまいります。鍼灸治療を補助的に取り入れることによりまして、妊娠率を上げ、早期に懐妊ができ、治療費もトータルで軽減できると思ひれます。

また、日置市人口ビジョンの中に、出産の希望をかなえる環境づくりが求められるとも書かれてあります。こういうことを勘案されまして、市長のいま一度のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○市長（宮路高光君）

まだ、この鍼灸につきまして、不妊治療についてはご意見いただいておりますけど、特に産婦人科の先生方とも、このことについては十分話をさせて、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（留盛浩一郎君）

子どもを産む方々の一助になればと思うところでもありますので、鋭意努力していただきたいというふうに思うところでもあります。

それでは、3項目めのPCBについてであります。

日置市の公共施設等総合管理計画の中に、建物系公共施設としまして379施設、1,127棟の公共施設を有しているとあります。このPCBに関して当てはまる建物はどれぐらいあるのでしょうか。また、国のほうでは、このPCBが昭和52年3月までに建築、改修された建物で、古い照明器具を使用されている場合は、この安定器にPCBが使用されていないか、速やかに調査、確認するようになっております。どこまでどのように調査されたのかをお伺いをいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

PCBに関しましては、低濃度のPCBの疑いのある変圧器でございますけれども、これは高電圧を使用する施設ということで、42カ所でございます。

また、PCBの安定器については、古い蛍光灯があると思われる昭和52年3月までに建築、改修された建物でございますけれども、43棟ございます。一般家庭にはないと言われていたところがございます。

それと、もう一点の調査につきましては、平成12年11月にPCB使用安定器の事故に対する対策が国のほうから通知をされております。その際、現地調査を実施いたしまして、安全管理は徹底されているというふうに思われるところがございます。

○10番（留盛浩一郎君）

平成29年5月に、福岡県におきまして、生徒が実習室で授業中にこの蛍光灯の安定器が破裂し、油が漏れ出した事故が発生しております。その油を検査しますと、PCBを含んでいるということが判明したところがございます。

この学校は、以前にもPCBの有無を調べまして撤去処分をしておりますけれども、なぜ存在していたのかというのが確認されていないということでございます。

こういうことを踏まえまして、この低濃度PCB廃棄物についても処分の期限が平成39年3月31日までとなっております。環境大臣が認定する施設が鹿児島県にはないようでございます。こういうことを踏まえまして、処理費用もかなり高いようでございますので、日がたてばますます処理料金も上がり、日置市の財政にも影響を与えるのではないかと危惧しているところであります。

そこで、日本PCB全量廃棄促進協会が行います全数調査を直ちに実施をされまして、安全であることの証明をいただき、安心安全な建物の中で子どもたちが安心して勉強ができ、また一般の日常業務もできるように願うものでありますけれども、これを最後に市長に見解をお伺いしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘されましたとおり、鹿児島県にはそれを処理する施設等はございません。ですので、計画的に、本市におきましても負担をしながら、スケジュールをきちっと組みながらこの処分をしていきたいというふうに考えております。

○議長（並松安文君）

次に、5番、重留健朗君の質問を許可します。

〔5番重留健朗君登壇〕

○5番（重留健朗君）

6月になりまして、梅雨の時期になりました。非常に災害の多い季節です。海外では、1日に3年分の雨が降ったところもあります。また、国内におきましても、大雨による洪水、大地震、火山の噴火等、多くの災害が発生しております。近年の熊本地震におきましては、

直接死者50人、関連死の方が212人と、たくさんの方が亡くなっております。最近では、雨が降らなくても土砂の崩落があり、災害に遭われた方もいらっしゃいます。残念ながら、大阪北部におきまして震度6弱の地震が発生し、4人が死亡、330人超の方々がけがをされております。亡くなられた方に、小学校4年生の女の子がブロック塀の下敷きになり小さな命をなくしております。私が、さきの一般質問で申し上げましたブロック塀等の建築基準等をいま一度確認していただきたい思いであります。

このような事態を踏まえまして、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

まず、最初に、消防署・消防団の現状についてでございます。

現在の消防職員並びに消防団員の人員について伺います。

消防職員OB並びに消防団OBによる第3の組織はつくれないか。

消防団員の女性の入団は許可されているか、また女性の消防士の採用はしないのか、お伺いいたします。

消防本署、南分遣所、北分遣所から一番遠いところ、時間等をお伺いいたします。

防火水槽の耐用年数、水利等の箇所を伺います。

消防団の4地域ごとの操法訓練場はどこか、伺います。

消防団員に対し、災害時の一斉連絡はできないか、伺います。

有事の際に消防団員が速やかに出動できるよう、各事業所に対し、事前に依頼文を送付できないか、伺います。

大きな2番目でございます。2項目めでございます。災害対策に係る生活物資備蓄状況についてでございます。

応急対策に係る生活物資等の備蓄状況をお伺いいたします。

生活物資等の備蓄場所は適当な場所か、お伺いいたします。

以上の質問をさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の消防署・消防団の現状についてという、その1でございます。

現在、消防職員については、条例定数81に対して80で、消防団員については、条例定数613人に対して546人でございます。

2番目でございます。

平成28年の市議会でもOB会の提案がなされ、その後、幹部会等の意見を伺ったところ、OBの職員・団員については、地域の自主防災組織の中で活動したほうがよいとの意見がありましたので、そのような方向で支援をお願いしたいと考えております。

3番目でございます。

消防団員の任命については、条例で区域内に居住し、または勤務する者で、年齢満18歳以上の者とあり、女性の入団も可能であります。女性消防士についても、現在まで採用する方針で試験を実施していますので、今後も採用に向けて取り組んでいきたいと考えております。

4番目でございます。

本署から一番遠いところは、上神殿の8.0kmで約11分、南分遣所から一番遠いところは、日添の17.4kmで約24分、北分遣所からの一番遠いところは、尾木場の14.6kmで約20分となっております。

5番目でございます。

防火水槽の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によりますと、30年となっております。現在、日置市内には1,750カ所の消防水利があり、内訳は、消火栓が1,059カ所、20t以上の防火水槽が512カ所、プール・河川等が179カ所あります。

6 番目でございます。

東市来方面団は、東市来総合運動公園、江口漁協、上市来分団車庫敷地で、伊集院方面団は、総合体育館北側駐車場、総合運動公園野球場駐車場、城山公園駐車場、文化会館駐車場、飯牟礼小学校校庭、土橋分団車庫前、小鶴ドーム駐車場、妙円寺ゴルフ場跡地で、日吉方面団は、日吉運動公園駐車場、吹上方面団は、吹上浜公園陸上競技場西側及び永吉地区公民館駐車場になります。

7 番目でございます。

現在の防災行政無線での連絡方法とあわせて、希望者を対象にメールで配信できるよう進めております。

8 番目でございます。

かねてから消防団活動に対しましてお礼と、さらなる消防団員の入団についてのご希望とあわせ、災害時の出勤についての協力依頼について発送したいというふうに考えております。

2 番目の災害対策に係る生活物資備蓄状況についてという、その1でございます。

災害発生時の応急対策等に係る生活物資について、日置市応急対策備蓄計画に基づき、飲料水、食料品、寝具、紙おむつやタオルなどの日用品、そのほかとしての給水袋、簡易トイレ、投光機、発電機など、計画的に備蓄しております。平成29年度までに食料については約36%、発電機、投光機については64%の整備を行っております。

2 番目でございます。

備蓄場所といたしまして、現在、旧老人福祉センター、本庁及び支所に備蓄しています。旧老人福祉センターについては、老朽化していること、また今後も生活物資等のさらなる充実を図る必要があることから、災害時に配布しやすい場所を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○5 番（重留健朗君）

るる答えをいただきましたが、これまでも何回となく質問があったと思いますが、順を追いまして、改めて質問をさせていただきます。

現在の消防職員の人数と消防団員数を改めてお聞き申し上げます。

○消防本部消防長（川畑優次君）

消防職員につきましては、条例定数81人に対して80名ということでございます。

そして、また、先ほど市長のほうからも回答いただいたところなんですけれども、消防団員数については613人に対して546人ということでございます。

○5 番（重留健朗君）

消防につきましては、人的機動力の育成、資器材の充実による消防力の向上及び消防団の再編、推進と団員の確保が求められるとあります。

少子高齢化の中で64名の消防団員の人員が少なくなっております。そこで、消防職員OB並びに消防団のOBによる第3の組織を結成することはできないでしょうか。また、近隣でそのような組織があれば、お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に、消防職員もさきも定数もございましたけど、各消防本部、消防組合、県下の人口1,000人当たりの人数に対しますと、そんなに少ないほうではないというふうに思っております。

特に、消防団員の中におきます定数13という14の中に446ということもございますけど、このことについて、今、それぞれの方面団におきまして、分団方式にやっております。この分団方式が終わるのがあと二、三年、車庫等を整理したら、この定数もきちっとした形に変えていこう、そのように幹部会の中でも話をしております。

先にございました、このOBの会でございますけど、やはりまた別部隊をつくるとすれば位置づけというのがどうすればいいのか、やはりそこあたりで幹部の方々とお話をしたんですけど、もう自主防災組織にして、かねてあったら協力体制していくんだと、その体制が一番いいという幹部会での話でございましたので、改めてOB会をつくるということは、今のところ考えておりません。

○5番（重留健朗君）

現在、OBによる消防サポーター的な部分が、鹿児島市とさつま町にあるということなんですが。仮称、消防サポーターとした場合に、災害時にボランティア活動の登録者は万に備えてボランティア活動保険に加入し、ボランティア活動中の事故等による障害、活動中に第三者に障害を与えてしまった場合の損害賠償だけでなく、訓練中のけがや熱中症についても補償されるとあります。団員の確保は、今後大変重要なことと考えております。

続きまして、各地域、高齢化による団員不足のため、女性の団員の入団許可されるのかという質問ですが、女性の入団は可能であるということでございます。そして、また女性消防士も採用をされていらっしゃるということですが、女性消防士の今後のさらなる活躍を期待するところでございます。

女性消防士の採用があれば、やはり女性しかできない大変細やかな対応または救助活動ができると思います。県内では17名の女性消防士が活躍していると周知しております。

そして、また日置市におきましては、現在、14名の消防団員の方がいらっしゃるわけですが、その方々は一応総務の関係と聞いておりまして、主に広報活動の仕事をされていらっしゃるかと伺っております。

広報関係の団員の14名の方ですが、主にどのような仕事をされているのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○消防本部消防長（川畑優次君）

ただいま14名というようなことでありますけれども、本日現在、定数15名に対して13名の方が活動されております。うち、その他1名につきましては分団での活動ということで、女性の団員が加入をしていらっしゃる。

総務班の活動につきましては、春と秋の火災予防運動中における一般家庭を回っての住宅火災警報器の設置、そしてまた市の防災訓練、あるいはこの前行われました操法大会、出初め式等の後方支援、そしてまた大規模災害が発生した場合については避難所における運営ということも考えているところでございます。

以上です。

○5番（重留健朗君）

女性の団員13名、そしてまた女性消防士の今後の活躍を大変期待したいと思います。

次に、本署から一番遠いところ、あわせて南分遣所、北分遣所を再度お伺いたします。

○消防本部消防長（川畑優次君）

先ほど市長のほうから回答していただいたところでありますけれども、本署から一番遠いところについては、上神殿の8kmで約11分、それと南分遣所から一番遠いところは、日添の17.4kmの24分、北分遣所から遠いところは、尾木場で14.6km、20分というふうになっております。

ちなみに、本署から一番遠い北分遣所の管轄はやはり尾木場で、16kmの22分というふうになっております。そして、また本署から南分遣所で遠いところは、日添の31.5km、44分というふうになっております。

距離については、車で走行しての実測値ということになりますけれども、時間については、各消防本部、緊急走行ができないということでありますので、1km、1.4分で換算した値ということになります。

以上です。

○5番（重留健朗君）

ただいまご回答があったとおりでございます。このように非常に時間を要しております。これに関しましては、地理上の問題、いろいろあると思いますが、そしてまたこの計算上も卓上で計算した時間だと思っておりますが、上神殿が8km、11分、吹上町日添が31.5km、44分、東市来尾木場地区が14.6km、約20分と。これ、実際にはもう少し時間がかかると思うのですが、本署としてはどのようにお考えでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

この前、本署から一番遠い上神殿で火災が3月17日に発生をしております。そのときに、本署から遠い8kmということでありました。そのときに、本署のほうから指揮車とタンク車が出動しているわけでありまして、指揮車のほうが8分、それとタンク車のほうが9分ということになります。この1分の違いというのは、無線を入れたタイミングで1分の違いということでありまして、ほぼ同時に着いているということになります。計算所で行きますと11分で着くということですので、実際はそれよりも短い時間で現場到着をしているということになります。

以上です。

○5番（重留健朗君）

とりあえずは、それにしましても、やはり火災発生してから、例えば11分、44分、20分というような時間は、非常に我々にしましては大変長く感じるところでございます。

さきに申しました第3の組織が非常に重要な役割を果たすことと考えますが、例えば消防署の10年未満、消防団の10年未満の退職をされた方々に自主防災組織とありましたが、やはりそういった組織をつくるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

この件につきましては、以前にも市議会の中でも議題として出されたところでございます。

先ほど市長のほうから答弁していただいたとおり、市の幹部会でもいろいろと意見をお伺いしたところでした。やはり、退団される理由が体力的なことあるいは年齢的なこと、そしてまた10年、20年、30年という節目を迎えてもう退団したいということ、そしてまた日置市外に転勤になったというような、さまざまな理由が団員の中にはあります。そういったことを踏まえて、幹部会の中でも、現役の団員とOBの団員といろいろとそういった関係で気まずい思いも出てくるのではないかなというような率直な意見も出されたところであります。

そういった中において、協力していただける方であれば自主防災組織、地域の中で協力をしていただきたいということで、我々も現場の活動に出向くわけでありまして、そういったOBの職員あるいは団員の方の協力をいただいているということでありまして、その方向で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（重留健朗君）

大変よくわかりました。ただ、私としましては、やはり自主防災組織が素早く機能すればそれに越したことはないわけなんですけど、やはりそういう組織体制をつくっておいたほうが火災のときとかは機能を発揮するのではないかなというふうに考えるところであります。

そういった意味合いにおいて、市長が先ほど申されました身分とかなんですが、身分というよりも、私も生命保険会社にいろいろ問い合わせをしましたところ、災害防災保険的なものがあるので、そういうのに加入していただければ、ある程度そのサポートをしてくださる方々の身分保障も補えるのかなと考え

るところでございます。

続きまして、防火水槽についてですが、耐用年数及び日置市の箇所数についてですが、消防長の再度よろしくお願いいたします。お伺いいたします。

○消防本部消防長（川畑優次君）

先ほど市長の答弁の繰り返しになるかとは思いますが、耐用年数についてはもう30年ということで、日置市内1,750カ所の消防水利があるということになります。消火栓につきましては1,059カ所、20t以上の防火水槽、512カ所、そしてまたプール・河川等179カ所というような状況であります。

以上です。

○5番（重留健朗君）

防火水槽は、常時貯水量が40t以上、または取水可能水量が毎分1t以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものでなければならないとあります。適応しているのか、お答えよろしく申し上げます。

○消防本部消防長（川畑優次君）

先ほど1,750カ所ということで報告をさせていただきました。消防水利の基準というのが総務省消防庁のほうから告示が出されておりまして、その中で、今話をされましたとおり40t以上というふうに消防水利の基準ではなされているところであります。防火水槽512カ所のうち40t以上の防火水槽が331ということでありますので、ただし国の統計基準としては20t以上の防火水槽も含めるというふうになっておりますので、20t以上の防火水槽が512の中に含まれているということで、それ以外については消防水利の基準を満たした数ということになります。

以上です。

○5番（重留健朗君）

火災時に消防車の時間が経過すれば、近く

の消防団が消火を行わなければなりません。初動活動の動きで状況が大変変化すると考えます。

防火水槽、消火栓等は、どのような頻度で点検していらっしゃるのか、お伺いします。

○消防本部消防長（川畑優次君）

1,750カ所の消防水利について、各所属1カ所につき1年に2回ずつ巡回して回っているという状況でございます。水が不足している場合については水の補充を行って、なおかつ漏れるところについては修繕費で対応しているということでございます。

以上です。

○5番（重留健朗君）

大変大切な防火水利でございます。これにつきましては、今後も水道課等さんと連携し、維持管理の徹底を図っていただきたいと思っております。

次に、消防団の操法訓練場についてお伺いします。

4町の訓練場所についてですが、また改めて、消防長、よろしくようお願い申し上げます。

○消防本部消防長（川畑優次君）

各分団の訓練場につきましては、東市来町が3カ所、総合運動公園と江口漁港、それと農業構造改善センターということになります。それと、伊集院町については8カ所ということで、野球場、城山公園、それと文化会館、それと土橋の車庫前、飯牟礼小学校の校庭、それと妙円寺の小鶴ドーム、それと北分団につきましては妙円寺のゴルフ場跡ということになります。日吉方面団については3分団ありますけれども、総合体育館の駐車場、それと吹上につきましては吹上運動公園と永吉地区の駐車場ということになります。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。

午前11時39分休憩

午前11時40分開議

○5番（重留健朗君）

今の練習場、再度お聞きしたのは、大変申しわけありません。私が把握している訓練場ですが、消防団の方が操法練習場がなく、また多くの消防分団が非常に困っているということです。再度お聞きしたのは、小鶴ドームに行けば、ほかのお客様の車があり、練習ができない。個人の施設を借りるために頭を下げていく、これはゴルフ場の妙円寺の跡地でございます。そして、また総合体育館に行けば、施設利用の方々の早く移動してくださいと苦情が多い。市民を守るための訓練が市民の方々に苦情を受ける、これは非常に理不尽だと感じますが、このことは把握しておられましたでしょうか。

○消防本部消防長（川畑優次君）

各町におきまして水出しのできる会場を今回4会場、借用願を出しております。東市来につきましては総合運動公園、それと伊集院については、平成26年、28年ということで、小鶴ドーム南側につきましては駐車場が使えないというようなご意見等も寄せられて、そこについては借用願は今回は出していないところであります。伊集院会場で水が出せるところと言いますと、体育館の北側駐車場ということでお願いをしております。そこにつきましては、今年度、操法指導で当務に行った職員から確認をとったところなんですけれども、職員が行ったときについてはそういった苦情は聞いておりませんということでありました。それと、日吉については、先ほど説明しましたとおり体育館の横、それと吹上については、先般大会を行ったところを水出し会場としておりますけれども、ほかの3カ所についても、指導中において意見等は伺っていない状況でございます。

以上です。

○5番（重留健朗君）

消防長のほうが申し上げられましたほかの地域ははっきりと把握はしておりませんが、伊集院地域におきましては、総合運動公園、文化会館そして総合体育館、これいずれ申しましても非常に市民の方々からの苦情が多い、練習ができない。ましてや、イベント等が重なったときには、とてもではないが練習ができない状況である。

このような状況を踏まえまして、私は質問しているわけですが、これは実際に場所があるというだけで、現実的には消防分団の方は練習ができていない。総合体育館の横で早朝からしても、イベントの前にするために早朝からしても、周りが住宅地であり大きな呼称等、声は出せない、そういう状況であります。非常に消防分団の方々には困っている状況でございます。

私が再度申し上げましたのは、どうしても同じ場所と申しますか、消防分団がいつも苦情をいただいているところの施設でございます。これについては非常に問題があると、私は考えているんですが。随分前々からのことだと聞いておりますが、延長100m、75mの消火栓が設置された操法訓練場を早急に設置していただきたいと私は切に思うところであります。これにつきましては、今後の計画とかないでしょうか、お伺いします。

○消防本部消防長（川畑優次君）

操法大会の会場につきましては、今話がありましたとおり、長さが100m、そしてまた大会そのものは2会場行いますので、少なくとも幅が40mから50m以上の会場の広さが必要になってくるということになります。そして、また1コースの練習会場につきましても、長さは100mの幅については20m以上ということが必要になってくるかと思えます。そして、またそこが駐車場としてのラ

インが引いてあれば、市民からしてみれば、なぜ駐車場なのに使えないかというようなご意見等も確かにあるのも事実であります。そういったことを踏まえまして、小鶴ドームの南側につきましては、なかなか水出しはできないというようなことで、2つの会場の中でより練習ができる会場ということで、伊集院会場についてはそういった会場をことしも借用願を出して大会に備えたところでございます。

いずれにしましても、大会会場を整備するとなりますと、これだけのスペースにプラス大会に参加される方の駐車場、そしてまた車両待機のスペースということも必要になってきますので、新たにつくるということとはなかなか財政的にも厳しいのではないかとというふうに考えているところです。公共的な広い施設があって、そこに付随する施設ができればよろしいんですけども、今のところは、なかなか、あるところで対応をとっていただいているというようなのが実情でございます。

以上です。

○5番（重留健朗君）

消防長のほうがもろもろ申されましたけれども、私の把握している範囲では、練習ができないというのは事実でございます。消防団の分団から何回となくお電話もいただいております。練習場の確保をしてくれないか、あそこを確保したんだがどうかと、いや使えない、お客様の苦情が多い。

操法訓練場に関しましては、もちろん予算が伴いますが、合併して13年になります。操法訓練場は非常に大切なところだと考えます。操法大会がある、しかしながら練習はできない。これは、非常に矛盾していると思います。操法大会がある以上は、やはり操法訓練場もなければ、十分に整備された訓練場がなければよろしくないのではないかと考えるところで。

先般、私も金峰町の高橋グラウンドというところにあるということで見学に行ってみました。テニスドームと上のほうにサッカー場がありまして、その下が金峰町の操法の訓練場になっております。幸いに、消防署に確認しましたところ、イベント等重ならないのでスムーズに練習ができている、そしてまた操法大会もできているという回答でございました。

やはり、総合運動公園の一角に、自由に訓練ができると申しますか、やはりそういう確固たる場所をどうしてもこれはつくっていただきたい、これはもう私の切なる思いでございます。これは、また消防団員の方々の思いでもあると同時に解釈していただいて結構かと思えます。

続きまして、前にも質問がありましたが、消防団員に対する携帯等への一斉連絡はできないかということについて再度お伺いいたします。

○消防本部消防長（川畑優次君）

現在、6月補正におきまして、この安心メールの導入業務委託料ということで、本庁総務課のほうでお願いして予算計上していただいているところであります。可決されましたら、そういった方向で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（重留健朗君）

防災に関しましては、正確で迅速な情報伝達体制の整備促進とともに、自主防災組織などの育成により、自助、共助による市民の防災意識向上、地域防災力強化を推進するとあります。

いずれにしましても、さまざまな危機事象から市民の生命と財産を守るため、市民や事業者との協働による防災ともあります。

各事業所につきましては、団員が所属する事業所においては、勤務中であっても早く出

動させてほしいと思うところであります。もちろん、仕事の内容にもよりますが、消防団員の3分の1は市外の勤務者が多いと聞いております。市と市長、消防署長名で各事業所にお願いの文書等は発送できないのか、検討していただくことはできないのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

このことは、さっき答弁したとおり、できると言いましたので、そのとおりでご理解してほしいと思います。

○5番（重留健朗君）

了解いたしました。

今後も、消防団員の方々が勤務中にどうしても出動があっても出れないというような状況にならないように、やっぱり勤務中であっても早く出動できるような状況を市のほうとしてもつくっていただきたいと思います。そういう環境が、ものすごく消防団の方々にとられましても、やはり気分的にも、心にもゆとりができるのではないかと思うところであります。

大きな2番目であります。

災害対策にかかわる生活物資備蓄状況についてでございます。

先般、旧福祉センターの災害発生時の応急対策等に係る生活物資等備蓄状況を見学いたしました。計画では3,400人の3日分とありますが、現状では4,000人分の1日分しかありません。もちろん、食料に関しては賞味期限の問題もありますが、5年計画でとしが2年目ということですが、このことに対しましても、支所にも備蓄はしてあるということでお伺いしましたけれども、このことに対しまして、再度お答えをお願い申し上げます。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今、備蓄につきましては、電源立地地域対策交付金等を活用しまして年次的に購入して

いるところでございます。

支所のほうでは、東市来支所のほうに飲料水を一部保管しているところでございますけれども、1カ所では物資を運び出せない場合も想定されますので、支所を含めまして地域ごとの備蓄を計画的に進めていけるように、今検討しているところでございます。

○5番（重留健朗君）

先般、日置市手をつなぐ育成会の座談会に参加しましたところ、「あした災害が起きたらどうする」がテーマでした。熊本地震で、行き場がなく車中泊を余儀なくされた障がいのある方々に物資が届かなかった例も挙げられました。要支援者がいる世帯は、行政に事前に伝えておく必要があるということでした。

こういうことを加味しまして、災害の状況においては、旧福祉センターまでとりに行くのも大変かと思えます。このセンターが備蓄の拠点になった理由をお伺いしてよろしいでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

備蓄倉庫には、十分な収容能力と、あと物資をスムーズに搬入、搬出できるかというのが一番大切なことになってきますけれども、こういった施設は新たな施設を整備しないと、なかなかそういった建物があるわけではございません。利用可能な空きスペースのある建物として、既存の旧老人福祉センターを備蓄倉庫に代用しているというのが今の現状でございます。

○5番（重留健朗君）

5年計画で現在2年目ということで、旧センターのほうはこれ以上備蓄ができる状況ではありません。あとの3年間でいろいろな物資等を購入した場合、備蓄できる状況ではないと思うのですが、先ほどお伺いしましたところ、今後対策について考えるということでした。

この備蓄に関しましては、各支所及び、や

っぱり各支所等の空き地等、そういうところがあれば、そういうところに分散した物資の配置が望まれるところだと思ふところであります。

最後の質問でございます。

防災に関しましてはもろもろ申しましたが、今後の計画を踏まえまして、市長の防災に関しての展望性、そして、また、特に操法訓練場なのですが、そのことについての計画のお考えをお聞きしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○市長（宮路高光君）

備蓄につきましては、今ご指摘ございましたとおり、今の現状では足りないというのは十分認識しております。そういう中におきまして、いろんなところと協定もやっております。また、各市町村ごとにもやはり協定をしながら、また足りない分については、自分とこにないものについてはほかのところから補給もしていただける。まず、相互でございますので、自治体との協定をしたり、またそれぞれの事業者等の協定もやっておりますので、備蓄についてはそういう方向でやっていきたいというふうに思っております。

もう一点、先ほど出ております操法大会の場所、いろいろと課題もあるのは事実でございます。特に、それぞれ団員の方々から言われているのも事実でございます。2年に1回という部分でございます、消防団員にとっては、この操法大会が一番大きなイベントと申しますか、なっておるようでございますので、また十分担当の者と、また団員の皆様方と今後十分話をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時55分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔3番是枝みゆきさん登壇〕

○3番（是枝みゆきさん）

皆さん、こんにちは。6月日置市議会一般質問、ここから後半の部に入らせていただきます。昨日3人の女性議員が登壇し、私だけがきょうだったんだな、でも13中4人が女性議員の登壇というのも、県内にあってはすごいことではないのかななどと考えておりましたところ、けさ、ニュージーランドのアーダーン首相が女の子を出産し、6週間の産休をとる予定とのニュースが飛び込んできました。女性国会議員の比率も40%に近いこと、さらに議場での授乳風景を見たときは、日本の歴史・文化の違いを痛烈に感じました。このようなことができる時代が日本はいつ来るのだろうか考える朝となりました。きょうは、男女共同参画の質問は予定しておりませんので、この話は前置きとしまして、通告内容に移らせていただきます。

さて、梅雨に入り、県内でも大雨の影響で国道や高速道路の通行どめも出ています。自然災害に対する危機意識の高まる季節となりました。さまざまな資料の雨量データによると、1日の降水量100mm以上の大雨が増加傾向にあることが明らかにされています。また、1時間降水量の観測結果からは、50mm以上の短期豪雨が増加傾向にあることも示されています。日置市も5月に入り何度か強い雨に見舞われ、地域によっては冠水、浸水被害が出ました。最近の傾向から、梅雨に入っても降水量をほとんど観測しない日が続く半面、突然の大雨に見舞われることもあり、より一層の不安をかき立てられます。

そこで、住んでよしのまちを目指し、大雨

時の団地への浸水被害を防ぐための排水対策について質問をいたします。

(1) 日置市の中でも宅地造成が進み、環境変化の大きい伊集院地域では、大雨による冠水、浸水被害が多発しています。市として実情をどう把握していますか。

(2) このようにふえ続ける造成団地における都市型水害に対して、どのような対策をとっていますか。

続きまして、訪ねてよしのまちづくりのために、美しい景観を保つための観光の道、流通の道としての歩道や植栽の管理の持続的な維持管理について伺います。

住宅街を抜ける道、商店街を歩く道、学校へ続く道、田んぼの脇を歩く道、私たちの歩く道の景観について質問をいたします。

(1) 訪ねてよしのまちづくりのためには、美しい景観を保つことが必要です。妙円寺街道は毎年多くの観光客が訪ねますが、現在、草の伸びている歩道の状況や植栽が伸びている状況をどう認識していますか。

(2) 歩道の除草や植樹帯の管理は現在どう取り組み、課題は何だとお考えですか。

(3) 4月に開校された日吉小学校の現状を伺います。

小中学校のあり方に関する基本方針により、学校再編計画の第1次再編が、本年度、計画最終年となりました。また、第2次再編計画が始動する年にもなりました。

そこで、質問いたします。第1次再編計画により、先に統合された日吉小学校の現状を伺います。

(1) 統合から3カ月を迎えた日吉小学校は、再編成によりどのような成果があり、また課題が見えてきたのでしょうか。

(2) 統合の理由の一つに、集団的な教育効果を高めるためとありましたが、その成果はどうか。

(3) スクールバスの運行状況と利用の児

童の状況や乗車の問題は課題はないでしょうか。

続きまして、4月から小学校で正式教科となった道徳について伺います。

学習指導要領の一部改正に伴い、小学校では本年度から、中学校では平成31年度から、特別の教科、道徳が全面実施となります。それに伴い、道徳の評価が始まります。

(1) 日置市が選定した道徳の教科書について伺います。

鹿児島県では、10採択地区のうち6地区が日本文教出版社を採択しております。日置市は、教科書採択協議会においてどの出版社をどのような理由で採択したのか、ご回答ください。

(2) 道徳の授業と評価について伺います。

5月1日、南日本新聞に同新聞社の鹿児島県43市町村教育委員会、道徳の教科化についての調査結果が掲載されておりました。道徳の評価についての日置市の回答とそのお考えをお示しください。

ア、評価の課題についてお尋ねします。

約6割が課題があると回答していましたが、日置市教育委員会はどのようにご回答されたのか、またそのお考えをお示しください。

イ、本市は、アンケート中、評価方法についてマニュアルは作成していないと回答しており、その理由に、各学校の主体性を尊重とありました。各学校の主体性とは具体的にどういふことでしょうか。そのことに対して、教育委員会ではどのような指導をされていらっしゃるでしょうか。評価がある場合の授業と評価をしなくてもよい授業では、おのずと授業の内容も異なり、評価の導入に伴い指導の充実が求められてくると思われまます。道徳化の大きな変革を迎えたと思っております。教師の指導力も問われるところです。授業のサポートも必要だと感じますが、教育委員会はどのようなサポートをされているのでしょうか。

か。

最後に、ICT、情報通信技術を使った授業の実態と効果についてお尋ねします。

日置市基本計画によると、ICT機器を活用した授業、思考力、判断力、表現力などを育てる授業づくりにさらに取り組む必要があると記載されています。現在、ICT機器を使った授業はどのように行われ、どのような効果を上げているのか、お尋ねいたします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の大雨時の団地の浸水被害を防ぐための排水対策について、その1でございます。

近年、急速に宅地化が進んだ地域で、道路の冠水や排水路があふれるなどの状況が発生したことは把握しております。これは、近年、頻発する豪雨に加え、急激な土地利用の変化で、水路の排水能力が不足したことが原因と推測されております。

2番目でございます。

宅地造成の開発を伴う場合は、土地利用対策要綱に基づき、開発面積が都市計画区域内で1,000m²以上、都市計画区域外で3,000m²以上の開発行為を対象として、排水路計画の技術基準により、指導及び協議を行っているところでございます。

2番目の観光の道、流通の道としての歩道や植栽の持続的な維持管理のあり方について、その1でございます。

妙円寺街道の管理状況につきましては、県に確認しましたところ、例年、梅雨明け後と妙円寺詣り前の年2回伐採を実施しているとのことでございます。

県も厳しい予算状況で、思うような管理ができない状況であると聞いておりますが、鹿児島市内から日置市への玄関口でもありますので、伐採回数をふやしていただくなど、県

へ要望してまいりたいと思っております。

2番目でございます。

道路の除草や植樹帯の管理については、道路維持作業班や業者委託、道路愛護作業など、地域の方々にも協力をいただきながら伐採等を行い、通行に支障がないよう維持管理に努めておりますが、春先から秋口まで除草が追いつかない状況があります。今後、伐採等による管理も行いながら、張りコンクリートや防草シート張りなどによる防草対策も検討していきたいと考えております。

3、4、5については、教育長のほうに答弁させます。

〔教育長奥善一君登壇〕

○教育長（奥善一君）

それでは、3番目の4月に開校された日吉小学校の現状についてお答えをいたします。

まず、1番目でございます。

再編に当たりまして、年次的・計画的に準備を重ねてきたことで、順調に教育活動を始めることができました。4校から集まった子どもたちも、次第に学校になれ、日吉小学校の子どもとしての自覚が少しずつ芽生えてきている感じがいたします。

今後、教育活動を展開をしてく中で見えてきた課題に対しては、その都度、対応していけるように支援をしてまいりたいと考えます。

それから、集団的な教育効果ということでございますけれども、各学級では、21人から38人の学級と、これまで経験のない多くの児童で学習が行われていることから、多様な考えに触れたり、集団での生活を体験できたりと、教育効果が出てきているように感じております。

3番目のスクールバスについてでございます。

スクールバスは、当初の計画どおり扇尾住吉経由線、1便、日新線1便、吉利線が2便というルートで、バス2台を運行させていま

す。

スクールバスの運行が始まって3カ月目ということもありまして、運転手、児童ともにふなれな状況でもあり、課題も出てきております。

4月以降、不定期ではございますけれども、教育振興課の職員や学校長がバスに同乗し、乗車マナーの指導や欠席時の連絡調整など、安心安全に通学できるよう課題の解消に努めているところです。

次に、道徳についてでございます。4番目です。

平成30年度から始まりました特別の教科、道徳の時間において、日置市内小学校では、日本文教出版が発行している教科書を使用しています。選定に当たりましては、学習指導要領の趣旨を踏まえた目標の設定や学び方、考え方を習得するための工夫などの観点をもとに、総合的に判断をいたしました。

それから、道徳の授業と評価についてでございます。

先ほどお尋ねのアンケートについては、日置市は、これから評価を行うという段階でございますので、どちらともいえないという回答をしております。評価をするに当たっては、学習を通して子どもが自己の生き方についてはどう考え、どう成長したかを把握し、それを子どもにどのように伝えるかが課題となります。評価のあり方や授業の流し方など、各学校では研修を重ねておりますが、要請に応じて指導主事を派遣するなどサポートをしているところでございます。

大きな5番目、ICTを活用した授業についてでございます。

例えば、植物の成長を動画で視聴させるなど、教師がICT機器を授業に活用することで、子どもたちが学習内容を理解しやすくなるとともに、学習の成果を発表する活動で、子どもみずからICT機器を使用させること

で、より深く考え、相手にわかりやすく表現する力を身につけるなどの効果があると考えております。

以上でございます。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、1番から再質問に移らせていただきます。

基準に従って工事が行われたにもかかわらず、道路の冠水などの実態があると認識をされているという回答がございました。しかし、今の規制では排水路から水があふれているという実態はあります。

昨日、同僚議員からの質問に対し、開発基準により開発したと何度もご回答をいただきましたが、今後、業者との協議の時点で日置市の実態に即した基準の見直しは考えられませんか。排水路等があふれないかチェックはされていると思いますが、今後、審査対象の面積を縮小されるなどの対応は必要ないでしょうか、お伺いいたします。

○建設課長（宮下章一君）

基準の見直しでございますが、現行の基準につきましては、他の開発基準と大きな差異は見受けられないところでございます。現在のところ、基準の見直しは考えておりません。

それから、協議が都市計画区域内1,000m²以上を縮小できないかということでございますが、現在、都市計画区域が1,000m²以上が協議対象となっているわけでございますが、対象面積を縮小した場合、個人の住宅建設まで協議対象になることが考えられます。そうしますと、個人の負担がふえることとなりますので、現在のところ審査対象面積の縮小は考えておりません。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

そういったところが問題だとは思いますが、ただいまばっさり回答をいただきましたので、次の質問に入らせていただきます。

市役所近くの猪鹿倉の団地の冠水は、昨日の同僚議員の質問でも指摘されたわけですが、この一帯は田園地帯から平成24年に開店した大型スーパーを初め宅地造成が進み、急激な変化を見せております。先ほど当局からお答えいただきました急激な土地利用の変化で水路の排水能力が不足した、まさにその場所になります。たび重なる冠水に不安を感じて、住民が実情を訴えてもなかなか現状を是正できない状態が続いておりましたが、先月、5月21日に排水路の増設工事を終えました。

おととい、5月20日の大雨ですが、朝7時から8時、本庁の雨量計によると1時間において40.5mmの雨が降っております。高台から流れる雨水は滝のように流れ、排水溝からは噴水のように水が噴き出し、排水溝のふたは外れ、道半分は車が通行できない状況となりました。ちょうど登校時間に重なったわけですが、もちろん子どもが歩ける状態ではありません。

そんな中、いつも必ず冠水していました団地の入り口は、増設工事のおかげで何とか被害を免れた状態でありましたことは、非常に感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、これはとりあえずの対策だと考えております。今後の雨量次第では安心できない状況だと思います。そして、長松川に雨水が流れ続けることにより、川の流下能力も限界に来ているのではと考えます。

これは、昨日議論されたことと重なってくるところではございますが、実際に川の現状としては、寄り洲などが川の流れを阻んでいる状態です。流下能力を下げることにもなります。このあたりの整備は県にも要望すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

河川の流下能力の確保のためには、昨日も質問がございましたとおり、神之川の河川改修それから長松川の今言われるような寄り洲

除去の対策が必要であると考えております。

河川改修の促進とあわせまして、寄り洲除去につきましても県へ要望してまいりたいというふうに考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

そのようにしていただきたいと思います。

長松川には、昨日もありましたが、築52年、幅3.6mで、車が離合できない猪鹿倉橋がかかっています。現在は、子どもたちの登下校に使われる橋でもありますし、車が頻繁に走行する生活に密着した橋へと激変しました。この先、改修が予定されております。ここ数年で環境が急激に変化した実態を踏まえ、急激な対策が必要だと感じます。

先ほど申し上げました道路も含めて、どのような計画を立てていらっしゃるのでしょうか、答弁お願いいたします。

○建設課長（宮下章一君）

猪鹿倉橋と排水路を含みます前後の市道につきましても、本年度、詳細設計を実施いたしまして、着工は平成31年以降であります。できるだけ早く着工ができますように、31年以降ではあるんですけど、予算確保に向けまして努力してまいりたいと思います。

それから、橋の計画でございますが、橋も同じように市道の詳細設計と一緒に橋の詳細設計を行うわけでございますが、現在の猪鹿倉橋の幅員が3.6mでございます。計画では、それを7mに拡幅する予定でございます。

以上でございます。

○3番（是枝みゆきさん）

7mに拡幅されるということで、大変うれしい気持ちでございます。地域の先輩方が長年言い続けていらした懸案の橋であります。排水溝、道路とともに早期の完成が住民の願いでございます。

また、この地域では、ほかにもまだ山林の開発が予定されていくようですが、高台の開発が進むことに伴い、下流地域の冠水被害の

拡大が予想されます。多くの住宅が密集した地域です。排水対策には、先ほどの事例が繰り返されないように、事前の開発業者との協議や工事を進めていく必要があります。そこは、どのようにお考えでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

開発の協議につきましては、土地利用対策要綱に基づき協議をしてまいります。また、規模によりますが、3,000m²を超えますと県の開発許可というふうになりますが。

特に、排水対策につきましては重要な協議案件でございますので、市民の皆さんが安全で安心して生活できるように環境を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

日置市は、今後ますます高齢化が進み、労働人口の減少が想定され、移住・定住のためにさまざま施策で努力をされているところがあります。せっかく、一生の住みかとしてこの日置市を選んで住もうとされる方々に、災害の心配をさせずに、この場所を選んでよかった、日置市でよかったと思ってもらえるようなまちづくりを進めてもらいたいと思います。

最後に、市長の見解を求めます。

○市長（宮路高光君）

課長のほうから話ございましたとおり、土地利用要綱に基づきまして、それぞれ、この土地利用要綱、大変、ちょっと私も規制の強いものだと思っております。通常、この要綱でいきますと、面積の7割が宅地化しなければ市道も引き取らない、今現在、それぞれの開発をしている市町村の要綱は、もうつくった時点で引き取っておる。そういういろんな問題もございまして、この要綱は、ある程度厳しい中においても、つくっていかなきゃならない。

ですけど、やはり余り厳しかれば、私ども

日置市に定住しようとする人がいなくなってしまいます。開発する業者がいません。そこあたりのバランスというのが大変難しい部分がございます。ある程度開発していただき、人が住んでいただく、安い土地で、そういうことを望むようなこともありますけど、厳しい要綱だけだったら恐らくほかの市町村にみんな逃げていきます。大変、今、そこあたりの加減が難しい時期でございますので、十分、私どもも検討しながら、来ていただけるような、またそういう開発要綱というのも十分今後とも検討していきたいというふうに思っております。

○3番（是枝みゆきさん）

続きまして、2番目の再質問をさせていただきます。

日置市の玄関口とも言うべき、チェスト館から続く妙円寺詣りの道8.3kmは、観光とともに、人々の行き来する大切な道でもあります。最近、健康志向の高まりで、妙円寺詣りの時期でなくても、ウォーキングされる中高年の方々を見かけます。

いつでも歩きたくなる道づくりを目指す日置市ですが、歩道の状態には残念な思いがしております。桜の時期を過ぎた今は、植栽されたアジサイが草に覆われています。夏休み前にもなると、背丈ほど伸びたカヤが景観を損ねるばかりか、子どもが犯罪に巻き込まれる可能性もあり、危機感さえ覚えます。

また、歴史的文化を誇る徳重神社や城山公園に続く街道のイヌマキの木が並びますが、そのもとにあるツツジの木からは草が飛び出しております。県道は県の管理下にあります。住んでいるのは私たち日置市民です。市民の中には、植栽はもうないほうがよいとの意見や、せっかくの景観だからもう少し自分たちの手で何とかならないかなど、さまざまな声が聞こえてまいります。それほど、皆さん気にかけて、心傷む状況にあることがうか

がい知れます。

住宅街を抜ける道、商店街を歩く道、こういった道について質問いたします。

では、県道の伐採回数をふやしていただくなどの要望をしてまいりますのご回答をいただいたわけですが、市としてはあと何度伐採や除草等をすると美しい景観を維持できるとお考えでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

伐採回数につきましては、できるだけ多くしていただいたほうがよろしいんですが、県も厳しい予算状況とのことでございますので、少しでもふやしいただきまして、景観の維持ができればというふうには考えております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

少しでもふやしていってもらえるという大変苦しいご回答をいただきました。ぜひ、ここは希望の回数といいますか、きれいな状態に保たれるような働きかけを続けてください。

それから、県から補助をもらいながら皆さんのご協力をいただく県ふるさとの道サポート事業がありますが、どのような団体が、どのくらいの団体が参加されていらっしゃるんですか。

○建設課長（宮下章一君）

県のふるさとの道サポート推進事業でございますが、現在、市内28の団体が活動しておられます。うち17団体が自治会や地区で構成された組織でございます。それから、建設業者などの事業所が7団体、その他の任意団体が4団体でございます。計28団体となっております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

28団体ということで、たくさんの団体が参加していただいているということに大変感謝を申し上げたいと思います。

また、本年度、県道、市道含めまして、例

年と変わらない道路維持作業班や行政委託の予算を講じてありますが、このような実態にあるわけですから、もっと予算をふやしていくことはできないでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

市道の管理につきましては、現在、道路作業班それから業者への伐採委託、剪定委託などをやっております。

道路愛護作業につきましても自治会、それから河川愛護作業につきましても自治会等の協力をいただいて作業をいただいているわけでございますが、予算につきましては現行の予算で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（是枝みゆきさん）

本年度の予算につきましては、例年の予算に比べていかがでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

本年度の予算も前年度予算並みでございます。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

また、県道、市道も含めて、地域の愛護作業181自治会と聞いておりますが、中心に年1回行われ、私も自治会員として参加しております。市民の皆さんの手で我がまちを美しくするすばらしい活動だと思います。

しかし、愛護作業での皆様のご協力、それから道路作業班や業者委託では追いつかない状況にあるわけです。除草は、回数を重ねるごとに草の力も弱くなると聞いております。植栽されている場所や山道であっても、学生がバイクや自転車で通行する場所など、安全上常に除草してもらいたい道もあります。県道はもとより、市道だけで760kmを管理する本市の除草対策は大変なことだとは思いますが。

そんな中、さきにご回答いただきました

28団体、道サポート事業で貢献されている団体や事業所、個人のグループの皆様、ここには非常に感謝を申し上げたいと思います。せっかくですので、長く貢献されている団体や事業所、個人に表彰を行ったり、活動の紹介などの広報を行い、市民の皆さんに活動を知っていただき、機運を高めることも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

議員が言われるとおりに、ボランティア作業で道路の作業等をしていただいている団体を表彰、広報誌などで紹介することは非常に大きなことじゃないかというふうに思います。

今後、広報誌などでの紹介も検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

では、その上で、市民の方々への活動への理解や協力を求めて、その団体等をサポートしていくような日置市の事業や制度をつくっていくことはできないでしょうか。

例えば、自治会を中心に行われる愛護作業のさらなる拡充や、事業所や団体等の協力を求め、参加ごとにポイントを差し上げて、日置市特産品と引きかえられるとか、早朝ウォーキングのイベントなどの開催をして歩道を実際に歩いてもらい、緑と健康を考えるなどして機運を高めるとか、これはあくまで私のつたない発想の一例ですが、緑化に対する啓発や推進は行政だからこそできることだと思います。自治体によっては、市民と協力したさまざまな事業を行っているところもあります。

いわゆる県のふるさとの道サポート推進事業の日置市版を立ち上げるのはいかがでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

現在、市では河川愛護作業や道路愛護作業など地域の協力をいただき管理を行っている

ところございまして、サポート事業を立ち上げ、これ以上地域へ負担をかけることは難しいというふうに考えております。このようなことから、制度の立ち上げは考えておりません。

ただ、県道管理に協力いただける自治会等がございましたら、県のサポート事業を紹介していってお手伝いをいただけたらというふうには考えております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

私たちが住んでいる日置市でございます。ぜひ、積極的な活動、積極的な推進をやっていただきたいと思っているわけですが、現在、愛護作業それから作業維持班それから業者委託、こういうことをされているわけですが、それでもなおかつこういう状況にあることに対して、何かもっと具体的な施策はお持ちでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

今後の検討といたしまして、植樹帯のある自治会長さんたちのご意見をお聞きしまして、植樹帯が実際にも必要であるのかとか、そこ辺から話をさせていただきたいというふうに考えております。

先ほど市長のほうからもありましたとおりに、抜根してコンクリートで張るとか、除草をしながら、そういう対策も必要であるというふうに考えております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

そういう対策もあろうかと思いますが、これは少々消極的な対策かなと考えております。ぜひ、積極的な部分ということも生かしてやっていただきたいと思っております。

昨日の質問の中でも、多くの市民が歩きたくなる道づくりとか、健幸づくり、「健幸」の「こう」は「幸せ」でございました。というキーワードがたくさん出てまいりました。

歩きたくなる道を行政と市民が協働でつくり上げていくために、来年度の当初予算に作業費や活動費をもっと盛り込んでいただけないものでしょうか。このままでは、歩きたくない道づくりになっていくようにしか見えない状況でございます。

市長、いかがでしょうか。市長の見解を求めます。

○市長（宮路高光君）

一番、言い難いはずでございますが、やはり予算というのが伴います。どれだけの予算をどこにどう投資していくのか。やはり、その維持管理も大事だし、またそれぞれ道路の新設も来ます。今後にしましては、やはり、私、いつもこういうつくるときは、維持管理を含めた中でどうつくっていくべきなのか。植栽も、最初は本当によろしゅうございます。これが、1年、2年、10年たてば、大変お荷物になります。そういう中で、いろいろとこの道づくりというのは大変難しいというふうには思っておりますけど、やはりそういう配分というのをいかにしていくのか、十分検討していかなきゃならんというふうに認識しております。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、3番に移ります。日吉小学校の件でございます。

ただいまご回答いただきました日吉小学校の様子が、今後、再編成計画が進んでいる学校へのまた参考になるのではないかと考えております。

先ほどのご回答の中で、今後、教育活動を展開していく中で見えてきた課題に対してはその都度対応していけるように支援してまいりたいと思いますという答弁がございました。見えてきた課題とはどのようなことでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

一例でございますが、集団によって多様な

人間関係が育まれている半面、例えば大人数の中に急に飛び込んできた子どもたちがどのようにして友達をつくったらよいのだろうか、やっぱりそういったところで悩んでいる子どもがいるというのも一つの課題でございます。

○3番（是枝みゆきさん）

もう一件、集団の中での活動を体験できたということで教育効果が出てきているというふうに感じておりますという回答をいただきました。これまでできなかった活動、でも今回できるようになった活動、具体的にはどのようなものがあるのでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

例えば、これまで複式学級で学んでいた子どもたちは特にそうなんですが、単式学級になることで、例えば体育のドッジボールとかのボール運動、それから理科などのグループ活動、そういったものができるようになったとして、大変喜んでいるところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

今後、再編計画が進んでいくわけですが、対象の地域の皆様にはこういったお話を積極的に語っていただきたいと思っております。

続いて、スクールバスについて再度質問いたします。

まずは、毎日、事故なく、児童74人の送迎をされている運転手さんに心より感謝と敬意を表したいと思います。入学式、始業式以来、こうして安全に走行できるのは、間違いなくドライバーさんのおかげでございます。

先日、帰りの子どもたちが車に乗り込む様子を見てまいりました。下校の4時の出発のバスが校庭にとまっておりましたので、しばらく様子を見ておりましたが、バスが出発できたのは予定時間を20分過ぎた4時20分でした。なかなか時間厳守とはいかない子どもたちの様子を見ながらの出発のようでした。授業も終わり、開放的な気持ちになり乗り込む帰りのバスは、元気な声が響いており、き

よう1日の学校生活が楽しかったことが伝わってまいりました。

それでは、家庭への安全指導、また学校での安全指導対策はどのように行われていますか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

スクールバスの利用に当たっては、まず、バスの出発時刻におくれない、それから車内では静かに過ごす、シートベルトは着用する、そして何といても運転手の言うことを聞き、運転手には挨拶と降車の際のお礼を言うといった項目を学校や支所の教育振興課で指導しているところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

先ほどの回答の中で、教育振興課の職員の皆さん、それから学校長がバスに同乗して子どもたちの見守りをしているという回答いただきました。このような見守りは、月にどの程度行われているのでしょうか。もうちょっと必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

各バス停から学校のほうに行くときには、保護者の方々が輪番でバス停のほうに立っていただき、そして乗車をしているところでございます。帰りの部分におきましては、低学年の便そして高学年の便とそれぞれありますので、必ず乗車ができるとは限りませんが、例えば子どものマナーとかそういった状況に合わせて、職員やそれから振興課の職員が入っていただいているところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

地域には、スクールガードの皆さんや学校応援団の皆さんもいらっしゃると思いますが、こちらの方々へご協力を求めているかがかと思えますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

委託している会社からの状況報告をもとに、各学校では適宜指導してきておりますので、

今のところスクールガードや学校応援団の活用は考えていないところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

続いて、道徳について質問をさせていただきます。

最近、書店で道徳関係の児童書の人気が高まっているということが言われております。道徳が評価される教科になったということが、いかに世の中の人々が注視しているかのあらわれではないかと思っております。

考え、議論する授業形態への変化や心の内面を評価する難しさなど、先生方の苦悩を思えばかりながらも、さて、子どもたちの通知表にはどのような評価が書かれるものかと、大変注目をしております。この大きな変革に当たり、教育委員会も学校も評価の説明責任は果たすべきと考えましたので、質問させていただきました。

最後に、教育長の道徳の授業とその評価についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長（奥善一君）

ことしから始まりました特別の教科、道徳についてでございますけれども。

道徳の時間というのは、子どもたちがよりよく生きていくために課題を自分のこととして捉えて、悩んだり葛藤したりしながら考えを深めて自分の生き方を育んでいく、そういう時間であると考えています。

その子どもたちの変わっていく姿をいろいろな面から教師がしっかりと把握をして、そしてその変容の姿を子どもたちに自覚させるために伝えて、そのことをもってさらに子どもたちを伸ばしていく、これが評価であるというふうに考えております。

したがって、例えば通知表等においては、そういう子どもたちが伸びようとする姿、変わろうとする姿を文章で表現をして、子どもたちの伸びにつながっていくようなことになろうかというふうに考えております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、最後にICT機器について伺いたと思います。

授業を進めるに当たり大変有効であるという回答をいただきました。本年度、校務用・教育用パソコン等リース料が6,021万6,000円計上されています。これまでの整備も含めて、日置市内にあるすべての小中学校においてどのような環境整備がなされているのでしょうか。市内小中学校のパソコン、タブレット、電子黒板、デジタル教科書など、ICT機器の配置状況はどうなっていますか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

現在、教育用パソコンは市内22校に564台、タブレットは4校に100台、電子黒板は各学校1台ずつ、そしてデジタル教科書は1校となっております。

○3番（是枝みゆきさん）

パソコンやタブレットは1台につき何人で使っているのでしょうか、学校格差はありませんでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

教育用パソコンは7人に1台、それからタブレットは20人に1台ということになっております。

○3番（是枝みゆきさん）

7人に1台ということでご回答いただきました。望ましい数というのは、どのようにお考えでしょうか。授業を行うに当たり満足できる数というか、その辺は最低何台は備えていたほうがいいのかとお考えでしょうか。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

理想は、授業1時間において1人に1台です。ですけど、時間割を組みますので、その時間割に応じた使用が可能になれば、それで十分だろうというふうに考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

普通学級の子どもたちとあわせて特別支援学級、あるいは普通学級においても特別な支援が必要な児童への配慮はどうなっておりますでしょうか。必要数は行き届いているのでしょうか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

先ほども申しましたように、パソコンやタブレットは時間割によって使用が決められております。行き届いているかどうかというのは、配置数や児童生徒数により各学校で異なりますので、一概に言うことはできないと思います。

○3番（是枝みゆきさん）

特に、体の不自由な部分を抱えた子どもたちにおいては、そういった部分を補うという意味でも、補うことによって学習力を高めていくということであれば、本当に十分な配備を早々にすべきだと考えます。

文科省のICTの活用の推進では、ICT、情報通信技術の活用は、子どもたちの学習へ興味関心を高め、わかりやすい授業や子どもたちの主体性、共同的な学び、アクティブラーニングを実現する上で効果的であり、確かな学力の育成に資するものであり、特別な支援が必要な子どもたちにとっても、障がいの状態や特性に応じて活用することは極めて有利であると述べられております。

近い将来、ICTを使いこなし、情報や技術を使いこなす人材が求められる時代となり、近くにはプログラミング教育というのも始まります。国では、IT化に向けた環境整備、4カ年計画に沿って、単年度で約1,678億円の地方財政措置を講じております。本市でも、時代の求める人材育成やプログラミング教育にスムーズに対応できるような予算を講じていただき、日置市の子どもたちに確かな学力をつけることができるように、教育環境整備の促進を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

ただいま議員がおっしゃったとおり、子どもたちにわかりやすい体験的な授業をさせるために、それから子どもたちが主体的にICT機器を使いこなして、そのことをもって学習に取り組める、そういうことを目指して、私たちも計画的に、年次的に配置をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（是枝みゆきさん）

最後に、教育長のお話を伺おうと思っていたところでしたが、今、まとめていただいた形になりました。何か、ほかに申し上げられることがございますか。あれば、ぜひ教育長の方針をお聞きしたいと思ひまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○教育長（奥 善一君）

先ほど道徳のお話ありがとうございましたし、今ICTのお話もございました。いずれも大事な問題でございます。人が人を教育するのが学校でございますから、いろいろな制度が変わっていきますけれども、やっぱり一番大事なのは、そこで子どもたちに接する教師だというふうに思います。教師は働きやすい環境の中で、十分に子どもたちと触れ合って、その人間力で子どもたちを育てていけるように、そんな学校にしたいなと思っております。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、7番、山口政夫君の質問を許可します。

〔7番山口政夫君登壇〕

○7番（山口政夫君）

一般質問も2日目となりました。通告に従い、本日最後の質問をいたします。

日置市も地区公民館を設置し10年を迎え、3月15日に記念式典がとり行われました。その中で、自治会等より地区公民館の運営、事業の取り組みにやられ感がある、また地

区公民館館長、職員の問題が多く、仲良くとの指摘がなされました。そこで、第3期地区振興計画も終わり、その成果、評価及び総括として次の質問をいたします。

質問1、地区公民館のあり方について。

地区公民館と地域自治会との連携をどのように行い、課題への対策をどう考えるか、伺います。

2項目、26地区公民館の中には、地区公民館職員間のさまざまな問題があると認識するが、市長の問題解決への取り組み、また職員体制のあり方を今後どう考えるか、伺います。

3項目、地区振興計画のハード事業を外し、以前のように地域の要望を行政が調査、計画を進めるべきと思うが、市長の見解を伺います。

4項目め、地区公民館職員の防災訓練等への参加は必要ないとのことだが、地区の安心安全の観点から地区公民館を核とする地区防災体制を整備すべきと思うが、市長の考えを伺います。

次に、ふるさと納税返礼品は、多品目を指定し、地域産業の活性化の成果が出ています。そこで、福祉部門の返礼品として毎月1回郵便局職員等が高齢者宅を訪問し、生活状況を確認、その結果をご家庭や自治体へ知らせる見守りサービスを平成29年10月より全国展開し、多くの自治体がふるさと納税の返礼品に郵便局の訪問と電話を行う見守りサービスを提供しております。

そこで、質問2、ふるさと納税返礼品について質問します。

日本郵便の見守りサービスをふるさと納税の返礼品として日本郵便と協定を結ばないか伺い、1回目の質問といたします。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後 1 時 58 分休憩

午後 2 時 10 分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の地区公民館のあり方について、その 1 でございます。

地区公民館は、基礎自治体である自治会とともに共生協働の取り組みにより成り立っていると言えます。地区公民館では、運営審議会の組織も設けられ、自治会関係者や各種団体も参加し、さまざまな論議が行われていると認識しております。

今後においても、地区公民館を中心に自治会、団体、地区民が連携した取り組みが推進できる組織づくりが重要であると考えております。

2 番目でございます。

それぞれの地区公民館においては、基本的に 3 名程度の職員を配置していますが、職員間の問題を抱える地区もあると聞いております。ケースによっては、職員が直接地区公民館に出向き、指導、助言も行っているところでもございます。また、毎年実施している市長との意見交換の中でも、地区公民館職員との対話も行っております。

今後とも、運営のあり方などについても内部の組織を立ち上げまして、課題を分析したいと考えております。

3 番目でございます。

ハード事業については、第 1 期地区振興計画より取り組んでおり、生活に直結する防犯灯やロードミラー、路面整備、盖板設置などの防犯対策や安全対策を主に実施してきましたが、今期計画を見ましても大規模な整備などその取り組みが変わっておるようにも感じているところでございます。

ハード事業の取り扱いについても、さきに述べました地区公民館の組織、運営を検討する内部組織において、今後、論議させたいと考えております。

4 番目でございます。

地区としての防災体制も大事なことだと考えております。防災講演会などへの案内も行っています。住民の一体性と連帯感に基づいた防災活動が期待できる規模として、自治会単位での組織を推奨していることと、また自治会でそれぞれの地域性があり、災害対策も異なってくることから、まずは自治防災組織の組織率の向上が大切であると考えております。その上で、災害規模や被害状況次第では、各自主防災組織と地区公民館がそれぞれの役割分担や連携をしていくことが必要だと考えております。

2 番目のふるさと納税返礼品についてという、その 1 でございます。

見守りサービスは、住民福祉の向上にも十分寄与するものと思われまますので、日本郵便とも協議を進め、提供できるサービスとして検討してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○7 番（山口政夫君）

答弁いただきました。

2 回目の質問をさせていただきます。

地区公民館も、設立当初は社会教育、生涯学習講座等を主にやっておりました。翌年から、今答弁でもありましたように、第 1 期振興計画でハード事業というのが始まりまして、この 10 年、相当整備されたのではないかと考えております。そして、平成 23 年、地区公民館条例が施行され、第 2 期地域振興計画、ここからソフト事業が始まったと思っております。

そして、予算がついて、7 つの事業を行いなさい。その中で 4 つの事業を必ず実施しなさい。その 4 つが、花火事業、高齢者見守り

事業、健康づくり推進事業、景観整備事業と、この4つが必須事業ということで取り組んできております。

その後も、地区公民館で高齢者の見守りマップ作成、空き家バンク制度の制定により空き家の調査を依頼等が来て、空き家マップ等も作成されております。その情報をもとに、空き家バンクの登録作業は行政のほうでしているというのが現状だと思います。

そのほか、調査事業がふえ、地域でもやはり設置当初から事業が非常にふえております。自治会長さんなんかから、我々議員と市の理事12名との懇談会を行ったときも、理事からは地区館に非常にやらされ感があると、地区館がやらされ感がある、地区館がさせているみたいな表現ですけれども、実際は行政からの要望でこういう事業をなささいということでやっております。それと、予算の問題でいろいろな問題が発生しているという指摘を受けたのも事実でございます。

そのようなことから、やはり地区公民館へ依頼する事業の内容ももう少し精査して、地区館がやるべき事業と行政がやるべき事業と、そういうのが精査して区分け、しっかりと事業を精査して地区公民館へ事業依頼するというような方向はできないものか、市長、いかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

地区館制度も10年たちました。10年の中でいろんな模索をしながら来たのも事実でございます。その中で、基本的に第4期がしておるわけでございます。

基本的に、さきも申し上げましたとおり、10年来ますといろいろなことをまた変えていかなきゃならない、進化しなきゃならない、それでなければ、さっき言ったようにやらせといいますか、させられているという感が強くなる。やはり、自分たちが、地区館がいろんな行動をしているんだと、自分たちが主体

的にしているんだと、そういうことをやはり意識していかなければ、どうしても何か上から下に請け負った命令系の中で来たんだとすれば、やる気もなくなってきておるというのも事実であろうかと思っております。

そういう中で、ちょうど4期が終わる中、5期目からまた新しいスタートを私は構築すべきであるんじゃないかなと。それで、今、地域づくり課に言っているのは、特に内部、いろんな方々ともう一回このことを見直しをなささい。それを第5期にどう反映していくのか。今おっしゃいましたとおり、ソフトの事業、ハード事業、いろいろとたくさんございますので、ここあたりも十分しなきゃならない。あとは、人の問題も、今は3人体制しております。ですけど、やはりこの運営だけでも、人件費だけでも相当な人件費、最初からいたしますと、支援員のいろんな金額も増額したのも事実でございます。本当に、二重構造というのはちょっとおかしいかもしれません。自治会があつて地区館がある、同じようなこともしている部分があります。効率が悪い部分があるのかな。

地区によっては、物すごく、これをうまく活用して、それぞれ自立している地区もあります。ですけど、同じような地区においても、やはり人のよりけりによって、その内容が違います。それぞれモデル的なケースもあろうかと思っておりますけど、基本的に今後この地区館制度については10年過ぎましたので、また新たな地区館というものを目指しながら、この一、二年の間に内部検討を十分、課題を洗い直してやっていきたいと、そのように考えております。

○7番（山口政夫君）

市長の申されるとおり、10年たてば、本当然形態も変わっております。地域の意見も変わっている。市長の答弁のとおり、地域によっては、この地区館制度というのを非常に有

効に活用して、非常な活動をされているところもあります。ただ、全て、本来、地区公民館の果たす役割というのは私も十分認識しており、大事な位置づけだからと思って、こういう質問させていただいております。

そういう意味で、全てが、26地区公民館が同じような活動ができるというのが一番なのかなと思いますが、やはり、そこは、市長が申されるとおり、地域差があるというのも現実でございます。そこをより近づけるように、答弁で内部検討委員会で検討するということです。それについても、また後ほど質問させていただきます。

そして、2項目めに移らせていただきます。地区公民館職員のあり方についてです。

市長の答弁でもありましたけども、また質問させていただきます。

館長は、週1日の勤務でございます。ご存じのとおり、報酬も月額3万円、そして地区によっては金額が本当違うんですが、地区公民館のほうから手当も幾らかは支給されております。

いろいろ地域づくりとも話をするんですが、週1日の勤務で館長にもできるだけ仕事を済ませてくださいとか、そういう指導もいただいております。ただ、地区公民館によっては、館長さんの好意で、本当、毎日午前中來たり、昼から來たり、ほぼ毎日出勤して対応されているところもあります。そうでないところもあるということで、これも差があります。そういうところは、私も経験しましたが、やはり館長が統括責任者ということで、館長の指示で作業をせざるを得ない部分もあるわけです。そういうときに、支援員がなかなか仕事を進められない。勝手に進めてトラブルになると。そういうことで、やはり職員間のトラブルというのにもつながっているように思います。

そこで、この職員のあり方ということにつ

いて、それと職員の役割概要を見ても、館長のあり方というのにも位置づけをちゃんとしてございます。それと、主任においても支援員に近い、もうほぼ、地区館によっては支援員と同じような仕事をされているところもあります。賃金は7万9,800円。そして、支援員の約半額。そして、勤務日数は支援員が17日、主任は14日というのが現状です。そして、地区によってもこれもまちまちなんですけども、土日に行事をする、それから夜のいろんな会議を夜行うということで、休めないのが現状です。これも相談しますと、できるだけ平日に振り替え休暇で消化してくださいということですけども。

地区館の支援員さんと私も出向いて話をするんですけども、そこで出るのが、できれば主任さんは休んでもらうようにしているけれども、自分たちは、支援員は休めないよね。やはり休めば仕事はたまりますから、自分の仕事がふえるからやっぱり休みにして出勤しているのが現状です。そういうのが、やはり改善するというのも大事ではないかと思っております。

そういう意味で、例えば主任と支援員というのは現状のまま、館長の勤務日数をふやし、館長の手当を主任並みに増額、先ほど市長は、職員の経費もかなり人件費がかかるということを申されていますけども、勤務体制によってこういうふうに非常に無理が職員の間にも来ているということで、一つの提案です。そういう方法。

それから、主任を支援員と同じ、昇格させて、支援員2名体制、それから館長は現状の勤務体制とか、いろいろ職員のあり方については方法があるかと思えます。

先ほど市長も答弁で、今後内部で検討するというのでございますので、こういうことも含めて、館長あるいは館の職員のあり方、勤務体制、そういうのを改めて検討いただけ

ないか、そういうことも含めてお考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ日数とか賃金とかいろんな問題がたくさんあるというのは事実でございます。基本的に、前の社会教育の中であった問題は、基本的にハードがありませんでした。今回、ハードとかいろんなものがたくさんついてきてこういう事業になっている。このことも、やはり館の時間の問題でなくて、仕事の内容なんです。この内容もある程度、一番精査していかなきゃ。もう精査することによって、ひよっとしたら、もう時間的に要らないかもしれない。こういうものを根本的に考え直していく。今の現状だけのスライスで考えれば、山口議員がおっしゃったような問題が、時間が1日しか出てない、何日も出とって金額は安い、主任と支援員とも、ただ時間と金額のこの論争だけしかない。

ですから、今回の場合、特に実施ごとの内容、やはりこういうものの役割分担、今さっき議員もおっしゃいましたとおおり、ひよっとしたらもうハードがなくなるかもしれません。これは、もう直接行政の中でやらなきゃすまん。そうなったら、もう今までソフト事業だけになる。そうしたらどうなっていくのか。

やはり、仕事量とそこあたりの分担をみんなを出し合って、どうあって、どういう構築と勤務体制、または給料体系、こういうものも検討してほしい。基本的に、最初からしたときにしますと、もう倍ぐらいの予算は人件費でかかっております。最初こんなにかかるつもりでもなかったんですけど、特にハード事業が出てきて、これだけ出る回数が多くなりましたから、人件費も大変多くなったのも事実でございます。

こういうことを根本的なものを、10年たったから見直してどうあるべきかということ、この一、二年で検討していきますので、

ここあたりにいろんなご意見もいただきながらやっていきますので、もう既成概念は捨ててください。もうそうしなければ、今の積み重ねで論議をしてみたらいろんなのが出てきますので、既成概念を捨てて、今からの地区館がどうあるべきかということをしちっとやっていくべきだと、私はそう思っております。

○7番（山口政夫君）

もう市長のおっしゃるとおりだと思っております。そういう意味も含めて、内部検討でいただきたいと思っております。

次に移ります。

先ほど市長もハード事業のことについても検討すると、第5期からどうなるか、結論次第だと思います。ですけども、私も、この本当10年でかなり整備されたと思っております。それと、市道、公道に関しても100万円以上は行政執行ということで、100万円以下しかできない。そうしたときに、市道の工事で100万円の工事というと、わずか数m、数十mということで、要望が出たところが何年もかかるよねというようなところもあり、いろいろ問題があるのも事実でございます。

そういうのを含めて、この内部検討委員会で検討するというのでございますので、もうこれは答弁は求めません。そののほうでしっかりと協議していただければと思って、4項目めに移らせていただきます。

昨日の一般質問の回答で、自主防災組織の設置率が87.9%、148自治会が結成されているという報告がなされました。

日置市地域防災計画概要版に、防災ビジョン、災害に強い安心安全な暮らしができるまちづくり、基本方針として、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、自主備蓄や消火、人命救出活動等への協力を促すとあります。

現在、日置市の防災、原子力避難訓練等へ

の地区公民館職員への参加案内はないのが現状でございます。私も今まで職員の参加が必要と要望してまいりましたが、改善に至っておりません。地区によっては、防災訓練、避難訓練、人命救助訓練、非常炊き出し訓練、非常食の備蓄とそれぞれの防災に取り組んでおるのが現状でございます。

今月14日に開催された社会教育指導員・地区公民館支援員会資料では、条例公民館に求められるものとして、防災、減災に関する学習の機会の提供ということで説明がなされております。地方分権の推進に伴う住民自治の原則を拡充するために、できれば地区公民館を核とした防災体制というのをつくり、安心安全な暮らしができる地区づくり、地域じゃなくて地区、を旗印に掲げることで、自治会をまたいだ災害や自治会館の連携調整が必要なとき、地区公民館の役割というのが果たせるのかなど、そして重要になってくると思っております。

それと、地区公民館を回って、いろんな支援員さん主任さん、話をする中で、今、地区公民館が目指すべき目標というのがないですね、旗印がないですねというご意見をよく伺います。それが、地区公民館の設置条例で、設置の目的ということであってございます。ただ、文言なものですから、どうしても旗印、これをしましょうというのが見えないと。こういう防災ということで、住民自治というのは、もう地方分権であってあります。そういう意味でも、地域の安心安全、防災、何かあったときは地域は地域で守りましょう、自治会が協力しましょう、地区と協力しましょうという形でやれば、花火事業、高齢者見守り事業とかそういうのも、やっぱり地域のためですよということ、負担感というのが、やらされ感というのが軽減するのではないかと思っております。それで、そうすることで、自助、共助、共生協働による地域づく

りの意識向上につながるのではと思っております。

市長、再度、検討委員会、内部で検討をするということです。こういう地域防災というのも、その防災条例とか要綱というのをつくらなくても、地域間の連携を地区でちゃんとしましよと、自治会の自主防災組織と連携できるようなそういう話し合いの機会とか体制というのをつくるお考えはないか、再度お伺いします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、この防災、減災も含めてなんですけど、基本的に私どもは自治会を中心とした小回りのきく自主防災組織をきちんとつくっていただきたいと。そうすることにおいて、また連携というのは出てくるというふうには思っております。基本的に、地区館の職員も含めて何もしないということではございません。地区館でできることを自治会で、おっしゃいますとおり、26地区館で、さっき言ったように規模が違うんです。また、自治会数も、1自治会1地区館というところもあるし、言えば、32ぐらいの自治会を持っているところもあるし、何か統一したということは大変難しい状況でありますので、それぞれ地区館がしていかなきゃならないところ、自治会がするところ、ありますので、それはきちとその地区のほうで考えていただければ、私は結構だと。

基本的には、しかし、この防災、減災、こういう災害時におきます地区館の役割というのは大変大きなものがあるというふうに認識しておりますので、ここあたりはそれぞれの地区館できちんと考えていただければいいのかなというふうに思っております。

○7番（山口政夫君）

市長もお考えだという、必要だということがわかりました。

ただ、それぞれ地区館が特徴、確かにござ

います。大きい地区館、非常に自治会数の少ない地区館、承知しております。ただ、このイベント等やらこういう事業もです。地域のことは地域で考えてくださいということなんですけども、市として、地区の防災のあり方というのはこういう基本的な考えを持っていますということは、やはり何らかの形をつくって皆さんにお伝えして、地区公民館のその規模によってその体制の違いというのは地区でそれぞれ協議してくださいという。要するに、行政がある程度の指針というのを示すべきではないかと、そういうふうに思っております。そこらは、いかがお考えでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

防災体制につきましては、消防であったり警察であったり、いろいろそういう防災関係機関を中心とした体制というのはもちろん市がつくるべきでございます。

自治会で今お願いしております自主防災組織もそうですけれども、地区公民館での取り組みというの、あくまでも地域が主体になってつくっていただくというのが基本的な考え方になると思っております。ですから、あくまでもそこに住んでいる住民の善意と自主性に基づくといいますか、そういった活動であって、初めてそういった体制が築いていくものと思っているところではございます。

ただし、今、議員がおっしゃいますように、ある程度の指針をとということでございますので、決して強制されるものではございませんけれども、また自主防災組織を中心にして、そういった地区での取り組みということも話し合う場を持っていきたいと考えております。

以上です。

○7番（山口政夫君）

そういうことで、ぜひ指針をつくっていただいて、地区公民館での話し合いを進めていただきたいと思っております。

それで、当初から内部検討委員会をこの一、

二年でということですが、第4期というのはもう本年度、31年度、32年度で終わり、第5期というのは33年度から始まります。ただし、5期の計画策定というのは、32年度から一応スタートしていると認識しております。今年度の第4期も昨年度から検討に入っております。そこを踏まえたと、やはり31年の年内といいますか、12月ぐらいまでには結論を出したほうがいいのかと思います。その検討する時期をいつごろまで正確にお考えか。それと、その検討の内容、そういうのを質問者として私どもにお知らせいただけないか、お伺いいたします。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

ただいまのご質問のその時期的なものが、議員がおっしゃるように、確かに第5期が始まる前にはある程度の方向性というのをお示ししなければならないので、そういう面では30年度、31年度である程度の方向性を出して、最終的な方向性をまた地区のほうにお示ししたいというふうに思っております。

その議論の内容につきましても、これまで課題としてどのようなものが上がってくるかというものを全部洗い出さなければならないので、今回、地区公民館の職員も当然この内部検討会の中に入らせていただきまして、地区が抱える現状なども報告いただいて、その内容を精査していきたいというふうに考えます。

○7番（山口政夫君）

ぜひ、そのように、前向きにいい結果が生まれ、地区の皆さんが気持ちよくといいますか、職員を含め活動できるような新しい地区公民館のあり方になっていくように検討を進めていただきたいと思います。

それでは、2問目のふるさと納税の返礼品について質問いたします。

日本郵便が行っております見守りサービス、これを南さつま市が、5月でしたか、協定を結んでおります。そういう意味でお願いをし

たところで、質問に加えさせていただきました。

日本郵便としては、日本郵便全国、社としてこの見守りサービスを全国展開して、自治体とのこのふるさと納税の取り組みというのを推進しております。

答弁でございましたように、前向きに検討をしていただくということでございましたが、いつをめどに協定までたどり着くのか、そういうところがわかっておりましたら、お知らせいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このふるさと納税、大変いろいろと話題になっておりまして、全般的に、先般も2週間ぐらい前、協議者を集まっていたかまして、新しい今回ふるさと納税のメニューを変えていきたいと。基本的に31年度から新しいメニューを変えます。基本的に、今、私どもふるさと納税でしているのが3割以下ということを経済省からも言われておりまして、今は基本的には5割近くであります。それを3割に変えなきゃならない。それを11月ごろまでにそのメニューを変えますので、それまでは、今、郵政のこのことも一緒に入れて新しいカタログをつくり直そうという考え方を持っておりますので、そういう部分で、これもその時期まで、もう10月、11月までに新しいをつくらなければ、来年の4月からスタートしますので、周知もできなくなるということがございますので、そういうご理解をしてほしいと思います。

○7番（山口政夫君）

この見守りサービス、要するにふるさと納税の増額にも期待ができます。それと、親族を残して中央で働いていらっしゃる子どもさん、親戚の方々が、年寄りが元気かどうか、心配をするのの福祉サービスにも本当貢献できると思っております。そういう意味で、ぜひ日本郵便と協定を結んでいただき、ふるさと

と納税の返礼品とそのメニューに加えていただきたいということを申し伝えて、私の本日の最後の質問とさせていただきます。

○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

なお、6月25日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時43分散会

第 4 号 (6 月 2 5 日)

本会議（6月25日）（月曜）

出席議員 22名

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 桃北勇一君 | 2番 | 佐多申至君 |
| 3番 | 是枝みゆきさん | 4番 | 富迫克彦君 |
| 5番 | 重留健朗君 | 6番 | 福元悟君 |
| 7番 | 山口政夫君 | 8番 | 樹治美君 |
| 9番 | 中村尉司君 | 10番 | 留盛浩一郎君 |
| 11番 | 橋口正人君 | 12番 | 黒田澄子さん |
| 13番 | 下御領昭博君 | 14番 | 山口初美さん |
| 15番 | 西菌典子さん | 16番 | 門松慶一君 |
| 17番 | 坂口洋之君 | 18番 | 大園貴文君 |
| 19番 | 漆島政人君 | 20番 | 田畑純二君 |
| 21番 | 池満渉君 | 22番 | 並松安文君 |

欠席議員 0名

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|--------|-----------|-------|
| 事務局長 | 丸山太美雄君 | 次長兼議事調査係長 | 山下和彦君 |
| 議事調査係 | 馬場口一幸君 | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|------------------|--------|-------------|--------|
| 市長 | 宮路高光君 | 副市長 | 小園義徳君 |
| 教育長 | 奥善一君 | 総務企画部長兼総務課長 | 堂下豪君 |
| 市民福祉部長兼市民生活課長 | 満留雅彦君 | 産業建設部長 | 瀬川利英君 |
| 教育委員会事務局長兼教育総務課長 | 松田龍次君 | 消防本部消防長 | 川畑優次君 |
| 東市来支所長 | 銚之原政実君 | 日吉支所長 | 丸田昭浩君 |
| 吹上支所長 | 秋葉久治君 | 財政管財課長 | 上秀人君 |
| 企画課長 | 内山良弘君 | 地域づくり課長 | 橋口健一郎君 |
| 税務課長 | 松元基浩君 | 商工観光課長 | 脇博文君 |
| 福祉課長 | 有村弘貴君 | 健康保険課長 | 長倉浩二君 |
| 介護保険課長 | 福山祥子さん | 農林水産課長 | 城ヶ崎正吾君 |
| 農地整備課長 | 東広幸君 | 建設課長 | 宮下章一君 |

上下水道課長 宇 都 健 一 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、20番、田畑純二君の質問を許可します。

〔20番田畑純二君登壇〕

○20番（田畑純二君）

皆さん、おはようございます。きょうの1番目でございます。

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目、一般質問いたします。

今までの同僚議員の一般質問と重なる部分もありますが、私は私なりに私の立場で一般質問いたします。

市政最高レベルの方針を引き出す質問として、第1の問題、本市の人口減少、少子高齢化、過疎対策についてであります。

1番目、現在の我が日本の一番の国難は、人口減少、少子高齢化が進み、過疎地域がますます増加していることであるとも言えます。100年後には日本の人口が5,000万人を切るという推測もあり、これらへの対策はますます重要になってきております。

このような中、本市においては第2次日置市総合計画の前期基本計画及び日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成しております。

そこで、まず質問いたします。

今年度が前期基本計画の中間年度に当たる第2次日置市総合計画のこれまでの取り組みの評価、検証と、今後の具体的実施方針を伺います。

2番目、今年度で4年目を迎え、最終年度

を翌年度に控えている日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略のこれまでの取り組み、評価、検証と、今後の効率的で実効性のある施策への実施策をお伺いいたします。

3番目、本市では平成30年度当初予算説明資料の歳入の部に、過疎地域自立促進特別事業、過疎対策事業債の7種類のソフト事業が掲載されておりますが、そのおのおの現在の具体的な活用、使われ方と今後の活用方針と、期待される成果、効果など、7つの事業債ごとに具体的にわかりやすく説明してください。

4番目、ふるさと納税が始まって10年です。返礼品競争の過剰や都市部自治体の税収減の制度をめぐっては批判があるものの、鹿児島県内では返礼品を手がける中小零細業者にとっては、商品開発力の向上や販路拡大で活性化につながっている市町もあります。

本市のこれまでの寄附の実績と活用方法を、詳細にわかりやすく具体的にお示しください。そして、本市内でも返礼品を手がける業者にとっては、商品開発の向上や販路拡大で地域活性化につながっているかなど、本市の実情を具体的にお示しください。

また、本市ではふるさと納税制度をどう評価し、今後どうしてふやしていくかなど、市長の見解と今後の具体的方策もお知らせください。

5番目、大幅な人口減少が見込まれる中では、もちろん移住・定住での常住人口の増加に向けての施策の推進が第一であります。同時に交流人口や関係人口の増加に向けての努力も必要です。

そのためには、交通などのインフラ整備と集客などの施設整備が不可欠であります。人口減少が進む日本国内の市町村で、公共施設を縮小する動きが始まりました。高度成長期につくられたインフラの老朽化が進む中、財政難で維持費もままならず、施設を取り潰す

自治体も出始めました。

人口減少が厳しい市町村を対象にしたある調査では、5ないし10年後にインフラの新設をやめる自治体が5割に上がっています。身の丈に合わせて縮め方を探る動きが各地に広がっております。

これらに対する市長の考え方、見解はどのようなのでしょうか。そして、交流人口の増加へ向けての交通などのインフラ整備と、集客などの施設整備の本市の現状を市長はどう捉えておられるのでしょうか。そして、今後の活性化策や強化策や課題等の対処方法等をお示してください。

第2点、本市の共生・協働による地域づくりのなお一層の推進についてであります。

1番目、本市でも住民自治をより一層強くするため、市民一人一人が主役となった共生・協働によるまちづくりを進め、共生・協働の理念のもと、自主的な活動組織を支援し、活気ある自治活動を推進していくとしております。

そこで市長にお尋ねいたします。自治体、地区公民館、体育協会、文化協会、高齢者クラブなどの官民団体、組織のより一層の活性化と後継者育成について、市としてはさらにどう取り組んでいくつもりでしょうか。市長の率直、明確で具体的でわかりやすい見解と今後の方針をお示してください。

2番目、共生・協働の地域についての拠点である市内26の地区公民館が結成されて10年が経過し、去る3月15日に、日吉地区公民館設立10周年記念式典が開催されました。

そして、平成30年度から32年度までの第4期地区振興計画は、第3期と同様、ソフト・ハードの事業枠をおのおの50%に設定し、26の地区公民館でおのおの策定されました。

市としては、それらのおのおの地区振興

計画の出方、成果をどう期待し、今後の各地域の地域課題解決に向けて、なお一層真剣に真正面からどのように取り組んでいかれるつもりなのでしょうか。市長の今後の率直、具体的でわかりやすい計画的な事業の推進と方針をお聞かせください。

3番目、平成30年度当初予算説明資料に、歳出、地域づくり推進費、地域づくり一般管理費として、日置市共生・協働まちづくり委員会があります。この委員会の設置目的、15人のメンバーの内訳、年3回の開催時期、具体的な協議活動内容等はどうなのでしょうか。

また、この委員会の成果及び課題と、それらへの対処方法等を具体的にわかりやすく示してください。

4番目、同じく歳出、地域づくり推進費、日置市自治会育成交付金として、1億311万2,880円が計上されております。東市来、伊集院、日吉、吹上の4地域ごとに計上されておりますが、おのおのの金額の算出根拠を示してください。

また、それらの内容と各自自治体の使われ方、市で期待する成果なども具体的にわかりやすく明確にお聞かせください。

3番目、本市での伝統行事、民俗芸能、芸術文化、生涯スポーツ等の支援のあり方についてであります。

本市の今年度の施政方針では次のように述べてあります。

文化振興事業につきましては、引き続き民俗芸能等伝承活動支援事業を実施することにより、地域の伝統芸能文化の保存、伝承や風格ある教育を進め、温もりあふれる人、まちづくりを支援してまいります。

また、生涯スポーツの参加による市民の健康づくりを推進するため、引き続き施設整備を進めてまいりますとしています。

そこで、市長に改めて、あえてお尋ねいた

します。

本市の今年度の民俗芸能等伝承活動支援事業の具体的内容と、それらを具体的にどう支援していくか、わかりやすくお示してください。

以上を申し上げ、おのおのに明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の本市の人口減少、少子高齢化、過疎対策について、その1でございます。

これまで投資効率、効果を踏まえ、既存事業を見直しながら実施計画を策定しており、これにより計画と評価を一体的に取り組むことで一定の成果が得られているところであります。今後、厳しい財政事情となることから、より一層経営視点に立った中で事業展開を図ってまいりたいと考えております。

2番目でございます。総合戦略については、外部の学識経験者からなる検討委員会において評価、検証を行っており、各事業、おおむね順調に進んでいるところでございます。今後においても、引き続き評価、検証を進めるとともに、既存事業の見直し、改善を図り、人口減少の克服に向けた取り組みを着実に実施してまいりたいと考えております。

3番目でございます。過疎債につきましては、地区公民館及び自治会活動への交付金や定住促進事業により、住民福祉の向上をはじめ、地域格差の是正等が図られていると認識しております。今後、人口減少となる中においても、引き続き地方債を有効に活用しながら、過疎地域の住民生活の安定に努めてまいりたいと考えております。

4番目でございます。平成29年度末で7万4,719件、寄附金額で9億3,204万3,503円となっております。中でも、平成28年度から、インターネットによる寄附により急激に増加しております。

活用方法につきましては、約32%を保健・医療・福祉分野へ、約21%を観光及び産業経済の分野に活用しております。

商品開発等につきましても、季節に応じた新商品の開発や新たなネット販売による販路拡大、雇用の増加につながっていると聞いております。

5番目でございます。最近の交通インフラ整備の大きなものとして、東市来駅バリアフリー化工事や伊集院駅周辺整備がありますが、ご承知のとおり多額の費用が必要となりますことから、公共施設の長寿命化や効率的な施設管理等を行っていく必要があると考えております。

2番目の本市の共生・協働による地域づくりのなお一層の推進について、その1でございます。自治会、地区公民館においては、後継者不足は喫緊の課題であります。自治会や地区公民館における後継者育成についても、本年度、広く市民を対象とした人材育成事業を実施することにしております。

2番目でございます。地区振興計画は、地区の課題解決を目的とし、さまざまな事業に取り組んでいただいております。地区振興計画は、計画づくりを通して自分たちの住む地区の現状を認識する機会でもあります。今後においても、話し合い活動を通じて地域の課題を洗い直し、課題解決のため、各種事業に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

3番目でございます。本市において、共生・協働のまちづくり指針が平成27年3月に策定されました。委員会設置についても要綱を定めたところでありますが、本市におけます共生・協働の取り組みは十分と言えない状況にもあります。まずは、職員の協働意識の向上と市民の意識改革を図るための研修会やワークショップ等を通じて、協働についての理解を深める取り組みを進めたいと考えております。

4番目でございます。平成30年度の日置市自治会育成交付金の総額は1億214万3,000円であります。算出根拠は自治会ごとに算定され、基本額、世帯割額、統合加算額により積算し、自治会の運営、施設等の維持管理、自治会における各種活動経費等に支出されております。地域住民の皆様が、自治会活動を通して主体的に住みやすい環境づくりに努め、多くの方が地域活動の担い手になることを期待しております。

3番目の本市での伝統行事、民族芸能、芸術文化、生涯スポーツ等の支援のあり方についてでございます。民族芸能等伝承活動支援事業は、本年度が7年目になりますが、6月8日現在、43の保存会から987万3,000円の交付申請が上がってきております。支援事業の内容につきましては、要綱に基づき保存団体等に交付しております。

以上でございます。

○20番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁をいただきました。それらの答弁とダブる部分もあるかもしれませんが、さらに深く突っ込んで、別の角度や視点からも含めていろんな重点項目に絞って質問していきます。

まず1番目、本市の人口減少、少子高齢化、過疎対策について、その1。

厚生労働省は、昨年12月に、2017年に生まれた赤ちゃんは、1890年以降最少の94万1,000人となる見通しで、2年連続で100万人を割り込むと発表しました。そして、出生数が死亡数を下回る自然減は、初めて40万人を超えそうです。

このことで、我々日本国ではどうしたら少子化を食い止められるか、誰もが安心して出産や子育てのできる社会の実現に向けて改めて課題を突きつけられました。

少子化は日置市力の低下を招きかねないです。我が日置市も市内の子育て世代の現状や

意向を細かく把握して、より実効性のある対策を早急に打ち出す必要があります。

出生数の減少について、厚生労働省は25歳から39歳の出産適齢期の女性の減少が大きな要因と分析、子育て、子どもを生きやすい環境整備を改めて進めていく必要があると、保育の受け皿拡大などを一層進めていく考えを示しました。

そこで、市長にお尋ねいたします。

本市でのここ数年の出生数と人口の自然減はどうなっているのでしょうか。

また、本市での少子化の現状、少子化と自然減の原因、出生率向上と自然減への対策、方針などと、より実効性のある対策と、そして少子高齢化、グローバル化の中で、市民の生き抜く力を伸ばす政策をどのように考えておられるのでしょうか。

市長、わかりやすく明確、具体的に教えてください。

○市長（宮路高光君）

5年間の統計という部分でございますけど、出生は年間、約350人、死亡は680人ということで、約、年間330名程度減少していきます。

社会移動もございまして、この自然減少をどうしても食い止めていく必要がある。そのためには出生率を上げていかなきゃならない、子育てをしやすい環境ということで、本年度から保育料、幼稚園の保育料の軽減も行っておりますので、こういうことをした中において、どれぐらいの、また自然の動態が出てくるのか、ここあたりも十分推移を見ながら次の政策もまた打っていきたいと思っております。

○20番（田畑純二君）

子どもをもつ、もたないは、もちろん各人の選択で、行政が押しつけるものではありません。しかし、若い世代の希望を阻む社会的な原因をなくし、若い世代の子育てへの不安

を解消する必要があります。

それで最も大切なのは、子どもを育てながら働く環境を整えることであり、このことは少子化対策であるとともに、目下の労働力不足を和らげる効果もあります。そのためには、保育サービスの拡充が第一で待機児童も解消すべきです。

車の両輪となるのが、企業が働き方を見直すことで柔軟な働き方が広がれば、男性が育児、家事を分担しやすくなります。若い世代の中には十分な収入が得られず、結婚や子育てに備え、踏み切れない人もいますので、これらに対しましては職業訓練などで能力を伸ばす機会をふやし、安定した職に移れるよう支援すべきです。

市長は出生率向上へ向けてどのようにして若者の不安を取り払い、家族間の多様性を許容する日置市をつくり、子どもがいるととても幸せだという期待を膨らませる日置市をどのようにしてつくっていくつもりでしょうか、市長の具体的見解と今後の方針をわかりやすくお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

子育てにはやはりお金がかかるとも言われております。やはり、ここあたりを十分手助けをしていくのが行政の役目であるというふうに思っております。

待機児童等も今のところはおりませんので、保育運営という部分の中におきまして、力を入れていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

平成30年度施政方針の中で、次のように記載されています。すなわち、児童福祉につきましては、日置市子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い幼児期の学校教育、保育及び子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施してまいります。

そこで改めて市長にお聞きいたします。この日置市子ども・子育て支援計画の概要と、

この計画での本市の人口減少、少子高齢化、過疎対策への現状、実績と今後効果が上がると考えられる点、そして総合的に、かつ計画的な実施策を具体的にわかりやすくお示してください。

○市長（宮路高光君）

この子育て支援法におきましては、子どもが最善の利益が上がることを考えていかなきゃならないというふうに思っております。

そのために、いろいろと子育てをする事業等をメニュー方式の中で入れていかなきゃならないというふうに考えております。

○20番（田畑純二君）

第2次日置市総合計画の前期基本計画及び日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略、今までに実施した中での本市の人口減少、少子高齢化、過疎対策への今までの効果、実績を具体的にわかりやすくお示ください。

そして、今後どのようにして、より一層の創意工夫を凝らして、より大きな効果と実績をおのおの上げていくつもりなのか、市長の明確でわかりやすい具体的答弁を求めます。

○市長（宮路高光君）

特に移動、定住促進の中で目標を80人程度というふうにしておりましたので、実績も80人程度でございました。

また、出生率も5年間の平均で1.55を目標にしておりましたが、これは1.57という部分で数字もあらわれておりますので、今のところは順調にそういう計画的に進んできているというふうに認識しております。

○20番（田畑純二君）

国土交通省は、福祉施設や子育て支援の拠点といったまちの都市機能を一段と凝縮する方向です。地方でのコンパクトシティを加速する狙いで、自治体が都市開発できる面積の1割以下に中心地を集約する場合、補助金や規制緩和で支援します。

一方、機能が分散する自治体への補助金を

減らし、支援にめり張りをつけます。人口減少に合わせたまちづくりを促し、行政コストの削減につなげます。

コンパクトシティは、人口減に備え、住宅や公共施設を利便性の高い中心部に集約する政策です。日本経済新聞社の調べにては、全国約5割の自治体が集約方法を検討中です。

ただ、施設集約には権利関係の調査が必要で時間とお金がかかります。郊外の学校や病院の移転も難しく、国が補助金を出しても進まない面があります。

市長の本市のコンパクトシティへ向けての考え方と、市長は今後の人口減に合わせたまちづくりをどのように考え、今後の日置市政運営の中でどう対応していくつもりなのか、市長の見解と今後の方針、具体的にわかりやすくお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

人口減少、少子高齢化という中におきましてコンパクトシティ、これも大事なことであるというふうには思っております。

ですけど、やはり権利等いろんな問題を抱えておりますので、急激なコンパクトシティをつくっていくには、大変大きな問題があるというふうに思っておりますので、私どもも過疎地域を抱えておりますので、やはり温もりのある政策というのも必要であろうかというふうに思っています。

○20番（田畑純二君）

今度は、外国人労働者のことについてお聞きします。

政府は、6月5日に、外国人労働者の受け入れ拡大を表明しました。人手不足が深刻な農業、建設、宿泊、介護、造船の5業種を対象に、2019年4月に新たな在留資格を設けます。そして、原則認めていなかった単純労働者に門戸を開き、25年度までに50万人超の就業を目指します。

現在の日本の労働力人口は約6,600万

人で、17年10月末時点の外国人労働者は約127万人と、労働力の約50人に1人が外国人が担っております。

我が日置市でも、外国人労働者をよく見かけるようになってきております。本市でもこのような動きを受け、ますます深刻化する人口減少対策の一つとして、移民政策とは異なる外国人労働拡大をより積極的に活用していくように努め、市内の関係者にも働きかけ、市内の産業活性化をより強く図っていくようにしたらどうでしょうか。

これに対する市長の見解と今後の積極的な利用促進への方針、方策をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

外国人就労拡大につきましては、いろいろ課題もございます。

ですけど、今現在、農業とか製造業、そういうところに、日置市におきましても多くの方がいるのも事実でございます。

特に商工関係の皆様方とも、このことについては、今後、十分打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

地方創生には真のリーダーシップ、指導力が不可欠で、自分のことは自力でやり遂げ、自分たちの足で立つという強い自立の気持ちを持った人をどれだけつくれるかが、日置市創生の鍵ではないかと私は思っております。

あらゆる組織環境の機構の中で、リーダー人材をいかにつくっていくかがキーポイントになってくるという考え方もありますが、これらに対する市長の感想、見解はどんなものでしょうか。

そして、日置市内の官民のあらゆる団体、組織の中で、リーダー人材をいかにしてつくっていくつもりなのか、市長の具体的方針をお聞かせ願います。

○市長（宮路高光君）

リーダー育成というのは、大変難しい部分

があるというふうに認識しております。

ですけど、やはりそれぞれの部門におきまして、リーダーがいなければ、それぞれ引張っていきることができないというふうに思っておりますので、私ども行政としても、そのリーダー育成に、それらの各関係団体とも十分打ち合わせを今後していきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

平成30年度当初予算、歳入に掲げる過疎地域自立促進特別事業債、過疎対策事業債の廃止路線代替バス運行事業支援事業債、地区公民館活動交付金事業債、自治会コミュニティ観光周遊バス運行事業債、自治会育成交付金事業債、乗り合いタクシー運行事業債、行政嘱託員設置事業債、定住促進対策事業債のソフト事業分の7種類は、どれも本市の過疎対策には重要です。

この中で、本市が特に力を入れて取り組みたい過疎対策はどれどれで、その効率的で実効性のある施策事務事業を現在どのように取り組んでいかれるつもりか、ここで改めて深く突っ込んでお示しください。

○市長（宮路高光君）

特に過疎債におきまして、それぞれ7つの事業に、今、充当しておるところでございます。どれが一番大事かということとは言えませんが、多くのバランスよい形の中で進めていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

ふるさと納税が始まって10年になり、鹿児島県内でも大崎町や志布志市、南さつま市などでは、返礼品を手がける中小零細業者の商品開発力の向上や販路拡大で、それぞれの地域の特性化につなげております。

寄附額がふえる中で、鹿児島県内でも、内之浦町や肝付町やいちき串木野市などのように、返礼に空き家改修、映画制作、交流・インターンイベントなど、サービスや体験とい

ったことに力を入れる自治体が出てきております。

また、6月23日付の南日本新聞によりますと、錦江町は6月からふるさと納税の返礼品に空き家管理と墓守の、このサービスを加えました。

本市でも、これらの自治体のように、返礼にサービスや体験といったことにも力を入れていくつもりはないでしょうか。

これらに対する市長の考え方、見解と今後の具体的方針、方策をはっきりとお示しください。

○市長（宮路高光君）

本市におきましても、このカタログの改訂をしなければなりません。特に31年度から新しいカタログでやっていくつもりでございますので、今ご指摘ございましたとおり郵便、郵政とも協議もしなきゃならん、墓守も、ここは社協なのかわかりませんが、いろんな方々と身近にできるサービスというのも、今後、取り入れていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

2030年には全ての都市、都道府県の人口が減少に転じ、中でも地方は厳しい状況にあります。少子化対策に力を入れ、東京への深刻、過度な集中を抑えることは必要ですが、それでも地方の人口は減り続けます。

そして、道路や下水道のようなインフラや公共施設の老朽化も、どの自治体でも深刻で、道路橋だけを見ても、30年には全体の6割が建設から50年を超すとされておりまして。

そして、新規の整備をやめ、自治体の公共事業予算を全て事業費に振り向けても、膨大な社会資本全体を維持することはもはや難しく、残すインフラや施設を選別するしかないとも言われています。

今、日置市がすべきことは、30年以降の日置市の姿を直視し、将来を直視した柔軟な

制度改革を行って、人口減に適合する日置市に変えることが重要であるとも私は考えます。

これに対する市長の考え方、見解と、今後の具体的方針、方策をお伺いたします。

○市長（宮路高光君）

28年3月に策定しました公共施設等総合管理計画におきまして、それぞれの長寿命化も策定もしておりますけど、今ご指摘のとおり、今後、恐らく営繕といいますか、修繕といいますか、そういうものが多くなって、新規の公共施設というのは、公共事業というのは大変難しくなってくるのはもう明白でございます。

こういうことにおきまして、やはりこの長寿命化を含めた中でいかにしていくか、今後の大きな課題でございますので、重点的にそこあたりをこの計画に基づいて進めていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

それから、本市の共生・協働による地域づくりについてもちょっとお聞きします。

本市内のほとんどの官民団体、組織、集団では、その長、リーダーの後継者探しと育成に非常に苦労しているのが実態であります。

その考えられる主な原因は、市内での人口減少、少子高齢化、過疎化の進展、よそ者、馬鹿者、若者等の人手、人材不足、青少年層の地域へ貢献し、地元の役に立ちたいという意欲の減退、人生観、生き方、価値観などいろいろと考えられます。

市長は本市でのこれらの現状と原因をどう捉え、認識し、関係者等と連携、協力をしながら、それらへの課題解決に向けてどのように進めていかれるのでしょうか。先ほど答弁はいただきましたけど、さらに深く突っ込んで答えてください。

○市長（宮路高光君）

突っ込んで答えることはございませんけど、さきのとおり、それぞれの関係の団体と打ち

合わせしていきたいと思っております。

○20番（田畑純二君）

本市の26のおおののの地区公民館には、市の職員の地域づくり協力員が設置されておりますが、市長はこれらの協力員が100%、十分におおのの役割を果たしているとお思いでしょうか。

そして、市長はこれらの職員を初めとする全体の市の職員に対し、地域の問題、課題解決に向けての取り組み、地域づくりを強化するため、日ごろからどのように接し、教育指導、訓示されているか改めてお聞きします。

具体的な例を申しますと、3月31日をもって閉校となった日吉町の吉利小学校、住吉小学校、日新小学校等の跡地利用のために、専任アドバイザー、顧問職員を配置し、跡地利用の運用母体の組織づくり及び活用策についての助言、指導などの支援を行うこと、そして定期的にグラウンド上の草刈りと校舎内外の清掃を行うことを考えられます。

これらに対する市長のやる気、考え方、見解と市長の具体的今後の方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

基本的に協力員を地域、地区館との協力体制ということで考えております。

なお、ご指摘のとおり、それぞれ廃校したところにつきましても、それぞれ市の中におきまして清掃もやっていますので、そこあたりも十分今後とも検討していきたいと思っております。

○20番（田畑純二君）

共生・協働をさらに進化させ、多世代の市民と企業や高校、大学など、多様な主体が積極的にかかわる共創によるまちづくりにつながるために、現在の日置市共生・協働まちづくり委員会をさらに大きくして、広島県福山市のように日置未来づくり100人委員会を立ち上げたらどうでしょうか。

今すぐになくても、二、三年後をめどに立ち上げるべく、今から準備に取りかかるのも一つの方法だと思いますが、市長の見解、やる気、今後の方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

それぞれ地区館で未来会議ということで、100人、80人会議ということでもうやっておりますので、そういうものを十分活用しながら、私どもも進めていきたいというふうに思っております。

○20番（田畑純二君）

あと2分になりましたので、これで最後になりますけど、本市での伝統行事、民俗芸能、芸術文化、生涯スポーツ等の支援のあり方についてです。

先ほど一応答弁いただきましたけれども、第2次日置市総合計画に、次の2点についての本市の現時点での取り組み状況と具体的効力、効果、今後の方針、方策を詳しくわかりやすく教えてください。

特に担い手の育成についてです。政策の方向性、伝統芸能や文化財、歴史保全と活用、担い手の育成、ア、地域に継承されている各種伝統芸能の存続を支援し、担い手育成に取り組めます。

イ、地域に多数存在する文化財等を核に周辺環境を含めた文化的な空間を創出し、新たな交流が連携を生み出します。

また、歴史とともに歩んできた食文化にもスポットライトを当てることで、さらなる魅力向上に努めるとあります。これに対して教えてください。

以上で私の質問は終わります。

○市長（宮路高光君）

特に、この伝統芸能、この事業でございますけど、大変地域におきまして、特に担い手を含めた不足の中で大変貢献していると認識しております。

そういうことで、7年目を迎えております

けど、まだこのことは継続していく必要があるというふうに思っておりますので、地域のそれぞれの伝統的な行事というのを、地域民の皆様方が運営しやすい、そういうことを手助けするのが私どもの役目だというふうに認識しておりますので、この事業は今後とも続けていきたいと思っております。

○議長（並松安文君）

次に、1番、桃北勇一君の質問を許可します。

〔1番桃北勇一君登壇〕

○1番（桃北勇一君） おはようございます。

先日は学校のブロック塀で児童が亡くなる痛ましい事故がありました。学校側は、数年前、教育委員会へ点検を依頼し、目視、打音試験等で大丈夫と判断されておりました。

しかし、そもそもその存在自体が違法だったわけです。あのような場合、建築基準法上、大丈夫なのか、構造的に大丈夫なのか、今、超音波による鉄筋探査の機械もあります。起算日前の既存不適格構造物を含め、今後、二重、三重のチェックを通学路に対し行うべきと述べて質問に移りたいと思います。

最初に、第5期日置市障がい福祉計画についてお聞きいたします。

質問、その1番です。障がい者が自立した生活を送るために、市はどのような環境整備に取り組まれていますか、具体的にお示してください。

2番目に、障がいをお持ちの方が、一生安心して生活できる将来へ対する環境づくりとは何であると市長はお考えでしょうか。

3番目に、現在、特別支援学校へ通う日置市の児童生徒は何人いますか。学校別、小中学校別にお示してください。

4番目です。日置市へも多くの障がいを持った方が市外から、仕事や病院、買い物、観光で訪れます。日本では障害者基本法を初め、移動の円滑化の促進に関する法律や、鹿児島

県には福祉のまちづくり条例があります。日置市においても、市民にやさしいまちづくり条例の制定を目指すべきと考えますが、市長のお考えをお聞きします。

質問2、その1番です。20年後の人口は今より2割ほど減少し、ゼロ歳から14歳は3割減少すると内閣府は予想しています。日置市において、現在と20年後の児童数、生徒数はどのように推移するとお考えでしょうか、お示してください。

その2です。20年後の適正な学校の数をどのようにお考えでしょうか。学校の適正な数をお示してください。

質問3、その1番です。先ほども将来人口に触れましたが、15歳から64歳の人口と65歳から74歳の人口、75歳以上の人口を、現在と20年後、どう予想されているでしょうか、お示してください。

その2です。現在、日置市には多くの施設やインフラがあります。

また、建設予定や工事予定の施設、インフラ整備も予定されています。きょうは現在ある市道や橋について現状と課題、今後の対応をお示ししていただき、1回目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の第5期日置市障がい福祉計画などについて、その1でございます。

障害者総合支援法に基づき、障がいのある方の自己決定を尊重し、みずから望む地域で暮らすことができるよう相談に応じています。自立支援という観点から、居宅介護等を初め、自立訓練や就労支援等のサービスを個々の容体に応じて組み合わせながら、地域社会の一員として暮らせるよう取り組んでいるところでございます。

その2でございます。地域で生き、ともに支え合う交流のまちづくりの推進を基本理念

に掲げる日置市障がい者計画を立てています。障がいのある方が、自宅や地域に根差した福祉施設において尊厳を持って生活でき、ノーマライゼーション意識を持つ地域住民と支え合うことが大切と考えています。

また、経済的自立も不可欠で、就労支援や社会保障の充実なども大きな要因になると認識しております。

3番目は教育長のほうにお答えさせます。

4番目でございます。やさしいまちづくりは、障害者総合支援法や障害者差別解消法、そのアプローチの核になると考えておりました。全ての人がお互いに人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会を実現することを目指しております。

地域共生社会の推進に向けて、ノーマライゼーションとユニバーサルデザインに基づいて、まずは市民の意識づくりを多角的に助成していく必要があると考えております。

2番目の小中学校の20年後の学校数についてということでございますけど、その1でございます。昨年の日置市内の児童生徒数は4,011人であり、平成27年に作成した本市の総合戦略の推計値をもとに算出した平成47年度の児童生徒数は約3,600人となると予定をしております。

2番目は教育長のほうに答えさせます。

3番目でございます。今後のインフラ整備について、その1でございます。平成30年6月1日現在の15から64歳の人口は2万6,375人、65から74歳の人口は7,502人、75歳以上の人口は8,738人となっております。

本市の総合戦略における人口推移は、15歳から64歳の人口は2万2,647人、65歳から74歳の人口は1万5,398人、75歳以上の人口は1万8人になると予想をしております。

2番目でございます。平成28年3月に公

共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点を持って計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行うことで、財政負担を軽減、平準化していくこととしております。

目標数値といたしましても、平成37年度までに施設の保有面積、維持管理コストともに10%削減することとしていることから、まずはこの計画に基づいた公共施設の整備を進めてまいります。

20年後につきましては、引き続き人口減少、高齢化率も加速することが予想されることから、公共施設はさらに縮小すると考えております。

以上でございます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1番目のその3、特別支援学校へ通う児童生徒についてお答えをいたします。

平成30年度に特別支援学校へ通学する児童生徒は、小学部28人、中学部13人、高等部15人の計56人となっております。

学校ごとにということでしたので申し上げますと、県立の串木野養護学校が46人、南薩養護学校が5人、皆与志養護学校が2人、それから、鹿児島大学の附属特別支援学校、これが1人、そして同じく県立鹿児島盲学校が2人の計56人でございます。

続きまして、20年後の学校数についてとということでございます。その2でございます。

人口の推計においては、国立社会保障・人口問題研究所や市のまち・ひと・しごと創生総合戦略において推計をされておりますが、これは市全体の推計であり、各学校区に何人いるかということまではわかっておりません。

教育委員会では、各自治会ごとの年齢別人口の推移や出生者数などにより、入学者を把握している状況でありますので、20年後の適正な学校数については、現在のところ一概には言えないと考えております。

以上でございます。

○1番（桃北勇一君）

先ほどの答弁をもとに、1番目から順番に再質問をさせていただきます。

障がい者が自立した生活や一生安心して生活できる環境とは何か、福祉計画の理念として、個人が人として尊厳を持って家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらずその人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することと書かれています。

具体的な施策として、福祉サービスを活用しながら、自立して生活することのできる制度の充実とも書かれており、私は市に働く場、生活を続けるために働く場、生涯暮らせる家と一緒に考えてやることこそが一番大事なことでと思っています。

自立した生活を続けるために、民間で取り組むNPO法人や団体も数多くあります。第2次総合計画ができて2年が過ぎました。市も抜本的な制度を考えていると思います。

福祉計画の支援の中で、社会参加の促進、親なき後の支援、団体の自立、運営のための側面的な支援を行うと述べています。

相談支援体制、情報提供体制の充実の中に、障がい者への仕事のあっせんも含まれておりますでしょうか。市として、働く場と生涯住める空間を提供する手だてがあるのなら述べていただきたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

障がいをお持ちの方の自立支援につきましては、総体的には第3期地域福祉計画において記載をしておりますが、その中の記述といたしましては、自立支援協議会との連携を図りながら、地域生活支援のための各種事業に取り組むとしておりまして、社会生活力を高めるための支援を行うというふうに記載をしております。

ご質問の働く場につきましては、日置市障

がい者等基幹相談支援センターや就労支援事業所、ハローワークと連携しながら、ご本人の特性に即した働き方を提供できる仕組みを構築しております。

また、住める空間づくりにつきましては、地域移行支援の流れの中で、住みなれた地域で暮らす、またはグループホームあるいは福祉施設等、ご本人の意向に沿った生活空間のあり方を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（桃北勇一君）

先ほどの答弁で、市は仕事のほうのあっせんについても取り組んでいらっしゃるということでしたので、もう一つお聞きします。

就労B型などの支援施設に通う方の場合、軽作業であれば社会で働ける方が多いようです。市はこのような方へ仕事をあっせんする仕組みづくりに何か取り組んでいらっしゃるのですしたら、事例等がありましたらここで述べていただけないでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

市の取り組みといたしましては、先ほどご質問の中でありました就労B型などの就労支援事業所やハローワーク等と定期的に情報交換をするために、日置市自立支援協議会就労支援部会を開いております。

また、平成28年度と29年度には、日置市障がい者福祉大会を開催をいたしまして、その一環として就職面談会を実施しております。

なお、ご質問の就職支援B型は、一般就労に向けた支援を行うものでございますけれども、非雇用型でございますして、地域において継続的な日中の活動の場を提供するという側面が強い傾向がございます。

就労の支援移行といたしまして、日置市市内には就労移行支援事業所が3カ所、継続支援事業所のA型が2カ所、同じくB型が9カ所ございます。

以上でございます。

○1番（桃北勇一君）

先ほども述べましたけど、やはり住む場所、住居が第一の課題だと思っています。

障がいをお持ちの方が市営住宅へ入居を申し込んだ場合でも、現在、日置市は保証人を2人必要だと言います。なかなかこの2人がハードルになっているようです。

1人については、NPOによる保証を市は認めてくれていますが、残りの1人を見つけるのが、障がい者にとってさまざまな理由で大変なハードルがあるようです。

障がいを持った方の保証人について、市はやはり優遇措置のようなものがあるのもいいと思うんですけど、例えばこの件について、国はどのような考えを持っているのでしょうか。

○建設課長（宮下章一君）

障がいをお持ちの方に限らず、特別の事情があると認める場合は保証人が1名でも可能となっております。

特別な事情とは、入居希望者によりましていろいろなケースがあると思われれますが、ご相談をいただきまして、判断させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

先ほどの話ですけど、国は保証人については全廃の方向を持っていらっしゃるようなので、そういう方針がはっきり出た場合は、日

置市においても全廃という方向を示すべきだと思います。

続いて、例えばグループホームを町なかに開設しようとした場合、近隣住民に反対される話はよく聞きます。先日伺ったグループホームにおいても、開設時の苦労は言い尽くせないとおっしゃっていました。

市はノーマライゼーション社会を目指すとして述べています。今後、このような場合、近隣住民の理解を得るため、事業者と協力して取り組むことに対して市は何か考えがありますか。それとも、何か取り組んでいらっしゃるのですしたらここで述べていただきたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

先ほどご指摘がございましたように、全国的にグループホームに限らず、福祉関連施設の建設が、設置の認可後に地域住民の反対によって頓挫をするというケースが散見をされているところでございます。

建築に際しましては、地域特性や必要性に応じて、市としても適宜対応してまいりたいと考えております。

○1番（桃北勇一君）

障がい者の生存権確立運動を展開された横田弘さんの本を少し紹介します。時に、健全者、障がい者を挑発するような言葉を使う人物ですが、なぜ障がい児はまちで生きていけないのだろう。なぜ私が生きてはいけないのだろう。社会の人々は障がい児の存在がそれほど邪魔なのだろうか。はっきり言おう。障がい児は生きてはいけないのである。

また、「われらは愛と正義を否定する」との著書の中で、対談した相手にこうも述べています。自分が生きていて、年間、数百万円の経済的負担を生み出しています。経済的に見ても、社会にとって障がい者の存在ってというのは、やっぱり迷惑ではないですか、

どう思いますかと問いかけています。

今、この問いに対し、市民は答えをしっかりと持っていると思います。今後は市民全員が行動で示す時期だろうと思います。

障がいを持った方が普通にまちに出て、買い物や食事を普通に楽しめる社会に、あと何年かかるのでしょうか。彼らをまちで見かけたとき、時に暗い影を感じる時があります。

日置市は特別支援学校卒業後の学びや交流の場を失うことへの不安を含め、全ての障がいを持った市民の不安を解消するためにも、教育基本法における教育施策、スポーツ施策、福祉施策、労働施策体制の整備・充実を福祉計画に基づきしっかりと図り、市民にノーマライゼーション社会の考えをしっかりと理解してもらい啓発に今以上に取り組むべきだと考えます。

職親委託事業を継続して取り組んでいるところですが、ある自治体では地区公民館等を中核に据えて、障がい者の生涯学習や居場所づくり、社会参加支援等の教育福祉活動を含めた社会生活活動をコーディネートしているとしています。

先ほども述べましたが、民間だけではどうにもならない問題を、市民に身近な地区公民館を活用して応援してあげることも一つの方法と考えますが、市のお考えはどうでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

先ほどのグループホームの件とも関連をいたしますが、以前、日置市内の地区公民館に隣接をして、地区内の社会福祉法人がグループホームを建設するに当たり、地区を挙げて協議が行われた経緯がございました。

同地区では、その結果、福祉ですとか、教育も地域づくりのテーマとして取り組むことが現在まで続いております。

また、ある自治会では、自治会内の社会福

社法人とタイアップをいたしまして、自治会行事や福祉施設行事に相互協力をしているという事例もございます。

このような事例を踏まえまして、地域コミュニティと連動した活動こそが地域共生社会づくり、そして、ノーマライゼーション意識が根づくことの根幹だと考えておりますので、地区公民館の課題に合わせて支援をしてまいりたいと考えております。

○1番（桃北勇一君）

ただいまの答弁で、ますます取り組みに対して積極的に市は取り組んでいただきたいと思っております。

特別支援学校は県の施設ですが、日置市から通っているその多くは日置市の子どもです。先ほど答弁された56名余りの児童生徒が、日置市から通学しているわけです。

現在、日置市において、串木野養護学校にバス通学している児童生徒は41名ほどいます。体育館前から7名の児童が乗り込みます。中には少々肢体不自由な児童もいるようですが、雨の日などは大変な思いをされているようです。

生徒の数次第で停留所が変わるという話も学校からお聞きしています。

しかし、日置市の子どもが利用するバス停なので、特別支援学校や保護者と話し合い、固定した屋根つき停留所の検討はできないでしょうか。

今は難しい場合でも、どこかひさしのある、大型バスがとまれる場所を、市は提供、提案できないでしょうか、お尋ねします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

養護学校は県立ですので、通学経路等は学校で定めることとなります。

例えば伊集院駅北、南口には、屋根つきの乗車スペースがありますので、停留所の変更も想定される場所です。

○1番（桃北勇一君）

先ほど述べましたが、7名という児童が、今、その体育館の横に来ているわけです。7名、みんな車で来ます。その7名の車をとめる場所がまずないと、その停留所へ来れないわけです。

そういう意味じゃ、伊集院駅のあそこの北口の駐車場というのが、7名分の車をとめられるかというのがちょっと疑問に思います。

そのあたり、今後、教育委員会のほうでも少し考えていただければ、日置市の子どもにとっての停留所なので、今後考えていただきたいと思っております。

次に移ります。

障がい者に対し、多くの市民が気づき、気配り、思いやりを持つことで、日置市はますますやさしいまちに、元気なまちに発展すると感じています。

福祉計画の中で、福祉は行政が行うもの、福祉は行政処分に対処するものという市民と市の意識を改めることが、地域福祉に求められていると書かれており、関係者が対等な立場で参加し、相互に理解し合いながら、連携、協力すると書かれています。

そこで少しお聞きしますが、この場合、誰と誰が対等に対応すると、対処すると言われているのでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

地域福祉計画は、改正社会福祉法に基づいて策定をしておりますけれども、その社会福祉法でうたっております地域福祉の担い手は、地域住民、福祉関係者、そして行政となっております。

この三者が支援を必要とする方のニーズに寄り添って、それぞれの能力、立場に応じて役割分担を行い、困り事を解決していくという仕組みになります。

この役割分担について、三者が相互に理解し合いながら対等な立場で連携、協力するこ

とで、地域福祉が展開されるということになります。

以上でございます。

○1番（桃北勇一君）

障がい者は社会的弱者です。そこは連携、協力する際、相手を理解する考えを頭を中心に置いて連携、協力するべきです。既にハンディを負っていることを理解し、取り組んでいただきたいと思います。気づき、気配り、思いやりを中心に据えた施策が、今後、取り組まれることを期待して次に移ります。

今回、点字の誘導用ブロック設置工事を補正で計画してくれています。

しかし、以前報告させていただいたとおり、県道において誘導用ブロックの凹凸がすり切れている箇所や、途中、何らかの理由で途切れていたりする箇所が多く見られます。

目の不自由な方からの相談でしたが、このような事例も、気づきがあれば利用者が声を上げる前に是正できると思います。歩道を歩く誰かが連絡すればいいわけです。県の管轄、市の管轄、障がい者にとって関係ありません。そこに存在するのは誘導用ブロックを唯一の道しるべと利用している視覚障がい者の方の不自由です。

市長は、先日、気配りのまちづくりが大事だと述べられました。条例とまではいかなくても、日置市の福祉政策のど真ん中に、気づき、気配り、思いやり、人にやさしいまちづくり、全市民とともに目指すことも、市長の目指す、住んでよし、訪ねてよし、ふれあいあふれるまちに通じると考えますが、市長の見解を求めます。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、やさしいまちづくり、道路環境でございましたとおり、今回もブロック、点字のものにつきましても、やはり気がついたらすぐいろいろとご報告していただく、それにすぐ対応する、やはりそういうことを

習慣づけていくことが、やはり障がい者の方々にもやさしいまちづくりになるというふうに思っております。

○1番（桃北勇一君）

今、市長から大変前向きな答弁いただきました。心強い限りですが、県道に関して、すり切れている県道に対して、やはり私らが声上げただけでなく、やはり市も県に対して、困っている方がいらっしゃるわけですから協力していただきたいと思います。

次、質問2に移ります。

20年後の児童生徒はまだ生まれていないので、少々答弁に無理もあると思います。

本市は4町合併し、児童生徒が少ない学校から中程度いる学校まで混在し、子どもたちの教育環境が不均衡な状態にあります。第2次総合計画においても、少子高齢化に伴う今後の児童生徒数の減少を踏まえ、適正規模を考慮した学校編成を1次、2次、3次再編として検討していくと書かれています。

昨年からもことしにかけて、日吉地域において小学校統廃合があり、将来に向かい、義務教育学校にも取り組んでいるようです。

そこで、きょうは望ましい教育環境の要件、学校の適正規模、適正配置の基準、中長期的な学校の配置を述べた上で、方向性についてお聞きしたいと思います。

先日の合併後の効果についての答弁で、20人から30人のクラスになったことを述べておられました。小規模校、中規模校にはそれぞれメリット、デメリットがあります。

デメリットについては、それぞれの学校において先生方の努力や保護者、地域住民の協力によりデメリットを解消し、教育環境の充実に努めるとは思いますが、学校の規模に起因するデメリットは、先生、保護者、地域住民だけでは解決することが容易ではありません。

現在、小規模中学校においては、部活動についても選べない現実や、少ない先生方で専

門外の教科を受け持ち、授業を何とかやりくりしている現状があります。3年間有効の臨時免許による対応で、夏休みとかを利用し、研修はされているようですが、そこはやはり4年間勉強してきた先生方と臨時免許で対応する先生方の教育の質に大きな差があると思います。

中学校においては、主要5教科にそれぞれ複数の教員を配置、かつ全教科に専門の教員を配置できる規模を検討するのか、または幾つかの学校をかけ持ちしていただくことで、教育環境の平等性を確保していくべきと考えます。

まずは保護者、学校、有識者を交えた教育のあり方を早急に検討するべきと思いますが、見解をお聞きします。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えします。

全教科の教員を配置するには一定規模の学級数が必要となり、少子化の現状では学校再編が必要となってまいります。

再編をするかしないかについては、住民の合意形成が必要となりますので、当面は小規模校においては複数教科担当の教員の確保、または複数の学校を兼務する非常勤講師の配置を県に要請することになります。

○1番（桃北勇一君）

今の答弁を伺いましたけど、結局、その答弁自体が教育の不均衡を醸し出しているような感じに受け取れます。やはりそこは今後課題になりますけど、やはり考えていただきたいと思います。

質問2に移ります。お手元の資料を見ながらちょっとお聞きください。

義務教育法によれば、1学級の児童生徒の数は、小学校1年生で35名、2年生から中学校までは40名が基準となっています。

また、学級数も施行規則で、小中学校ともに12学級以上18学級以下を標準とすると

書かれています。

次に、通学距離ですが、これも施行規則で、小学校においてはおおむね4km、中学校においては6kmと書かれています。しかし、スクールバスを使えばどうでしょうか。文科省の手引きによると、おおむね1時間以内と書かれており、およそ30km以内が大体検討の距離だと思います。

小規模校の教育上の弊害を考えた場合、20年後の学校統廃合は避けて通れない課題であると思います。

先ほどの数字と現在の児童生徒数の今後の人口減を計算してみました。現在の生徒数が、小学校においては2,700名、中学校においては1,300名、これに人口減少率0.7を掛け、適正児童生徒数規模で割ると、理論上ですが日置市における適正な学校はお手元の資料のとおりとなります。

現在ある小学校15校は、5から6校が適正であるが、今後の人口減によっては3から5が適当になる。中学校は現在7校ありますが、2から3校が適正であり、20年後は2から3校が適正であると出ます。

これ、1学級で40人で計算するともっと少ない数になるんですけど、通学距離等も、先ほど述べたようにスクールバスを使えば、配置にもよりますが、決して通えない通学距離ではありません。

市長が考える適正な数については、先ほど答弁いただきましたけど、学校再編問題は地域住民感情を交えた複雑な問題です。

先ほど述べた学校数が正しいからと、そうすべきだと言っているわけではありません。しかし、きょうは将来避けて通れない、今後、取り組んでおくべき課題に対する一つの意見として述べておきます。

現在、校舎建てかえが進んできているわけですが、検討次第で将来校舎があいてくるわけです。今後の校舎建設に関しては、学校の

あり方を十分検討していただき、工事に着手するべきと考えますが、市長、いかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、推計のとおり、20年後は少々わかりません。数じゃ計算ができます。

ですけど、今、議員がご指摘のとおり数だけじゃ済まない、地域の実情というのもございます。そういうものを含めて、やはり、今後、耐震化するそれぞれの学校建設のことについては、十分、その20年後も見据えた中で建築していかなきゃならないというふうに認識しております。

○1番（桃北勇一君）

質問3に移ります。

吹上の体育館に輻射式の気流を起こさない冷暖房機械設備工事が進んでいます。

また、サッカー場建設工事も始まろうとしています。東市来にも、伊集院にも立派な運動施設が数多くあります。市内外から多くの利用者が訪れています。

しかし、先ほど答弁いただいたとおり、今後利用するであろう15歳から64歳の日置市における人口は、20年後には4,000人減ると言われました。私の計算では、これ6,000人減る話になります。ふえるのは75歳以上だけの予測です。

施設を利用する人は確実に減っていきます。税収は減り、人口も減り、固定費はふえる中、収支を計画どおりにもっていくためにも、長期の予想を立てて、都市計画、地域計画、施設利用計画遂行を加速化させる必要を感じます。

すぐにでも取り組むべき課題として、3月議会でもお聞きしましたが、広域連携や施設を利用する団体へ早期に働きかけ、活発に誘致するべきと考えます。

利益を出せと言っているのではありません。計画している市の負担が予想以上にふえるの

ならどうするのか、どこかに集約するのか、規模を縮小するのか、このような問題を市長はどうお考えになっているかお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今後の公共施設のあり方でございますけど、今、ご指摘のとおり本当に20年後、本当に人口減少する中におきまして、使う方と言いますか、使用する方は大変少なくなる、逆に今言ったように70歳以上のほうが人口はふえていきます。

ですけど、やはりこれらの公共施設、それぞれ周辺市町村とも十分協議もしていく必要があるかというふうに思っております。

ですけど、それぞれ私ども4町の合併したまちでございますので、どこかの施設をなくせば大変大きな問題で、また議会からもやんや質問が来るのも事実でございます。ここあたりをどうして今後それぞれだめにしていくのか、これはちょっと時間も必要といたしますので、十分そのときに考えさせていただきたいというふうに思っております。

○1番（桃北勇一君）

関連しますが、施設利用促進協議会には、関係団体へしっかり働きかけていただいて、結果を報告していただきたいものです。

3月議会の市長答弁の中で、利用促進協議会と一体となって運営誘致計画、どこが主催していくのかを検討していくと述べられています。そのあたり、大変我々も気になります。促進協議会の活動報告のようなものを取りまとめていらっしゃるのでしょうか、お聞きします。

○市長（宮路高光君）

特に、施設利用促進協議会、これは吹上町でできたものでございまして、それを私ども日置市になってからも拡充して、それぞれの協議会で使ってもらっております。

それぞれ、この誘致活動、私、自分自身も

年2回ほど、福岡方面と宮崎方面、そういうところにも学校訪問をさせていただいております。

大変、どこの市町村も、この誘致については大変難しいというふうには認識しておりますけど、特に今後におきまして、この利用促進協議会、これを充実していくことが、やはり私ども交流人口を大きくする、大きな一つのことになりますので、今後、このことについては十分、予算措置も含めて考えていかなきゃならないというふうに思っております。

○1番（桃北勇一君）

今、市長が述べられたとおり、促進協議会の充実というのは、やはり日置市にあるこういう施設の運営を考えた場合、大変重要な課題になりますので、ぜひ充実した活躍できる体制を整えてほしいと思います。

下水道に関しては、ストックマネジメント等で少しずつメンテナンスしているようですが、800kmあるという上水道のメンテナンスはどうなっていますか。

ちょうど鹿児島から兵庫県姫路市あたりの距離だと思いますが、漏水箇所の工事だけで次世代に負の遺産、隠れた借金を負わせるべきでないと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

特に水道、このメンテナンス、今、私どもは指定業者の皆様方と一緒に漏水を含めて維持管理をしているのは事実でございます。

今後におきましても、やはり定期的に関することについて協議をしていかなきゃならない、特に改修時期に入りますし、その中で特に道路とかいろんな問題につきましても、水道というのも一緒に付随してくることでございますので、十分、今後、このことについても、メンテナンスを含めて考えていく必要があるというふうに思っております。

○1番（桃北勇一君）

先日も関連する質問が出ていましたが、市道協の植木の管理費だけで年間700万円ほどかかっております。市の負担を考えた場合、市が管理維持すべきかどうか、そろそろ考える時期に来ていると思います。

全てとは言いませんが、現在ある植栽を残すか残さないか、自治会に考えてもらい、残さない場合は、管理しやすいように土の状態に戻すか、セメントで覆うかし、残す場合は、管理費を支払って自治会へ委託するのも一つの方法と考えますが、市長のお考えをお聞きします。

○建設課長（宮下章一君）

植栽の管理につきましてでございますが、植栽の管理は大変苦慮しているところでございます。

植栽の撤去により減らしていく方法、それからまた、議員が言われるように自治会の協力が得られれば、自治会に委託することも一つの方法と考えます。

植樹帯の管理につきましては、今後、自治会等の意見も聞きながら、方針を決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（桃北勇一君）

人口減少、超高齢化社会を迎えるに当たり、今後、橋の長寿命化やかけかえが間に合わなかったり、道路によっては管理できないため、通行止めにしたりの場面が何年か後には出てくるのではないかと懸念しております。

道路舗装に関しても、今後、新規の道路舗装やアスファルトのやり直し、オーバーレイ等、難しくなるのではないのでしょうか。

人口減少が進む限りは、よほどのことがない限り、徐々にですが予算は減っていきます。しかし、日置市の面積は変わらないし、今ある施設を全て残せば維持費も変わらないわけです。インフラ整備だけに限らず、全てにおいて今まで以上にめり張りのある長期の計画

を市民に示すべきと考えます。

このまちがどう変わるのか、残されたインフラの維持、整備、少子高齢化、広く財政を考えた場合、未来へつなぐ市政運営に市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。お答えしていただき、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

現在、1,287の市道もございまして、また263の橋梁、このようにして多くの維持管理をしなきゃならない部分もいっぱいございます。

それと、地域住民との話し合いも大事なことでございまして、オーバーレイ、それにいたしましても、本当に今までよりもやはり丁寧に使っていただかなければならないのかなと思っております。

1年でも長く長寿命化という部分の中で取り組みをしながら、それぞれの公共施設の維持管理というのを十分検討し、また、市民の皆様方にもこのことをきちっとお示しをしていく必要があるというふうに認識しております。

○議長（並松安文君）

次に、9番、中村尉司君の質問を許可します。

〔9番中村尉司君登壇〕

○9番（中村尉司君）

皆様、お疲れさまでございます。一般質問も3日目、あと2人というところまでまいりました。皆さんお疲れだとは思いますが、最後までおつき合い願いたいと思います。

それでは、私はさきの通告に従いまして、2項目について質問いたします。

まず初めに、明治維新150周年記念、島津義弘公没後400年記念についてであります。

今回のこの質問は、平成28年の12月議会で私が質問した内容でもありますが、その後の経過を確認する意味で再度質問をさせて

いただきます。

NHKの大河ドラマ、西郷どんも放送が始まり、半年近くたち、県内各地で西郷どんブームが巻き起こっておるようですが、鹿児島県の視聴率は飛び抜けていいものの、全国の視聴率は伸び悩んでいるようであります。

しかし、先月、5月23日には、西郷どん大河ドラマ館の入場者が20万人を突破しました。開館131日目の達成は、篤姫館の153日目より早いペースであります。

県は5月31日、4月の観光動向調査結果をまとめ、大河の放映効果、宿泊1.5%増であったと報告し、今月12日の県議会一般質問の答弁で、大河ドラマ館が篤姫館を上回る人気、維新ふるさと館は西郷どんの放送が始まった1月以降は倍増していると、テレビや新聞で報道がありました。

そのほか、毎日のように西郷どん、明治維新150周年記念関係の報道があるような状況で、なかなか盛況であるようであります。過去の大河ドラマは鹿児島に多くの観光客を呼び込み、大きな経済効果につながっております。九州経済研究所によりますと、1990年の翔ぶが如くで183億円、2008年の篤姫では262億円に上る効果があったようであります。

今回は明治維新150周年記念の節目と重なり、相乗効果も期待できると言われており、全国の注目度も格段に高まっていると思われれます。

そのような中、本市において今現在の経済効果や交流人口の状況、訪れた人に満足してもらえているか、その効果はどうでしょうか。

そして、西郷どんの第1回目の放送で、妙円寺詣りが取り上げられ、毎回の放送で最初の音楽に合わせて妙円寺詣りの場面が出ており、見ておられる方の関心も高いのではないかと思います。

来年の節目の年につなげるため、明治維新

150周年記念の妙円寺詣りフェスタや行事、大会は考えておられないか。

そして、ことしから参加者や来客がふえた場合、街道や会場、駐車料、そして接客など、今後どのような対応を考えておられるか、市長、教育長に伺いたいと思います。

そして、来年の2019年は、島津義弘公没後400年の記念すべき年を迎えます。平成28年の12月議会で同じ質問をさせていただき、答弁をいただいたわけですが、いよいよ来年に向けて、具体的な計画を立てていかなければならない時期に来ていると思われまます。本市独自の計画や義弘公と縁の深い4市町でつくられた三州同盟会議と連携した記念事業の計画は進んでいるのか。

そして、島津義弘公や妙円寺詣りなどを検証する施設はつくれないか。市長、教育長に伺いたいと思います。

次に、郷土愛の持てる教育についてであります。この質問は、私が市議会議員に初当選した年の平成25年6月議会におきまして、初めて行いました一般質問であります。

当時、教育長は田代宗夫氏でした。教育長がかわられましたので、改めて奥教育長のお考えをお聞かせいただきたく、再度同じ質問をさせていただきます。

私は、子どもたちに、このまちに生まれてよかった、ここで育ってよかった、住んでいてよかったと思えるような郷土愛の持てる、地域に根差したすばらしい歴史と文化を伝承し、そして風格ある教育が必要であると思えます。

そうすることによって、子どもたちにこのまちに対する愛情を深めてもらい、例え進学や就職でこのまちを離れても、いずれこのまちに帰ってくるんだ、帰ってこれなくとも、まちに貢献するんだというような気持ちを持ってもらえたらと思っております。

吹上地域の伊作、亀山城に生まれ育ち、衰

退した島津本家を立て直し、島津氏中興の祖とたたえられた島津日新公忠良に育てられ、亀丸城で生まれ、伊集院一宇治城で育った孫の島津義久、義弘、歳久、家久、四兄弟も学んだ日新公いろは歌の教えを規範とする郷中教育を学校教育に取り入れられないか。幕末には、西郷隆盛、大久保利通など多くの偉人も輩出しており、大河ドラマ、西郷どんにも取り上げられているすばらしいこの鹿児島県教育法を、日置市の子どもたちの一体感を醸成するため、日新公いろは歌の暗唱などを全市で取り組めないか、教育長の考えを伺いたいと思います。

以上、2項目の答弁を求めまして、私の1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の明治維新150周年記念、島津義弘公没後400年記念についてのその1でございます。

大河ドラマ放送による効果ですが、西郷どんゆかりの地などを訪れる観光客は微増という状況でございます。妙円寺詣りの対応につきましては、県補助事業を活用して、妙円寺詣りフェスタウォークリーをさらに拡充するよう実行委員会に提案し、誘客促進を図りたいと思っております。

2番目でございます。平成31年度、没後400年の記念事業については、三州同盟会議の構成市町村で現在計画を検討中でございます。本市といたしましても、この三州同盟会議の記念事業を中心に取り組んでまいりたいと考えております。

また、義弘公、妙円寺詣り等を検証する観光施設の建設については、今のところ考えてはおりません。

以上でございます。

〔教育長奥善一君登壇〕

○教育長（奥善一君）

それでは、お答えをいたします。

まず、明治維新150周年記念、島津義弘公没後400年記念についてでございますけれども、その1です。

大河ドラマ、西郷どんの放映により、妙円寺詣りの場面が放映されるなど、薩摩やその時代の偉人たちを通して多くの方々に関心を持ち、興味を抱いていると感じております。

教育委員会といたしましては、妙円寺詣り行事大会として、武道大会等の開催に携わっており、今まで以上のおもてなしの気持ちで歓迎をしたいと考えているところでございます。

その2でございます。三州同盟会議を担当する商工観光課からの、先ほどの市長の説明もございましたけれども、教育委員会といたしましても計画に沿って連携をし、事業実施に向け、協力をしていきたいと考えているところでございます。

それから、2番目の郷土愛の持てる教育についてでございます。島津日新公については、「ひおき学」の学習で、郷土の偉人の一人として人物や功績等を学習しております。

いろは歌についても、各学級に一組ずつかるたを配布し、かるた取り遊び等を通しながら、発達段階に応じて歌の内容を学習しております。

今後もこの「ひおき学」の学習を中心に、風格ある教育を推進をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○9番（中村尉司君）

ただいま一通り答弁いただきましたので、2問目に入らせていただきます。

ただいまのご答弁で、西郷どんゆかりの地の跡を訪ねる観光客は微増というお答えでしたが、ということは、少しはいい方向に効果があらわれてきているというふうと考えていいということであると思います。私は本市へ

の交流人口はふえてくると思います。

このような節目、節目の記念事業は一過性に終わらせないように、少しでも持続できるようにいろいろな策を講じる必要があると思います。特に来年の島津義弘公没後400年に向けてつなげていく必要があると思います。

そこで、先ほどのご答弁で、県の補助事業を活用して、妙円寺詣りフェスタウォークリーをさらに拡充するよう実行委員会に提案し、誘客促進を図るということでありましたが、その具体的な内容はどのようなものになるか伺いたいと思います。

○商工観光課長（脇 博文君）

お答えします。

明治維新150周年記念「かごしま明治維新博活性化推進事業」という県の事業を活用いたしまして、西郷どんに出演された俳優さん等を招聘いたしまして、ウォークリー参加やトークショーを計画する予定でございます。以上です。

○9番（中村尉司君）

県の事業、これはもう市を通らず、直接、実行委員会にということで予算は考えてよろしいわけですか、伺います。

○商工観光課長（脇 博文君）

今申し上げた県の事業におきましては、実行委員会のほうに県から補助金が流れるということでございます。

以上です。

○9番（中村尉司君）

今度の6月補正でも予算措置が何もなかったもんですから、急に出てきたもんでびっくりしたんですが、それでお聞きいたしました。

この西郷どんで、先ほど私が申しました妙円寺詣りが取り上げられています。今後、これを機会に妙円寺街道を歩く方がふえてくると思います。

先日の22日の一般質問で、3番議員が街道の除草のことに触れておられます。これは

県道のことのようでしたが、平成28年12月議会で、私が質問いたしました、一部、土橋から清藤まで昔のまま残っている旧薩摩街道、これの整備はどうなのでしょう。

そのときの市長の答弁では、このことを全面的にどういう形の整備をしていくか、今のところ計画はないわけでございますけど、またいろんな事業等がえられる場合について、今後、一つの整備の手法はあるというふうにも思っておりますので、その時期が来る中におきまして、特に農道というのもありまして、どういう形でできるか、ちょっと今は約束できませんけど、何らかの形ではやっていかなきゃならんというふうに思っておりますというご答弁でございました。

今回のこの県の補助事業もいただけたということで、それは実行委員会にということなのですが、先日、私もこの今申した薩摩街道、歩いてまいりました。

どういうふうになっているか。草や竹が繁茂したり、路面に穴があいたり、民間の方が立てられた案内板、そういうのも柱が折れて倒れてある状態、ことしは早目に整備をしていかないといけないんじゃないかと痛感したわけですが、この部分の整備、これを今後どうされるおつもりなのか伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

まだ、今、具体的にどういう方向でするかというのとはしてありませんけど、当日までには、基本的にやぶが茂っておる、また若干の路面が悪い、そういう手直しぐらいはやっていきたいと思っております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を午後1時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（中村尉司君）

先ほどちょっと聞き落としていたんですが、この県の補助事業で実行委員会にということ、そちらのほうに予算が上がってくる、実行委員会というののはどの実行委員会なんですか。その確認と、それからもう少し具体的に内容がわかればお示してください。

○商工観光課長（脇 博文君）

お答えします。

実行委員会と申し上げるのは、妙円寺フェスタの実行委員会のことでございます。

詳しい内容につきましては、まだ内容がはっきりとわかっておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、西郷どんに出演した俳優の2人をお招きしまして、ウォークリー参加や、それからイベントトークショーを行う計画でございます。

以上です。

○9番（中村尉司君）

先ほどの薩摩街道の整備の件ですが、一部、薩摩街道と重複している中山間地域総合整備事業の集落道路整備の進捗状況と伺いますか、余り進んでいないようですが、どうなっていますでしょうか、伺います。

○農地整備課長（東 広幸君）

当該道路につきましては、五本松集落道としまして県が整備を行うもので、延長457m、幅員4mで薩摩街道部分は約200mとなっております。

現在、用地交渉中ですが、残りが3筆ほどでございます。用地が完了すれば県が工事を実施する予定としております。

以上です。

○9番（中村尉司君）

用地があと3筆ということでしたが、来年の妙円寺詣りの時期とかに工事が発注とか、工事の施工のほう为重なるという、そういうこともあり得るわけでしょうか、伺います。

○農地整備課長（東 広幸君）

用地につきましては、県から委託を受けてまして市で実施しておりますけど、相続関係等もありまして、今後も継続して交渉していきたいと思っておりますが、工事につきましては、県のほうの方針として、全ての用地交渉が完了してから工事を実施するというので、今現在、30年度の工事予定には入っておりません。

今後、用地が完了した時点でまた県のほうが進めると思います。

以上です。

○9番（中村尉司君）

分かりました。とにかく妙円寺詣りなどにかかって、通れなくなるということだけはないように、県のほうにも要望を上げていただきたいと、つないでいただきたいと思っております。

それでは、この薩摩街道の整備のことで一つ提案があるんですが、来年の島津義弘公没後400年記念という事業もありますので、それにつなげるためにも、この旧街道の五本松茶屋跡のところに、市長も歩いておられるのでご存じだと思います。今、民間の企業の方が大変立派な看板と、それから説明板をつけておられるんですが、あの場所に歩いてこられる方を温かく迎えるために、あずまやとか、ベンチとか、そういう休憩できる施設、そして、市長もご存じのあの場所からは、桜島が雄大に見えるわけです。いや、今は見えません。昔は見えておったそうです。

その桜島が見えるように、今、杉とか樹木が繁茂していて見えないわけですが、もう一度あの桜島が見えるようにできないか。大名行列も西郷や大久保、小松帯刀、篤姫、坂本龍馬も、あそこで桜島を眺めながらお茶を飲んで休んだ場所でもありますので、私は必ずや観光名所になると思います。江戸時代の雰囲気を残している街道のあの場所だけでも整備ができないか、市長に提案したいと思いま

すがいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に提案はいいというふうには思っておりますけど、財源をどうしていくのか、ただ単独でするのか、単発的にそこだけするのか、やはりそこに含みました長期的にやはり全体的な増した中の一部のどのようするのか、まだここあたりまで十分検討しておりませんので、今後の課題だというふうに認識しております。

○9番（中村尉司君）

提案はいいということでもございましたので、でき得れば来年の節目の年に合わせて、もしくはその節目の年を契機に、整備ができるようにしていただければと期待するところでございます。

また、今後、この節目の年を無駄にせぬようにつなげていくために、交流人口の増を図る、街道を利用される方をふやすためにも、あの道路をふだんも歩かれる方が、街道を歩かれる方がおるということですので、1年中歩くことができるようにしていただければ、さらにいいことではないかというふうに期待しております。

明治維新150周年と義弘公没後400年記念とつながっていくわけではありますが、義弘公の没したのは、亡くなったのは1619年の7月21日であります。ということは、もうあと1年ちょっとなれば没後ということになるんですが、このことについて、ことしの妙円寺詣りなども利用して、ことしからPRや周知を図らないといけないという時期に来ていると思われま

す。妙円寺フェスタ、それから行事大会、この中で来年に向けての周知等を図れないか、市長と教育長に伺いたいと思っております。

○商工観光課長（脇 博文君）

今後のPRにつきましては、市のホームページや市報、それから、お知らせ版等の広

報媒体を活用して啓発してまいりたいと考えております。

○教育長（奥 善一君）

来年度の義弘公没後400年に向けては、議員もおっしゃいますように、やはり内外にPRをしていくことはとても大事だと思っております。ただいまもございましたように、関係課とも連携を図りながら、私どももそれは取り組んでいきたいなと思っております。

○9番（中村尉司君）

大いに啓発、PRをしていただければと期待しております。

平成28年の12月議会で、私が義弘公没後400年記念事業に出したプランがありました。薩長土肥スタンプラリー、平成の薩長土肥連合ということで、県がやっておる、今、事業なんです、鹿児島県、山口県、高知県、佐賀県の指定の観光施設をめぐるスタンプを集めて応募すると、抽せんで素敵な商品をプレゼントをするというもので、スタンプを集めながら4県の歴史や文化に触れてみる事ができるという企画であります。

各県の特産品詰合せ4万円相当や偉人グッズがもらえるということで、若い女性や歴史ファンに人気になっています。ことしいっぱい、これは明治維新150周年に合わせてやっておるわけですが、これの三州同盟会議版をやってみられたらどうかということで提案をしております。

えびの市から吉都線で、それから湧水町から肥薩線、そして始良市から日豊本線、鹿児島本線に乗り換えて日置市へとJRを使って各地をめぐる、スタンプを集めて応募してもらおうというような企画をやってみたらいかがですかというふうに提案したわけですが、市長の答弁でも、一つのいいプランだというふうに思っております。さっきもありましたとおり、こういう議題を今後の会議の中で、またそれぞれのほかの市町もござい

るので、こういうご意見を賜りながら、今のご意見というのも拝聴して、その提案の中に入れていきたいと思っております。今、ここでできる、できないというのはちょっと確言できませんので、提案していくということだけをお聞きいただきたいと思っておりますというご答弁でありましたが、私のこの提案いたしましたプランはその後どのようになっておられるでしょうか、伺います。

○商工観光課長（脇 博文君）

来年度事業について、三州同盟会議で提案をさせていただき、今後検討させていただきたいと思っております。

○9番（中村尉司君）

ぜひとも、市長もいいプランであるというふうに言ってくださっておりますので、三州同盟会議で採用されるように努力をしていただきたいと思います。

それから、義弘公の没後400年、この事業を三州同盟会議で今から企画をして計画をしていかれるということなんです、私の提案になるんですが、国民文化祭が3年前にございました。

あのときに伊集院小学校の校庭を使って、関ヶ原合戦のシーンの再現をするということで計画、準備されて、もうするということろまで来ておったんですが、雨が降りまして、文化会館で場所を移してやったと、あのときに市政10周年を記念して、私も所属しております県下で、本土で唯一の火縄銃の鉄砲隊、薩摩日置鉄砲隊も結成いたしまして、そして小学校の運動場で演武をするということになっておりましたが、これもまた雨のせいで中央公民館の前庭ということになって、大変残念に思ったところでございました。

この関ヶ原合戦の再現、これをでき得れば今回の没後400年の事業に当てて、国民文化祭でできなかった分も挽回してやっていただければというふうに提案をいたしたいと思

っておりますがいかがでしょうか、伺います。

○商工観光課長（脇 博文君）

記念事業につきましては、妙円寺詣りの時期に合わせて本市で開催できないか、三州同盟会議に提案していきたいと考えております。

○9番（中村尉司君）

この三州同盟会議の4市町あるわけですが、これについてメインになる会場とか、メインになる事業、場所、こういうのが決まっているとすれば、これはやはり私は日置市でやっていただかないといけないというふうに思っております。

鹿児島の三大行事の妙円寺詣りもここでやっているわけですので、没したのは確かに加治木の館でございましたが、菩提寺は伊集院にあるわけですので、妙円寺でございますので、この開催場所のメイン会場というのは、今後どういうふうに考えておられるか、市長の考えを伺いたいと思います。

○商工観光課長（脇 博文君）

メインの事業が今どこで行われるかは、現段階では確定はしておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、そういった妙円寺詣りの時期に合わせて本市で開催できたらということで、これも三州同盟の会議のほうへ提案してまいりたいと思っております。

○9番（中村尉司君）

国民文化祭のときの関ヶ原合戦の再現のほうも、ぜひとも提案をしていただきたいと大きく期待したいと思います。

それと、義弘公や妙円寺詣りを検証する施設をつくれないうこと、今回質問をさせていただいたわけですが、これも平成27年の6月議会で、私が郷土の歴史や伝統文化の総合的な検証施設をつくれないうこと、質問させていただいた。

市長は答弁で、大変財政的に難しいと、維持管理にも経費がかかるというふうなことでありました。

ですが、また、私、少しちょっと規模を縮小させていただいて、妙円寺詣りと義弘公に限ってということでまた提案をさせていただきました。

また似たようなことを言うわと市長は思っておられると思いますが、この提案に当たっては、市長が答弁の中で4地域に出向いていただき、それぞれの歴史や文化的施設等をめぐってもらうことが、より地域活性化につながるものと考えておりますというふうに答えられて、その方針のもとに、今回、日吉支所が庁舎ができたわけですが、あの中に歴史資料室をつくっていただいたということで、大変ありがたく思っております。

このこともありますが、維持管理などの経費、そういうのを抑える、私が前回質問したときには、場所を設けて施設をつくってというような形で、大規模にじゃないですけど、日置に総合的な施設をつくりましょうというふうな提案をしたわけですけど、今回、私がそういう維持管理の経費を抑えるために、私も、今、監査委員をしているもんですから費用対効果も考えないかん、そして、最少の経費で最大限の成果を上げないかん、入るを量りて出ざるを制す、財政の基本でありますけど、そういうことも考えて、この伊集院の本庁舎に義弘公、そして妙円寺詣りを検証する施設をつくれないうこと、もう別につくるということになるとお金も経費もかかります。ということで、また提案したい。

そして、本庁舎の耐震補強、それから、増改築も今から見込まれると思います。今すぐすぐにでなくていいです。そういう計画ができてからでは、もう私が言っても遅くなりますので、早目に言っておこうと思って言っているわけですが、そういう計画ができるときに、頭に入れておいていただいいてつくる方向に考えていただけないかと。私も市民のため、市のためと思って一生懸命考えておるわけで

す。市長の方にはなかなか、色よい返事をいただけませんが、そういうご提案をさせていただきたい。

そして、その財源について、ことしに入ってから阿久根市なんですけど、朝日新聞の記事を見ておりましたら、寺島宗則の旧家、これを観光拠点に整備する、企業版ふるさと納税で整備するという記事がありまして、そしてつい先日、6月9日の南日本新聞にも、寺島宗則の旧家整備へという記事がカラー写真入りで載っておりました。

私、早速、これ商工観光課の所管だということで電話で聞いてみました。

そしたら、あちらの課長さん、女性の課長さんだったんですけど、丁寧に対応していただきまして、阿久根市も財政が非常に厳しいと、ですが、郷土の偉人の功績を市民に再認識してもらい、観光客との交流の場になるよう整備を進めたいという市の方針もあります。

そこで、この企業版ふるさと納税を使って、そして納税をいろいろな企業にお願いして、それを原資にこの施設整備をしようと、それだけじゃなくて一般のふるさと納税も使われるということでした。

あちらの課長さんが、日置市の企業のほうにも協力をしていただけるようお願いしてもらえませんか、あべこべに、私、頼まれてしまいましたけど、いやいや、私もできることは一生懸命させてもらいますので、いい方向へ進むように、いい先進地になるようにということでお話して、お互いに励まし合ったわけでございます。

だから、こういうのを財源にしてやれば、また少しいい方向に考えられるかと思っております。市長のお考え、何かあれば伺いたいと思います。

○商工観光課長（脇 博文君）

そのような施設がもしできるとしたら、観光客が増加するということが見込まれるわ

けですが、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、今の段階では、そういった施設については建設の予定は考えておりません。

以上です。

○9番（中村尉司君）

教育長にも、こうなれば教育長を口説くしかないんですが、お聞きしたかったんですが、もう時間がありませんので、もう次に移りたいと思います。また、次の機会にでも質問をさせていただければと思います。

郷土愛の持てる教育についてでございます。

私がこだわるのは、初めに申しましたように、子どもたちにこの日置市をすばらしいまちであるということを植えつけたいということでありまして、日置市のためになる子どもたちを育てていただきたい、そうすることによって、このまちに住み、また住めなくともこのまちの発展に尽くしてほしい、そのためには特色ある教育をしてもらえたらということでもあります。

「ふるさと学」というようなことも答弁されておられますが、やはり昔ながらの、昔やっていた、それをできるだけ忠実に再現したような形で、でき得れば薩摩の伝統、鹿児島島の伝統でございますので、西郷、大久保が習っていたときのことを今の子どもたちにも、そういう近いものをさせていただきたい、そういうのが私の気持ちであります。

議長にお許しを、許可をいただいておりますが、薩摩いろは歌、これは日めくりのカレンダーになっております。私も毎日、息子にこれをめくらせて、声に出して暗唱させて、意味も書いてございますので、意味も声に出して読ませて、そして玄関を出る時には、負けるな（発言する者あり）お互いに親子で唱和して、きょう一日頑張っといよと出しているんです。

ですから、こういうことを、もう時間が来ましたが、子どもたちに今後指導していって

いただければと思います。

ことは、日新公の没後450年、この記念を南さつま市が教育委員会を挙げて一生懸命取り組んでおります。これについて、今後、没したのが12月13日でありますので、日置市教育委員会として何か記念事業ができないか、そのことをお尋ねして私の一般質問を終わりたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

日新公の没後450周年にちなむ行事というのは、特に今のところは考えていないんですけれども、隣の町であるということは存じ上げておりますし、吹上の子どもたちがこれに参加をして取り組んでいるというのも聞いております。

こういうのをできるだけ一つの学習として、ぜひ各学校でも浸透させていければいいなという事は思っております。アイデアをいただきましたので、また我々としてもいろいろ工夫はしてみたいなと思っております。

それと、郷中教育につきましては、前・田代教育長が、「ひおきふるさと教育」ということで、情熱を持って立ち上げて現在に至っているわけでございます。これをぜひ継承をしていきたいというふうに思いますし、学校教育だけではなくて、これは社会教育も含めて、あらゆる場において現在の子ども会活動もそうですし、それから郷土芸能の伝承活動もそうであります。そういったものを全て引くくめて、子どもたちを地域で育てていけるような、そういう機運というのは盛り上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

次に、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

6月定例議会、一般質問3日目、本日最後

の登壇となりました。私は社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、53回目となります一般質問をいたします。

初めに、保育運営の人材育成と環境整備について4点質問いたします。

今、少子化が進む中で保育士不足が指摘されています。本市の現状と運営上の課題はないのか伺います。

2つ目、国も今、保育士への処遇改善に向けて取り組んでいます。処遇改善加算金と本市の保育士等の処遇改善にどうつながっているのかお伺いいたします。

3つ目です。保育園の運営上の課題について、保護者から市に苦情等が寄せられていないか伺います。

2つ目でございます。学童保育、放課後児童クラブが利用しやすい環境整備について、2点について質問いたします。

1つ目、学童保育は各小学校区を中心に設置されています。利用、運営面における現状とサービスを提供する上での課題は何か伺います。

2つ目です。学童保育の指導員の不足が一部施設であるようでございます。利用する上での影響はないのか伺います。

次の質問いたします。3つ目です。

学校再編で閉校になった旧小学校の管理について2点質問いたします。

1つ目です。ことし4月から閉校になりました日吉地域、旧3小学校、日新、住吉、吉利の管理は、現在どうなっているのか伺います。

2つ目です。閉校後の学校によっては面積が広く、地元管理が難しい現状もあります。管理費の計上、跡地活用等、市の見解を伺います。

最後に、4問目の質問をいたします。

川内原発の安全対策について、3項目質問

いたします。

1つ目、川内原発の再稼働の同意は、現在、県、立地自治体の薩摩川内のみであります。5月6日の南日本新聞の県民世論調査においても、再稼働の同意の対象自治体の拡大を求める県民世論が66%となっております。本市の市長としてどのように考えているのかお伺いいたします。

2つ目です。安定ヨウ素剤の本市の現状と配布に向けて課題は何か伺います。

以上は市長にお伺いいたします。

最後に、3つ目です。6月9日土曜日に、市内30km圏内の小中学校で、原発事故に関する避難訓練、引き渡し訓練等が実施されましたが、その目的と課題は何か、教育長にお伺いいたしまして1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の保育運営の人材育成と環境整備について、その1でございます。

保育士不足は全国的に喫緊の課題です。本市におきましても、現在、各保育所のご努力により、定員に対する保育士は確保できております。

今後、保育需要の増加や新制度による職員配置に伴い、不足する場合も想定されますので、園長会と連携をとりながら確保の支援に取り組みます。

2番目でございます。処遇改善制度に基づき、各園についてベースアップ等の処遇改善加算に取り組まれており、人材確保や意欲の向上に努めていただいています。

処遇改善計画どおりに支出されていない法人等や待遇の平準化等から、技能、経験に係る処遇改善を導入していない法人も散見されますので、処遇改善に係る相談に随時応じながら指導や審査を行い、適正に運用を促しているところでございます。

3番目でございます。保護者からの保育所

運営に対する苦情については、年に数件ほど寄せられており、主な内容は保育方針への不満や、幼児等における預かり時間の変更等に対する一方的な決定の不信感などが主なものでございます。市といたしましても、苦情等の内容については実態を確認をした上で、その都度、指導を行いながら改善策について求めています。

2番目の学童保育が利用しやすい環境整備について、その1でございます。

少子化による児童数が減少する一方、核家族化とともに共働き世帯が増加するにつれ、学童保育の利用希望は年々ふえる現状にあります。放課後児童クラブは、現在、市内16カ所で運営されていますが、中心部において受け入れ枠が不足している地域があり、定数増や新規実施団体の公募により確保を図る必要があります。

2番目でございます。放課後児童クラブについて、支援員の不足はないと認識していません。しかし、利用希望が増加する地域では、定員の増加または新規設置の場合、当該支援員が不足することが想定されます。支援員の認定資格が拡大されておりますので、認定研修の受講を促し、その確保を図りたいと考えております。

3番目の学校再編で閉校になった旧小学校の管理についてということでございます。その1でございます。

校舎については、週1回以上、施設の損傷や不審な状況がないか確認を行っております。

また、校庭等の草払いについても、年2回予定しているところでございます。このほか、不審者対策としての校舎の機械警備を行っている状況でもございます。

2番目でございます。管理費については、草払いや浄化槽の維持管理、機械警備、消防設備、電気、水道等、約400万円を計上しております。

現在、地区公民館として有効活用するために改修設計業務を行っており、本年度中に改修工事まで実施する予定で、地区公民館としての機能を最優先し、残りのスペースについては、利用が定まった段階で、地域の意向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

4番目の川内原発の安全対策についてというところでございます。事前同意の地域対象についてはさまざまな意見が出されていることは承知しておりますが、川内原発については、安全対策の充実による安全確保を最優先に、市民不安をなくしていくことが重要であると考えております。原子力発電所に係る防災協定に基づき、市民の安全確保及び防災対策の充実に取り組んでまいります。

2番目でございます。本市では101世帯、193人の方が事前申し込みを行ったところでございます。7月22日午前10時から12時、東市来保健センターで配布することとしております。配布に向けて、実施主体の県と協力しながら進めてまいりますが、当日、来場できなかった方々への配布方法など、引き続き県と協議してまいりたいと考えております。

3番目については教育長のほうになります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、最後の避難訓練についてお答えをいたします。

6月9日土曜日に、地震、風水害、原子力災害等の重大な災害を想定をいたしました保護者引き渡し訓練を実施した学校は、小学校9校、中学校2校の11校でございました。

児童生徒を安全かつ迅速に避難させる目的で実施したこの訓練の課題といたしましては、訓練内容等の周知、それから引き渡しの確認、車による来校、退出のあり方などが上げられます。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

市長、教育長より、1回目の質問に対してのご答弁をいただいたところでございます。

今回、本市における保育士、学童保育の指導員の不足について、あわせた形で質問をさせていただいたところでございます。

この6月の鹿児島県議会の中におきましても、一般質問でも、鹿児島県で7つの保育士育成施設においても、卒業生613人中、保育士資格の取得者が544人、県内就職374人、県外就職や資格を持ちながら別の仕事に就労する方が多く、県内の保育士不足と滞在保育士が本県においても相当いるということが、鹿児島県議会の中でも議論されてきたところでございます。

そこで、再度質問いたします。

私も今回質問するに当たりまして、2つの保育園をいきまして実際話を聞かせていただき、また、鹿児島県の保育連合会、そして昨年11月に保育士不足、学童指導員の不足があるということで、鹿児島県の志布志市が子育ての人材バンクというものを設置しましたので、そういったところに電話等で確認をしてきたところでございます。

まず最初に、市長にお伺いします。

県内の状況を見ましても、保育士不足というのがやっぱり大きな課題でありました。保育連合会に話をお聞きしますと、新卒の若い保育士さんは、鹿児島市や霧島市、始良市等に就職される方が多いということで、県内においても保育士不足の実態がやっぱり相当あるんじゃないかというご指摘をいただきました。

市長にお尋ねをいたします。県内のこういった実態について、市長自身、把握されているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に私ども、先般も日置市保育協議会、園

長さんたちとも話も、市長と語る会を直接させていただきます。その中でも、やはり、今ご指摘ございましたとおり、保育士が足りないということのご意見があったということで、実態も十分承知しております。

○17番（坂口洋之君）

先ほど市長が保育士不足のこともちょっとお話されましたけれども、私も実際、ハローワークにまいりまして、保育士の募集の実態というものを調べさせていただきました。

やはり日置市内でも、現状では何とか対応できているんですけれども、やはり職員の多少の入れかわりがあるということで、継続的に職員募集をされてきておりますけれども、保育園を経営されている方に話を聞きますと、求人を出してもなかなか手がいないという、そういった現状もお聞きしたところでございます。

そこで再度質問いたします。日置市は、子育て支援計画が平成27年から実施をされております。その中で保育サービスの充実がうたわれております。具体的には本市の保育行政、保育サービスの充実がうたわれておりますが、まず本市の保育行政、保育サービスの基本的な考え方を伺います。

また、これからの取り組みが着実にできるよう、保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上等による保育教育の質の維持、向上が望まれているとのことでもありますけれども、計画の中での資質の向上について、具体的な成果と課題は何かお伺いいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

保育行政におきましては、先ほど議員からございましたように、日置市子ども・子育て支援事業計画に基づいて、多様化する保護者の保育ニーズを踏まえつつ、保育所等との連携を図りながら、延長保育や一時保育等に取り組み、また、保育料の引き下げ等により子

育てを支援しているということでございます。

また、保育士の資質の向上につきましては、日置市保育協議会が主催する研修会を初め、保育園長と市長の語る会などを通して、保育に関する技術や知識を深めながら情報交換が行われています。

また、保健所や臨床心理士等の巡回訪問によっても、保育現場における養育への対応や情報交換にも取り組まれております。

課題といたしましては、保育ニーズの多様化や入所児童の増加に従い、専門性やきめ細やかな保育が求められることや保育の質の確保等が上げられると考えております。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

保育士の質の確保というのも、やっぱり本市にとっても大きな課題ではないかと思っております。

保育ニーズについても、昔は3歳・4歳で保育園に入所するようなケースもあったんですけれども、最近は零歳児から預けるケースもあります。

そういった方々へ話を聞くと、やはり奨学金等でお金を借りているから、少しでも早く職場に復帰したいという、そういった経済的な理由もあるのではないかと思っておりますけれども、近年、零歳児、1歳児の入所ニーズが高まってきておりますけれども、保育ニーズの低年齢化について、市としてどういった分析をされているのか。

また、保育士につきましては、現在、零歳児が3人に1人、1・2歳児が6人に1人、3歳児が15人に1名、4歳・5歳児が30人に1名でありますけれども、零歳児につきましては、保育士は3人に1人の配置であります。

現在、本市の零歳児の利用の状況、また、待機等はないという答弁でありましたけれども、年齢ごとの利用の実態というのはどうな

のか、本市の状況をお伺いいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

まず、今年度当初の保育所、認定こども園の入所児童数でございますけれども、ゼロ歳児が51人、1歳児が177人、2歳児が253人、3歳児が220人、4歳児が228人、5歳児が215人で合計1,144人となっております。現在、この数で定数と比較をした場合に、待機児童はないという認識をしているところでございます。

なお、平成28年度をピークに、本市の出生の数はやや減少の傾向にございますけれども、未満児の入所は増加をしているところでございます。

この背景には、国が進めております女性活躍推進や雇用情勢の好転によります女性の就業や職場復帰によるものが、その背景として大きいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁で、零歳児が51人、1歳児が177人、2歳児が253人ということで、保育の入所の低年齢化というのを、私はちょっとそこら辺をお聞きしておりますけれども、来年10月から、5歳児から段階的に保育園、幼稚園の無償化というのが想定されます。

先ほどの答弁の中で、保育需要の増加というのが答弁にありましたけれども、来年の10月以降、保育需要の増加というのは市としてどう見込んでいるのか、そこら辺がわかればお答え願いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

保育につきましては、保護者の方がその児童を面倒見ることができないということが基本になりますので、保育料が無料になるということが、直接入所の増加に結びつくということは考えにくいというふうに考えておりま

す。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

いろんな情報を得ても、やはり来年の10月以降に保育ニーズが高まるのではないかという、そういった報道もあります。

一方、なかなか受け入れる保育園等が、まだまだ整備が不十分だというそういった声もあるようでございます。

そこで再度質問をいたします。今回、保育士不足がなかなか課題になってきておりますけれども、保育園の園長に話を聞いても、なかなか時給を上げて来てももらえないと、そういう声もありました。

まず、時給を上げてなかなか保育士さんが集まらない理由について、市としてどういうふうに分析をされておりましたか。

また、今回、各園でいろんな情報を聞きますと、伊集院中心には若い世代の方も多くて、保育を希望する方もいる一方、やっぱり周辺部の少子化が、本市でも、今後、既存の保育園の運営にも大きな課題が起きるのではないかとちょっと危惧しますけれども、日置市の地域の保育園の経営状況に対する認識をどのように考えているのか、2点についてお尋ねをいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

まず初めに、賃金を上げて人材が来ないという現状でございますけれども、先ほど議員からご指摘もございましたように、都市部には多いということでございますが、やはり民間企業、それから都市部の保育所と比較をいたしまして、若干、日置市の待遇というのが見劣りをするという傾向があるというふうにお聞きをしておりますので、この辺が一つの要因にはなっているのではないかと考えております。

それから、周辺部の保育所の経営につきましては、議員ご指摘のように、そのような厳

しい現状に、児童の減少によって、なっ
てきているというふうに認識をして
おります。

それらの保育所等につきましては、こ
れまで本市の保育の一翼を担って
いただいております。入所定員の調
整も考慮しながら、地域の福祉拠
点の一つとして、引き続き存続し
ていただきますように支援をして
まいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

周辺部の保育園の園長の方といろ
いろ話をしましても、やはり経営
努力も一生懸命されております。
場所によっては伊集院までマイ
クロバスで迎えにいった、園児
の方を送迎をしながら運営をさ
れているという、そういった努
力もされてきております。

今後、平成29年度の出生数を見
ましても、伊集院はかなり出生
数が多い半面、周辺部の出生
数の減少というのが非常に危
惧されてきておりますので、や
はりこれまで地域の保育行政
に携わってきました民間の保
育園でありますので、行政と
連携をしながら共存・共栄
で、保育行政の、これからも
貢献をしていただくような、
そういった連携を強めていた
だきたいと思っております。

そこで、再度質問をいたします。
平成29年から実施されました
保育士の処遇改善について再
度お尋ねいたします。

具体的に、本市のまず申請状
況についてはどうだったのか、
処遇改善加算金につきましては、
若手職員に行き渡らないとい
う、そういった問題も一部で
は指摘されております。

国は月額4万円の加算対象が、
職歴7年以上、施設職員3分
の1が対象、月額5,000円
以上の加算対象が、職歴3年
以上、施設職員の5分の1が
対象となります。

この処遇改善については、非常
になかなかわかりづらい点
がありますけれども、実際、
本市では対象者が何名で、改
善の成果が具体的にどうな
ったのか、先ほどの答弁の中
では、

処遇改善を導入していない法人
もあるということなんですけれ
ども、処遇改善にかかわる相
談等も寄せられてきておりま
すけれども、この辺の状況も踏
まえて実態をお答え願いた
いと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

全体的な職員の方のベースア
ップ相当という形で処遇改善
加算の1というものと、それ
から、それぞれの保育所の保
育士としての経歴に基づく加
算をつけるものが処遇加算の
2という2つございますけれ
ども、今回、ご質問の内容につ
いては、処遇改善加算2にか
かわる給付ということになら
うかと思っております。

この2にかかわる昨年度の実
績といたしましては、保育所
におきまして19カ所中17
カ所、認定こども園におき
まして3カ所中2カ所が適用
を受けております。

ご質問にありました7年以上
の方の、いわゆる福祉主任保
育士等の適用者が全体で100
人、職務分野別リーダー等
への適用が44人となっております。

適用ができなかった理由につ
きましては、1回目で市長が
回答をいたしましたように、
その差をつけにくいというこ
とが、一つ大きな理由にな
っているというふうにお聞き
しております。

成果ということでございます
けれども、29年度が加算適
用の初年度ということもござ
いましたけれども、保育所等
への理解とか、それから処理
の仕方がわからないというこ
とで、担当のほうで直接出向
しているいろいろ対応いた
しまして、当初、国が想定を
しております保育士さんが長
く勤めていただくためのキ
ャリアパスを構築するとい
うところでは、初年度として
大きな足がかりができたの
ではないかと考えております。

○17番（坂口洋之君）

保育士さんの処遇改善につきましては、介護士の処遇改善と同様で、なかなか計算方法が非常にわかりにくいということで、先ほど答弁で全体で100人という、100の方が一応処遇改善で上がったということでございます。

処遇改善1につきましては、一律6,000円、2%分の引き上げということなんですけれども、それにつきましては、全ての保育園でベースアップに反映されているということで理解してよいのでしょうか。わかればお答え願いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

ただいまご質問でベースアップということになりますと、基本給ということになりますけれども、この加算について保育所の事務担当の方の感触といたしまして、加算が永久にあればベースアップをしたいけれども、いつまで加算が来るのかもちょっと不透明であるという不安感も持っていていらっしゃると思いますので、ベースアップをしていただいている保育所もございまして、一時金として年に1回、付加をして給付をしている施設もございまして。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

この保育士さんの問題につきましては、今後、子育て支援を充実させるためにも、やっぱり質の向上と滞在保育士の方が全国で70万から80万人いらっしゃいます。

実際、保育園で働いている保育士さんより、滞在保育士さんのほうが数が多いという、そういった実態がありますので、そういった形で滞在保育士の方が再び保育園で少しでも働きやすい環境、そして保育園の場合はいろいろなポストがありませんので、なかなか給料が上がりづらいというそういった状況がありますので、このことについても、今後、注視し

ていきたいと思っております。

全国市長会でも、毎年、保育士の処遇改善の要望とか大規模修繕における財政措置、保育士の配置基準の見直し、1歳児に対する保育基準の見直し等、毎年、国へ要望されているようでございます。

このことを、市長、しっかり国に伝えていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、そのことについての市長自身の見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

この市長会に行くまでの間に県の市長会、九州の市長会、ここでトータルで意見を求めまして、九州の市長会として全国の市長会へ上げる段取りでございまして、今ございましたとおり、処遇改善を含めた中におきます財政的な措置ということで、毎年、上げているのが実情でございまして。

○17番（坂口洋之君）

3つ目の質問の保育園の運営上の課題について、保護者から市に苦情等がないかということでございまして、保護者からの保育所等への対する苦情については、年に数件ほど寄せられてきているとのことでございます。

私のもとにつきましても、保育園に出している保護者の方から相談も寄せられまして、中には保護者会をつくりたいんですけれども、保護者会をつくることをとめられているという、そういった声とか、また、いろんな意見を言うと、別な保育園に移ってもいいですよという、そういった声もあったという、そういったことを指摘があったんですけれども、これまでそういったご指摘等がもしあればお答え願いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

今ご指摘をいただきました保護者会の設置ということに関しましては、福祉課のほうに

も情報が寄せられております。

保育所と家庭や地域との連携に関する指導項目につきましては、鹿児島県が行う監査項目に含まれるものでございますが、平成29年度から、市におきましても、確認監査という立場で運営や給付に関して監査を行うこととなっておりますので、それらの声を含めまして、県と連携をとりながら適切な対応を図っているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

さきの答弁で、確認監査等で指摘があったということなんですけれども、これまで確認監査等でこういった声も含めて問題等はなかったのかお尋ねいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

先ほど申し上げましたように、確認監査は市が行うようになりましたのが昨年度からですので、指摘をまだしているという状況ではございません。

○17番（坂口洋之君）

本市も確認監査ということで、そういった指導もできますので、やはりそういった保護者の意見と、これは明らかに問題点がある苦情であればそれなりの対応なんですけど、やっぱりそういった問題点があれば、しっかりと今度とも指導していただきたいと思っております。

次の学童保育について、再度質問をいたします。

学童保育は、放課後児童健全育成事業で厚生労働省が所属する事業であります。保護者が労働等により、昼間、家庭などにいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業であります。

私は伊集院小校区にいるんですけれども、やはり児童数が900名近くありまして、学童保育を申し込んでもなかなか入りづらいという、そういった声があります。

また、妙円寺地域も児童数が500名を超えておりますけれども、児童数に対して学童保育がやはりちょっと少ないのではないかと、いうことを危惧するところなんですけれども、まずそこで再度質問いたします。

まず、本市における学童保育、放課後健全育成事業の目的、対象者、設置条件と基本的な考え方をお伺いいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

放課後児童健全育成事業は、放課後の保育に欠ける児童に対して、事業委託者等の施設を利用して、適切な遊びを与えて、その健全育成を図ることが目的でございます。

その対象者は、保護者が昼間仕事などで家庭にいない小学校に就学している児童となっております。

設置の条件といたしましては、採光や換気等の衛生管理ができ、遊びや生活、静養ができる施設であって、利用児童の人権に配慮され、人格が尊重される運営形態であることが求められております。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を2時10分とします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（坂口洋之君）

学童保育について、再度お尋ねをいたします。

近年、学童保育のニーズが非常に高まってきております。

私が子どものころも、共働き世帯も多かったんですけれども、学童保育というのはほとんどありませんでした。

実は、私は大学生のとき、福岡県の大学だったんですけども、ちょうど学童保育の指導員をアルバイトでしておりました。福岡の学童保育は全て直営で、学校の中にプレハブがありまして、そこで運営をされております。

そういった中で、近年、学童保育のニーズが非常に高まってきておりますけれども、共働きは昔からあるんですけども、学童保育を求めるニーズの増加について、市としてどんなふうに分けられているのかお尋ねいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

今、議員のほうからご指摘がありましたとおり、保育ニーズの高まりと同様に女性の就業率も高まっておりますが、それに伴う共働き世帯の増加、さらにはご質問のありましたように、放課後における児童の安心安全の確保といったようなところも含めて、社会情勢の変化による多様な生活形態が、そのニーズの背景にあるというふうに認識をいたしております。

○17番（坂口洋之君）

昔は子どもたちが公園で遊んだりとか、自転車に乗ったりとか、山に遊びに行った、そういった光景があったんですけども、今見ますと、あちこちで子どもたちがあんまり遊んでいるという光景がなくて、遊ばないか、習い事に行っているか、学童に行っているかという、そういった社会の変化もあるんじゃないかなと思っております。

そこで再度質問をいたします。学童保育につきましては、平成26年9月議会で一般質問の項目ございました。その後、しばらく学童保育についての一般質問はありませんでした。

それは、一つは、日置市内におきましても学童保育の整備が非常に進んでいると、本市におきましては、保育園の委託型を中心に地

区公民館を主体とした地域でやっているところとか、場合によっては保育園の自主事業等が実施をされてきておりますけれども、この5年間の状況を見ますと、新たに東市来の湯田小に隣接する学童保育フレンド、鶴丸学童クラブ、伊集院幼稚園のキッズクラブ、吹上の和田・花田・伊作児童クラブの設置等が各地域に設置されました。そのことは、まず高く評価をしております。

このことで、中心地につきましては、まだ受け入れに課題がありますけれども、周辺部においては利用ニーズに十分対応できる環境であると理解しているのかお尋ねいたします。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

放課後児童クラブの事業につきましては、現在、東市来地域で3カ所、伊集院地域が8カ所、日吉地域が1カ所、吹上地域が4カ所の計16カ所の保育所等や地区公民館に委託をして実施をしているところでございます。

設置箇所数といたしましては、市内の小中学校区をおおむねカバーできていると考えています。

また、このほか、先ほどありましたように、保育所等での自主事業や市の単独補助によります低学年受け入れも行われておりますので、中心地の一部を除いて充足しているというふうに捉えております。

○17番（坂口洋之君）

周辺部につきましては、かなり改善されたということなんですけれども、先ほどの答弁にもありました中心地がやや課題ということなんですけれども、ちょうどことしの4月に伊集院小校区、妙円寺校区の保育士、保育園、幼稚園の今後、小学校に入園する方と、また既存の小学生の方に対しましてニーズ調査を実施をしております。

私の子どもももらってきたんですけども、ニーズ調査の目的と分析結果等はどうかあつ

たのかお尋ねいたします。

また、新たに今度、新規実施団体等の公募により確保を図る必要があるという答弁がありますけれども、今後の少しでも受け入れをふやす施策としての定数増や地域団体の公募による取り組み等があれば、具体的にお答え願いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

伊集院地域の伊集院小学校、それから妙円寺小学校、両校区において利用待機の声が寄せられておりましたので、その実態を把握するために、両小学校の保護者に対して調査を行ったところでございます。

調査の結果といたしましては、利用意向があるけれども利用ができていない児童というのが、両地区で83人把握ができておりますので、今後の対応が必要になると認識しております。

待機理由の主なものといたしましては、近くに施設がない、それから、利用料が高いといったようなものが主な理由になっております。

また、利用しないというふうにお答えをいただいた方の理由といたしましては、祖父母等が夕方見ることができるといこと、それから習い事やスポーツ少年団に参加しているということなどが理由として上げられているところでございます。

増設につきましては、第一義的には既存の委託先に対して、受け入れ人員枠の拡大をまず打診してみたいというふうを考えておりますが、それで確保ができない場合は、子育て支援を担える団体等について、お知らせ版やホームページ等で公募をしていきたいというふうを考えているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

今、伊集院小学校が約780人ぐらい、そして妙円寺小学校が500人を超えておりま

すけれども、今後、当然ながら児童数の減少が見込まれておりますので、今後、先ほど答弁で83人ぐらいが待機というか、希望はしているけれども受け入れられないということなんですけれども、今後、この新入学の人数を踏まえると、今後、この学童の利用者数は減少傾向というか、待機者との関係を考えて場合、予定より減少するというふうに見ていいのか、そこら辺のちょっと考え方だけお聞かせ願いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

小学生を対象といたしておりますので、長い方で1年生から6年生までの6年間、その放課後児童クラブを利用するという形になりますが、平成28年生まれの子どもさんが、一番、今のところピークで多いという状況を踏まえますと、いつか小学校6年に上がるということを考えますと、あと数年間は若干利用者が横ばい、もしくはふえる傾向にあつて、それ以降、減少するのではないのかなというふうに予想しているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

学童保育の指導員につきましては、一部でありますけれども、不足があるが何とか対応するというところでちょっと理解をしておきます。

次の3つ目に行きます。

学校再編になった、閉校になった旧小学校の役割について再度お尋ねをいたします。

市長にお尋ねします。3月で日吉地域、3つの小学校が閉校になりました。これまで学校が果たした役割について、市長自身はどう考えているのか。

また、先般の答弁で、今回は、学校跡地活用につきましては民間プロジェクト等を立ち上げながら、活性化に向けて取り組みたいということがございますけれども、市長のそこら辺の今後の考え方についてお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

先般の議員の方にも答弁したとおりでございます。大変、今まで小学校におきまして、地域の拠点として位置づけて学校があった中において、大変活性化されておったことが一番大きな要因であるというふうに思っております。

基本的には、それぞれの小学校の中に地区公民館を設置するというので、今、民間、設計委託、今年度中にそれぞれの改修までいきます。

それを並行しながら、今後、空きスペース、いろんな問題については今後どういう形にしていくのか、地区館が中心になりまして、それぞれの地域の皆様方のご意見をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

今回、市長にも日置市議会にも、学校跡の管理について要望書があったと思います。

閉校になった地域の方々につきましては、卒業した学校については非常に愛着があります。なかなか草が、今、場所によっては生えてきておきまして、今後のこの管理についてどうなのかという、そういった住民の声がありますけれども、そこら辺について市長のもとにも、耳に届いているでしょうかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に校庭の広い、1万m²以上の校庭がそれぞれございますので、その中におきます、特に今の時期、雑草が生えてまいります。そういう管理を本当にどうするのか、地域の皆様方もそれぞれ心配しております。

このことについては、やはり行政としてきちっと対応していかないとかならないというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

地域の方も、今は何とか地域の学校を協力

しながら管理はできないわけじゃないんですけども、やっぱり道路にしても、橋にしても、河川にしても管理を地域でしないといけないという、そういった中でやっぱり負担があるということでございます。

具体的には、校庭の草むらについて年2回予定しているというご答弁がありましたけれども、例えば、一番広い吉利小学校は1.8haあります。今回、予算も年間400万円という予算が計上されておりますけれども、あの広い吉利小学校、何名の方が、何日間かけて清掃するような形の予算計上なのかお尋ねいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

吉利小学校の作業につきましては、作業、4人で4日間というような内容を2回予定しているというところでございます。

○17番（坂口洋之君）

吉利小学校、かなり広いですので、それを4名で4日間ということなんですけれども、具体的には、ここには校庭と書いてありますけれども、どこら辺まで管理する予定なのかお尋ねいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

管理につきましては、校庭の全体、あと校舎の周り等になるかと思っております。

○17番（坂口洋之君）

あわせて、今、地元の方から話を聞きますと、校長、教頭住宅も管理にちょっとやっぱり課題があると言われておりますけれども、校長、教頭住宅の今後の管理について、どうされる予定なのかお尋ねいたします。

○財政管財課長（上 秀人君）

日吉地域の校長、教頭住宅につきましては、扇尾小の教頭、校長住宅も含めまして8戸ございます。

その中で、学校敷地と同じ筆に入ったりしておりますので、分筆をしないとイケないところかございます。いろんな条件が整い次第、

未利用財産については売却の方向で考えているところでございます。

また、あと地域によっては子育て世帯のいる世帯をお願いしたいとか、そういう声も聞いているような状況でございます。

○17番（坂口洋之君）

最後の川内原発の安全対策について再度質問いたします。

6月18日に大阪府を中心とする震度6弱の地震がありました。前日の17日は群馬県渋川市で震度5弱、日本全体でいつ地震が起きるかわからない、南海トラフ地震が今後起きるのではないかという、そういった中で、日置市民の方からも、川内原発の30km圏内にあります日置市でも不安の声があります。

まず、日置市の市長として、原発と共存する上で市民の安心安全をどのように考えるのか、まずお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

このことは、今までも答弁したとおりでございます。

やはりきちっとした安全対策が第一でございますので、特に県、九電、そこあたりに声を上げながら、詰めていかなきゃならないというふうに思っています。

○17番（坂口洋之君）

この5月6日に、南日本新聞に本市を含む30km圏内の対象自治体の拡大をという見出しが掲載をされております。

県民の約66%が再稼働同意の対象自治体拡大を望んでいます。原発の避難訓練や避難所設置、原発事故があれば避難したり、避難所設置で全ての市民がかかわらなければなりません。

再稼働の是非を市長が判断すべきという意見は多数であると私は考えております。

66%という数字にあらわれております。

そこで、本市を含めた市民、県民意識をどのように市長自身が認識をされているのかお

尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に今までもお話したとおりでございます。今はそれぞれの設置自治体と県がやっているのは事実でございます。

この30km圏域を広げる、こういう意見があるというのも十分私も認識しております。それぞれ30km圏域内の、また首長とも話をしなきゃならないことでございますけど、基本的には今現在しております設置市と県、ここがきちっとした形を今後とも対応といえますか、対応もですけど責任をとる、やはり一番大事なのは責任をとれる、この箇所が一番大事でございますので、ただ、いろいろと要望があるという部分はわかりますけど、やはりこの設置した以上はどういう形で、生命を守る以上は強いそういう責任をとれる、そういう体制というのも大事であるというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

原発の再稼働の同意につきましては、私もこれまでも何度もお聞きいたしまして、市長自身は同意は国が主導してすべきだという、そういった意見もお聞きをしております。

そういった中で、川内原発については、先般、同僚議員から川内原発の3号機増設について質問されました。

今の国民世論を考えれば、直ちに3号機増設につながるとは考えにくいと、むしろ1984年、1985年に建設された川内原発1号機・2号機が2024年、2025年に40年を迎えます。

国は原発の40年稼働をうたいますが、現実には1回限り20年の延長運転を認めております。

今後、この問題が大きくクローズアップされますけれども、再稼働の同意と原発の40年の延長運転の同意との関連性をどのように理解しているのか、切り離しているのか、

それとも、あくまでも責任は薩摩川内市と県が、この延長運転にかかわるべきなのか、そこから辺の考え方だけお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に先ほども申し上げましたとおり、40年を含めまして、原発に関しましては、設置自治体と、私は、知事が、県がきちっと責任をとって判断をすべきであるというふうに思っております。

これをいろいろと拡大していけば、大変大きなまた論争もありますし、また混乱も生じてくるのも事実でございます。そういう中におきまして、40年も含め、再稼働というのは、今まで現行どおりの中においてやるべきであるというふうに認識しております。

○17番（坂口洋之君）

先ほど市長が答弁されたとおり、川内原発の再稼働の同意と延長運転の同意については、市長はかかわっていないということで再度理解していいのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このかわりという部分の中で、私ども30km圏域内におきます避難を含めた中においては、それぞれ九電とも協定も結ばせてもっておりますので、全然かかわっていないことじゃございません。

基本的に、最終的にどこが、誰が責任をとってその同意にするのか、このことがやはり一番大きくクローズアップされて、課題になるというふうに認識しております。

○17番（坂口洋之君）

次に、安定ヨウ素剤について再度伺います。

安定ヨウ素剤の配布については、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課が担当し、本市と連携をしながら事前配布を申請します。

配布対象者は、障がいや病気のある方、高齢者のうち災害時に配慮が必要な方と乳幼児であります。

そこで質問いたします。安定ヨウ素剤の配

布目的、事前に配布する理由、配布説明会につきましても、先ほどの答弁で7月22日に実施するとのことでございますけれども、本市の基本的な考え方を伺います。

○健康保険課長（長倉浩二君）

安定ヨウ素剤は原子力災害時に服用することにより、放射性物質のうち放射性ヨウ素による内部被曝を防止する効果があります。

しかし、この安定ヨウ素剤は適切なタイミングで服用しないと十分な効果が得られないため、緊急時に安定ヨウ素剤を受け取ることが困難だと思われる方へ事前配布を行います。

事前配布に当たりましては説明会を開催し、医師、薬剤師から安定ヨウ素剤の効果や注意事項等のほか、必要な問診を行うこととされております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

安定ヨウ素剤の事前配布の基本的なことについてご答弁いただきました。南日本新聞も、安定ヨウ素剤事前配布について新聞に投稿があります。投稿された方は、この案内について見逃してしまったと、その後、どういう形で申請ができるのかという意味の投書があったわけでございますけれども、安定ヨウ素剤の配布についてお聞きいたします。

いちき串木野市では、事前配布の対象者が1万1,000名、申請者が340人、配布説明会には214人の参加がありました。

そこで再度質問いたします。事前配布申請者につきましては、101世帯ということでございますけれども、本市における事前配布者の対象者は全部で何名か、今後、説明会につきましては、7月24日という答弁でありますけれども、申請しても説明会に来れない申請者への対応、申請そのものを忘れていた方への新たな救済と方針として、どのように対応していくのかお伺いいたします。

○健康保険課長（長倉浩二君）

一定要件のうち、①の病気や障がいのある方、それから高齢者のうち災害時に配慮を要する方、それと乳幼児のいる世帯、これでおよそ8,500人がいらっしゃいますが、全ての対象者となりますと、正確な把握については難しいところでございます。

配布につきましては、県が主体として行っておりまして、当然、ご指摘のような人に対しても配布の機会は与えられるものと思っておりますので、市としてはこれまでどおり協力していきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

関連しまして、いちき串木野市議会では、6月14日、議員の一般質問の中で、安定ヨウ素剤につきましては、住民の全希望者に事前配布をすべきとの答弁がございます。

市長自身の、本市内の希望者への事前配布についての市長自身の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

事前配布ということで、私どもはこの30km圏域内の中でございまして、特に今、保険課長が申しあげましたような方が対象というふうに認識しております。

○議長（並松安文君）

あと1分でございます。

○17番（坂口洋之君）

市長自身に再度お尋ねいたします。市長自身は、全希望者に配布すべきだという考えなのか、考えでないのかをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

全市民というのは大変難しいというふうに思っております。基本的に今さっき言ったヨウ素剤を渡すだけじゃ大変だということで、やはり使い方というのも大事なことでございますので、必要最小限の方が、やはり私はもらうべきであるというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

最後の質問になります。再度お尋ね、先ほ

ど私は全希望者ということを行いましたので、30km圏内の希望者の方には、もし申請があれば配布すべきなのか、すべきでないのか、いちき串木野市長は全希望者に配布すべきという答弁をいただきましたので、市長自身の考え方を最後お聞きいたしまして私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

希望者の方々もそれぞれ、私、対象あると思っておりますが、ただ、みんなに配布するというのは大変難しいんじゃないかなというふうに、個人的には思っております。

○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で本日の日程は終了しました。

なお、7月2日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時34分散会

第 5 号 (7 月 2 日)

議事日程（第5号）

| 日 程 | 事 件 名 |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議案第48号 日置市都市公園運動施設条例の一部改正について（産業建設常任委員長報告） |
| 日程第 2 | 議案第49号 平成30年度日置市一般会計補正予算（第1号）（各常任委員長報告） |
| 日程第 3 | 議案第50号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告） |
| 日程第 4 | 議案第51号 平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第 5 | 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持および教育予算拡充をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について（文教厚生常任委員長報告） |
| 日程第 6 | 陳情第 4号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について（総務企画常任委員長報告） |
| 日程第 7 | 意見書案第1号 学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書について |
| 日程第 8 | 発議第 1号 日置市議会議員定数条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 閉会中の継続審査申し出について |
| 日程第10 | 閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第11 | 議員派遣の件について |
| 日程第12 | 所管事務調査結果報告について |
| 日程第13 | 行政視察結果報告について |

本会議（7月2日）（月曜）

出席議員 22名

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 桃北勇一君 | 2番 | 佐多申至君 |
| 3番 | 是枝みゆきさん | 4番 | 富迫克彦君 |
| 5番 | 重留健朗君 | 6番 | 福元悟君 |
| 7番 | 山口政夫君 | 8番 | 樹治美君 |
| 9番 | 中村尉司君 | 10番 | 留盛浩一郎君 |
| 11番 | 橋口正人君 | 12番 | 黒田澄子さん |
| 13番 | 下御領昭博君 | 14番 | 山口初美さん |
| 15番 | 西菌典子さん | 16番 | 門松慶一君 |
| 17番 | 坂口洋之君 | 18番 | 大園貴文君 |
| 19番 | 漆島政人君 | 20番 | 田畑純二君 |
| 21番 | 池満渉君 | 22番 | 並松安文君 |

欠席議員 0名

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|--------|-----------|-------|
| 事務局長 | 丸山太美雄君 | 次長兼議事調査係長 | 山下和彦君 |
| 議事調査係 | 馬場口一幸君 | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|-------------------|--------|-------------|--------|
| 市長 | 宮路高光君 | 副市長 | 小園義徳君 |
| 教育長 | 奥善一君 | 総務企画部長兼総務課長 | 堂下豪君 |
| 市民福祉部長兼市民生活課長 | 満留雅彦君 | 産業建設部長 | 瀬川利英君 |
| 教育委員会事務局局長兼教育総務課長 | 松田龍次君 | 消防本部消防長 | 川畑優次君 |
| 東市来支所長 | 銚之原政実君 | 日吉支所長 | 丸田昭浩君 |
| 吹上支所長 | 秋葉久治君 | 財政管財課長 | 上秀人君 |
| 企画課長 | 内山良弘君 | 地域づくり課長 | 橋口健一郎君 |
| 税務課長 | 松元基浩君 | 商工観光課長 | 脇博文君 |
| 福祉課長 | 有村弘貴君 | 健康保険課長 | 長倉浩二君 |
| 介護保険課長 | 福山祥子さん | 農林水産課長 | 城ヶ崎正吾君 |
| 農地整備課長 | 東広幸君 | 建設課長 | 宮下章一君 |

上下水道課長 宇 都 健 一 君
社会教育課長 梅 北 浩 一 君
監査委員事務局長 丸 山 太 美 雄 君

学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者兼会計課長 地頭所 浩 君
農業委員会事務局長 恒 吉 和 正 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第48号日置市都市公園運動施設条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第48号日置市都市公園運動施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

改めまして、皆さんおはようございます。それでは、ただいま議題となっております議案第48号日置市都市公園運動施設条例の一部改正についてにつきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月11日の本会議において当委員会に付託され、6月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び建設課長、教育委員会担当課長など当局の説明を求め、現地調査を行い、翌6月13日に質疑、討論、採決を行いました。

今回の改正は、吹上浜公園体育館の冷暖房空調設備の整備を図り、そのための使用料を別表第3の2に新たに設けるものであります。

体育館の項中、「吹上浜公園体育館」に「冷暖房料」を追加し、冷暖房料1時間につき全部使用の場合、1階2,160円、2階1,080円、2分の1使用の場合、1階1,080円、2階540円と規定するものであります。

なお、使用料については、施設を管理運営する社会教育課で設定したものであります。

また、あわせて使用区分の整理を図るため、同体育館における利用者の実施に即し、ゲートボールを使用区分から削除するものであります。

附則として、この条例は平成30年8月1日から施行するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

1階部分の1時間当たりの基本使用料が2,160円の設定だが、1年間の使用料及び料金収入について、どのくらいの積算をしており、他市の類似施設との比較はどうかとの問いに、料金設定については、使用電力量、基本料金をもとに利用者の利便性を考慮し、全部使用と2分の1使用で料金を設定。体育館の1階部分及び2階部分での最大電力使用量かつ、予想使用時間で積算。1階部分が、春と秋の2カ月間は使用しない時期を想定し、10カ月間で950時間、2階は250時間程度を見込んでいるとの答弁。

空調は気流方式ではなく、壁面に冷温水を循環させて館内を冷暖房する輻射方式であり、近隣に設置されている類似施設の使用料は、熊本県の宇土市体育館が1時間当たり2,050円、指宿体育館が2,200円、桜島体育館が2,700円、いちき串木野市体育館は、送風による気流循環型のダクト方式であります。市内8,220円、市外1万2,340円となっており、本市の2,160円は、宇土市、指宿市と同程度であるとの答弁。

高齢者等の使用料について、減額免除や特例措置はあるのかとの問いに、減額免除については、施設使用条例に基づく減額免除規定により対応し、障害者等の方については免除しているとの答弁。

また、国体後の利用について、年間を通して使用団体等の利用を確実にするため、日置市施設利用促進協会等で学校等との契約を模索しながら取り組む必要はないかとの問いに、空調がないことで誘致できなかった大会等も

あるので、団体設定はしていないが、空調設備が整備された体育館としての施設利用を積極的にPRしていきたいとの答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号日置市都市公園運動施設条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。議案第48号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号日置市都市公園運動施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第49号平成30年度
日置市一般会計補正予算
(第1号)

○議長（並松安文君）

日程第2、議案第49号平成30年度日置市一般会計補正予算（第1号）を議題としま

す。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案第49号平成30年度日置市一般会計補正予算（第1号）につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月11日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託されました。

6月12日、13日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長兼総務課長及び各担当課長、議会事務局長など、当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28億2,467万2,000円を追加し、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ278億8,567万2,000円とするものであります。

今回の予算の歳入の主なものの概要を申し上げます。

14款国庫支出金は、10億2,448万9,000円を追加し、総額42億3,163万4,000円となっております。

総務費国庫補助金として、地域公共交通調査事業費国庫補助金29万1,000円、次に、商工費国庫補助金として、地方創生推進交付金105万4,000円、次に、総務費国庫委託金として、自衛官募集事務費国庫委託金12万2,000円であります。

17款寄付金は、520万円を追加し、総額5億5,520万円となっております。指定寄付金520万円であります。

18款繰入金は、3億8,058万7,000円を追加し、総額24億9,366万3,000円となっております。

財政調整基金繰入金3億690万2,000円、

まちづくり応援基金繰入金 7,368万5,000円であります。

20款諸収入は、501万7,000円を追加し、総額1億8,630万4,000円となっています。

雑入として、コミュニティ助成事業助成金500万円であります。

次に、補正予算の歳出の主なものの概要を申し上げます。

01款議会費では、739万7,000円を追加し、総額2億2,732万9,000円となっています。主なものは、人事異動に伴う人件費の増額補正であります。

02款総務費では、7,644万5,000円を減額し、総額42億9,746万7,000円となっています。主なものは、人事異動に伴う人件費の減額補正であります。

総務課関係では、一般管理費の13節委託料28万1,000円の減額補正で、マイクロバス運転業務委託料から非常勤職員報酬への組み替えに伴うものであります。

諸費の11節需用費16万円の増額補正は、自衛管募集チラシ印刷に伴うものであります。

財政管財課関係では、財産管理費の09節旅費3万2,000円の増額補正で、エネルギー管理講習受講に伴うものであります。

企画課関係では、情報管理費の18節備品購入費959万円の増額補正で、学校住民NWメディアコンバーターハードウェア購入のため、委託料から備品購入費への組み替えであります。

地域づくり課関係では、企画費の13節委託料116万7,000円の増額補正で、地域公共交通調査事業に係る交通マップ総合時刻表作成、企画費の15節工事請負費の320万円の増額補正は、コミュニティバス事業費で、巡回場等整備工事、地域づくり推進費の13節委託料のうち520万円の増額補正は、地区公民館における花火打上業務委

託、地域づくり推進費の19節負担金補助及び交付金のうち500万円の増額補正は、コミュニティ助成事業費で、清藤・下神殿自治会助成事業採択に伴うものであります。

商工観光課関係では、観光費の11節需用費57万8,000円の増額補正で、日置市観光パンフレット等増刷と、県道観光案内看板移設に伴うものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務課関係では、委員より、マイクロバス運行は必要な時だけの勤務か。そうであれば、雇用が難しいのではないか。病気等急な休みの時は、どう対応するのかとの質疑に、運行時のみであり、比較的時間に余裕のある方を想定している。また、緊急時には免許を持つ市職員で対応すると答弁。

財政管財課所管では、委員より、エネルギー管理講習は、誰が受講するのか。受講すれば、資格を取得するのか。また、各自治体1人ずつ配置されるのかとの質疑に、1泊2日（福岡）で、監理管財係長が受講する。電気、重油などのエネルギーの年間1%低減が省エネ法で定められており、これを推進する役目を担う。また、特定事業所（原油換算1,500kℓ以上使用）に該当する事業所に配置されると答弁。

企画課所管では、特に主な質疑はありませんでした。

地域づくり課所管では、委員より、公共交通マップを今年度作成するのかとの質疑に、妙円寺地区の一部自治会については、停留所の関係など調整できていないところもことから、現時点での最新情報で作成すると答弁。

商工観光課所管では、観光案内板の看板は何か所設置しているのか。また、移設の要望は他にあるのかとの質疑に、この看板は、平成22年度の地域振興推進事業で、13基を設置した。他の移設要望はないと答弁。

議会事務局所管では、委員より、行政視察の来庁者の増加の原因をどう捉えているかとの質疑に、最新の傾向として、生ごみ処理工法、オリーブ事業、定住促進事業の行政視察が、かなりふえていると考えたと答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号平成30年度日置市一般会計補正予算（第1号）の総務企画常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

おはようございます。ただいま議題となっております議案第49号平成30年度日置市一般会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月11日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、6月12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、初めに現地調査を行い、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、その後、討論、採決を行いました。

これから、本案について委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、4月の人事異動に伴う給料、職員手当、共済費の補正がほとんどを占めておりますが、ここでは当委員会所管に係る主なものについて、ご説明申し上げます。

総務費の戸籍住民基本台帳費で1,683万9,000円を増額し、1億6,240万8,000円に、民生費で9万8,000円を

増額し、75億3,993万2,000円に、衛生費で3,758万8,000円を増額し、34億7,942万2,000円としました。

また、教育費では3億1,294万8,000円を増額し、33億9,276万1,000円とするものであります。

市民福祉部市民生活課及び健康保険課所管におきましては、人件費以外の補正予算はありませんでした。

福祉課所管におきまして、歳入の主なもので民生費国庫補助金の生活保護総務費で、生活保護基準見直しに係るシステム改修業務に当たって、国庫補助金156万4,000円で、内訳は集計項目追加等が28万2,000円、生活保護基準見直し等が128万2,000円で補助率2分の1でございます。

次に、歳出の主なものは、健康交流館施設費で健康づくり複合施設ゆすいんの非常用発電機の不具合のために、243万円の追加であります。また、歳入で述べました生活保護基準見直しに係るシステム改修業務委託料256万5,000円であります。

次に、介護保険課所管におきましては、歳出のみでシステム改修費用として、介護保険特別会計の一般管理費に337万5,000円を計上し、その2分の1を一般会計から繰出金として老人福祉費繰出金168万8,000円であります。今回は制度改正及び介護報酬改定により、平成30年8月から実施に向けて、システム改修を要する費用であり、1、高額医療介護合算サービス見直し、2、高額介護サービス費の見直し、3、介護保険における利用者負担割合の見直し、4、福祉用具の保険給付適正化等であります。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課の所管におきましては、歳入では教育費県負担金57万4,000円で、人権教育総合推進地域事業費委託金の内定によるものであります。

次に歳出では、報償費の謝金 11万6,000円で、県が勧める人権教育開発の内定があり、小中合同研修会や人権週間講演会の謝金として、また、普通旅費 14万2,000円は、人権教育先進地の宇検村田検小学校への3人の出張旅費であります。

需用費の31万1,000円は消耗品費で、人権啓発用のぼり旗50本、印刷製本費で人権カレンダー5,000枚であります。

続きまして、社会教育課所管におきましては、歳入で教育費県補助金、地域振興事業推進事業費県補助金55万2,000円、保健体育費県補助金は吹上浜サッカーグラウンド整備事業交付決定に伴うもので、2分の1以内、上限3,000万円となっておりますが、今回は4,000万円の助成額であります。

次に、歳出では、文化振興費、委託料で明治維新150周年事業のバスツアー実施に37万円、11月23日、24日に鹿児島中央駅からのツアーであります。

また、体育施設費、工事請負費で吹上浜サッカー場整備事業費に2億8,176万円は、サッカー場2面、アップ場、走路等を含む2万7,019m²の基礎、造成、トイレ、駐車場整備で、駐車可能台数は普通車で約300台、バス10台分であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、市民福祉部福祉課関係では、委員から、生活保護総務委託料の基準見直しの詳細と、大学修学扶助の対象者数と減額5%の状況と、母子加算見直しの内容はとの問いに、基準見直しは、児童養育加算の範囲が中学生から高校生への範囲拡大と、母子加算見直しと大学修学扶助の追加で、自宅通学10万円、自宅外が30万円となる。

また、住宅扶助の減額である。大学修学扶助の対象者数は、平成29年度は3人で、うち1人は県外であり、現在のところ減額幅の影響は示せない。

また、母子加算見直しは、1人の月額が2万1,000円から1万7,000円に3年間で段階的に変更されるとの答弁。

介護保険課関係では質疑がありませんでした。

次に、教育総務課・学校教育課関係では、委員から、人権教育で宇検村田検小学校へ先進地視察とあるが、日置市の取り組みの現状と視察によって今後どのような人権教育に取り組んでいく考えかとの問いに、田検小学校は学校・家庭・地域が一体となった人権教育意識を培う取り組みを行っている。本市では、学校・家庭・地域を巻き込んでの取り組みは余りなされていない現状がある。

今回、日吉小中学校が、国の人権教育総合推進地域事業の指定を受けており、3年間にわたり三者一体となった取り組みを行っていくことになり、市内各中学校区の取り組みの充実につなげていきたいとの答弁。

また、教育相談員の増員の理由と不登校相談において、子ども支援センターの相談員と学校の連携はどうかとの問いに、相談件数が昨年度末あたりから約100件増の現状であり、相談数増加への対応と教育専門員が交代し、補佐的な業務も兼ねての増員である。

年間52日雇用となる。また、学校で不登校の事案があった場合、まずは担任や生徒指導主任、養護教諭、管理職等がチームとして対応している。事案によっては、学校から子ども支援センターに連絡し、福祉課、健康保険課にもつないでいるが、全ての不登校児童生徒を子ども支援センターにつなげてはいない。相談員や担当指導主事がつなぎ役となり、就学相談にも対応しているとの答弁。

次に、社会教育課におきましては、委員から、明治維新150周年記念事業のバスツアーの具体的な内容について、また、経費の中身はどうなっているかとの問いに、鹿児島中央駅から日置市内を巡るバスツアーで、伊

集院文化会館での展示も見ていただくことになっているが、日置市内の行程は検討中である。参加者募集とチラシ作成を含めて業者へ委託することになっており、委託料の半額が募集経費で、残り半額が2回分のバス借り上げ経費となるとの答弁。

また、引き続き委員から、100人程度のバスツアー参加者に対し、半分が経費というのはどうなのか。これまでに実施している所管課や観光協会等とのすり合わせや連携はしないのかとの問いに、地元業者は経費が高く、顧客データも持っていないため、ノウハウのある県の業者の積算である。今後は他の課等とも連携を取りながら実施していきたいとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく採決の結果、議案第49号平成30年度日置市一般会計補正予算（第1号）の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております議案第49号平成30年度日置市一般会計補正予算（第1号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月11日の本会議において、当委員会に係る部分を分割付託されました。

6月12日に、委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び各担当課長など当局の説明を求め、東市来地域田代地区電気

棚設置事業をはじめ、市道改良工事、用排水路改修など計19カ所の現地調査を行い、翌6月13日に質疑、討論、採決を行いました。

まず、6款農林水産業費は、当初予算より4億1,685万9,000円が増額計上され、総額15億228万3,000円となっております。

歳出の主なものは、農業振興費で、農業次世代人材投資事業費として21名と3組に対して、3,835万3,000円を支給するため増額計上。

活動火山周辺地域防災営農対策事業で、飼料作物収穫調整用機材一式に1,549万4,000円、中山間地域所得向上支援対策事業費の電気棚設置に1,697万8,000円のそれぞれ増額計上となっております。

農地費では、住環境整備事業費で、狹隘道路整備の委託費と工事費に5,000万3,000円、吹上地域正円池棧橋整備に1,500万円、基幹水利施設ストックマネジメント事業費で、吹上地域営事業費の負担金として、管路などの長寿命化対策に500万円のそれぞれの増額計上となっております。

林業振興費では、東市来高山地域の比良原上地区の県単補助治山事業費で、設計委託費と工事費で1,243万1,000円、吹上浜の松くい虫駆除事業費に、690万3,000円の増額計上となっております。

漁港建設費では、江口漁港整備に係る負担金に伴い2,040万円の増額計上となっております。

次に、8款土木費は、当初予算より21億3,131万4,000円が増額計上され、総額31億927万8,000円となっております。

歳出の主なものは、道路新設改良費で工事費や委託料、補償金などが計上されており、道整備交付金事業費が、市道47路線分で

7億1,781万円、活力創出基盤整備事業費が、市道18路線分で2億520万円、通学路交通安全事業費が、市道3路線分で1億2,350万6,000円、橋梁修繕事業費が、4橋の修繕費と市内一円21橋の点検委託料及び工事費で7,667万1,000円、防災・安全交付金事業費で、市道3路線の路面性状調査と点検及び修繕計画策定で528万6,000円が、それぞれ増額計上されております。

また、河川総務費では、急傾斜地崩壊対策事業費で、伊集院地域小諏訪原地区ののり面対策工事に、工事費と補償金で1,050万2,000円を増額計上。

土地区画整理費では、湯之元第一地区土地区画整理事業に係る道路築造に伴う工事費と16件の建物移転等補償など、3億7,916万円を増額計上。

公園費では、活力創出基盤整備事業費で、かごしま国体に向けた湯之元球場等の公園整備費に4億7,933万2,000円を増額計上。

住宅管理費では、公営住宅の家賃を過誤納していることによる返戻金等で、471万6,000円がそれぞれ増額計上となっております。

なお、歳入については、社会資本整備総合交付金や道整備交付金などの国庫補助金や、農地耕作条件改善事業費などの県補助金、合併特例債や過疎対策事業債などが主なものとなっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

農林水産課の関係では、農業振興費の荒廃農地等利活用促進交付金事業について、再生作業40aの場所と作物は何かとの問いに、吹上地域小野地区で、栽培品目はキャベツであるとの答弁。

また、農業次世代人材投資事業費について、21名と3組の主な生産作物は何かとの問い

に、一部水稲や甘しょ等があるが、大半は野菜などの露地園芸であるとの答弁。

鳥獣被害対策実践事業について、平成29年度の捕獲頭数の実績数と捕獲後の埋設処理の適正指導はどうかとの問いに、主な捕獲頭数実績は、イノシシ598頭、シカ393頭、アナグマ538頭などであり、捕獲後の処理指導については、現在のところ不正処理の報告は届いていないが、過去に一般のゴミ等と一緒に不法投棄していた例があり、指導した。引き続き適正な埋設処理指導をしていきたいとの答弁がありました。

次に、農地整備課関係では、農道等施設整備事業について、伊集院インター出入口にかかる農道2号跨道橋の補修は、補修ネットを2カ所設置するとのことだが、高速道路利用者への安全面は十分であるかとの問いに、今回は、道路を管理するNEXCO西日本道路との協議により、高速道路利用者の安全対策としてネットを設置し、落下物を防止するものである。また、修復工事は、高速道路の通行どめ期間となるため、NEXCO西日本道路と協議して実施することになるとの答弁。

住環境整備事業の狹隘道路等整備事業について、平成30年度で事業制度が終了し、事業の延伸は未定であるとの説明であったが、緊急車両等が通れない狹隘道路は、多く残っていると思われる。安全に関わることなので、市としても今後も事業が継続できるよう、国や県への要望はしないのかとの問いに、地域の地区振興計画等で要望があった路線を、優先度の高い路線等から進めており、現在、実施済路線が4路線、実施中が3路線、未着手が3路線となっている。市としても、今後も事業が継続できるよう、国や県へ要望するよう努めていきたいとの答弁がありました。

次に、建設課関係では、土地区画整理費の補償金で、建物移転補償額の内訳と補償額の上限、下限はいくらかとの問いに、土地区画

整理事業費の移転補償については、湯之元第1地区11件の移転分であり、移転補償額の上限は7,160万円で、下限は1,570万円であるとの答弁。

道路新設改良費の道整備交付金事業で、約7億円の補正予算であるが、地域からの要望についてどの程度まで応えられるのかとの問いに、平成29年度は、要望額の3割程度の交付金であったが、平成30年度は、国の情報等をいち早く収集し、総合的に申請した結果、6割から7割の交付金を受けることができた。今後も、積極的に情報収集を行いながら、状況に見合った方法を選択し、要望していくとの答弁。

委員より、今回行政当局及び担当部署の積極的な取り組みにより、その努力の結果、前年度より交付金の増額を獲得できたことは、国の情報等をいち早く収集し、また早期に市民の課題解決に向け取り組んだ成果であり、大変高く評価するところでありますとの意見が出されました。

このほかに多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号平成30年度日置市一般会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会に係る分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（山口初美さん）

文教厚生常任委員長に伺います。

体育施設費の工事請負費、吹上浜公園サッカー場整備事業費2億8,176万円のこの予算の説明はございましたけれども、委員会でどのような審議がされたのか、その点につ

いて報告がなかったので伺います。

このサッカー場建設による活性化のその経済効果というか、そこら辺の具体的な数字というか、試算というか、その辺は示されたのかどうか。また、交流人口がふえて活性化するというような、そういうことも目的でつくられると聞いておりますが、今後の維持管理費、それから交流人口増をどの程度見ておられるのかとか、経済効果、具体的に数字で根拠、その納得のいくような根拠が示されたのかどうか、そこら辺について審議がされたのかどうか伺います。

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

12番。私たちは、現地視察をさせていただいた折に、ここに先ほど報告したような種類のものが設置されるか、今回はトイレ等のものとか、先ほど報告したとおりでございます。

その中で、交流人口のこととか、委員会での審査の中でのそういうことは、別に報告もございませんでしたし、こちら側も今回はそういった内容のものは、何も質疑はしていません。

維持管理については、その人工芝を張りかえるのが、やはりその時期になるとお金がかかるので、その辺また今後とも予算化は必要になってきますねということは、質疑の中で、現地の中でそういう話はさせていただきましたけれども、ただ全体像としてきちんとしたものが積算されていないものについて、当局も詳しいそういったお話はなかったし、私どもも別にそこを見に行くために現地調査に行ったわけでもなかったわけですから、この場所にそういうものが建つということで、それ以上の質疑等はございませんでした。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

これから議案第49号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第49号日置市一般会計補正予算（第1号）について反対討論を行います。

この補正予算の中の人工芝サッカー場2面建設する計画がございます。体育施設費の工事請負費2億8,176万円、この点について問題があるというふうに考えますので、反対討論を行います。

本年度は、国保税の最高限度額の引き上げや介護保険料や後期高齢者医療保険料の値上げがされるなど、市民の負担増は暮らしを圧迫しています。自治体の仕事は、命や暮らしを守るのが最優先されるべきです。

サッカー場建設による活性化に期待があるのも事実でございますが、今少子高齢化が進む中、これから先このサッカー場によって交流人口がどのくらいふえるのか、それから、年間どの程度維持管理費が必要か、また、経済効果を具体的にどのように試算されているのか、その活性化につながる根拠について、納得のいくものが示されていない中で、私はこの予算をこのまま認めることはできません。

人工芝の張りかえも、10年に一回ほどは必要で、1回の張りかえに1億円かかるというような情報もありましたが、実際幾らかかるのかわかりませんが、相当なお金がかかると予想されます。借金をしてまでサッカー場の建設がどうしても必要なのか、疑問に思う市民の声がたくさんあります。

また、後々の借金返済や維持管理費のことなど、心配する人はたくさんいらっしゃいます。本来、自治体がやるべき仕事にも悪影響が出てくる可能性、今後の可能性は高いと思われれます。10年後、20年後、30年後の

責任を一体誰がとるのでしょうか。

税金の使い道は、暮らしや福祉、教育など、住民に本当に役に立つものを優先すべきと考えます。私は、この補正予算をこのまま認めることはできないので、反対いたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、樹治美君の賛成討論の発言を許可します。

○8番（樹 治美君）

8番。ただいま議題となっております議案第49号平成30年度日置市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、人事異動などに伴う人件費の補正と、農林水産業などの産業基盤、市道などの社会基盤、体育施設費の吹上浜公園サッカー場整備事業など、第2次日置市総合計画に基づく投資的な経費を素材とした予算編成となっております。中でも吹上浜公園サッカー場整備につきましては、地元から事業見直しの陳情書と、建設推進の陳情書が提出され、昨年の3月議会定例会で賛否について議論がなされ、建設推進の陳情が賛成多数で採択された経緯があります。

このことから、30年度当初予算でサッカー場整備のための実施設計委託料が予算計上され、審議を可決されております。

今回のサッカー場施設整備の補正予算は、基礎や造成及びトイレ、駐車場などの施設整備工事に係るものであり、今後も完成まで事業は継続されると思いますが、サッカー場が完成することで交流人口の増加も見込まれることなど、今回の補正予算については、産業及び社会基盤の整備など、日置市の活性化が図られる予算措置であると理解いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第50号平成30年度
日置市公共下水道事業特別
会計補正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第3、議案第50号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております議案第50号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月11日の本会議において当委員会に付託され、6月13日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑を行い、討論、採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ800万円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ5億4,885万2,000円とするものであります。

社会資本整備総合交付金の内示による補正であり、妙円寺団地内の下水道管の管修繕工事を約75m予定しており、800万円を増

額計上するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

妙円寺団地内の下水道管修繕工事約75mの場所はどのあたりで、どのような内容かとの問いに、長寿命化計画による妙円寺団地一丁目107番地付近で、250mmヒューム管劣化部分の修繕を予定しているとの答弁。

そのほかに質疑はなく、質疑を終了し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第51号平成30年度
日置市介護保険特別会計補

正予算（第1号）

○議長（並松安文君）

日程第4、議案第51号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第51号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ337万5,000円を追加し、歳入歳出予算を55億8,299万2,000円とするものであります。

歳入におきましては、国庫支出金、介護保険システム改修委託料337万5,000円の2分の1補助として168万7,000円、また、一般会計その他繰入金で168万8,000円であります。

歳出におきましては、一般管理費の委託料で今回の制度改正によるシステム改修の委託料337万5,000円であります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員から、システムエンジニアの人件費はどれくらいを考えているのか、また、それ以外の経費はどうかとの問いに、今回の改修はAcrocityシステムとMCWELシステム改修であり、導入作業として5万円掛ける22人の110万円である。そのほかは、Acrocityシステムで152万5,000円、MCWELシステムで50万円、消費税25万円であるとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で終了し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第51号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（並松安文君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号平成30年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第5 請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持および教育予算拡充をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（並松安文君）

日程第4、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持および教育予算拡充をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告

を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題になっております請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算拡充をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてにつきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本請願は、日置市日吉町日置、山下博司氏より提出、紹介議員は坂口洋之議員であり、6月11日の本会議において本委員会に付託され、6月13日と25日に委員全員出席のもと委員会を開催し、教育委員会事務局の出席を求め、質疑、討論、採決を行いました。

請願の内容は、2019年度政府予算編成において、以下の3点の項目が実現されるよう、国の関係機関へ意見書提出を求めるものであります。

1、複雑化する児童生徒の対応や教職員の多忙化解消を図るため、教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育国庫負担制度を堅持すること。

3、学校施設、教材、図書、安全対策などの教育の自治体間格差を生じさせないために、教育支援や複式学級への予算など、国の教育予算を拡充すること。

また、これらが実現するように、地方自治法第99条の規定により意見書として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に要望するというものであります。

委員会としましては、所管課と紹介議員の坂口議員を招致して、自由討議を挟み慎重に審議してまいりました。

まず、紹介議員より請願についての趣旨や

理由について説明を求めました。

内容については、各自治体の地域事情について異なりますが、離島が多く小規模校の多い本県におきまして、均等ある教育と学校における諸課題を解決することが重要でありますことから、3点にわたって請願いたしましたとのことであります。

次に、請願者に対する質疑の主なものをご報告します。

委員より、請願文にある自治体間の教育格差とはどういうことかとの問いに、環境格差では、鹿児島市内では空調設備が設置され、図書費も新刊本の購入費予算が平均より多いことが第一であり、部活動費も出水市は準要保護で出ているが、ほかの市町村では出ないとの答弁。

次に、所管課の教育総務課・学校教育課長に今回の請願について、本市の現状について説明を求めました。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、長時間労働の是正とあるが、現場での勤務超過の実態はどうかとの問いに、今年度から働き方改革も出ているが、以前から勤務状況調査を行っている。調査をもとに長時間に値する場合は、産業医の面接指導を行っている。今年度、県からも業務改善が言われている。部活動の休養日は、原則週2日、平常日に1日、土日に1日となっている。

子どもたちと向き合う時間の確保のために、業務改善としてはペーパーレス会議を行う、公務支援システムにより連絡事項はメールで配信するなど、各学校で取り組んできているが、まだ緒についたばかりであり、今後も各学校と一緒に考えていきたいとの答弁。

また、委員より、平成30年度から新学習指導要領の移行期間に入り、苦慮していることは、小学校の英語の必修や道徳の教科化か、具体的にはどうかとの問いに、小学校では以前から外国語活動で英語の授業を35時間行

っていた。平成32年度からは3・4年生で35時間、5・6年は70時間の授業を組むことになる。現在、ALTが4人で700回以上の学校訪問を行っているが、小学校の数が減った分、小学校でのALT活用も考えていかねばならないとの答弁。

また、委員より、部活動の外部コーチの導入状況はどの問いに、外部コーチを入れているところもあるが、学校応援団の組織を利用するなど、学校長が最終判断をして活用している。学校教育課として部活動指導員の導入は考えていないとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

次に、自由討議に入り、委員より、県議会が昨年同様の陳情を取り下げたものの、意見書を採択している。その意見書の内容を確認したいとの意見もあり、県議会提出の意見書も全員で確認したところであります。

また、そもそも国の義務教育予算の考え方を、図書費や施設整備費、及び教員の給与費などをあわせ持つ制度にすべきではないかとの意見や、教育環境の整備について、各行政で一般財源等から予算化した特色ある事業がある。英語検定試験料の全額を助成をしている行政、制服への助成をしている行政などがあり、本市では教育予算だけではなく、各課連携の子ども支援センターの設置をしている。これらを全てメニュー化して、国の財源でやっていくのは困難な面もあるのではないかと。また、先生方が子どもたちへの授業へ専念できる環境をつくっていかないと、それ以外の業務が多過ぎて本来の仕事に支障が出ているのではないかなど、意見が出ました。

その後、討論に付しましたが、討論はなく、討論を終了。採決の結果、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算拡充をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生委員会の報告を終了いたします。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時01分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

黒田澄子文教厚生常任委員長の委員長報告に訂正の発言がありますので、許可します。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

12番。先ほどの報告の中で、委員会の開催を25日もと申し上げましたが、これは請願に対するものではございませんでしたので、削除をお願いいたします。申しわけございません。

○議長（並松安文君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○21番（池満 渉君）

委員会全会一致で採択をするということで委員長から報告がございました。義務教育諸学校の教職員の給与費は、都道府県や指定都市が負担をすることになっております。そして、国庫負担法によって、その3分の1を国が負担をするというような仕組みであります。

委員長から報告がありましたけれども、今回のこの請願1号と同じ趣旨の陳情が県議会にも出されておまして、本来、給与負担者の鹿児島県が最も請願趣旨の一部である国庫負担制度の堅持を強く訴えなければならないはずであります。

議会は、行政と車の両輪であり、行政側の思いを参酌すれば、採択もおかしくないはず

であります。ところが、委員長の報告にもありましたけれども、さきの新聞報道によると、県議会、文教警察委員会はこの不採択としております。

また、昨年は陳情者に陳情取り下げを依頼して、その後、趣旨の一部であった教職員の労働環境の改善についての意見書を県議会独自で提出をしております。それ以外、毎年同趣旨の陳情には不採択としております。

委員長の報告は、この県議会の採択の内容などについてもありましたけれども、審議の中でなぜ県議会が不採択としたのか、どのような理由で不採択になったのかというようなご議論は、委員会の中でなかったのかお尋ねをいたします。

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいまの21番議員の質疑でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、県議会では昨年取り下げをされた結果、その一部ということで意見書をつくって提案、提出をされておられる、そういった情報がありましたので、我が委員会でもそれぞれ手元に置いて、その審査内容を、意見書の内容を情報の一つとして今回活用をしながら、この審査に当たらせていただきました。

後々意見書のほうのことも提案をしなければいけないのですが、そのタイトルの中にもあるんですけれども、今回私たち委員会は、先生たちの働き方とか、また部活動の指導のことなど、先ほど述べたような予算の内容よりも、その先生たちの働き方や、この仕事の内容の部分というものも多く、お互いに自由討議の中で審査をさせていただいた経緯もございます。

今回、6月議会県議会でも、この陳情を審議されておられたのではわかっておりますが、私たちも同じ議会中ではございましたので、今回の結果について全く参考にはしておりません。

それと、これまでの経緯についても、特段我が議会のほうで内容を調べましょうというご意見も出ませんでしたので、県議会とは全く別物と考え、我が議会において請願出されたものとして、取り扱いを進めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（並松安文君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

これから請願第1号について討論を行います。討論はありませんか。

反対討論ですね。池満渉君の反対討論の発言を許可します。

○21番（池満 渉君）

委員長の報告がありました。請願を採択するという報告に対して反対の討論をいたします。

これから請願1号のその趣旨の内容をひもといて、その課題解決に向けて私なりの考えも含めて、その反対の理由を述べてみたいと思います。

まず、教職員の定数改善の必要性についてであります。

10年前の鹿児島県の公立小中学校の児童生徒数は、およそ14万7,900人でした。それが、現在では約13万3,000人で、およそ1万4,800人が減少をしております。率にして、10年前の89.9%であります。

同じく教職員の数は、10年前が約1万1,600人、現在が1万1,000人、およそ600人の減少で、率にして94.7%であります。

タイミングよく、けさの南日本新聞に、教職員の定数が足りないというような記事も出ておりました。もちろん、記事の内容にあり

ますように、特別支援学級がふえたり、あるいは少人数学級を推進するといったような自治体それぞれの違いはありますけれども、また、複雑化する教育現場の実態を、今申し上げた数の推移だけで論ずることは適切でないかもしれません。それでも、数字的な実態としては、少子化による児童生徒数減少の割には、教職員の定数は減っていないという、この実態だけはおわかりをいただきたいと思えます。

次に、家庭教育・保護者の責任についてであります。

学校の先生方が忙しいことは、働き方改革の法案審議などでも議論をされております。また、学習指導要領の改訂は、これまでも行われてきました。また、そのボリュームも時によって違いがありました。複雑化、困難化する学校現場の問題に、親・家庭の教育力の低下、同時に親学の復権を論じる必要があります。

私たちの中に、学校に頼りっ放しというような風潮はないでしょうか。基本法第10条に、「保護者は子の教育について、第一義的な責任を有する」とあります。ややもすると、生活のために必要な習慣を身につけさせることまでも学校現場に押しつけて、教師本来の職務を増大させる要因になっていないでしょうか。

全国学カテストで、毎年上位を占める秋田県・福井県・石川県・青森県などは、共働き世帯が当然多いです。と同時に、三世帯の同居率も高いと言われております。このことは、学力の面だけでなく、子育てに対する保護者の責任範囲の広さを証明していると思えます。

記憶に新しい新幹線での殺人事件は、困った人を助けるという勇気ある習慣が、被害者になった悲しい例ではありますが、人の命を殺めてはならないという教えは、学校現場以

前に親・保護者が教えなければならない最低限の社会規範であります。まさに親の責任を自覚するときでもあります。

3番目に、国庫負担制度の堅持と、さらなる国の教育予算の拡充についての趣旨であります。

義務教育国庫負担制度については、先ほども述べましたが、負担法によって明確に決められております。

ちなみに、鹿児島県の平成30年度当初予算に含まれる国からの負担金額は、およそ289億円であります。単純に計算して、総額およそ870億円が本県のいわゆる義務教育諸学校の教職員に係る給与費となります。しかも、それは自治体の離島があるから、小規模の地域があるからといったような現状に合わせた運用ができる総額裁量制になっております。

三位一体改革で、国の負担金が2分の1から3分の1へ引き下げられたことは、国税である所得税の率が、10%から5%に下げられ、地方税の市県民税の率が、5%から10%に引き上げられたように、地方への税源移譲と絡み合った政策であります。親である国の財政状況を考えれば、容易に予算拡充を唱えることには疑問を感じます。

また、自治体間の格差は、それぞれの交付税の使い道の違いであり、今地方交付税の算定にトップランナー方式が採用されてきた現状を考えると、自治体間の競争はますます進み、その格差は教育環境においても、これまで以上に広がるのではないかと危惧をしております。国への予算要求以前に、自前で努力する気概こそが、今求められております。

最後に、理想の教師像の追求と、その採用のあり方についての議論・研究こそ急がれるべきであります。

教育基本法第9条に定める「教員は、崇高な使命を深く自覚し、どのような教えをすべ

きか、絶えず研究と修養に励み職責の遂行に努めねばならない」とあります。

学習塾が学校を補完するような現在、与えられる勉強でなく、子どもたちのやる気をどうして育てるのか、絶えず研究と修養が必要です。

教職員の採用試験には、現場の忙しさから一向に教師の採用試験に合格できないという先生方がおります。そんな現場の経験をしっかり積んだ、やる気が見える、いわゆる期限付きの先生方の優先採用制度なども考えられるところであります。

今大事なものは、定数改善より真に子どもが好きで、崇高な使命感を持ち、最善を尽くす質の高い教師の育成と、そんな教師の採用であります。今こそ教育の量から質への転換と家庭、学校、地域、それぞれがみずからの立場を自覚して、他力本願でなく、みずからやってみること、その原点を訴えて反対討論いたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

次に、橋口正人君の賛成討論の発言を許可します。

○11番（橋口正人君）

ただいま議題となっております請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持および教育予算拡充をはかるための、2019年度予算に係る意見書採択の要請について、委員会等のおおりに採択に賛成の立場で討論いたします。

この請願は、2019年度予算編成において、3項目のことが実現されるよう要請するという内容であります。

教職員定数改善については、段階的な少人数学級を求める内容であります。いじめや不登校、子どもの貧困、また特別支援の必要な子どもが増加傾向にあり、子どもたちに行き届いた教育は保障されるべきです。

また、学校現場でも教員の職務の多忙化が指摘されており、子どもたちへの教育・指導に可能な限り専念できる教育環境についても、今後検討されるべきものだと考えます。

義務教育国庫負担制度は、現状を堅持していくことを求めます。学校施設、教材、図書、安全対策など、自治体間格差を生じさせないために、教育支援や複式学級への予算編成など、国の予算を拡充すべきと考えます。

今日の社会状況において、学校においてはさまざまな課題があります。その中において、教育環境の整備は不可欠であり、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持および教育予算拡充をはかるための、2019年度予算に係る意見書採択の要請については、賛成の討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。請願第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持および教育予算拡充をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請については原案のとおり決定することに決定しました。

△日程第6 陳情第4号生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置について

○議長（並松安文君）

日程第6、陳情第4号生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定

資産税の特例措置についてを議題とします。

本件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております陳情第4号生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置についての陳情につきましては、6月11日の本会議におきまして本委員会に付託され、6月13日に全委員出席のもと委員会を開催し、商工観光課長の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

この陳情者の提出者は、鹿児島市名山町9番1号、鹿児島県商工会連合会会長森義久氏と、日置市伊集院町下谷口1813-7、日置市商工会会長西陽三氏と2名からであります。

陳情の趣旨につきましては、第196回通常国会に提出された生産性向上特別措置法案において、中小・小規模事業者の生産性向上を支援するため、市町村から計画認定を受けた設備投資は、特例として市町村が固定資産税を3年間ゼロから2分の1に軽減できる措置を講じているとしています。

さらに、固定資産税をゼロとした市町村の中小・小規模事業者に対して、ものづくり補助金等の優先採択や補助率引き上げ（2分の1から3分の2へ）による重点支援を講じることとしています。

日置市の中小・小規模事業者の生産性向上を力強く後押しし、地元商工業の発展と地域経済活性化を図るため、1、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定するよう執行部に働きかけること。2、上記1に基づき、先端設備導入計画の認定を受けた設備投資について、固定資産税の特例率をゼロとする条例を制定することを陳情するものであります。

先端設備等導入計画の提出から認定までの流れを説明しますと、申請者である中小事業者等は、先端設備等導入計画を商工会に事前確認をとる。導入計画について、商工会等は確認証を発行する。事業者はその確認証を添付して、先端設備等導入計画書を市町村へ申請する。

市町村においては、導入促進計画を策定し、経済産業大臣と協議する。経済産業大臣より同意を得る。事業者より申請された導入計画申請事業者を市が認定する。認定されれば、固定資産税等（減価償却資産）の軽減措置支援を受けられるということになります。

この固定資産税の減税については、6月11日の本会議で専決処分として承認済みであり、市は現在導入促進基本計画を経済産業省と協議中であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、固定資産税の特例を受けるためには、中古資産でないこととあるが、新品資産に限るのかとの質疑に、その他要件にあるとおり、中古資産でないこととありますので、新品資産に限るということになると答弁。

委員より、この制度を実施した場合、どのような影響があるのかとの質疑に、資本金額1億円以下の法人で、従業員1,000人以下の個人事業主等が対象であり、日置市では約2,000事業所が該当する。今のところ動きが見られないが、制度の該当する設備の固定資産税がゼロになるため、今後動きが見られるのではないかと答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第4号生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わ

ります。

○議長（並松安文君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置については、採択することに決定しました。

△日程第7 意見書案第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書について

○議長（並松安文君）

日程第7、意見書案第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書についてを議題とします。

本案について、提出者に提案理由の説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております意見書案第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書について提案理由を申し上げます。

先ほど採択されました請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持および教育予算拡充を図るための2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての願意が、国の関係機関への意見書提出となっておりますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案する次第であります。

意見書の内容につきましては、お手元に配付いたしましたとおりですので、朗読は省略いたしますが、学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移管期間に入り、外国語教育実施のための授業時数の調整など、対応へ苦慮する状況にあります。

教員がより専念できる学校組織運営体制や、勤務のあり方など、働き方改革に関する総合的な方策の推進をもって、日本の将来を担う子どもたちへの教育環境への配慮を重要と考え、2019年度予算編成において、学校現場における教職員の業務改善及び教育予算の拡充を要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係省庁に意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

これから意見書案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第1号は、会議規

則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第1号について討論を行います。討論はありませんか。池満渉君の反対討論の発言を許可します。

○21番（池満 渉君）

21番。先ほどの請願第1号に係る意見書案でございます。私は、請願第1号の採択については反対でありますので、今回のこの意見書案についても反対でございます。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。意見書案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、意見書案第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書については、原案のとおり可決されました。

ここで、訂正をしたいと思います。

送付先で、総務大臣、「高市早苗」様とありますが、「野田聖子」の間違いです。移送先を一部訂正しまして、提出します。

△日程第8 発議第1号日置市議会議員定数条例の一部改正について

○議長（並松安文君）

日程第8、発議第1号日置市議会議員定数条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者に提案理由の説明を求めます。

〔4番富迫克彦君登壇〕

○4番（富迫克彦君）

ただいま議題となっております発議第1号日置市議会議員定数条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

市議会議員の定数につきましては、平成19年9月に定数条例が制定されて以来、市民の皆様から出された数回の定数削減の陳情を受けまして、議会としても特別委員会を設置し、いろいろと協議がされてきたところでございます。

しかし、さる3月議会では、定数を18人にとり、陳情に対して、賛成少数で不採択となりました。私は、10年後の人口規模や財政面を考えますと、適正な議員定数、議員数だと考え賛成しましたので、今回の提案はいささか不本意ではありますが、やはり次期改選期に向けて、市の状況を確認しながら、議会としての行動が必要と考え、定数を20人として提案をさせていただきました。

今、日置市が置かれている状況、合併後10年目を迎えた今、6月1日現在の人口を申しますと、4万8,992人ということになっておりまして、合併当初と比較すると4,056人、年間平均にしますと312人減少してきています。

今後は、2025年問題と称される超高齢化社会が到来することや、少子化の現状など考えたときに、市が進めますまち・ひと・しごと総合戦略で掲げている、何とか2060年には4万人の人口を維持したいということに取り組んでおりますが、なかなか厳しい現実を突きつけられているというふうに考えます。

さらに、次期改選期に当たる平成33年度

からは、普通交付税の算定方式が本来の形、一本算定となり、普通交付税が減少する。本年度 77 億円余り見込まれている金額が、70 億円になるのではないかと考えられますので、財政的にも一層厳しくなることがわかっております。

このような現実を踏まえ、市町村がそれぞれで施策を競い合うことが求められている今、財源が乏しい日置市にとっては、総合戦略を推進し、何とか人口減少に歯どめをかけるために、少しでも財源の確保が必要ではないでしょうか。

これらの要因を考えたときに、現行の 22 人という定数では、到底市民の皆様のご理解を得ることは厳しいというふうに考えます。

それと、今後も議会として市民の皆さんの信頼を得ていくために、議会がみずから継続的に改革していく姿勢を示す必要性も痛感しているところでございます。

これらの理由により、日置市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づいて、賛成者 3 名の連名によりご提案するものでございます。

議員各位の高い見識と市民目線によるご判断を期待し、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（並松安文君）

お諮りします。この発議については、議長を除く 21 人の委員で構成する議員定数特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査に付することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、この発議は議長を除く 21 人の委員で構成する議員定数特別委員会を設置し、これに付託し閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩し、休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いします。委員の皆さんは、議員控室にお集まりください。

午前11時42分休憩

午前11時47分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数特別委員会は、委員長に池満渉君、副委員長に中村尉司君が互選された旨を報告がありましたので、お知らせします。

△日程第 9 閉会中の継続審査申し出について

○議長（並松安文君）

日程第 9、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第 111 条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第 10 閉会中の継続調査申し出について

○議長（並松安文君）

日程第 10、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 111 条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第11 議員派遣の件について

○議長（並松安文君）

日程第11、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△日程第12 所管事務調査結果報告について

○議長（並松安文君）

日程第12、所管事務調査の結果報告についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果報告については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は、市長へ送付することに決定しました。

△日程第13 行政視察結果報告について

て

○議長（並松安文君）

日程第13、行政視察結果報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、議長へ行政視察結果報告がありました。

お諮りします。文教厚生常任委員会からの行政視察結果報告は、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、行政視察結果報告は市長へ送付することに決定しました。

△閉 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は、6月11日の招集から本日の最終本会議まで22日間にわたり、平成30年度一般会計補正予算を始め、日置市教育委員会委員、固定資産評価委員、監査委員、公平委員会委員の任命等への同意、市有財産の取得、日置市税条例等の一部改正、日置市都市計画運動公園施設条例の一部改正、専決処分の承認など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただいたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、期間中、議員各位からのご指摘のありました点に真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれまし

ても、健康に十分留意され、市政の運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（並松安文君）

これで、平成30年第2回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦勞さまでした。

午前11時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 並松安文

日置市議会議員 下御領昭博

日置市議会議員 山口初美